

所得税の確定申告者の実態調査分析

税務大学校 研究部
関東信越国税局
課税第一部 個人課税課

推薦のことは

申告納税制度がわが国に導入されてから、55年近い年月が経過したが、その間、確定申告者の数も大幅に増加し、例年、確定申告の時期になると、全国の各税務署には多数の納税者が確定申告のために訪れている。このため、わが国の申告納税制度の現状を理解し、その発展を図っていくためには、確定申告を行った納税者の実態を理解することが不可欠の作業であると考え。しかしながら、この点について、調査・研究を行った業績はこれまで皆無といってよい状況であったように思う。

この観点から、税務大学校研究部長の諸岡氏の企画と指導の下に、同研究部と関東信越国税局課税第一部個人課税課が行った共同研究の成果であるこの「所得税の確定申告者の実態調査分析」は、確定申告を行った納税者について様々な角度から分析を加えた、わが国で最初の実態調査であり、画期的業績であるといえる。

この調査結果では、例えば、青色申告者や白色申告者の申告態様の相違、事業所得者・不動産所得者等の所得者区分別による申告態様の相違、男女別・年代別あるいは地域別の申告態様の相違など、興味深い点が明らかにされており、わが国の申告納税制度の現状を理解していく上で大変に貴重な資料であると考え。

今後、この調査結果を基礎として、申告納税制度をさらに定着させ、発展させていくためにはどうしたらよいかを、制度と運用の両面にわたって検討していく必要があると考え。これを機に、第二、第三の調査研究が行われることを強く期待したい。

平成13年12月

東京大学名誉教授
税務大学校顧問
金子 宏

目 次

	頁
実態調査の目的等.....	1
1 目的.....	1
2 標本の抽出.....	3
標本調査の対象として抽出した確定申告者.....	5
1 総論.....	5
2 申告納税額の有無による分析.....	10
3 年齢構成.....	15
4 所得者区分別・年齢別の分析.....	18
5 申告納税額の有無別・年齢別の分析.....	28
納税者の申告態様.....	32
1 総論.....	32
2 年齢別分析.....	34
青色申告者の申告態様.....	39
1 総論.....	39
2 年齢別分析.....	40
白色申告者の申告態様.....	42
1 総論.....	42
2 年齢別分析.....	43
申告態様別の申告状況.....	45
1 個別指導.....	45
2 集合指導.....	50
3 市町村.....	66
4 郵送窓口.....	72
5 税理士関与.....	78
所得者区分別の申告態様.....	84
1 営業等所得者.....	84
2 不動産所得者.....	101
3 給与所得者.....	114
4 年金所得者.....	124
申告書の提出時期.....	134
1 全体的な申告書の提出状況.....	134
2 確定申告書の提出時期.....	143
3 申告納税額のある者.....	148

4	申告納税額のない者.....	151
5	還付申告者.....	154
6	提出された申告書の曜日別の状況.....	157
	あとがき.....	160

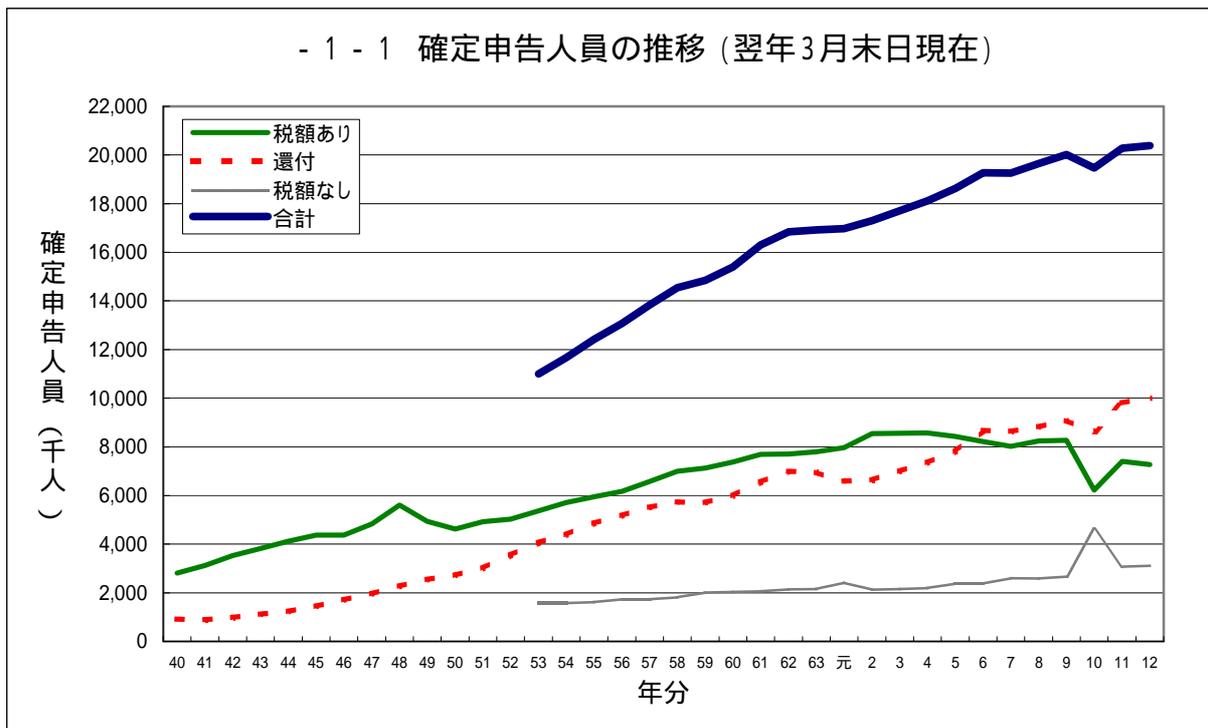
実態調査の目的等

1 目的

所得税の確定申告は、納税者にとって前年の経済活動を税務の面で締めくくる重要な行事であると同時に、国税組織全体にとっても年間を通じた最大の行事となっている。例年、全国各地の税務署では、税理士会や青色申告会をはじめとする関係民間団体の協力の下、地方税当局とも連携を図りながら、可能な限りの相談会場や申告書收受場所を確保する一方、他事務系統の職員やアルバイトなども含め、相当の事務量を投下してこの時期を乗り切っているところである。

この所得税の各年分の確定申告者数については、国税庁が毎年公表している「国税庁統計年報書」が手がかりとなる。それによると、昭和40年分以降の確定申告人員の推移は図

1-1のとおりである。申告納税額のある者（納税人員）及び還付申告者の伸びを反映して、確定申告人員の総数は年々相当な伸びを見せている。

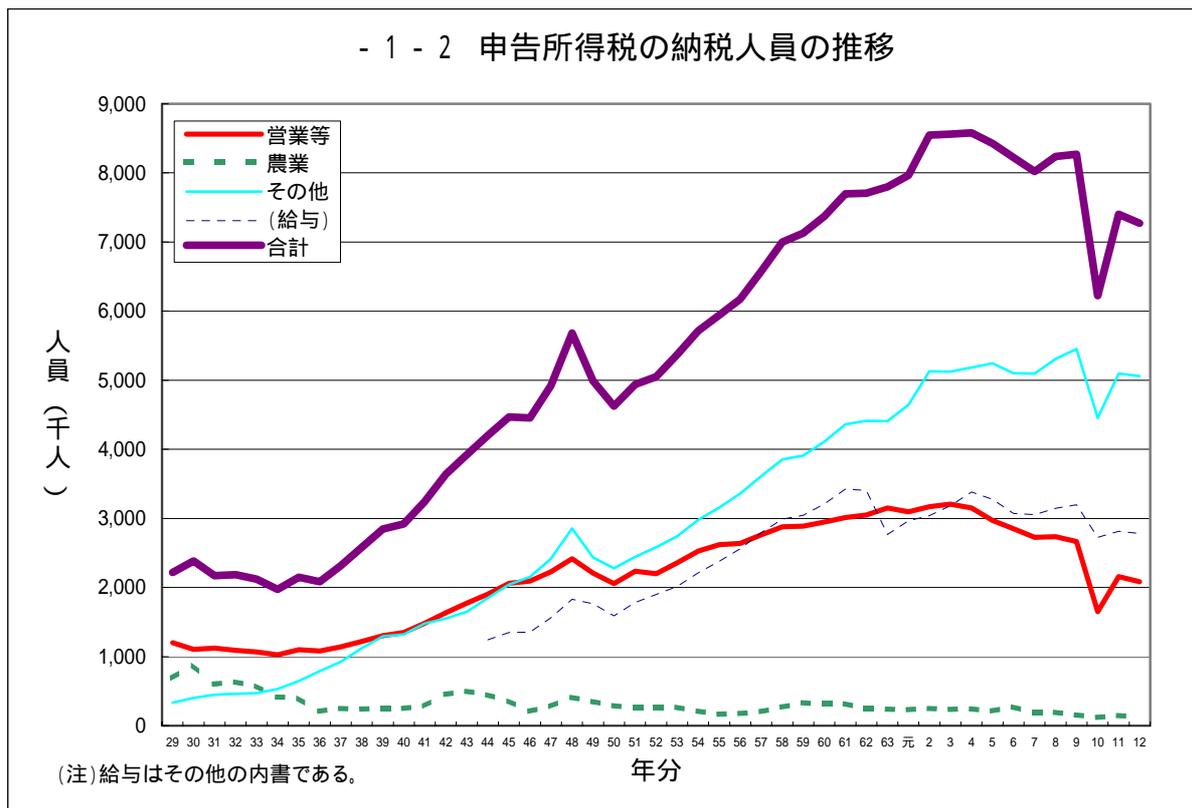


また、国税庁が本格的に統計を取り始めた昭和29年分から平成11年分までの確定申告者のうち、納税人員の推移は図 - 1 - 2のとおりである。この図から見られるように、昭和30年代半ばから平成の年代に入るまで納税人員はほぼ一貫した伸びを見せており、特に、昭和40年代半ばからは、営業等所得者及び農業所得者以外の所得者（特に給与所得者）の伸びが著しく、営業等所得者を上回るようになっている。

【図 - 1 - 1 確定申告人員の推移（翌年3月末日現在）参照】

【図 - 1 - 2 申告所得税の納税人員の推移参照】

- 1 - 2 申告所得税の納税人員の推移



ところで、以上の確定申告を行った人たちが、具体的にはどういった方法・手段を用いたのか、また、どの相談会場あるいはどの申告書收受場所に、どういった職種の人たちが来ているのか、あるいは、年齢や青色・白色申告の別、申告納税額の有無・還付の別といった点などを有機的に結び付けた、マトリックス的理解につながるデータはほとんどない、というのが現状である。

このような問題意識から、関東信越国税局課税第一部所得税課（平成13年1月より個人課税課に名称変更）は、平成12年2月～3月に実施された平成11年分の所得税の確定申告について、管内各税務署の協力の下、同各税務署に提出されている確定申告書から標本調査を実施した。また、税務大学校研究部は同課から資料提供を受けて、どのような納税者が確定申告時にどのような行動をとったかなど、確定申告の実態を鳥瞰図的に把握する分析及び研究を、同課と共同で実施した。その分析結果が本稿である。

分析を行うに当たっては、確定申告者の中で多数を占める営業等所得者、不動産所得者、給与所得者及び年金所得者が、主として男女別・年齢階層別に、確定申告に当たってどのような行動をとったかという点に重点を絞った。また、標本調査の対象である関東信越国税局管内は、埼玉県のように大都市の様相を示す地域、長野県及び新潟県のように純然たる地方の様相を呈する地域、そして北関東3県（茨城、栃木、群馬）のように都市化が進行しつつあるものの、なお地方としての様相が残る地域の三つに大きく分かれているため、その実態をより詳細に分析すべく、重要な項目については、更にこれら三つの地域別分析も併せて行った。

また、本研究は、平成13年2月発表の「所得税の申告者の実態調査分析（中間報告）」をベースに、同年6月8日に開催された「第1回税務大学校研究部研究発表会」において、金子宏税務大学校顧問（東京大学名誉教授）のほか、薄井信明（政策研究大学院大学客員教授）、桜井久勝（神戸大学大学院経営学研究科教授）、品川芳宣（筑波大学大学院経営・政策科学研究科教授）、杉山学（青山学院大学経営学部教授）、本庄資（国士舘大学政経学部教授）、水野忠恒（一橋大学法学部教授）の税務大学校客員教授の方々からいただいた講評及び質疑応答を踏まえ、大幅に加筆修正をしたものである。

2 標本の抽出

実態調査のための標本は、関東信越国税局管内63署の中から、確定申告書提出件数の少ない署から多い署まで、地域間で片寄りのないように選定した33署を対象として、確定申告期限の3月15日までに申告のあった全申告者の1パーセントに当たる16,618件を、それぞれの税務署管内の市町村ごとに層別サンプリングの方法により抽出した。

なお、標本調査の内容は、次のとおりである。

収受年月日	申告態様（注2）
生年月日	所得者区分（注3）
性別（注1）	申告納税額の有無
青色申告・白色申告区分	還付申告の原因

（注1）申告書に記載された本人の性別によった。したがって、申告書が代理人によって提出されている場合であっても、この点は考慮されていない。

（注2）確定申告書の提出がいずれの相談会場を利用してなされたか、自らあるいは税理士を通じてなされたかといった確定申告書提出時の態様を、次の6つに区分した。

「個別指導」	： 税務署の相談会場で1人の税務署員が1名の確定申告者とマンツーマンで接する方式で相談を受けたもの
「集合指導」	： 税務署の相談会場で1名の税務職員が複数の確定申告者に同時に対応する方式で相談を受けたもの
「市町村」	： 地方税当局で相談を受けたもの
「税理士無料」	： 税理士会の協力で開催されている無料申告相談所で相談を受けたもの
「郵送窓口」	： 自ら郵送又は税務署の受付窓口を利用して申告書を提出したもの
「税理士関与」	： 税理士に依頼して申告書を提出したもの

(注3) 所得者区分の定義は次のとおりである。

なお、併有する所得がある場合には、(1)から(6)に区分される若い番号の所得者区分によった。

- (1) 営業等所得者 : 事業所得者のうち農業所得以外の事業所得を有する者
- (2) 農業所得者 : 事業所得者のうち農業所得を有する者
- (3) 不動産所得者 : 不動産所得を有する者
- (4) 給与所得者 : 給与所得を有する者
- (5) 年金所得者 : 各種年金を受給している者
- (6) その他の者 : 上記(1)～(5)以外の者

(参考) 標本調査の署別件数

(平成12年3月15日までに収受した分)

署名	件数	署名	件数
朝霞	582	伊勢崎	298
大宮	653	高崎	663
川口	835	藤岡	149
西川口	551	中之条	109
川越	1382	沼田	169
所沢	1075	館林	382
東松山	360	群馬県計	1770
春日部	887	長野	809
埼玉県計	6325	上田	398
水戸	730	諏訪	356
日立	359	伊那	286
土浦	702	松本	509
茨城県計	1791	長野県計	2358
宇都宮	745	新潟	894
栃木	579	新発田	369
足利	221	巻	362
佐野	200	三条	313
栃木県計	1745	長岡	437
		柏崎	156
		糸魚川	98
		新潟県計	2629
		合計	16618

標本調査の対象として抽出した確定申告者

1 総論

(1) 確定申告を行った者の標本件数は、次表のとおりである。この16,618件を所得者区分別に分類すると、給与所得者が4,704件と最大グループを形成しており、本調査による標本件数全体の28.3%を占めている。これに続いているのが営業等所得者で、4,543件(27.3%)と、ほぼ給与所得者と同じ割合を占めている。以下、年金所得者3,084件(18.6%)、不動産所得者2,583件(15.5%)、農業所得者1,262件(7.6%)の順に続いている。

また、男女別に分類すると、男性が12,481件(75.1%)、女性が4,137件(24.9%)となっており、男女比はほぼ3対1となっている。下の表を縦横に一瞥すると、給与所得者については、全体に占める女性の割合が比較的高いのに対して、農業所得者の圧倒的多数が男性であることなどが認められる。

標本全体の所得者別・男女別状況

	男性		女性		合計	
	件数	構成比・%	件数	構成比・%	件数	構成比・%
営業等	3,598	28.8	945	22.8	4,543	27.3
農業	1,190	9.5	72	1.7	1,262	7.6
不動産	1,922	15.4	661	16.0	2,583	15.5
給与	3,039	24.3	1,665	40.2	4,704	28.3
年金	2,452	19.6	632	15.3	3,084	18.6
その他	280	2.2	162	3.9	442	2.7
合計	12,481	100.0	4,137	100.0	16,618	100.0

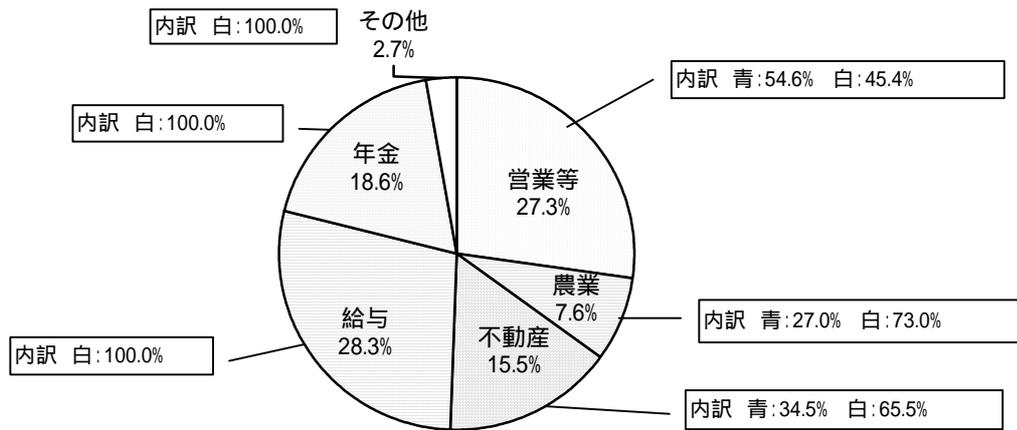
(2) この結果、抽出した標本中に占める事業所得者は34.9%（営業等所得者27.3%と農業所得者7.6%の合計）、その他所得者は65.1%（給与所得者28.3%、年金所得者18.6%、不動産所得者15.5%及びその他2.7%の合計）となる。これは、関東信越国税局管内における確定申告者全体の所得者区分（事業所得者35.3%、その他所得者64.7%）にほぼ近い数値を示していることから、抽出された標本は確定申告者全体の実態にほぼ沿ったものといえる。

【図 - 1 - 1 申告者全体の所得者区分別状況 - - 構成割合参照】

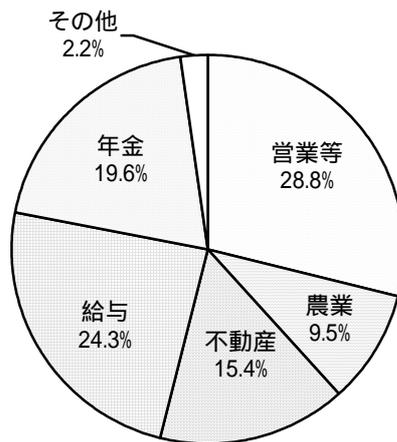
【図 - 1 - 2 申告者全体の所得者区分別状況（男性） - - 構成割合参照】

【図 - 1 - 3 申告者全体の所得者区分別状況（女性） - - 構成割合参照】

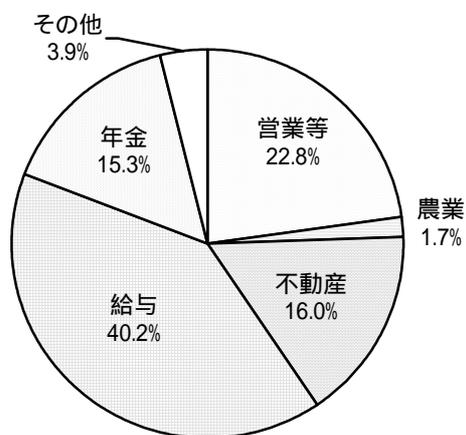
- 1 - 1 申告者全体の所得者区分別状況 - 構成割合



- 1 - 2 申告者全体の所得者区分別状況 (男性) - 構成割合



- 1 - 3 申告者全体の所得者区分別状況 (女性) - 構成割合



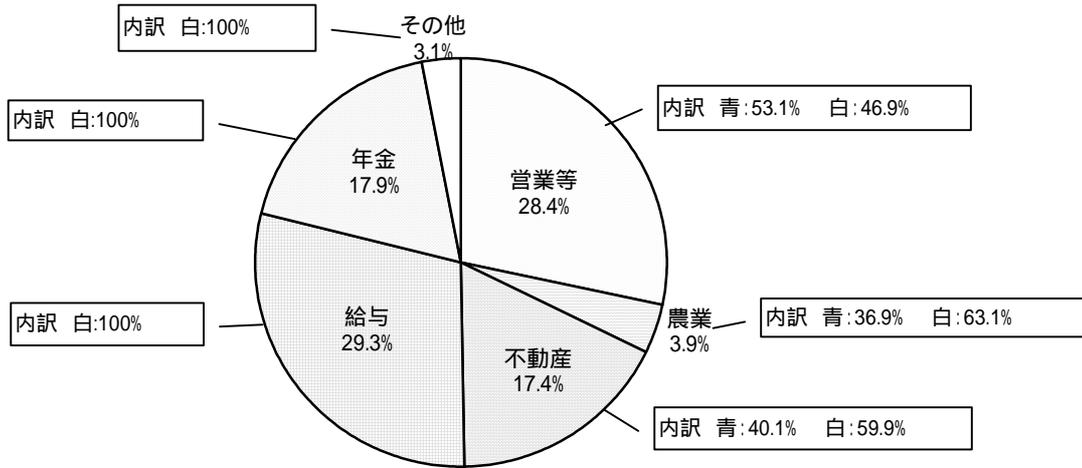
(3) なお、これを地域別で見ると、営業等所得者について、埼玉及び北関東地域の構成割合は28%台で差は見られないが、信越地域ではこれより4%ほど低くなっている。その反面、農業所得者は埼玉が4%程度であるのに対して、北関東・信越地域では10%程度と、地域間の開差が認められる。給与所得者についても、埼玉及び信越地域は29%台で差は見られないが、北関東地域ではこれより3%ほど低くなっている。

【図 - 1 - 4 所得者区分別状況（埼玉） - - 構成割合参照】

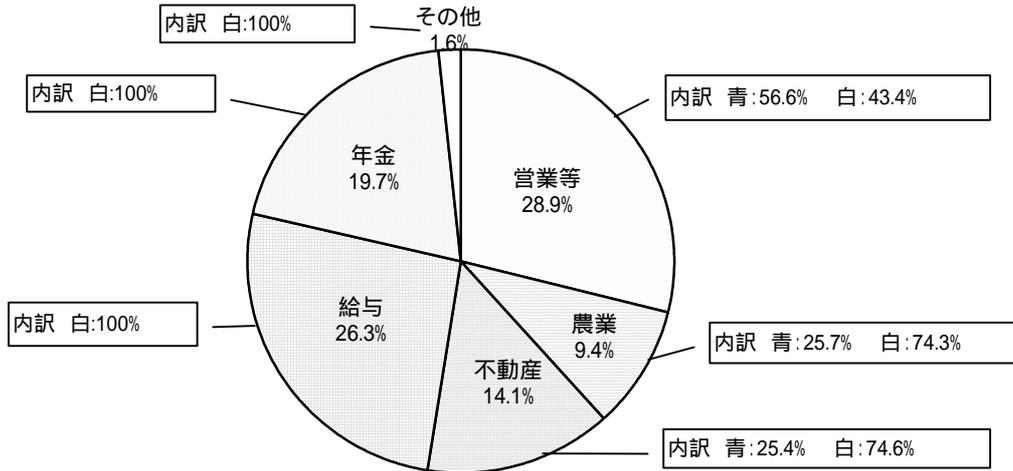
【図 - 1 - 5 所得者区分別状況（北関東） - - 構成割合参照】

【図 - 1 - 6 所得者区分別状況（信越） - - 構成割合参照】

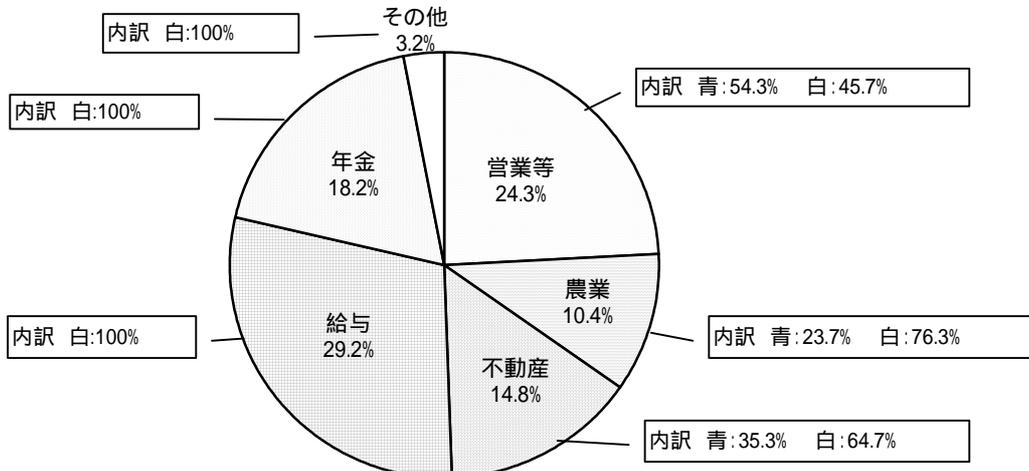
- 1 - 4 所得者区別状況（埼玉） - 構成割合



- 1 - 5 所得者区別状況（北関東） - 構成割合



- 1 - 6 所得者区別状況（信越） - 構成割合



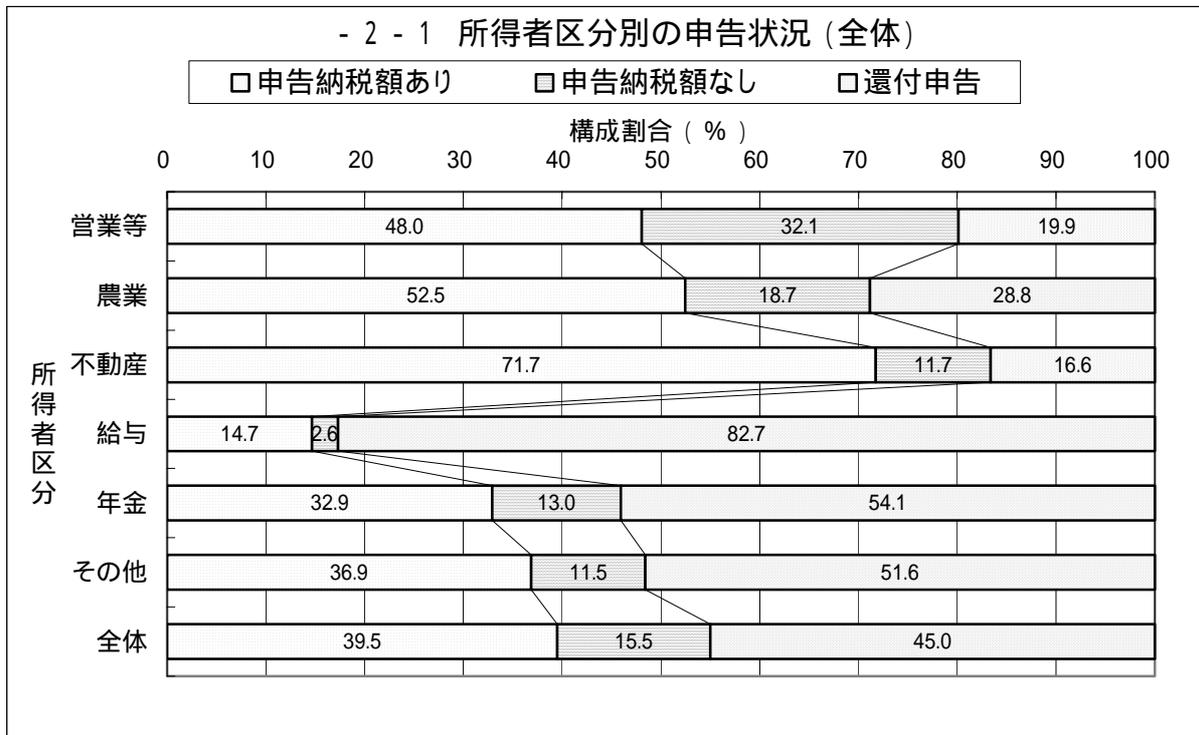
2 申告納税額の有無による分析

(1) 抽出した確定申告者の標本16,618件を申告納税額の有無で分類すると、申告納税額のある者が6,565件で39.5%、申告納税額のない者が2,571件で15.5%、還付申告者が7,482件で45.0%となっている。これは、関東信越国税局管内における確定申告者全体の状況（申告納税額のある者36.0%、申告納税額のない者14.1%、還付申告者49.9%）にほぼ近い数値を示していることから、この点からも抽出された標本は実態にほぼ沿ったものといえる。

【図 - 2 - 1 所得者区分別の申告状況（全体）参照】

標本の申告納税額の有無による分類

	男性		女性		合計	
	件数	構成比・%	件数	構成比・%	件数	構成比・%
申告納税額あり	5,332	42.7	1,233	29.8	6,565	39.5
申告納税額なし	2,009	16.1	562	13.6	2,571	15.5
還付申告	5,140	41.2	2,342	56.6	7,482	45.0
合計	12,481	100.0	4,137	100.0	16,618	100.0



(2) 標本16,618件を男女別に見ると、申告納税額のある者は男性が5,332件で男性全体の42.7%、女性が1,233件で女性全体の29.8%となっており、全般的に男性の方が申告納税額のある者の割合は高くなっている。特に営業等所得者については、男性が52.5%、女性が30.9%、給与所得者については男性が17.0%、女性が10.5%と、男性の方が申告納税額のある者の割合は高い。ただし、他の所得者につい

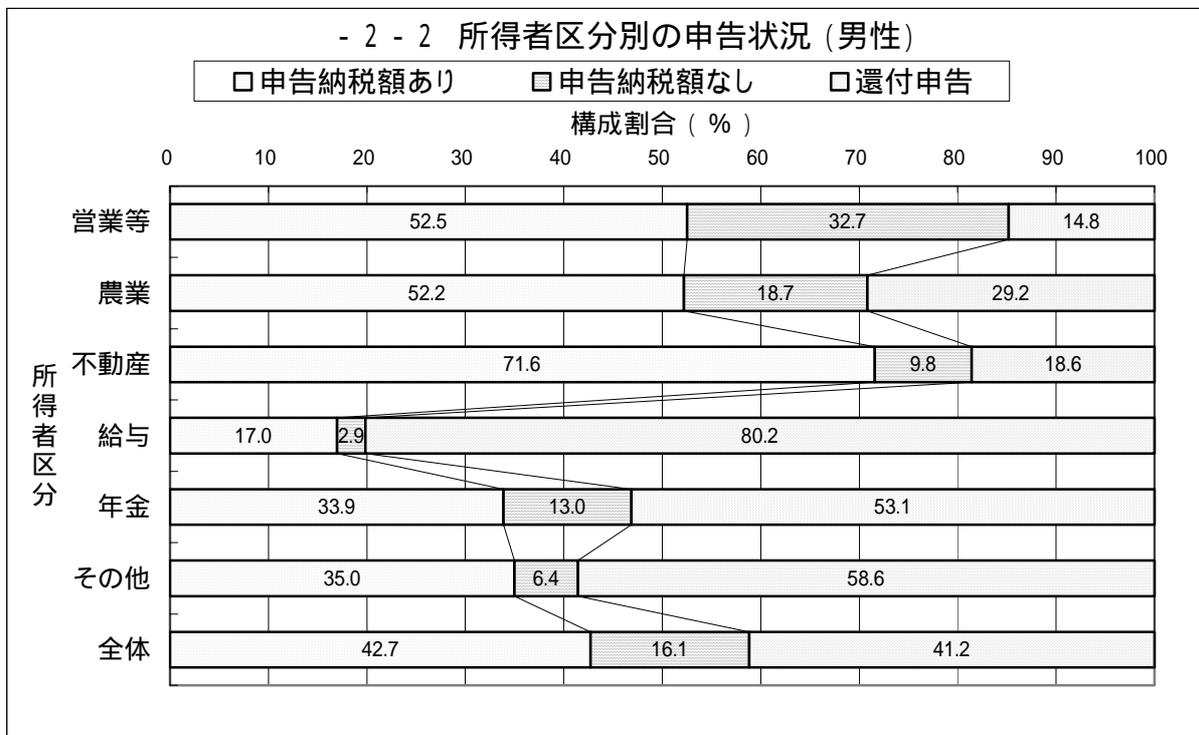
ては、男女間にそれほど差は見られない。

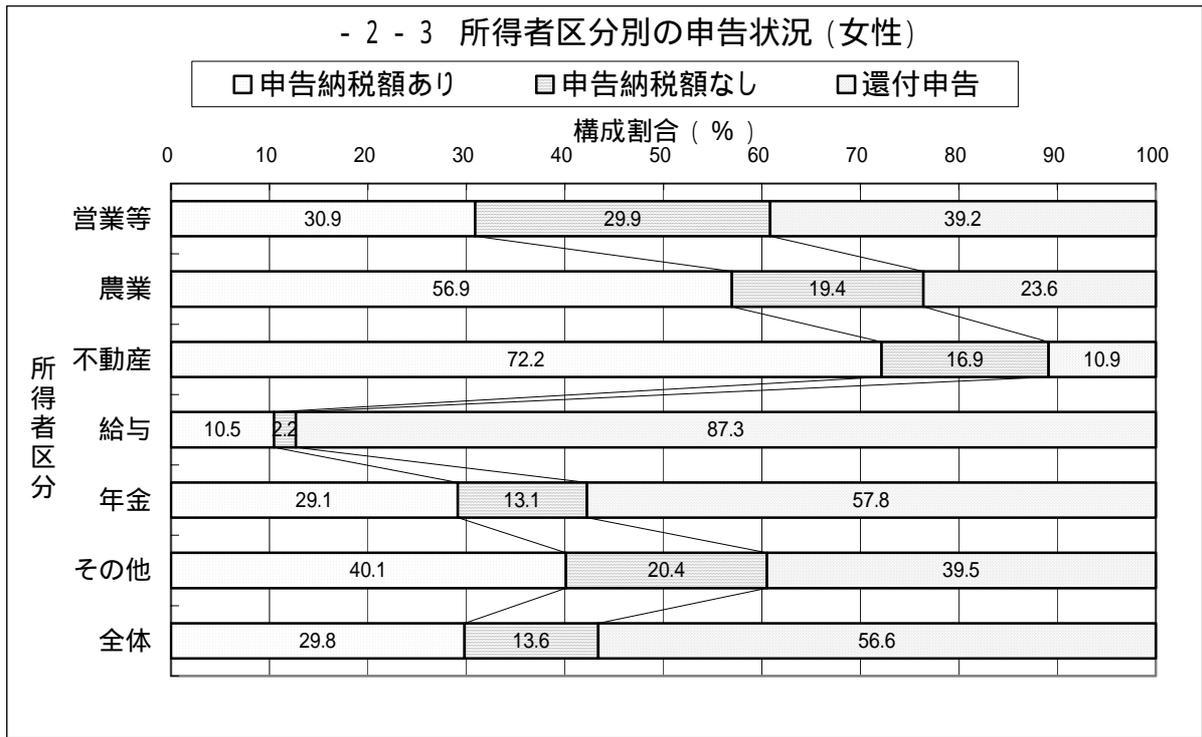
また、申告納税額のない者は、男性全体の16.1%、女性全体の13.6%となっており、不動産所得者に申告納税額のない女性が多いほかは、男女間にあまり目立った差は認められなかった。

一方、還付申告者は男性全体の41.2%、女性全体の56.6%となっており、女性の方が男性より還付申告者の方の割合が高い。特に、営業等所得者については、男性では14.8%、女性では39.2%と、男女間に顕著な差が見られる。

【図 - 2 - 2 所得者区分別の申告状況（男性）参照】

【図 - 2 - 3 所得者区分別の申告状況（女性）参照】





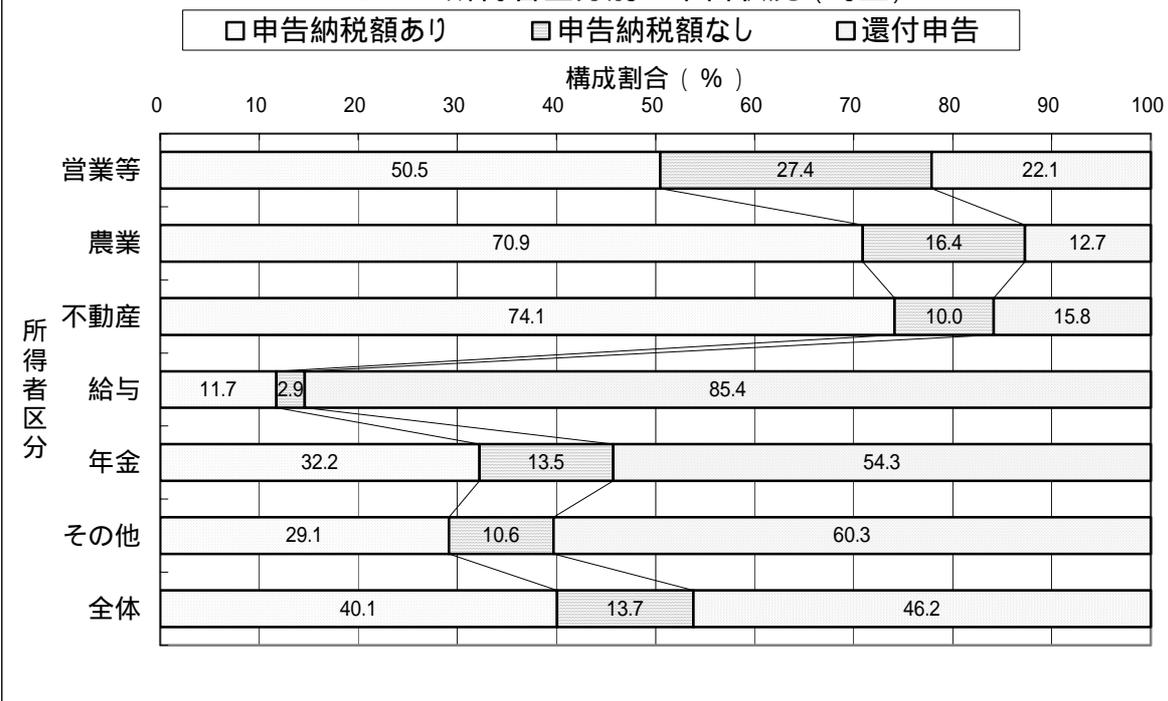
(3) また、申告納税額のある者についてこれを地域別に見ると、営業等所得者及び農業所得者は埼玉が最も多く、以下、北関東、信越地域の順になっており、特に埼玉の農業所得者に顕著な傾向が見られる。一方、不動産所得者については地域別の差がほとんど見られない。また、還付申告については、地域別の差はあまり見られなかったが、農業所得者については信越地域の還付申告割合が高い。

【図 - 2 - 4 所得者区分別の申告状況（埼玉）参照】

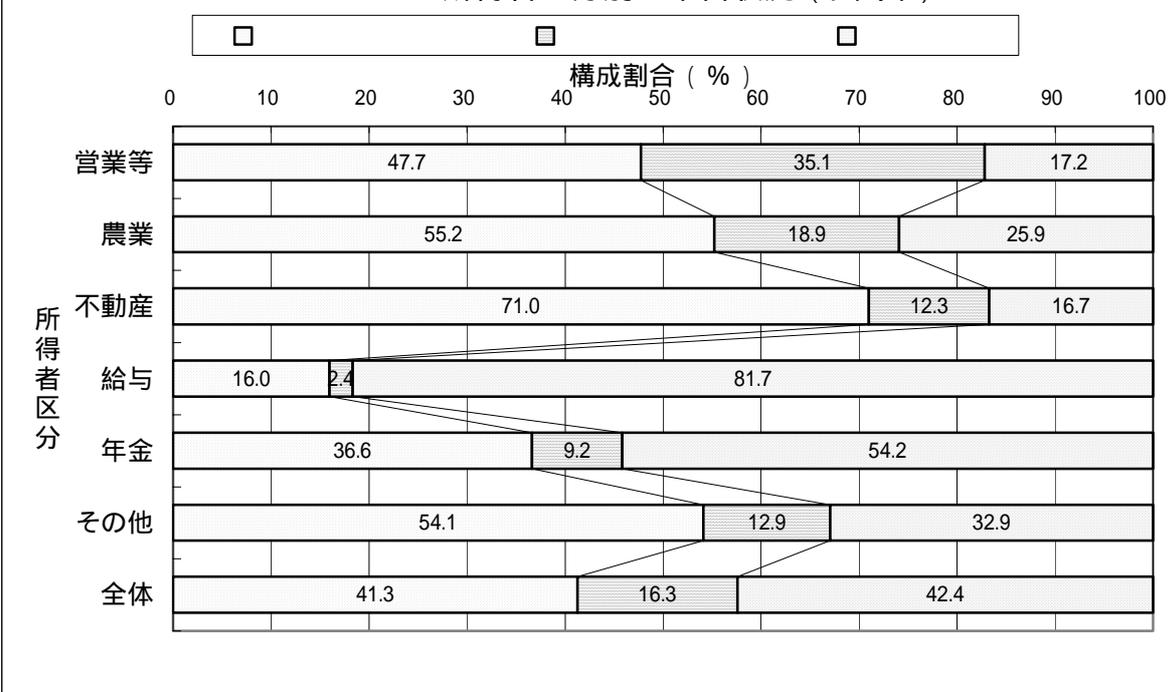
【図 - 2 - 5 所得者区分別の申告状況（北関東）参照】

【図 - 2 - 6 所得者区分別の申告状況（信越）参照】

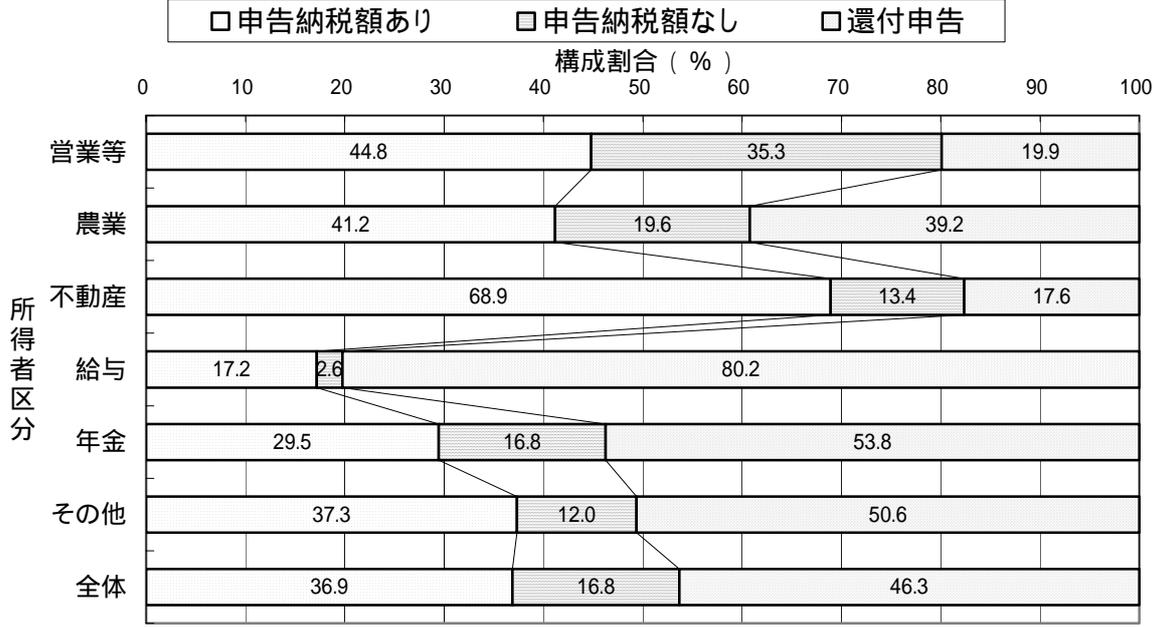
- 2 - 4 所得者区別の申告状況 (埼玉)



- 2 - 5 所得者区別の申告状況 (北関東)



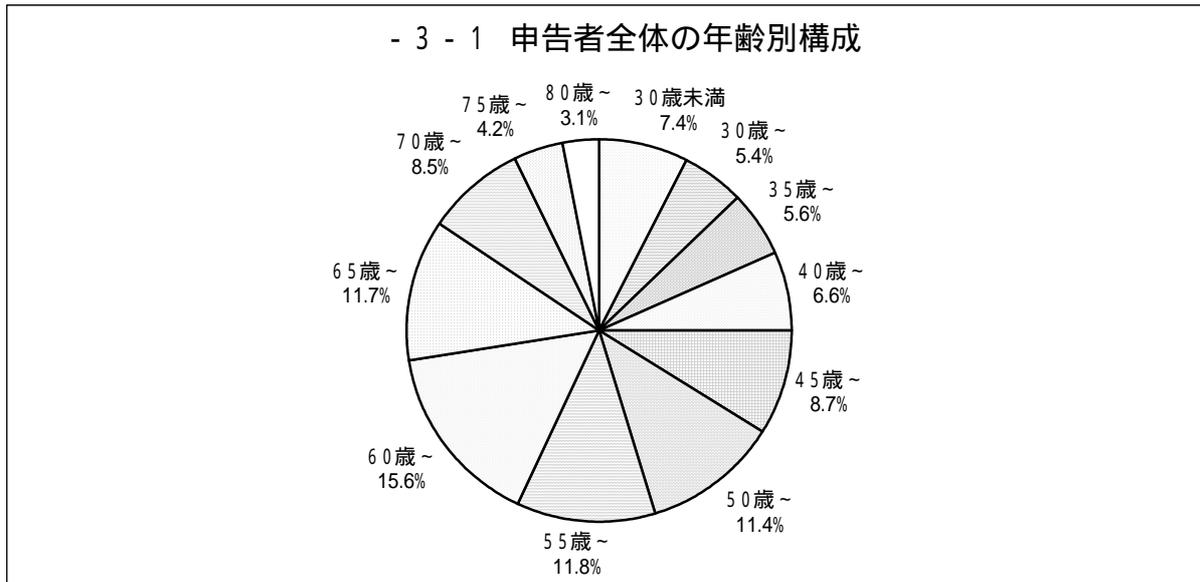
- 2 - 6 所得者区分別の申告状況 (信越)



3 年齢構成

(1) 抽出した標本の申告者件数16,618件の年代別構成を見ると、各年代の中で60歳～65歳未満の者が15.6%を占めて最も多く、次いで55歳～60歳未満の11.8%、65歳～70歳未満の11.7%、50歳～55歳未満の11.4%となっている。従って、これらの合計50.5%、すなわち確定申告者のほぼ半数は50歳代から60歳代で占められていて、これら年代の者が確定申告の中心をなしていることが分かる。

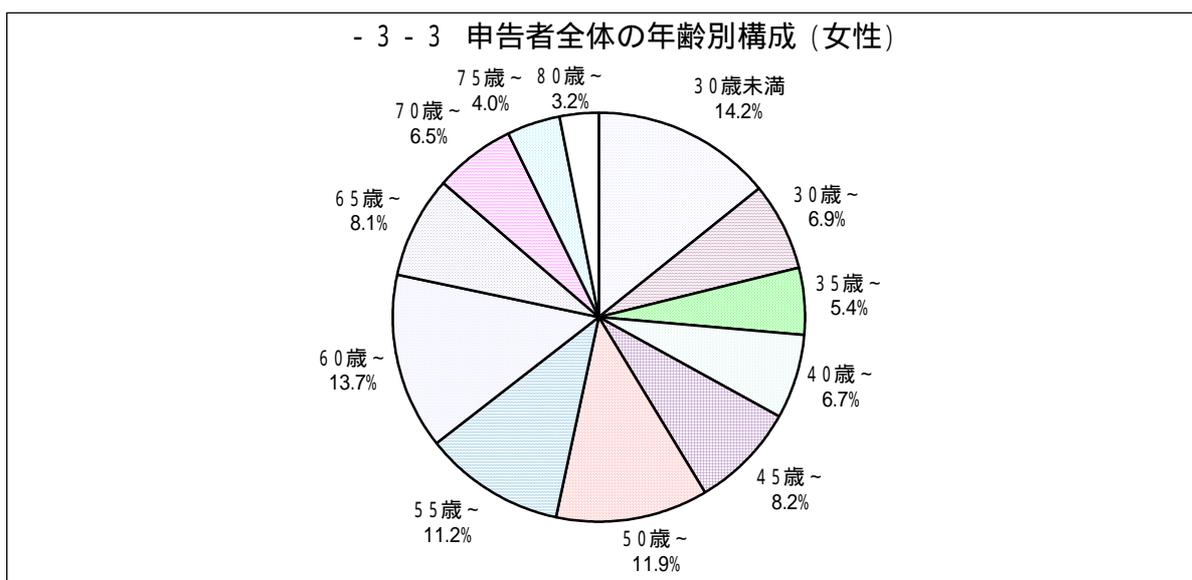
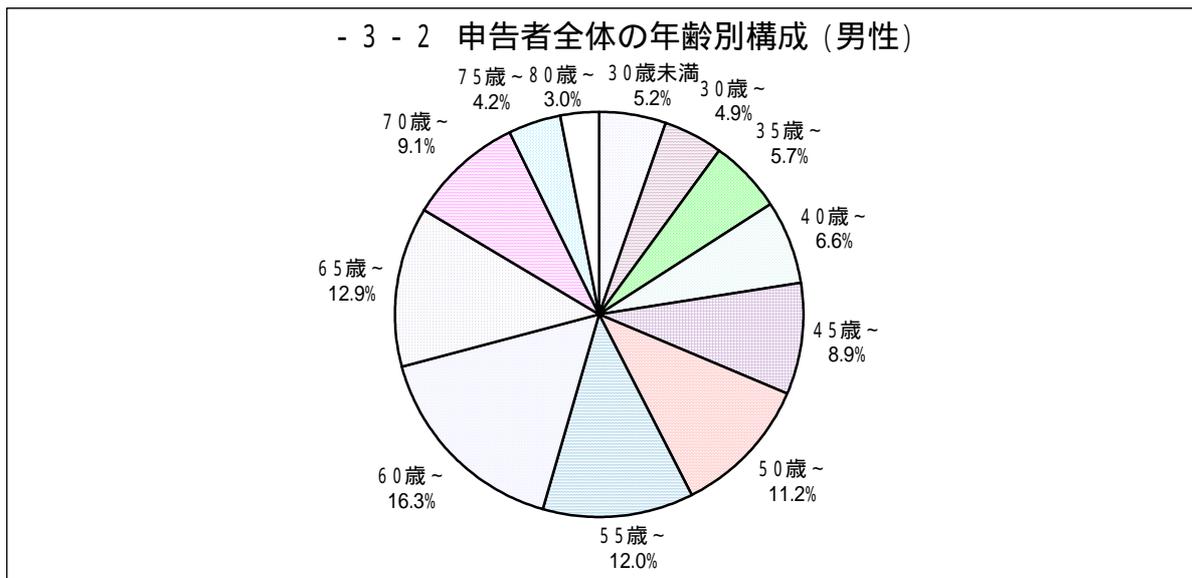
【図 - 3 - 1 申告者全体の年齢別構成参照】



(2) これを男女別に見ると、男性の標本数は女性の約3倍と数が多いこともあって、全体的な傾向とほとんど同じになっているが、30歳未満の若い年代では、男性の年齢別構成が5.2%であるのに対して、女性では14.2%と、男女間で非常に大きな差が見られるのが特徴的である。

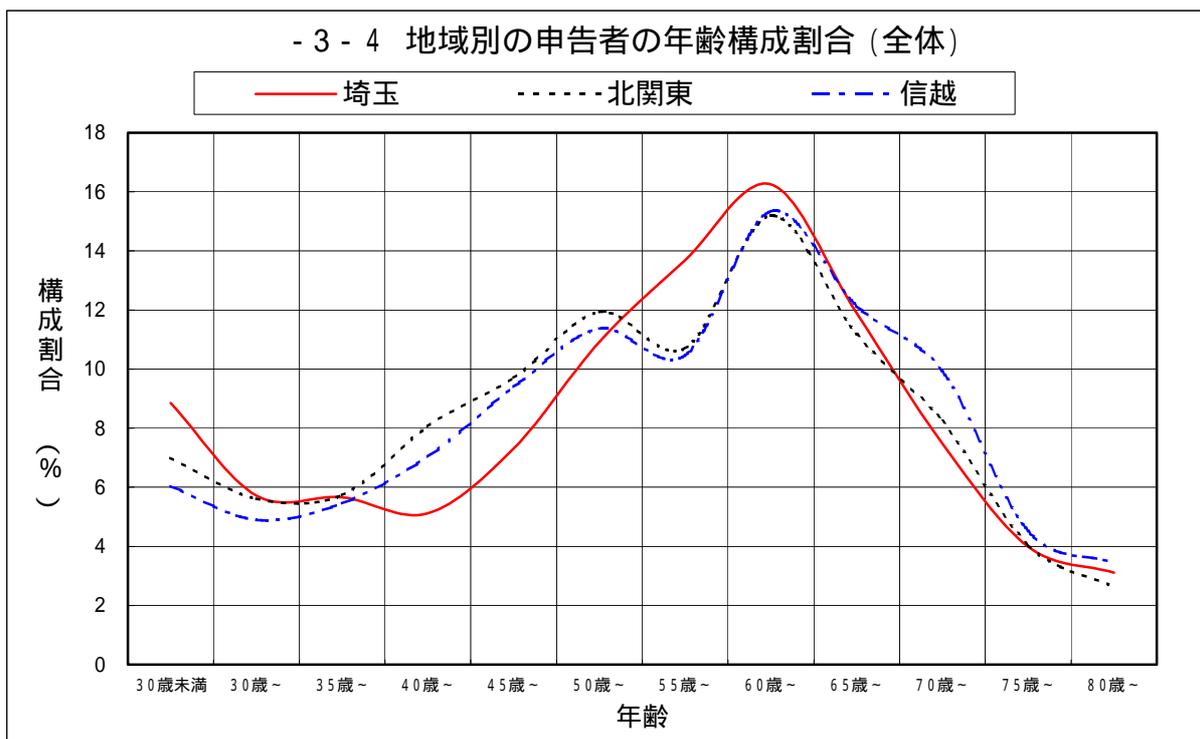
【図 - 3 - 2 申告者全体の年齢別構成（男性）参照】

【図 - 3 - 3 申告者全体の年齢別構成（女性）参照】



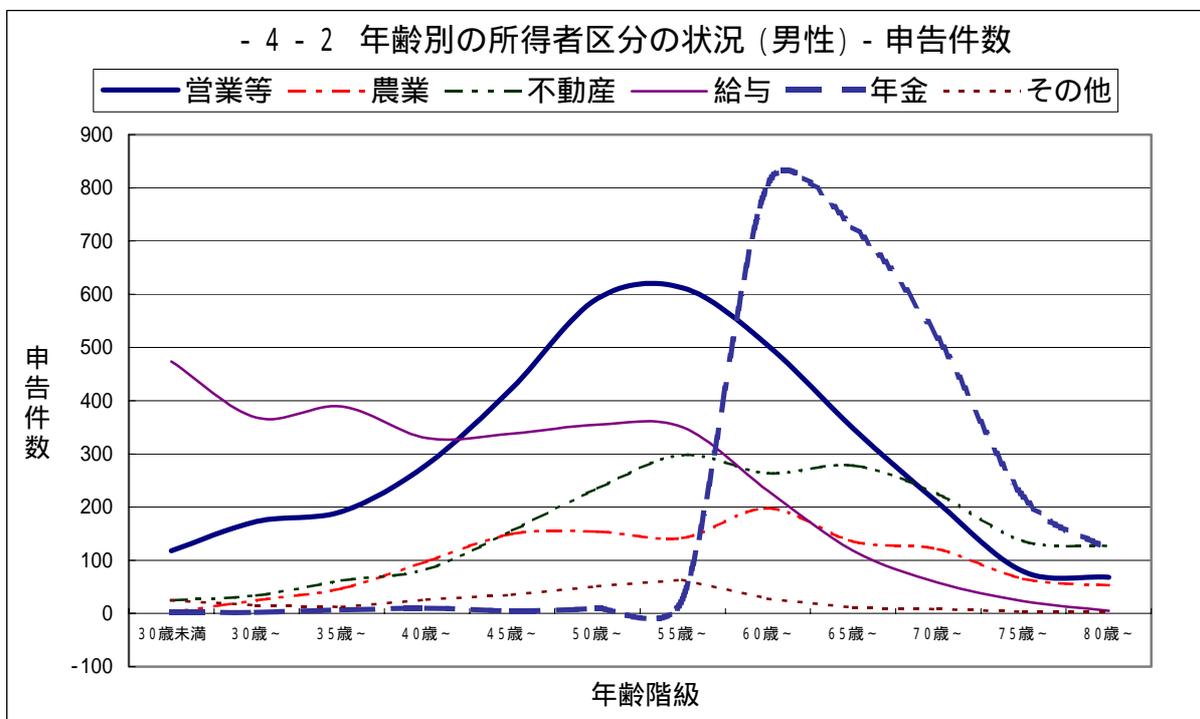
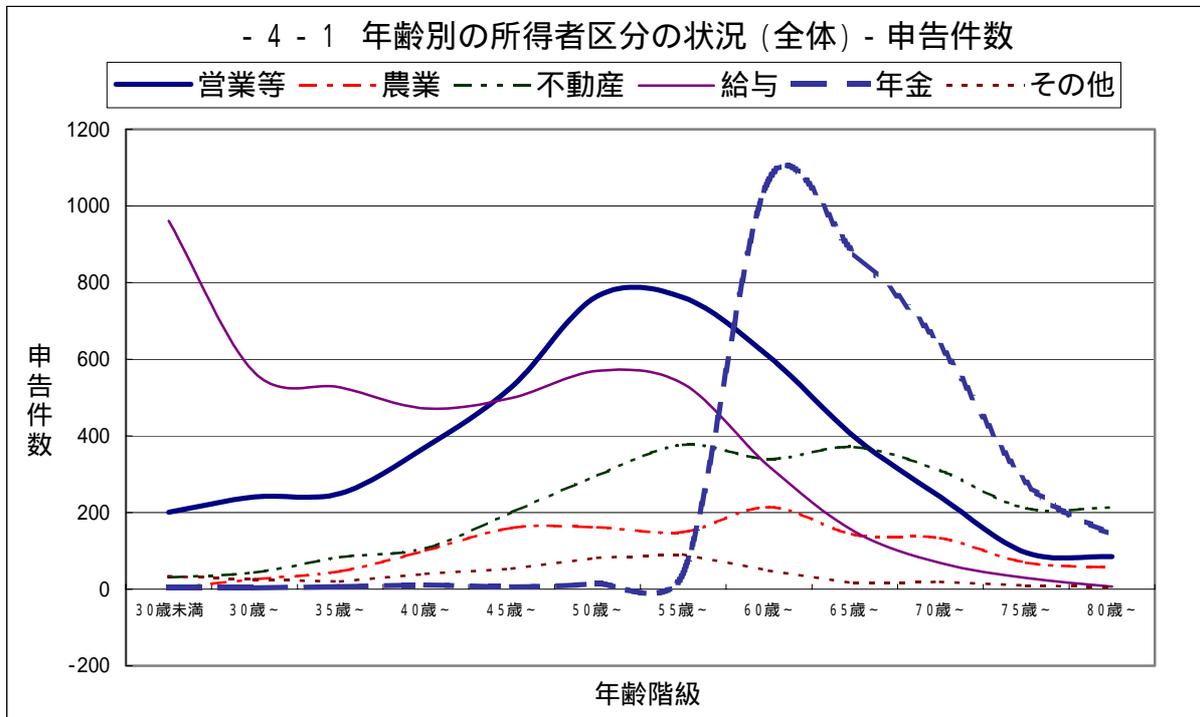
(3) 更に、これを地域別に対比して見ると、埼玉、北関東及び信越の三地域ともおおむね似た年齢構成割合となっているが、埼玉では60歳～65歳未満をピークとする年齢構成割合になっているのに対して、北関東及び信越地域では同様に60歳～65歳未満がピークとなつてはいるものの、55歳～60歳未満の年代の申告者が少なく、50歳～55歳未満の小ピークとの谷間になっている点で、埼玉とは異なる特徴を示している。これは、後ほど詳しく紹介するが、営業等所得者のピークが埼玉では55歳～60歳未満の年齢層にあるのに対して、北関東と信越地域ではピークが埼玉より5歳若い50歳～55歳未満の年齢層にあることと、60歳～65歳未満にある年金所得者のピークが、埼玉が最も鋭角的であることなどが複合して起きたものである。また、三地域とも30歳未満の者の方が30歳代の者よりも構成割合が高くなっており、中でも埼玉についてはその比率が他の地域よりも高くなっている。

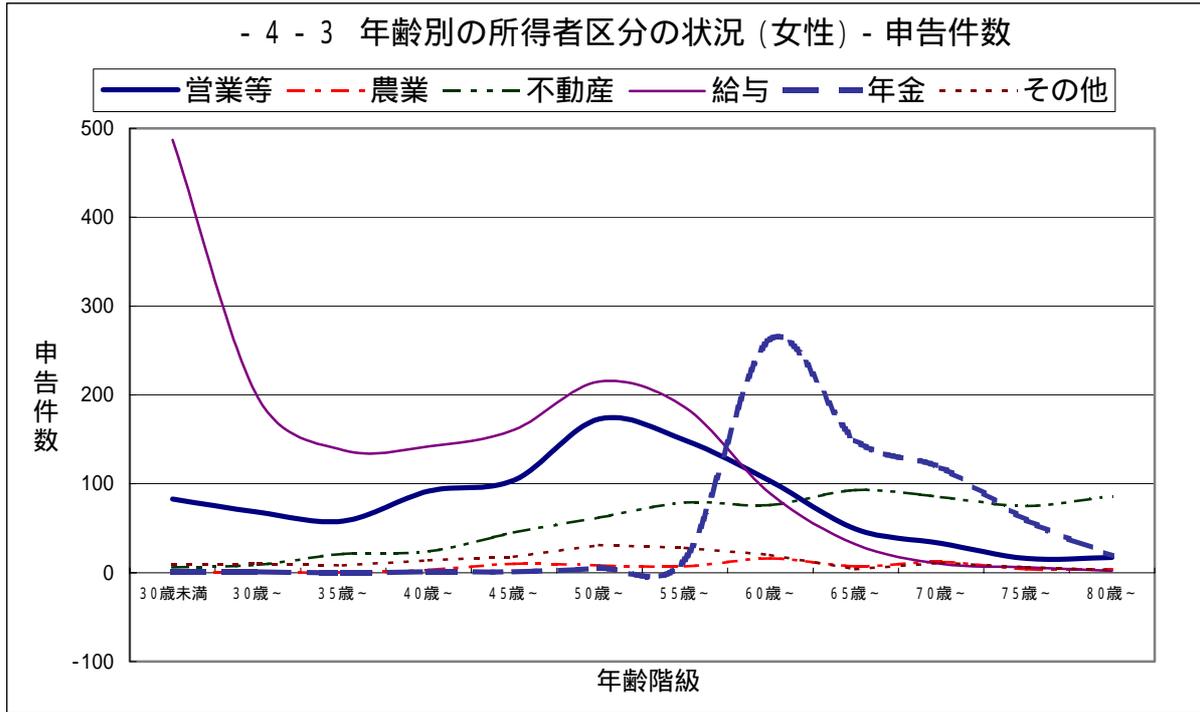
【図 - 3 - 4 地域別の申告者の年齢構成割合（全体）参照】



4 所得者区分別・年齢別の分析

抽出した標本全体を所得区分別・年齢別に、その概要を見たい。





(1) 給与所得者

最も申告件数が多かった給与所得者について見ると、全体的には30歳未満の若年層のところに申告件数の最高水準があり、また、同年齢層ではその大部分を占めている。これは、男女ともこの年齢層の給与所得者の申告件数が最も多いことのほか、本稿の随所で述べているように、この年代に女性の確定申告者（特に還付申告者）が集中していることが反映したものである。そして申告件数そのものは、30歳～60歳未満までほぼ一定の水準で推移し、その後は減少を続ける。なお、給与所得者の構成比については、60歳以上になると年金所得者の急増を反映して急速に減少する。

これを男女別に見ると、それぞれの年齢構成にかなり大きな差が認められる。まず、男性の申告件数は30歳～60歳未満までほぼ一定の水準で推移し、その後は減少を続けていく。ところが女性の申告件数は、30歳未満の年齢層に非常に鋭いピークがあり、その後30歳～50歳未満までは一定の水準で推移し、50歳～60歳未満の年齢層では再びやや上昇した後、年齢の上昇とともに急速に減少している。また、申告件数の構成割合を見ても、女性の方が男性より各年齢層とも圧倒的に高い。更に、女性については、結婚や出産を機会に一旦は離職し、子供が成長した後に再び就労することが多いといわれ、女性の年齢別就労率がM字型を描きがちなことを反映してか、女性の年齢別申告件数の総数自体も、35歳～40歳未満の年代をボトムとする、明瞭なM字型が描かれている。

給与所得者を地域別に見ると、埼玉では30歳未満の年齢層の申告件数の多さが目を引くほか、40歳～45歳未満をボトムとしたカーブとなっている。一方、北関東地域ではおおむね全体的な傾向とほぼ等しく、信越地域ではむしろ30歳～60歳未満の働き盛りの年齢層においては、その年齢が高くなるほど、給与所得者の申告件数が増える傾向が見

られる。

(2) 営業等所得者

次に件数が多かった営業等所得者を見ると、全体的には申告件数及び構成割合とも40歳代から増加を始め、50歳～60歳未満でピークとなり、事業承継が進むと考えられる60歳以降から緩やかな減少を続ける。

これを男女別に見ると、構成割合は、ほぼ各年代において男性の方が女性よりも6%程度高くなっている。また、男性の営業等所得者の標本件数が全体の79.2%（5ページ「標本全体の所得者別・男女別状況」参照）であることから、男性の年代別の申告件数、構成割合の傾向は、上記全体の傾向と似ているが、女性の申告件数については、男性の傾向とは幾分異なり、35歳～40歳未満まで緩やかに減少を続けた後、40歳を超えると増加し始め、50歳～55歳未満の年齢層でピークとなる。そして、その後は徐々に減少している。

営業等所得者の年齢構成を地域別に見ても、全体的な傾向にほとんど変わりはないが、申告件数のピークが埼玉では55歳～60歳未満にあるのに対して、北関東と信越地域では50歳～55歳未満がピークになっているほか、信越地域ではこのピークと同年代の給与所得者の申告件数とが拮抗していることなどが目を引く。構成割合は、各地域とも50歳～55歳未満をピークとする山型になっているが、信越地域では30歳～60歳未満の年齢層まで、30%前後の一定した構成割合となっている。

(3) 年金所得者

年金所得者については、納税者が全般的に年金受給年齢に達する60歳以上になると、給与所得者に代わって、申告者全体の40%以上を占めるようになり、この傾向は80歳未満の年齢層まで続く。

男女別に見ると、男性の申告件数は60歳～65歳未満のピークの後、ほぼ一定のペースで減少を続けていくのに対して、女性は60歳～65歳未満のピークの後、65歳から70歳未満の年齢層で急速に減少し、その後は比較的緩やかなペースで減少していく。

地域的に見ると、全体的な傾向と比較して大きな変化は認められないが、埼玉では60歳～65歳未満に鋭いピークが見られるのに対して、北関東及び信越地域では同年代以降の変化がなだらかになり、特に信越地域では60歳～75歳未満まで、申告件数の水準に大きな変化が見られない。

(4) 不動産所得者

不動産所得者については、親の資産の相続が開始されると考えられる40歳付近から増加を始め、申告件数は55歳～60歳未満でピークを迎え、その後も高い水準が続く。構成比自体は年齢の上昇とともに増加し続ける。

男女別に見ると、男性の申告件数は、全般的な傾向と比較してほとんど変化が見られないのに対して、女性は55歳～80歳以上の年齢層まで、ほぼ一定の水準を維持し続けている。このため、男女別の確定申告者に占める不動産所得者は、年齢が高くなるほど、女性の構成比も高まる傾向が見られる。

これを地域的に見ると、埼玉ではピークが55歳～60歳未満にあるのに対して、北関東及び信越地域では65歳から70歳未満と、10歳ほど高齢者の方にシフトしているなど、申告件数の増加ぶりやピークの年齢層は、地域ごとに幾分か様相が異なっている。

(5) 農業所得者

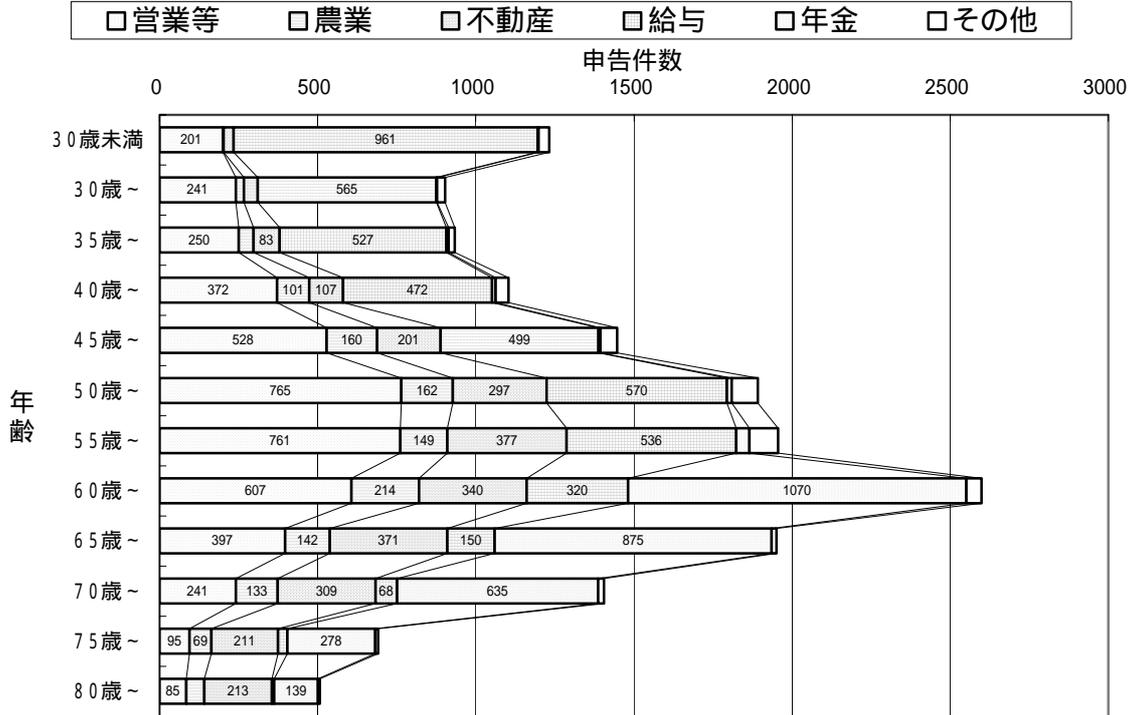
最後に農業所得者については、やはり40歳付近から増加を始めて、申告件数は60歳～65歳未満の年齢層でピークを迎えるが、40歳～80歳以上まで、構成比自体は各年齢階層ともほぼ10%前後と比較的一定している。

男女の比較については、男性の農業所得者の標本件数が、5ページの表のように農業所得者全体の94.3%を占めている(1,262件中1,190件が男性)ため、上記の農業所得者全体の動向は、男性の農業所得者の姿そのものと解して差し支えないと考えられる。

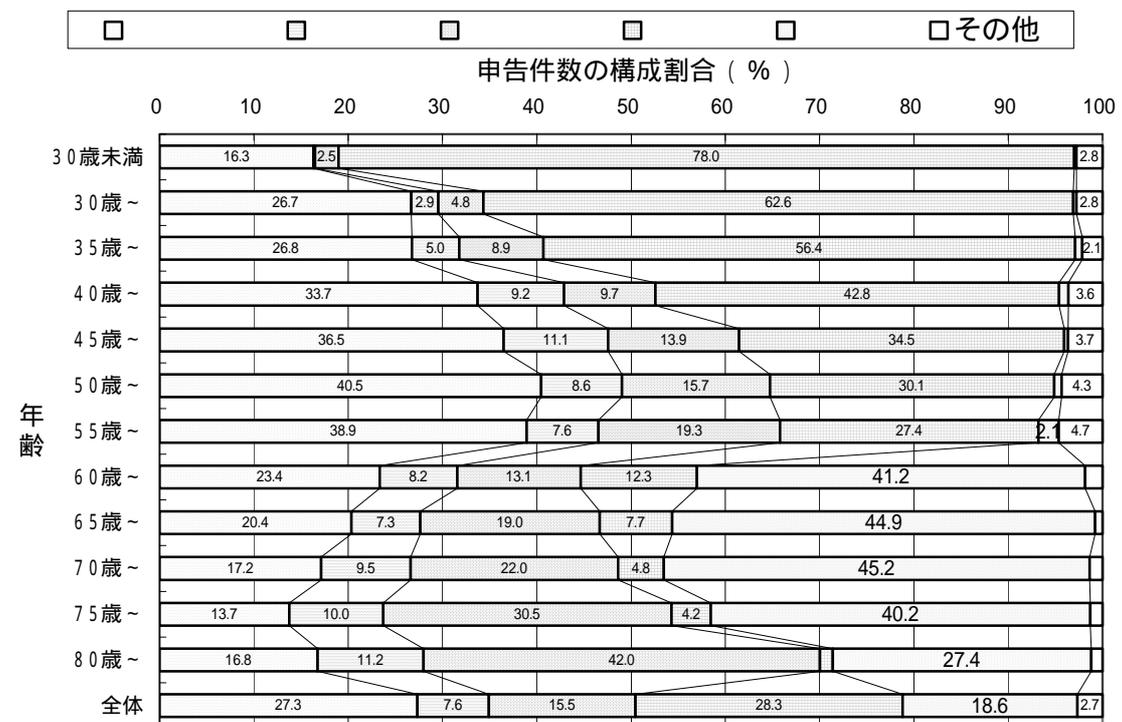
なお、地域別に見ると、北関東だけは申告件数のピークの年齢が45歳～50歳未満と、全体より15歳ほど若くなっていることが認められる。

- 【図 - 4 - 1 年齢別の所得者区分の状況(全体) - 申告件数参照】
- 【図 - 4 - 2 年齢別の所得者区分の状況(男性) - 申告件数参照】
- 【図 - 4 - 3 年齢別の所得者区分の状況(女性) - 申告件数参照】
- 【図 - 4 - 4 年齢別の所得者区分の状況(全体) - 申告件数参照】
- 【図 - 4 - 5 年齢別の所得者区分の状況(全体) - 構成割合参照】
- 【図 - 4 - 6 年齢別の所得者区分の状況(男性) - 申告件数参照】
- 【図 - 4 - 7 年齢別の所得者区分の状況(男性) - 構成割合参照】
- 【図 - 4 - 8 年齢別の所得者区分の状況(女性) - 申告件数参照】
- 【図 - 4 - 9 年齢別の所得者区分の状況(女性) - 構成割合参照】
- 【図 - 4 - 10 年齢別の所得者区分の状況(埼玉) - 申告件数参照】
- 【図 - 4 - 11 年齢別の所得者区分の状況(埼玉) - 構成割合参照】
- 【図 - 4 - 12 年齢別の所得者区分の状況(北関東) - 申告件数参照】
- 【図 - 4 - 13 年齢別の所得者区分の状況(北関東) - 構成割合参照】
- 【図 - 4 - 14 年齢別の所得者区分の状況(信越) - 申告件数参照】
- 【図 - 4 - 15 年齢別の所得者区分の状況(信越) - 構成割合参照】

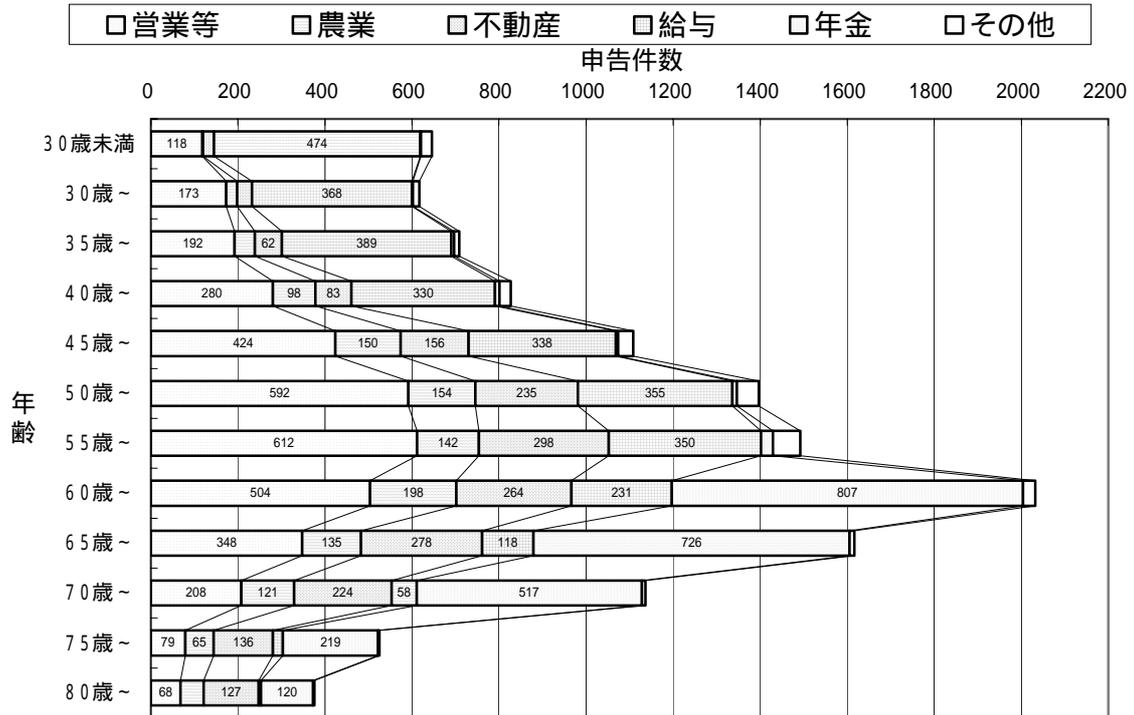
- 4 - 4 年齢別の所得者区分の状況 (全体) - 申告件数



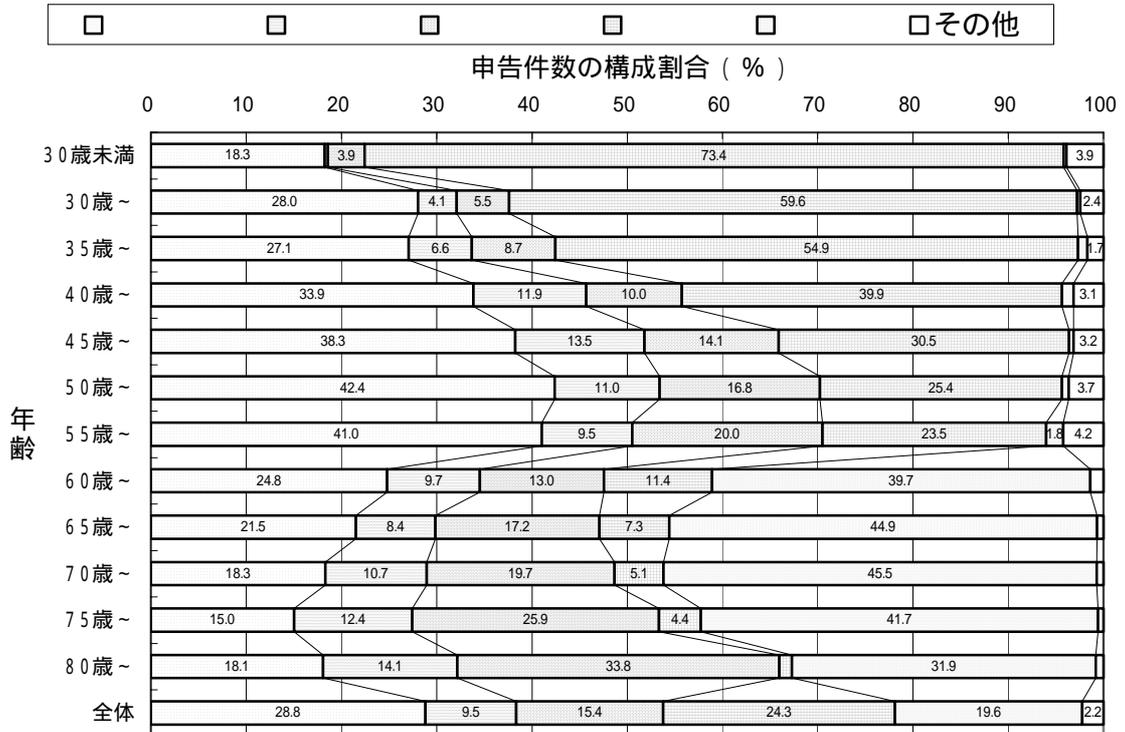
- 4 - 5 年齢別の所得者区分の状況 (全体) - 構成割合



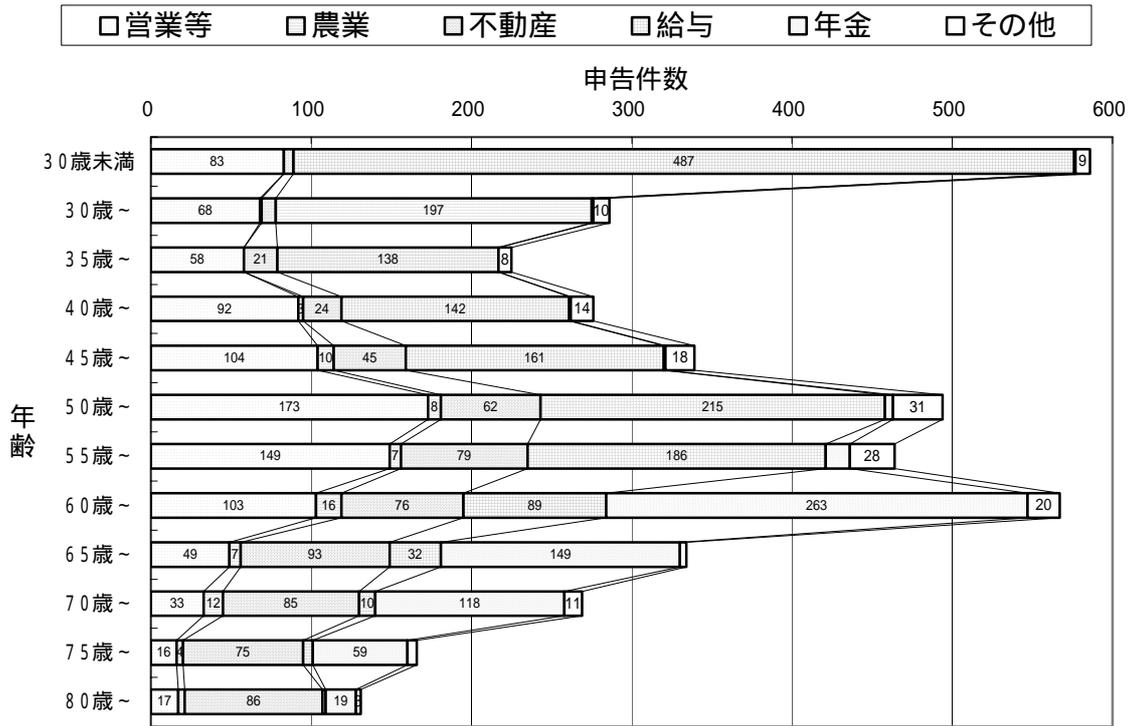
- 4 - 6 年齢別の所得者区分の状況 (男性) - 申告件数



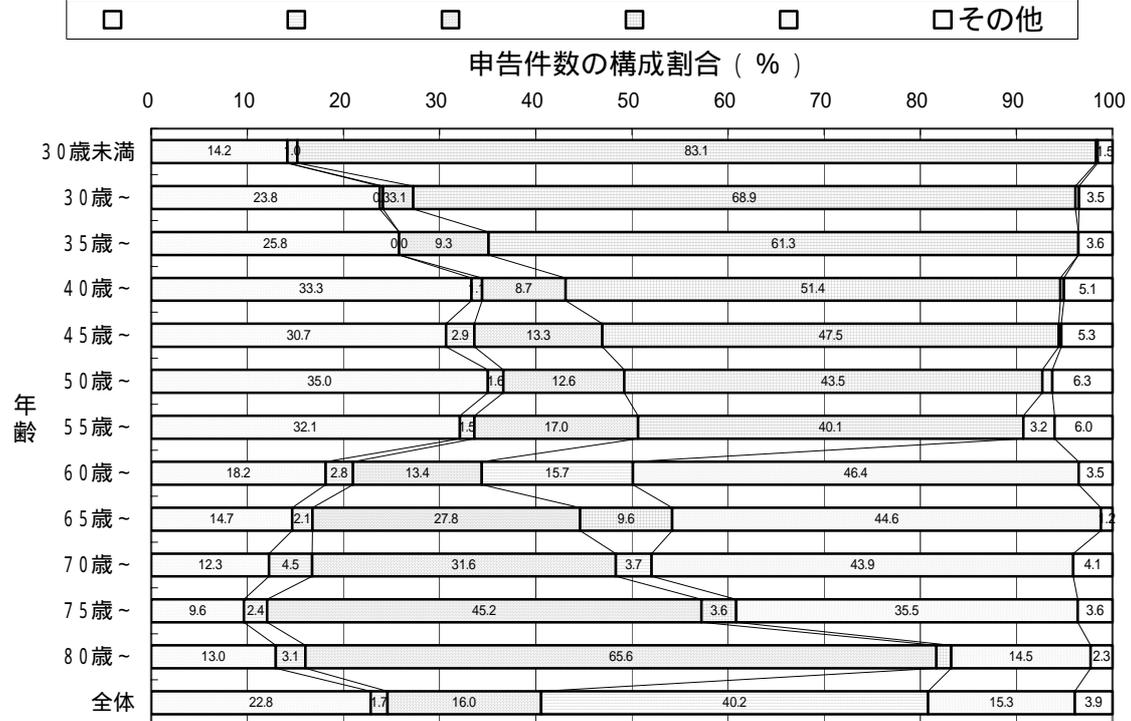
- 4 - 7 年齢別の所得者区分の状況 (男性) - 構成割合

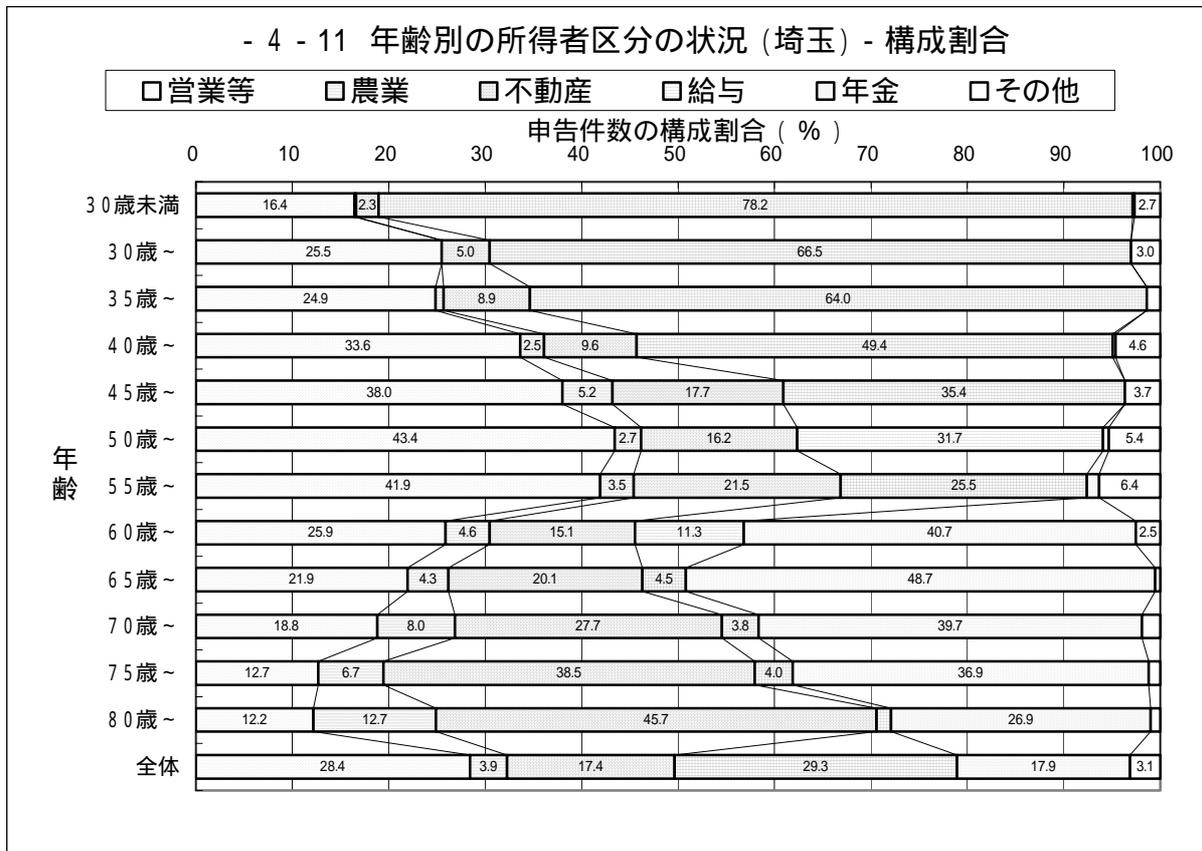
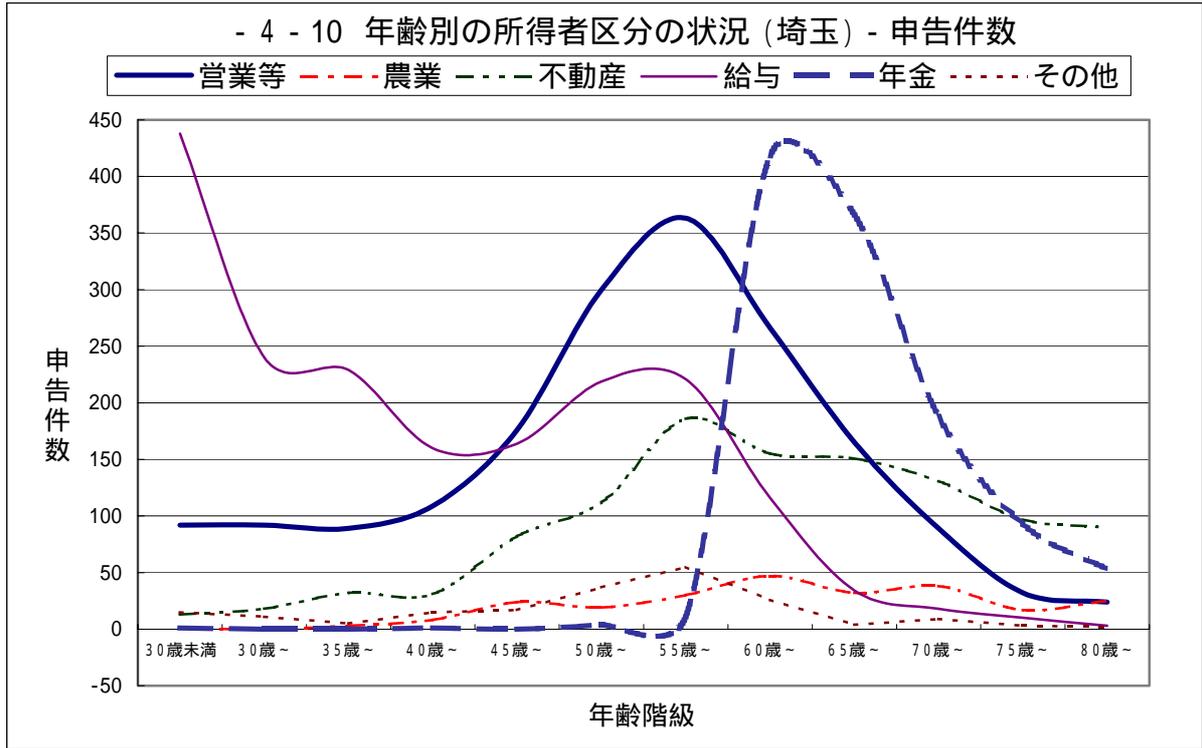


- 4 - 8 年齢別の所得者区分の状況 (女性) - 申告件数

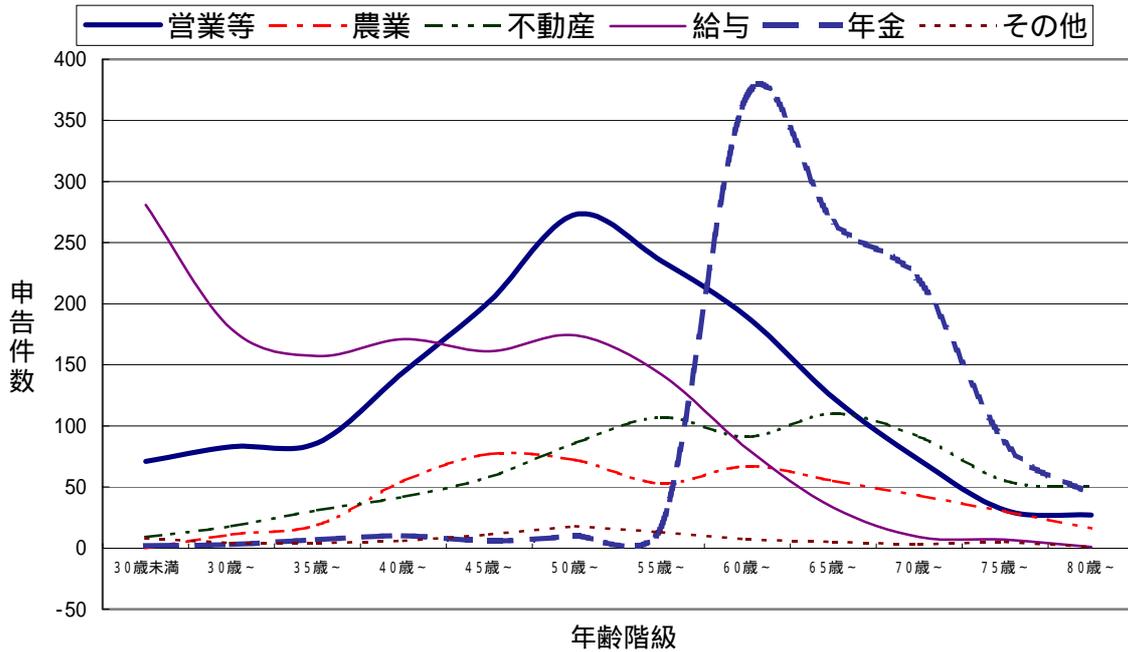


- 4 - 9 年齢別の所得者区分の状況 (女性) - 構成割合

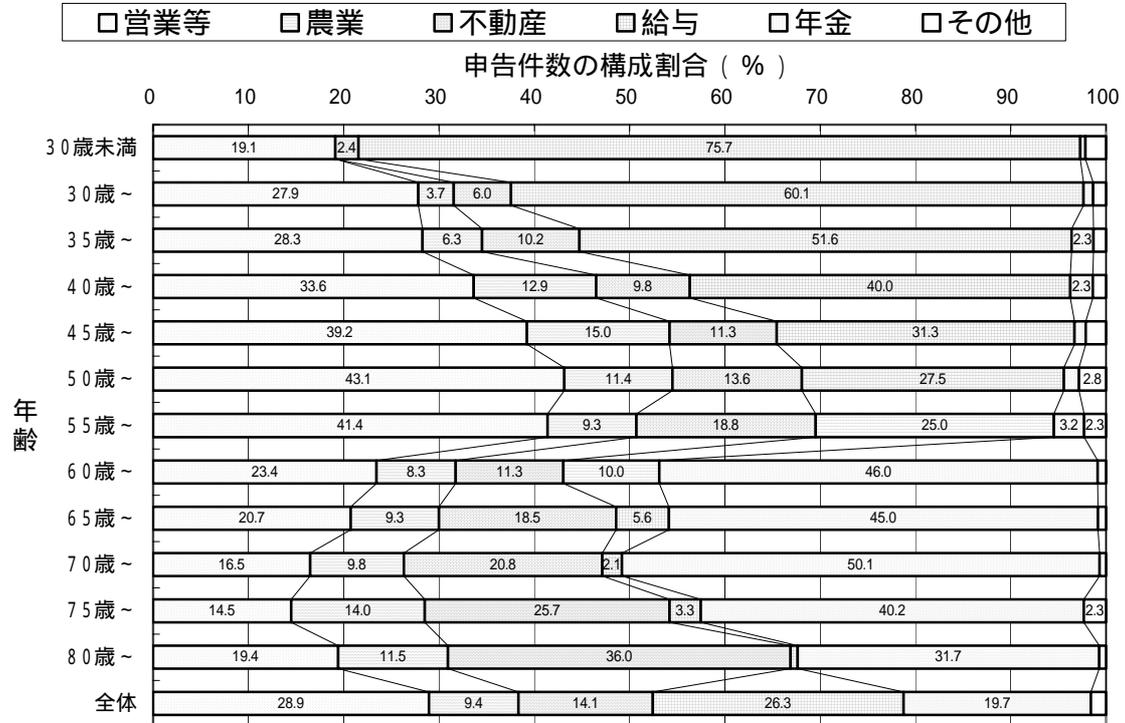




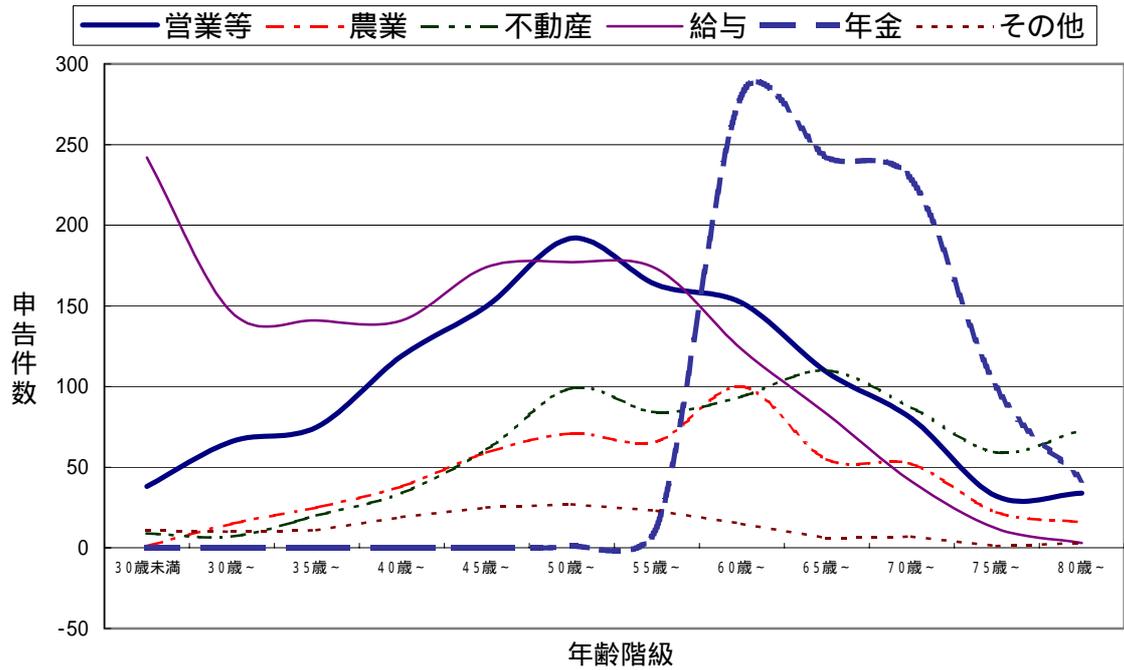
- 4 - 12 年齢別の所得者区分の状況 (北関東) - 申告件数



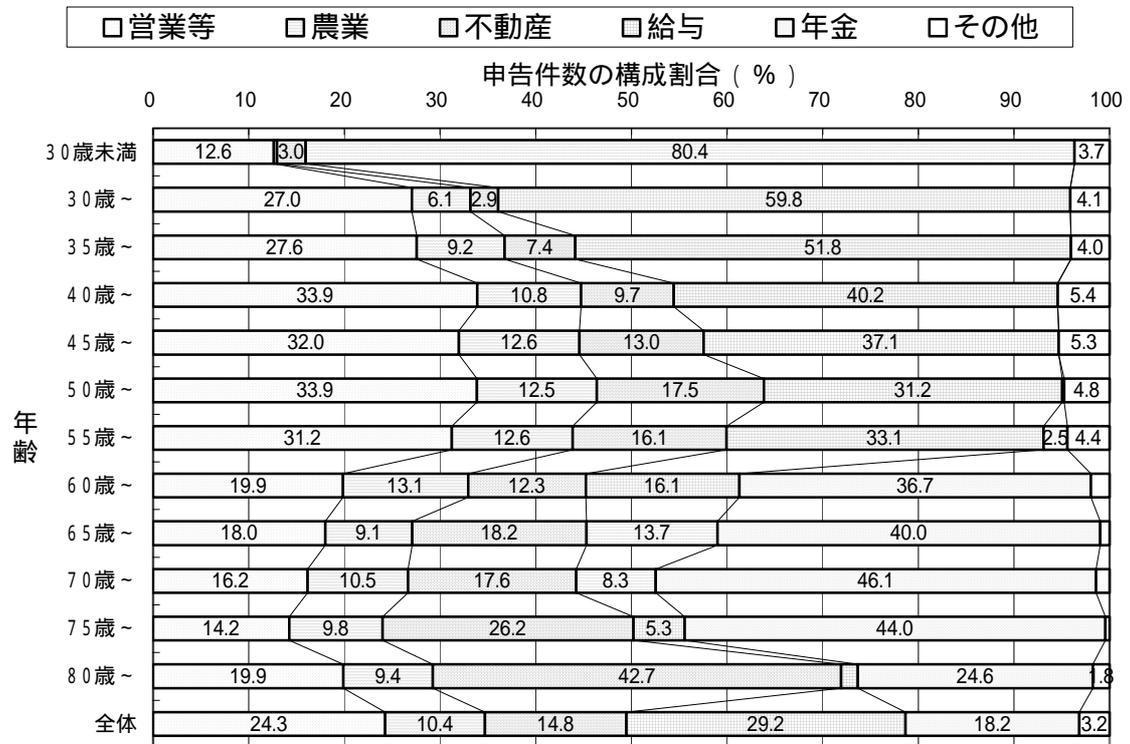
- 4 - 13 年齢別の所得者区分の状況 (北関東) - 構成割合



- 4 - 14 年齢別の所得者区分の状況 (信越) - 申告件数



- 4 - 15 年齢別の所得者区分の状況 (信越) - 構成割合



5 申告納税額の有無別・年齢別の分析

(1) 抽出した標本全体の申告納税額の有無についての概要は、10ページの2の(1)で述べたとおりである。これを年齢別に見ると、申告納税額のある者の構成割合は、30歳未満の年齢層が14.0%で最も少なく、その後は50歳～55歳未満の48.0%まで一貫して伸び続け、それ以後は若干の変動があるものの、80歳未満までは40%台、80歳以上の高齢者は50%台の水準で推移し続ける。一方、申告納税額のない者の構成割合は、30歳未満の若年層では4.0%と少ないものの、年齢の上昇とともにほぼ一貫して増加し続ける。そして還付申告者については、30歳未満の若年層が82.0%と最も構成割合が高く、年齢の増加とともに減り続け、80歳以上の高齢者になると17.4%まで減少する。

(2) これを、男女別に見てみたい。10ページの2の(2)で述べたように、申告納税額のある者について、男性は男性全体の42.7%、女性は女性全体の29.8%を占めているが、これを年齢別に見ると、60歳～65歳未満の年齢層までは、男性の申告納税額のある者の構成割合が、女性よりおおむね10%以上高く、それより高齢者になると、この差は縮小してくる。また、70歳～75歳未満の年齢層では、女性の方が申告納税額のある者の構成割合が高い。

次に、申告納税額のない者については、男性全体の16.1%、女性全体の13.6%となっており、各年齢別に見ても男女間に特筆すべき差は見られない。

一方、還付申告者は男性全体の41.2%、女性全体の56.6%となっており、申告納税額のある者とは逆に、60歳～65歳未満の年齢層までは、女性の還付申告者の方の構成割合が男性よりおおむね10%以上高く、それより高齢者になると、この差はほとんど無くなる。なお、男女とも30歳未満の年齢層に還付申告者の構成割合が最も高く、この年代では男性の74.0%、女性の90.8%が還付申告者であった。また、70歳～75歳未満の年齢層を見ると、女性の方が男性より還付申告者の構成割合は小さくなっている。

【図 - 5 - 1 年齢別の申告状況（全体） - 申告件数参照】

【図 - 5 - 2 年齢別の申告状況（全体） - 構成割合参照】

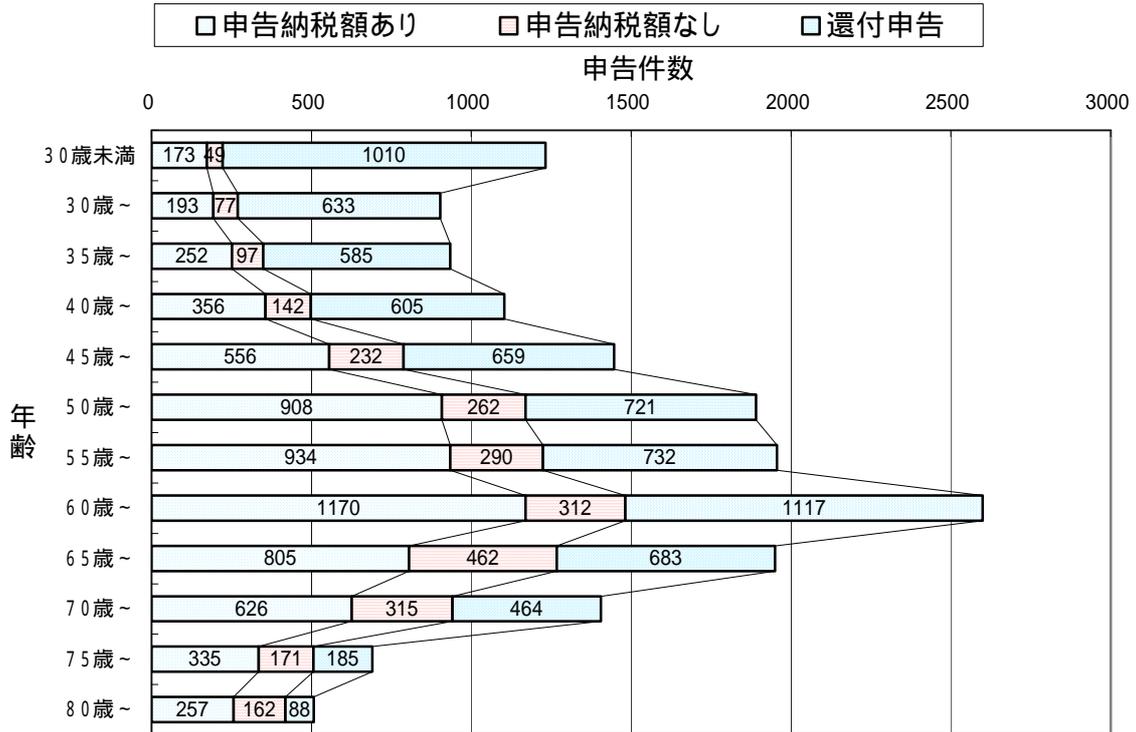
【図 - 5 - 3 年齢別の申告状況（男性） - 申告件数参照】

【図 - 5 - 4 年齢別の申告状況（男性） - 構成割合参照】

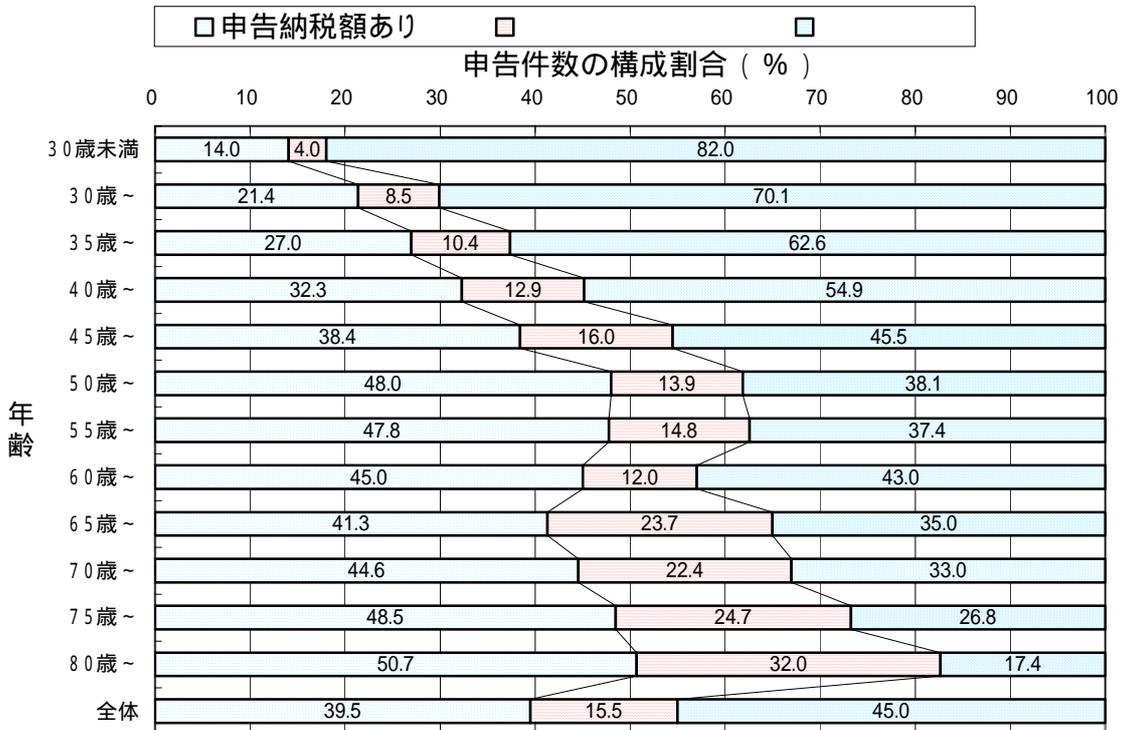
【図 - 5 - 5 年齢別の申告状況（女性） - 申告件数参照】

【図 - 5 - 6 年齢別の申告状況（女性） - 構成割合参照】

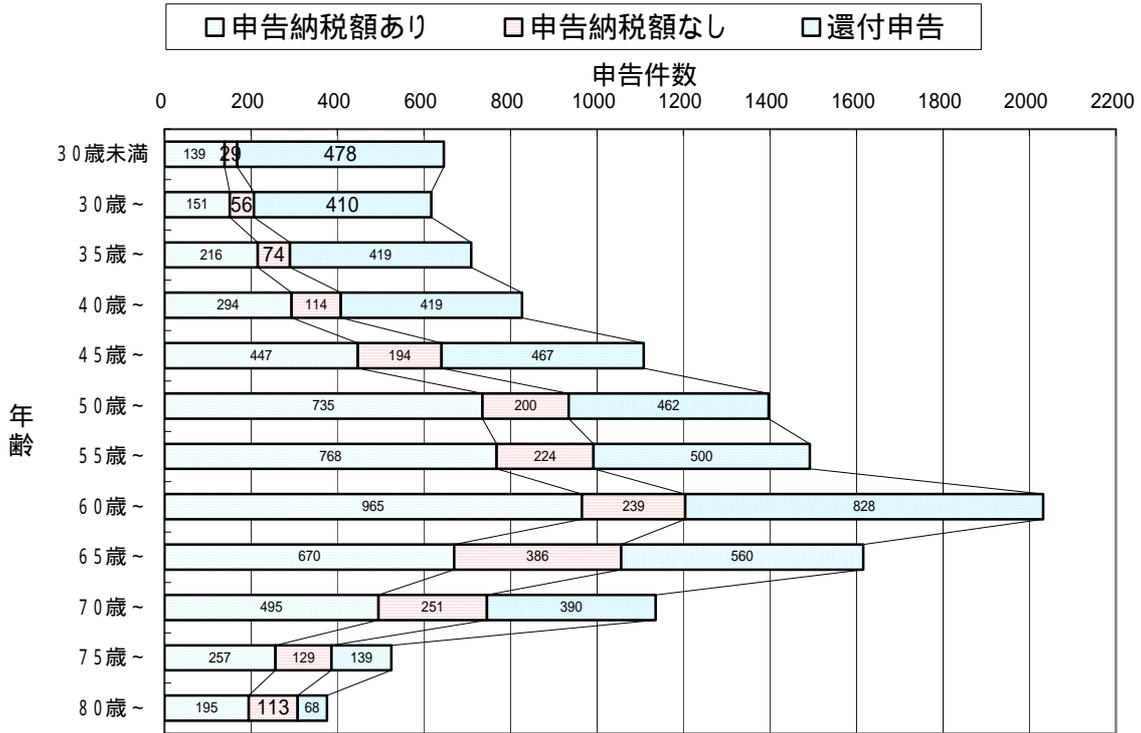
- 5 - 1 年齢別の申告状況 (全体) - 申告件数



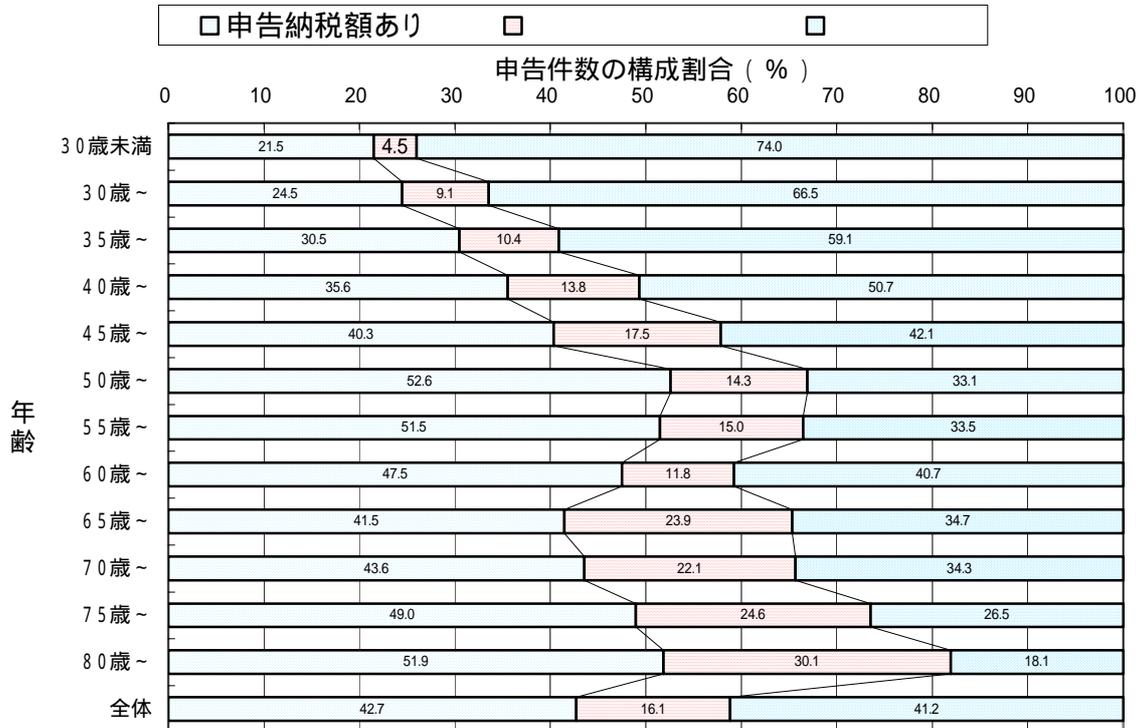
- 5 - 2 年齢別の申告状況 (全体) - 構成割合



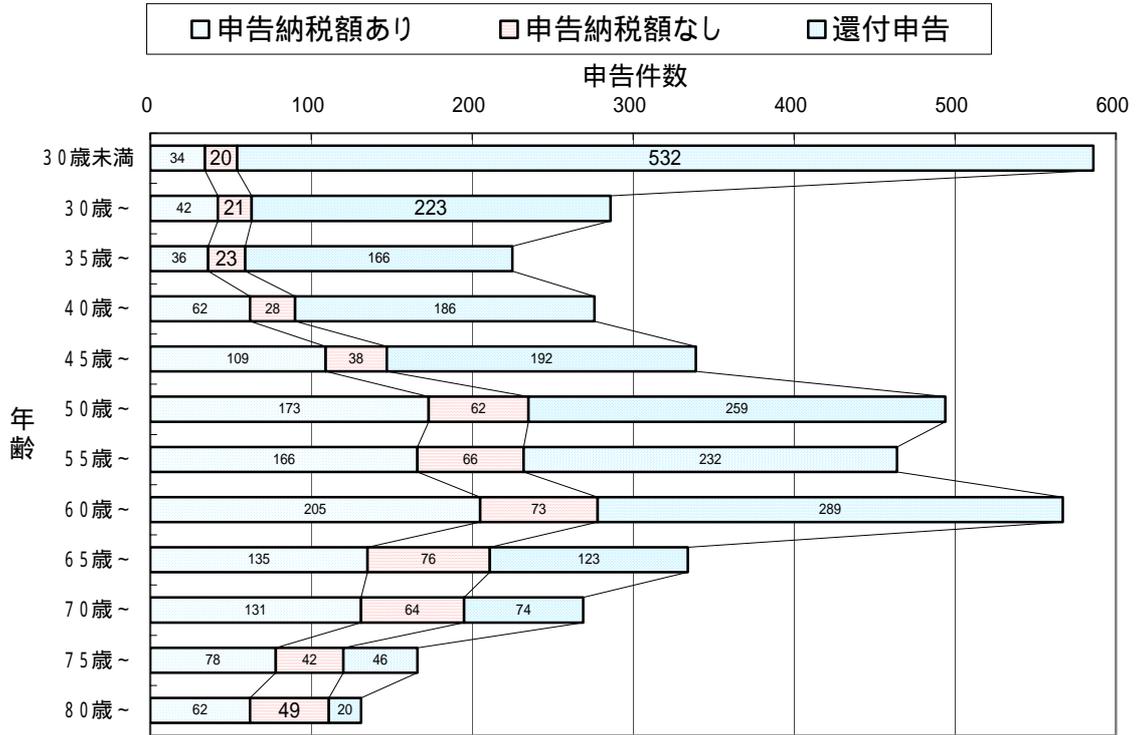
- 5 - 3 年齢別の申告状況 (男性) - 申告件数



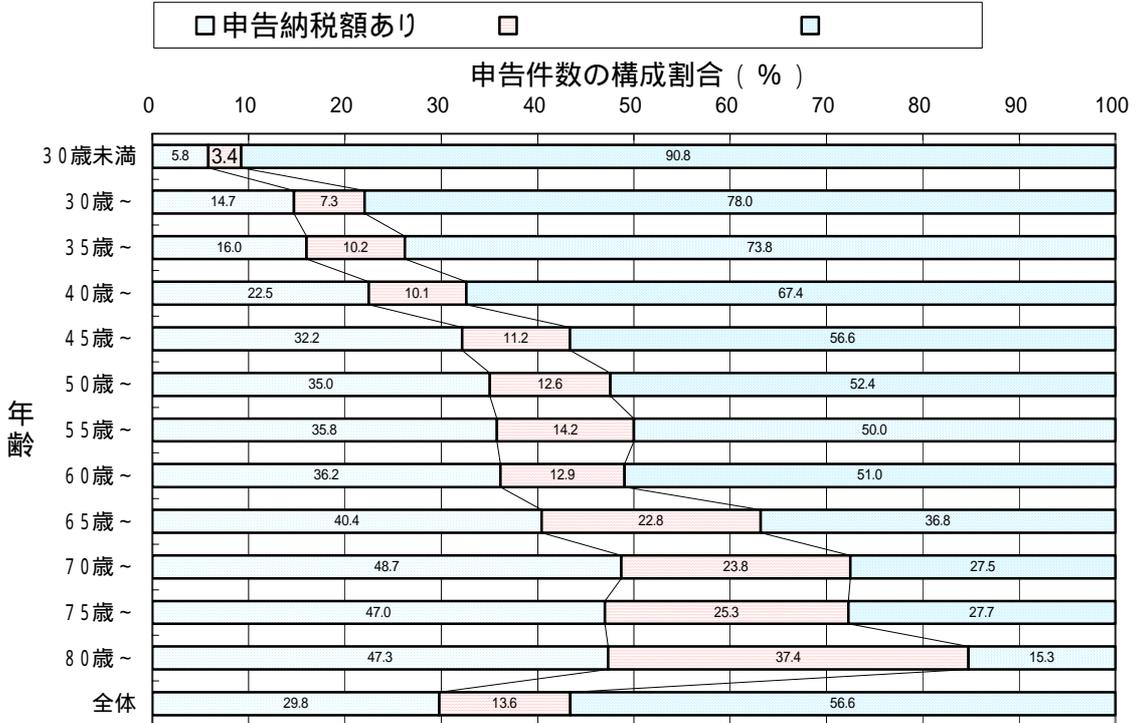
- 5 - 4 年齢別の申告状況 (男性) - 構成割合



- 5 - 5 年齢別の申告状況 (女性) - 申告件数



- 5 - 6 年齢別の申告状況 (女性) - 構成割合



納税者の申告態様

1 総論

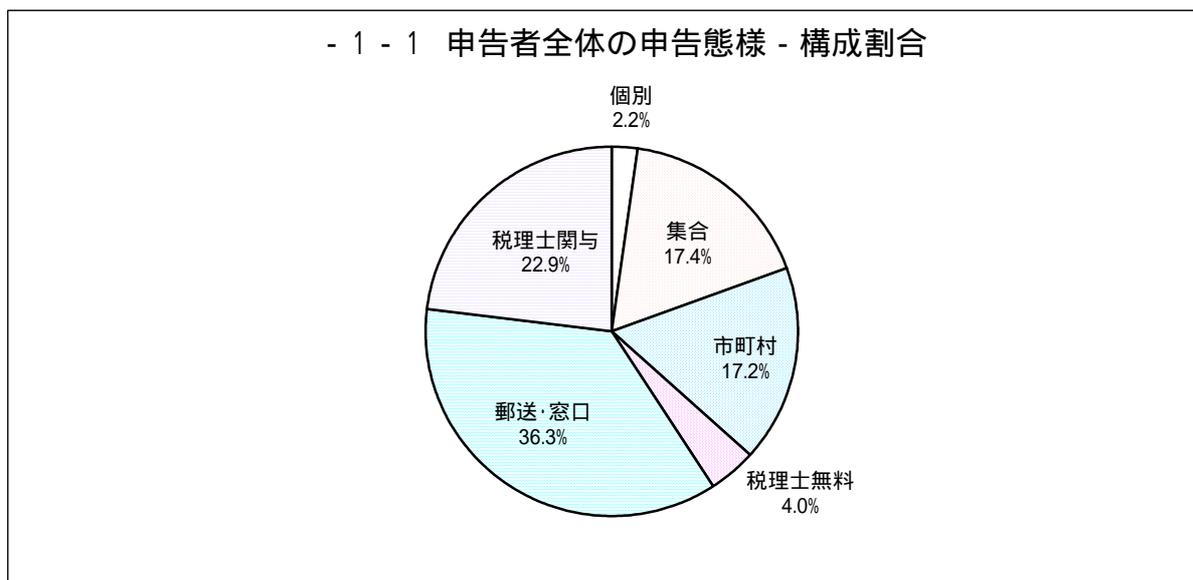
(1) この実態調査分析では、3ページの「2標本の抽出」で述べたように、確定申告書の提出手段を「個別指導」、「集合指導」、「市町村」、「税理士無料」、「郵送窓口」及び「税理士関与」の6つに区分した上で、確定申告書の提出を行った者がいずれの相談会場を利用したか、その申告態様に着目して検討を行っている。

(2) 上記(1)の確定申告書の提出手段別に、全体に占める構成割合（以下、「利用率」ともいう。）に着目して見ると、「個別指導」が2.2%、「集合指導」は17.4%となっており、合わせて19.6%とほぼ2割の者は、税務署の相談会場を利用して申告書を提出している。このほか、「市町村」を利用した者は17.2%、「税理士無料」は4.0%を占めており、合わせて21.2%の者は税務署以外のこれらの相談会場を利用して申告書を提出している。

以上の結果、4つの種類の相談会場の利用者は、確定申告書を提出した者全体の約4割に上っている。

一方、「郵送窓口」は36.3%となっており、自ら申告書を作成して郵送又は税務署の受付窓口に持参した者は、全体の約3分の1強を占めている。これに税理士へ依頼して申告した者、すなわち「税理士関与」の22.9%を加えるとその合計は59.2%となり、全体の約6割の者は、相談会場を利用することなく申告書を提出していることになる。

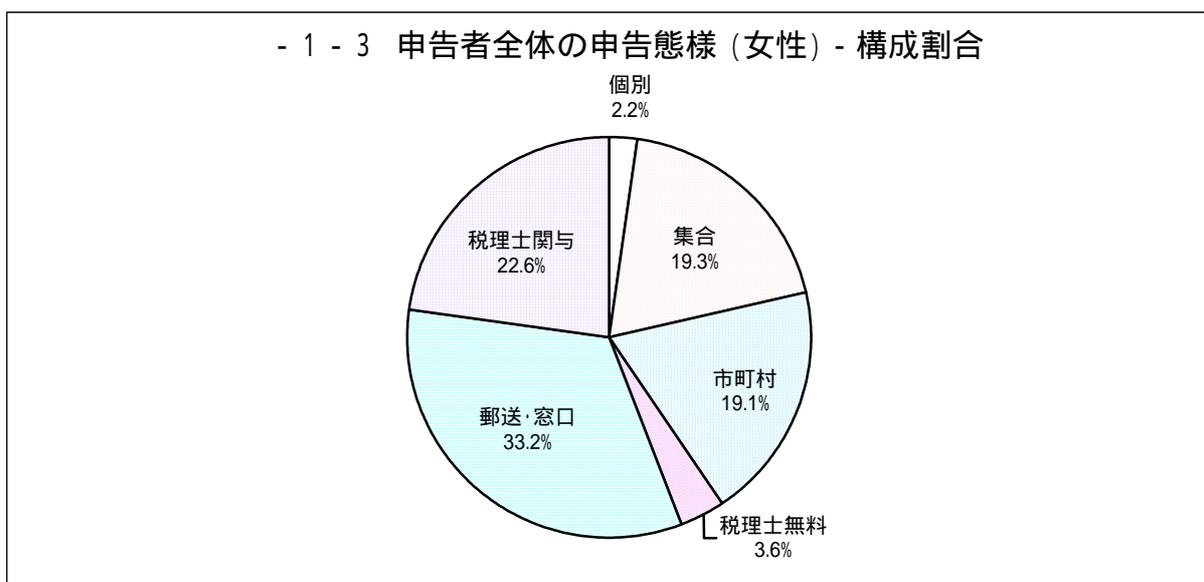
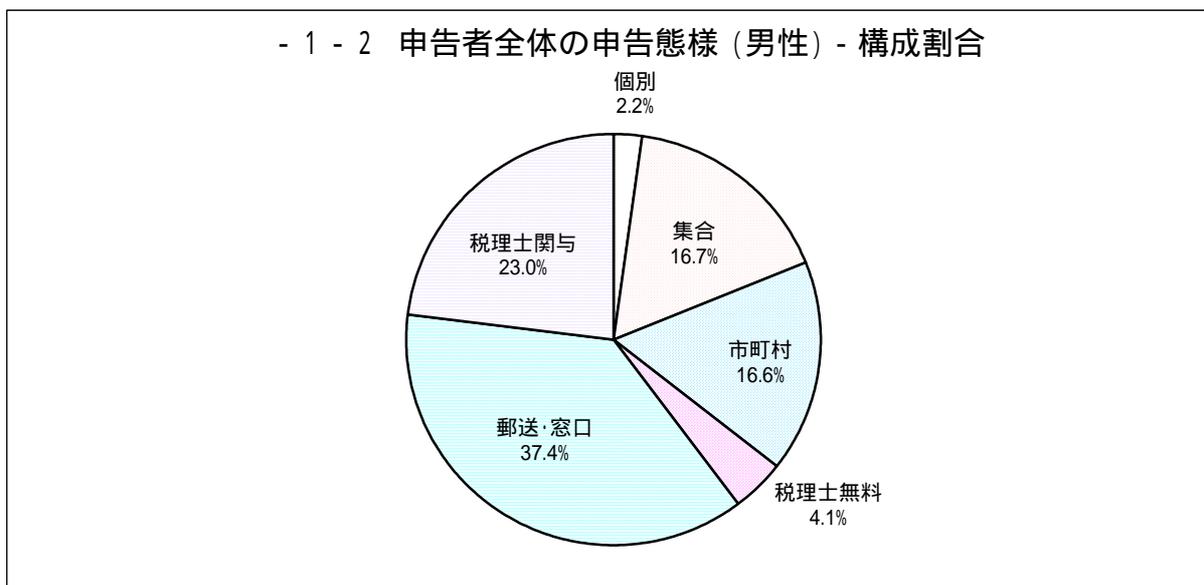
【図 - 1 - 1 申告者全体の申告態様 - 構成割合参照】



(3) これを男女別にそれぞれの利用状況を見ると、「個別指導」、「税理士無料」、「税理士関与」については、男女別の差はほとんど認められないが、「集合指導」と「市町村」については、女性の利用率の方が男性よりいずれも3%程度高い。その反面、「郵送窓口」の利用率は、男性の方が4%ほど高くなっている。このように、相談会場を利用した者の割合は、男性では男性全体の39.6%、女性では女性全体の44.2%となっており、女性の方が相談会場の利用率が男性より幾分か高いことが認められる。

【図 - 1 - 2 申告者全体の申告態様（男性） - 構成割合参照】

【図 - 1 - 3 申告者全体の申告態様（女性） - 構成割合参照】



2 年齢別分析

- (1) 抽出した申告者全体の申告態様を、それぞれ年齢別・男女別に見てみたい。まず16ページの3(2)で述べたように、30歳未満の若年層においては、男性の年齢別構成が5.2%であるのに対して、女性では14.2%と、男女間で非常に大きな差が見られる。

また、女性については、19ページの(1)でも触れたが、結婚や出産を機会に一旦は離職し、子供が成長した後に再び就労することが多いといわれ、女性の年齢別就労率がM字型を描きがちなことを反映してか、女性の年齢別申告件数も給与所得者の動向を強く反映して、35歳～40歳未満の年代をボトムとする、明瞭なM字型が描かれている。更に50歳～65歳未満でも、女性の年齢別申告件数は小さなM字型が観察される。

一方、男性については、60歳～65歳未満の年代を鋭いピークとする、かなり単純な山型が描かれている。

- (2) 次に、抽出した申告者全体の申告態様を、具体的に見てみたい。

「個別指導」では、70歳未満の各年代では1～2%台の利用率であったが、70歳～75歳未満では3.2%、80歳以上では4.7%と高齢者ほど利用率が高くなっている。これを男女別に比較して見ると、全体的な利用率は男女とも2.2%だが、30歳～45歳未満の年代では男性の方が女性より利用率が高く、逆に45歳～60歳未満と70歳以上の高齢者は、女性の方が男性より利用率が高い。

税務署が実施している申告相談のうち「集合指導」については、30歳未満の利用率が29.2%と最も高くなっており、以下、年齢の上昇とともに順次利用率が減少する傾向を示している。これを男女別に見ると、35歳未満の年代について、女性の利用率が男性より5%近く高いのに対して、35歳以上になると男女間に目立った差は認められなくなる。

また、「市町村」の相談会場を利用して申告書を提出した者も、30歳未満の26.3%から55歳～60歳未満の12.5%まで、年齢の上昇とともに順次利用率が減少し、年金受給年齢に達した60歳代に21.5%と一旦増加するものの、65歳以後はまた減少するという傾向を示している。これを男女別に見ると、「市町村」は「集合指導」と同様な傾向が伺え、30歳未満の若年層では、女性の方の利用率が男性より高いのに対して、30歳以上になると男女間に目立った差は認められなくなる。

更に、自ら申告書を作成して郵送又は税務署の受付窓口を持参した「郵送窓口」の利用率は、30歳未満を除いて各年代とも30数%前後で変動は少ない。男女別に見ると、各年代に共通して男性の利用率は女性より4%前後高く、特に70歳を超える高齢者ほど、その傾向は顕著である。

最後に「税理士関与」は、50歳代まで徐々に上昇を続けた後、60歳代で申告者の全体的な急増に伴って一旦は減少するものの、75歳～80歳未満では33.3%、80歳以上では37.1%と、不動産所得者に係る「税理士関与」の利用率(80ページの の

5の(3)を反映して、高齢者ほど利用率が高まる傾向にある。これを男女別に見ると、全体的な利用率は男女とも23%前後でほぼ等しく、更に65歳未満は男女間にさほど変化は見られない。しかし、特に65歳以上の女性の高齢者については、「税理士関与」の利用率が男性と比較すると非常に高くなっているのが特徴的である。

【図 - 2 - 1 年齢別の申告態様（全体） - 申告件数参照】

【図 - 2 - 2 年齢別の申告態様（全体） - 構成割合参照】

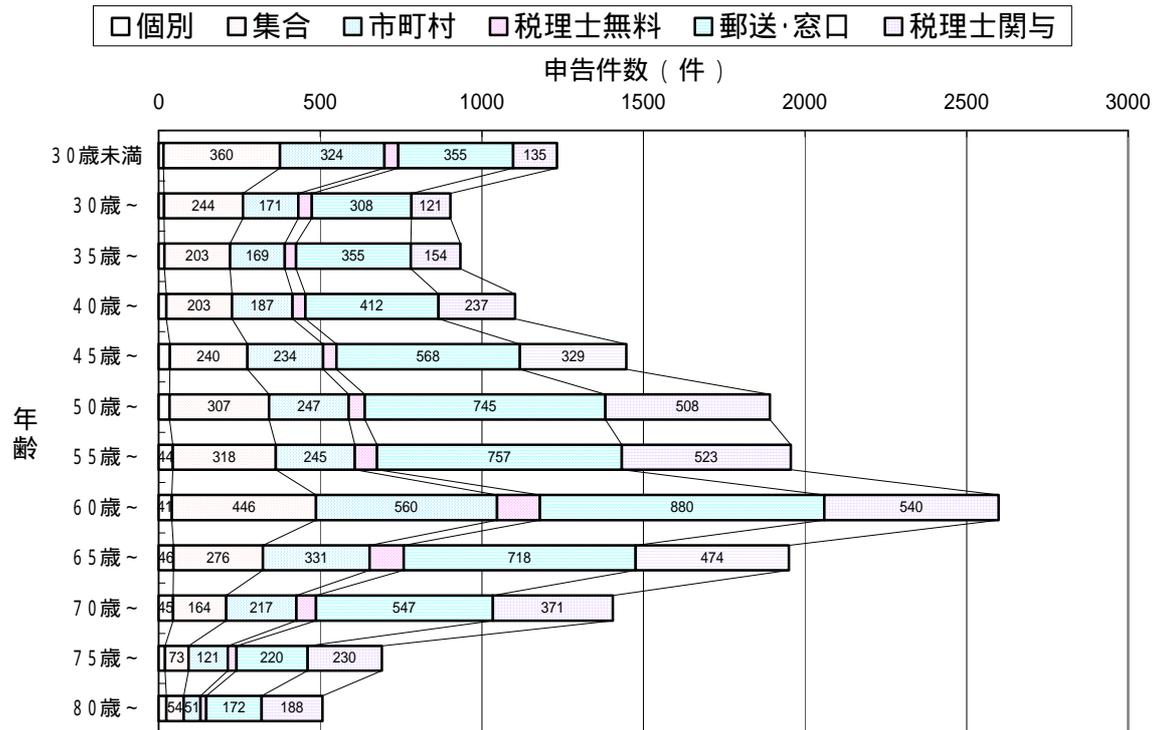
【図 - 2 - 3 年齢別の申告態様（男性） - 申告件数参照】

【図 - 2 - 4 年齢別の申告態様（男性） - 構成割合参照】

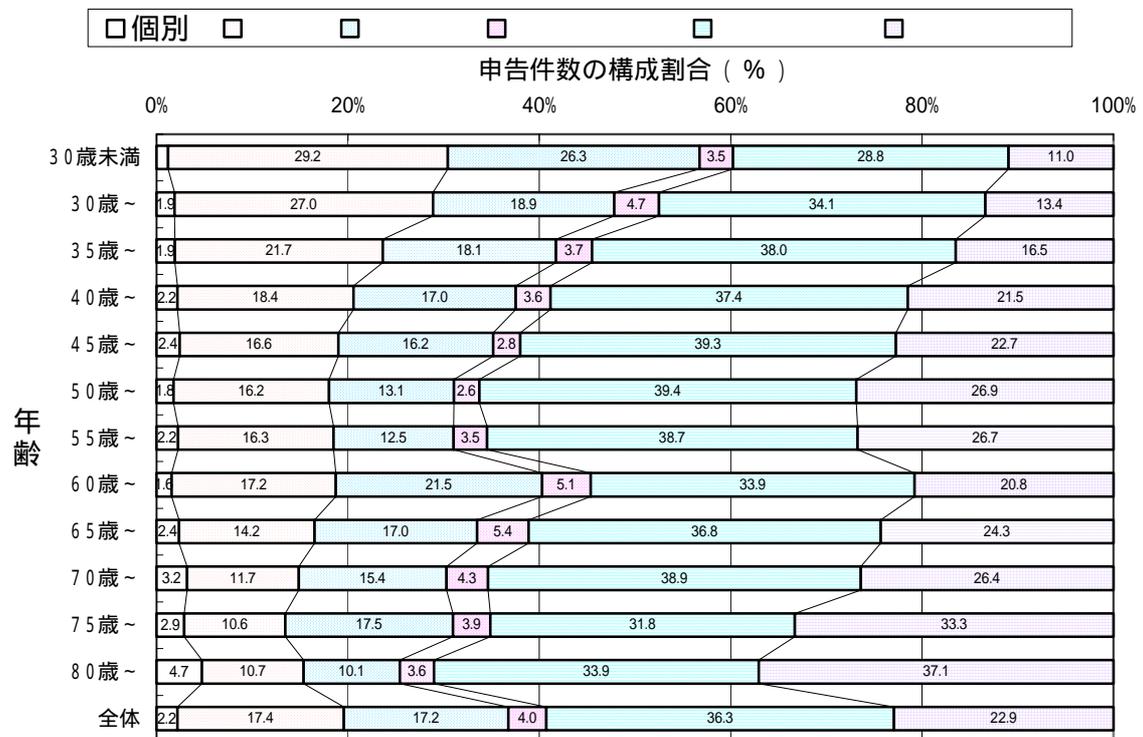
【図 - 2 - 5 年齢別の申告態様（女性） - 申告件数参照】

【図 - 2 - 6 年齢別の申告態様（女性） - 構成割合参照】

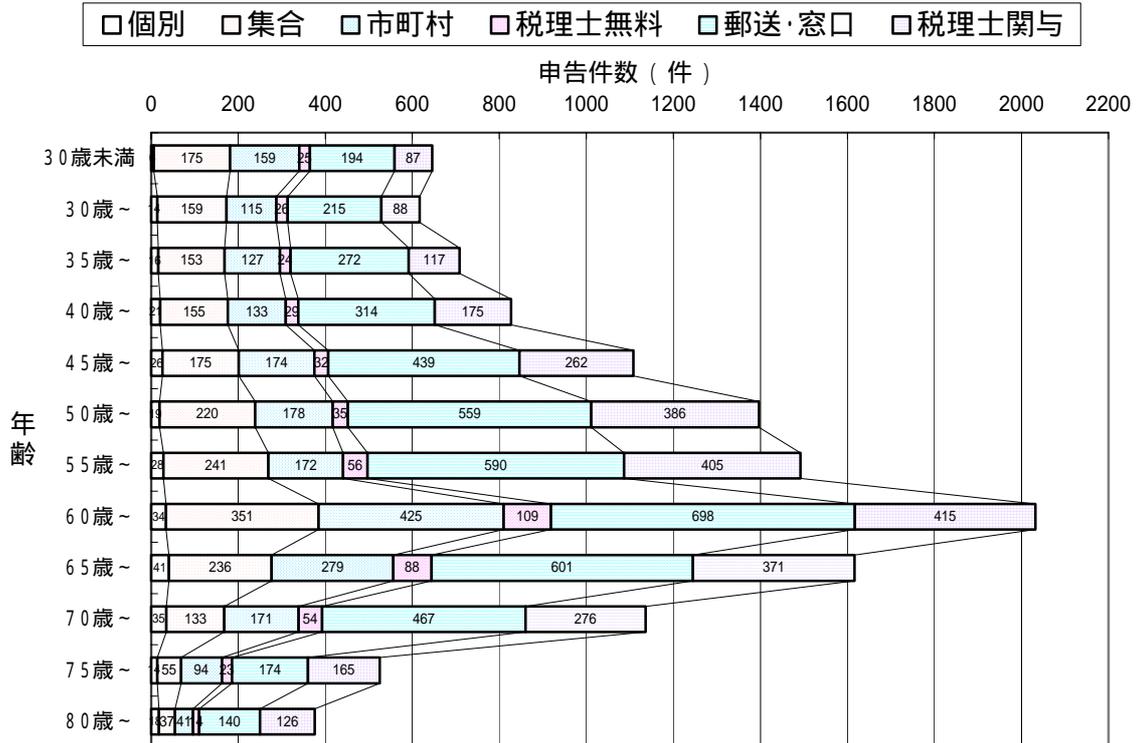
- 2 - 1 年齢別の申告態様 (全体) - 申告件数



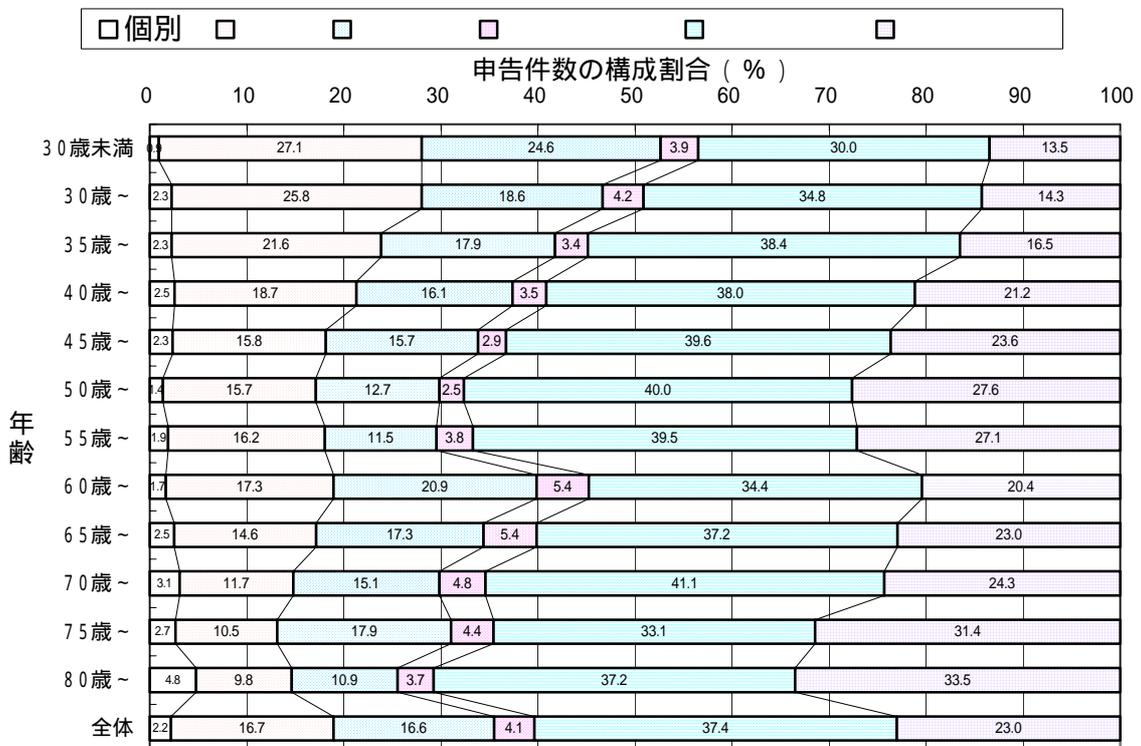
- 2 - 2 年齢別の申告態様 (全体) - 構成割合



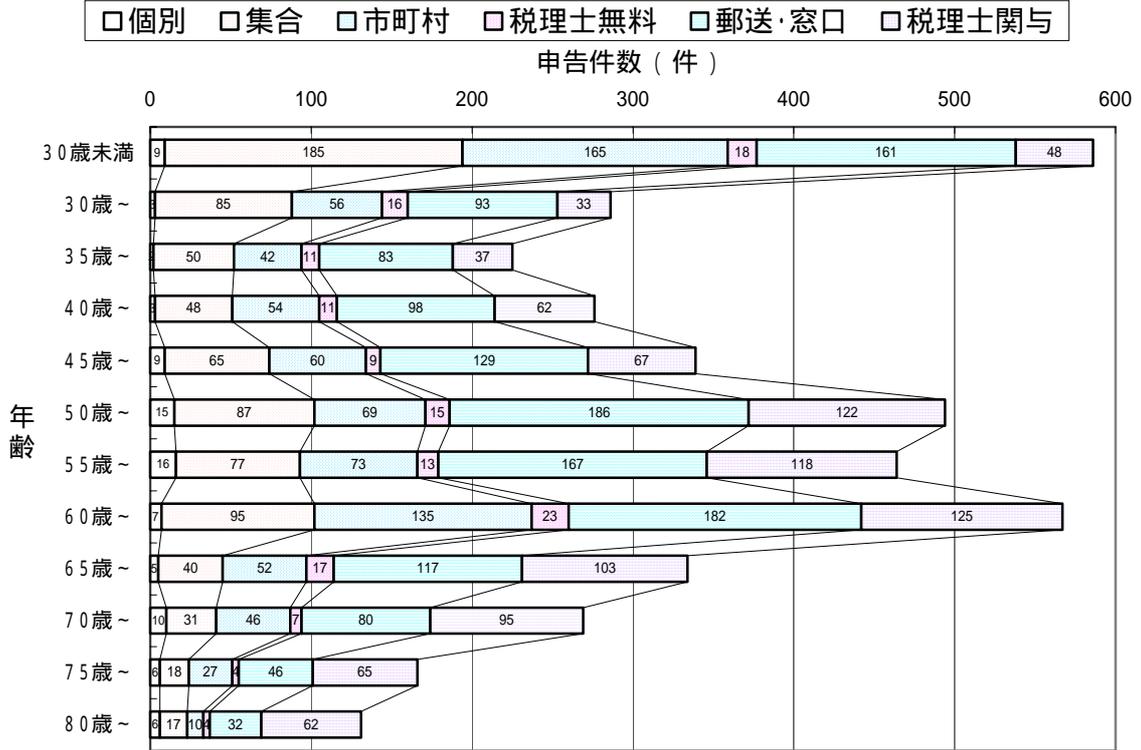
- 2 - 3 年齢別の申告態様 (男性) - 申告件数



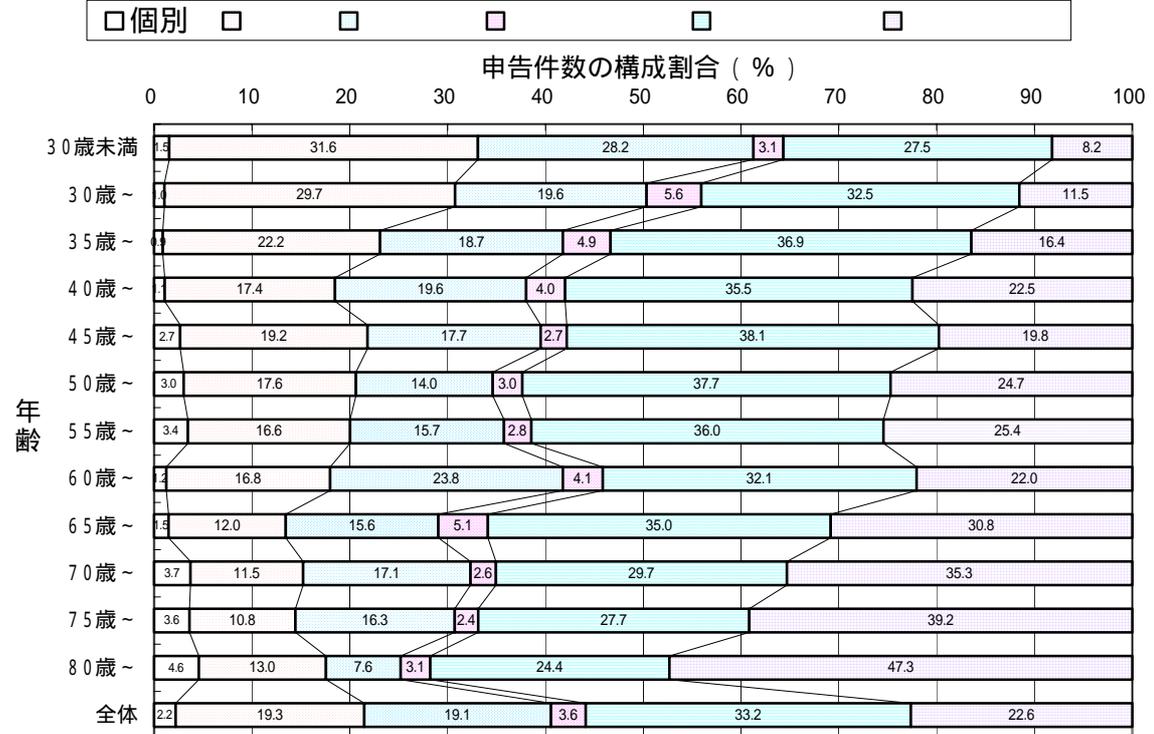
- 2 - 4 年齢別の申告態様 (男性) - 構成割合



- 2 - 5 年齢別の申告態様 (女性) - 申告件数



- 2 - 6 年齢別の申告態様 (女性) - 構成割合



青色申告者の申告態様

1 総論

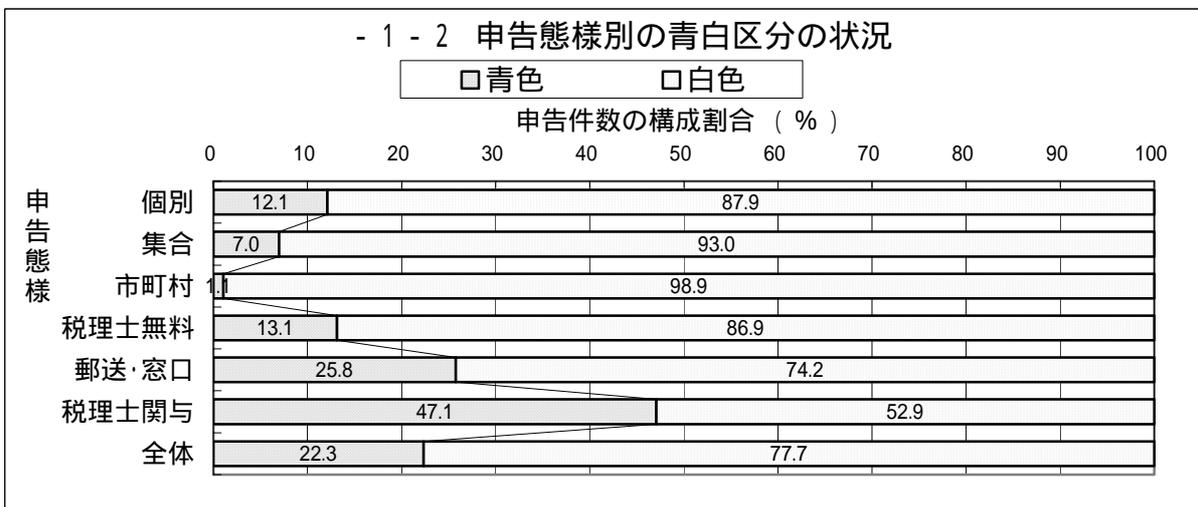
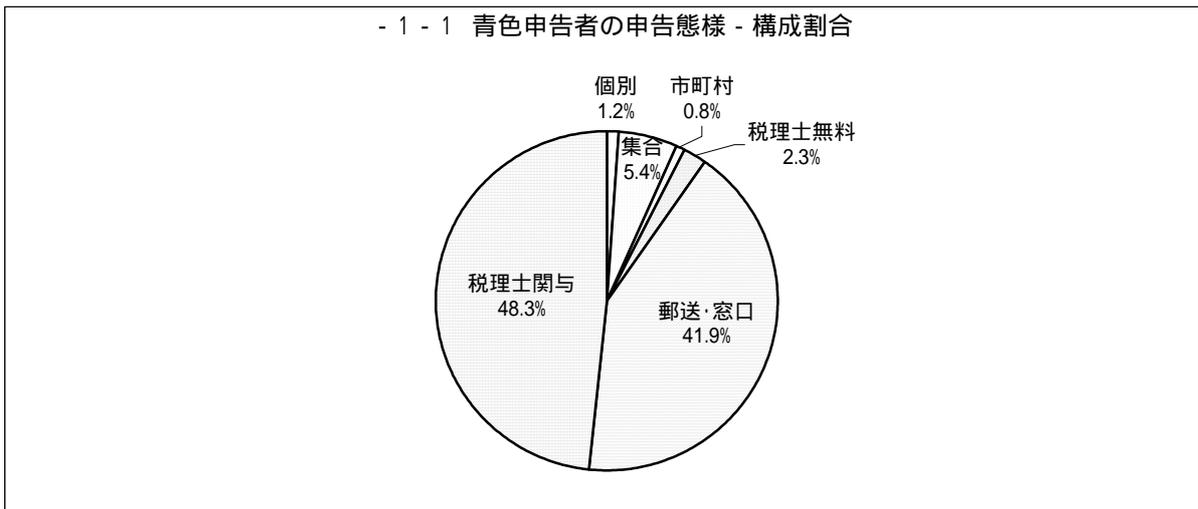
抽出した青色申告者全体の申告態様を見ると、「個別指導」の利用率は1.2%、「集合指導」5.4%、「市町村」0.8%、「税理士無料」2.3%となっており、これらを合わせた9.7%の者は相談会場を利用して申告書を提出している。

一方、「税理士関与」は48.3%、また、「郵送窓口」は41.9%となっており、合わせて90.2%と、大部分の者は、自らあるいは税理士を通じて申告を行っている。

なお、上記相談会場を利用した青色申告者がそれぞれに占める割合は、「個別指導」12.1%、「集合指導」7.0%、「市町村」1.1%、「税理士無料」13.1%となっている。

【図 - 1 - 1 青色申告者の申告態様 - 構成割合参照】

【図 - 1 - 2 申告態様別の青白区分の状況参照】



2 年齢別分析

抽出した青色申告者全体の申告件数を年齢別に見ると、55歳～60歳未満の年齢層が最も多く、45歳から60歳代が中心をなしている。

こうした年齢層が中心になっている青色申告者全体の申告態様を年齢別に見ると、「個別指導」は、30歳未満では4.8%、30歳～35歳未満では3.8%となっており、35歳以上の各年代が1%前後の利用率であるのと比較すると、若い年代ほど利用率が高い。

また、「集合指導」でも、30歳未満では11.9%、30歳～35歳未満では13.5%となっており、35歳以上の各年代が4～7%前後の利用率であるのと比較すると、「個別指導」と同様に若い年代ほど利用率が高い。

「税理士関与」は、35歳以上を境にして、年齢の上昇とともに利用率の増加が見られるが、特に、65歳以上の高年齢層では、過半数を超える50%以上の利用率を示している。

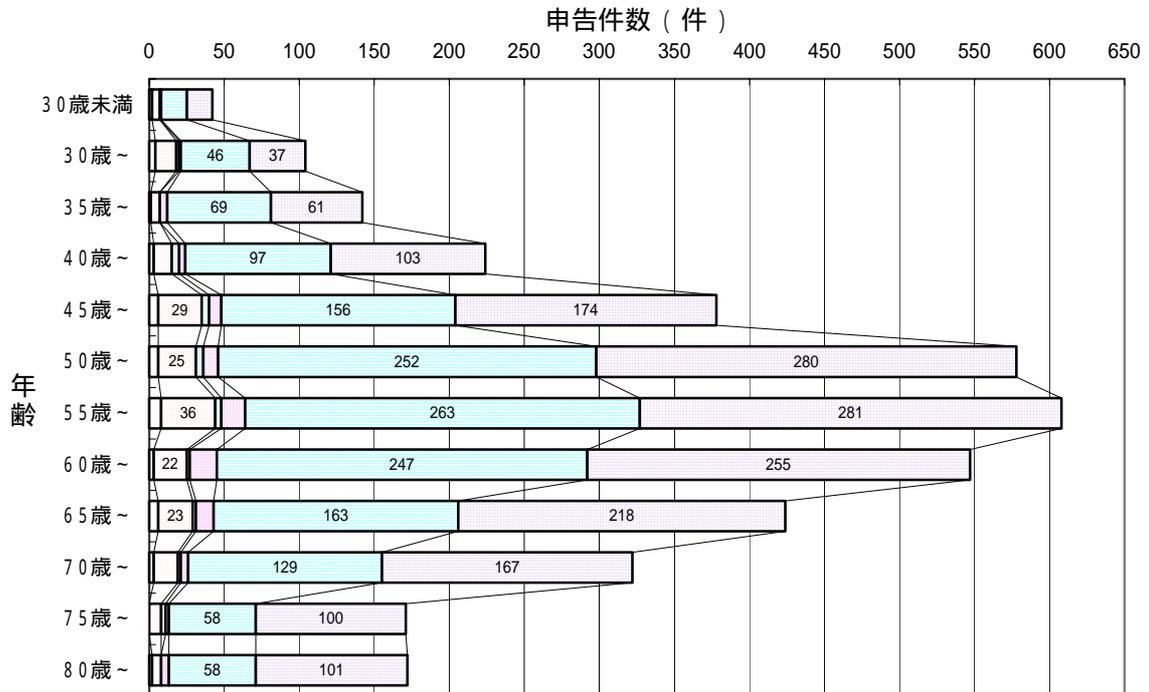
また、自ら申告書を作成して郵送又は税務署の受付窓口を持参した「郵送窓口」の利用率は、65歳～70歳未満及び75歳以上を除いて各年代とも40%台を示している。

【図 - 2 - 1 青色申告者の年齢別申告態様（全体） - 申告件数参照】

【図 - 2 - 2 青色申告者の年齢別申告態様（全体） - 構成割合参照】

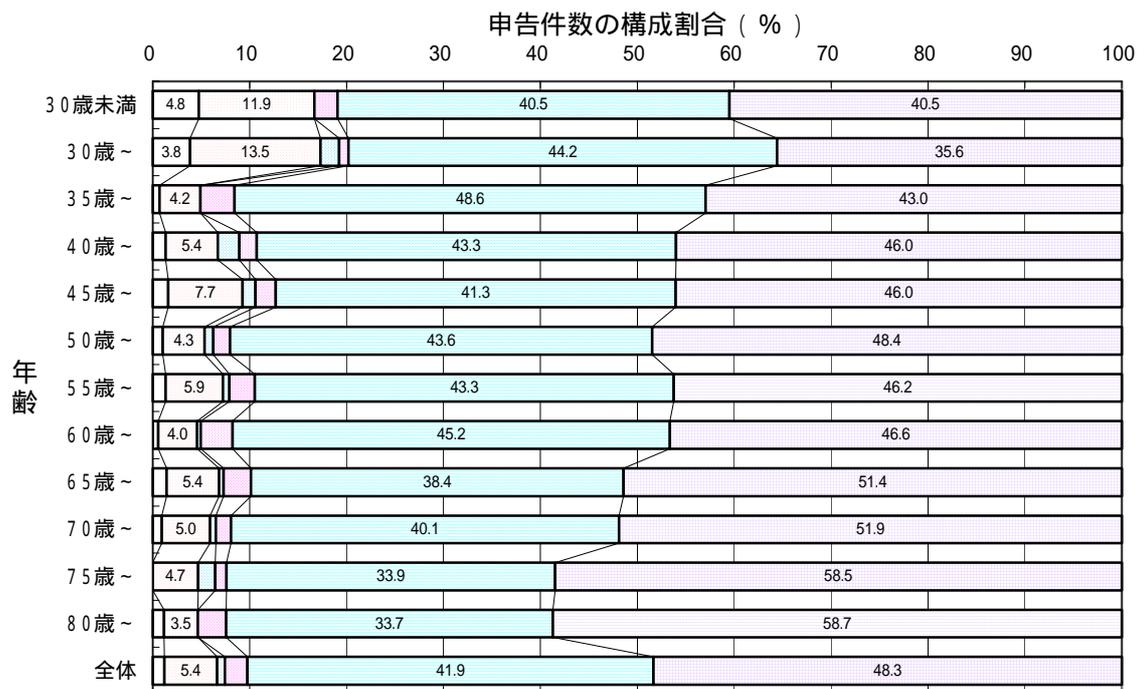
- 2 - 1 青色申告者の年齢別申告態様 (全体) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



- 2 - 2 青色申告者の年齢別申告態様 (全体) - 構成割合

□個別 □ □ □ □ □



白色申告者の申告態様

1 総論

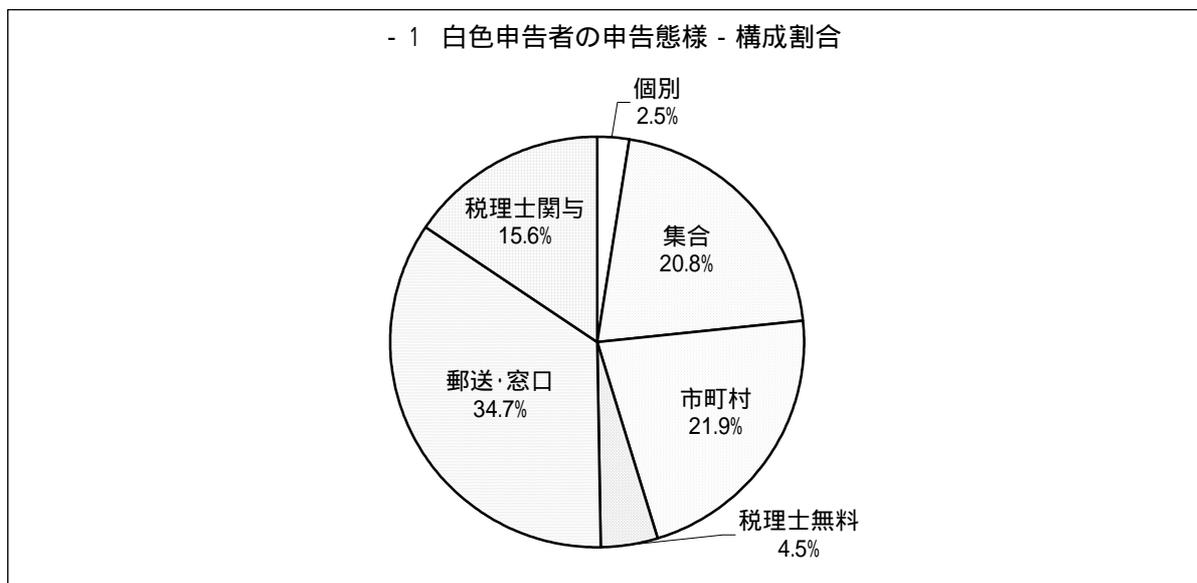
抽出した白色申告者全体の申告態様を見ると、「個別指導」の利用率は2.5%、「集合指導」20.8%、「市町村」21.9%、「税理士無料」4.5%となっており、合わせて49.7%と、ほぼ半数の者は、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。これは、青色申告者が前記の1で述べたように約1割の利用率であったのと比較すると、約5倍に達し、際立った対比を示している。

一方、「税理士関与」15.6%、また、「郵送窓口」34.7%となっており、合わせて50.3%と、これも、ほぼ半数の者は、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。これは、青色申告者が前記の1で述べたように、約9割の利用率であったことと比較すると4割程度低い利用率になっているが、その理由としては、白色申告者の場合には「税理士関与」割合が青色申告者の約3分の1程度であり、これがそのままの形で差になって表れているといえる。

【図 - 1 白色申告者の申告態様 - 構成割合参照】

(参考)

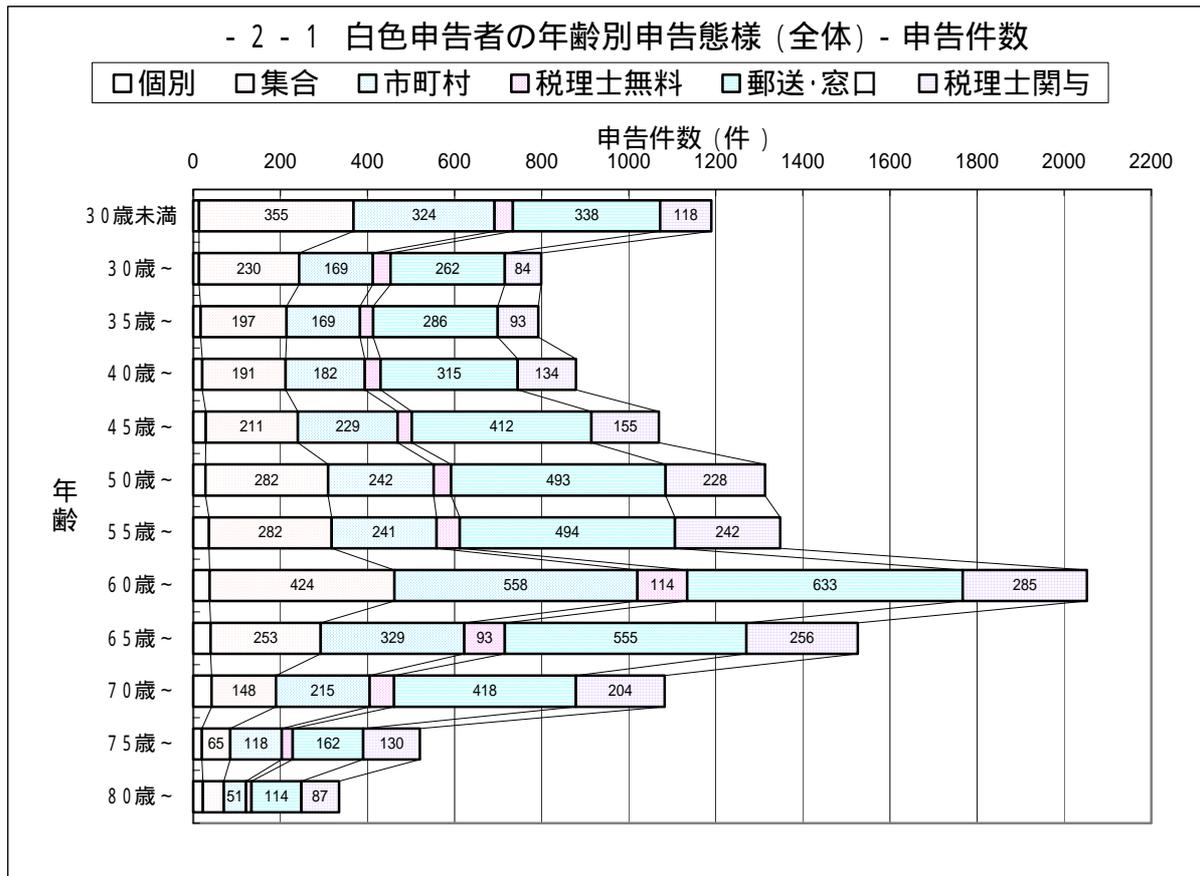
	青色申告者		白色申告者	÷
個別指導	1.2%	100	2.5%	208
集合指導	5.4%	100	20.8%	385
市町村	0.8%	100	21.9%	2738
税理士無料	2.3%	100	4.5%	196
郵送窓口	41.9%	100	34.7%	83
税理士関与	48.3%	100	15.6%	32



2 年齢別分析

抽出した白色申告者全体の申告件数を年齢別に見ると、60歳～65歳未満の年齢階層が最も多く、50歳から60歳代が中心をなしてはいるが、白色申告者には給与所得者が多数含まれることもあり、青色申告者と違い40歳以下の者もおしなべて多い。

【図 - 2 - 1 白色申告者の年齢別申告態様（全体） - 申告件数参照】



また、白色申告者全体の申告態様を年齢別に見ると、「個別指導」は、70歳～75歳未満が3.9%、75歳～80歳未満が3.8%、80歳以上が6.6%となっており、70歳未満の各年代が1～2%前後であるのと比較すると、高齢者ほど利用率が高くなっており、この点において若い年代の利用率が高かった青色申告者とは全く正反対の傾向を示している。

また、「集合指導」では、30歳未満が29.8%で最も利用率が高く、以後75歳～80歳未満（12.5%）の年代に至るまで、年齢の上昇とともに順次なだらかな減少傾向を示している。

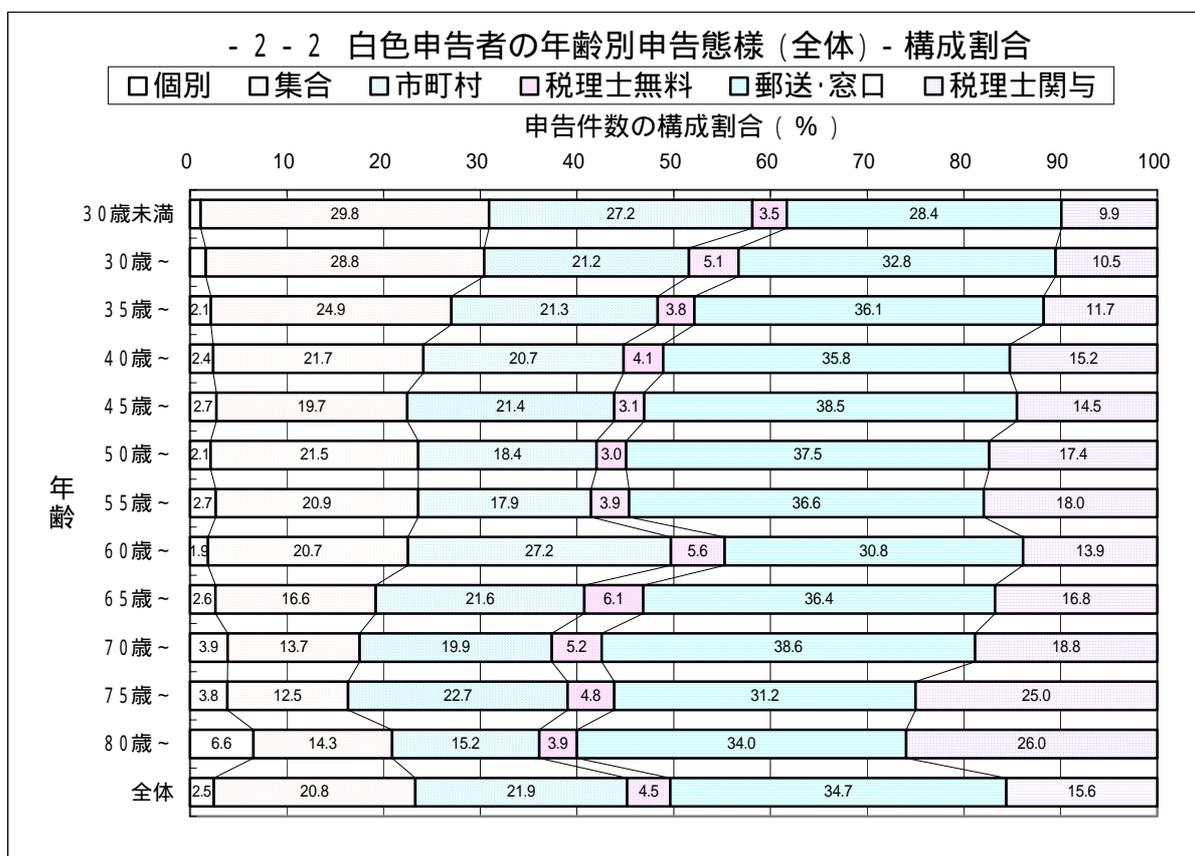
更に、「市町村」については、30歳未満が27.2%と利用率が高く、以後55歳～60歳未満（17.9%）の年代に至るまで年齢の上昇とともに利用率がほぼ順次減少し、年金受給年齢に達した60歳代に27.2%と一旦急増するものの、65歳代以後はまた減少するという傾向を示している。しかし、これらの「個別指導」、「集合指導」及び「市町村」の利用者に、各年代とも3～5%の利用率を示している「税理士無料」を更に加えると、白色

申告者の場合、年齢に関係なく4割ないしは6割の者がこれらいずれかの相談会場を利用して申告書を提出している。

これは、白色申告者の場合には、前記の1で述べたとおり、申告者全体の28.3%を占める給与所得者や18.6%を占める年金所得者などが含まれているため、継続申告者がほとんどである青色申告者とは違って、これら給与所得者や年金所得者の相談会場利用が、後記の3の(1)及び4の(1)で述べるとおり、約6割若しくは5割半ばの高い利用率を示していることが大きな要因と考えられる。

なお、「郵送窓口」については、ほぼ各年代で30%台の利用率を示しており、白色申告者で自ら申告書を作成して郵送又は税務署の受付窓口に持参した者は、青色申告者の場合と同様で年齢層による偏りは特段認められない。

【図 - 2 - 2 白色申告者の年齢別申告態様（全体） - 構成割合参照】



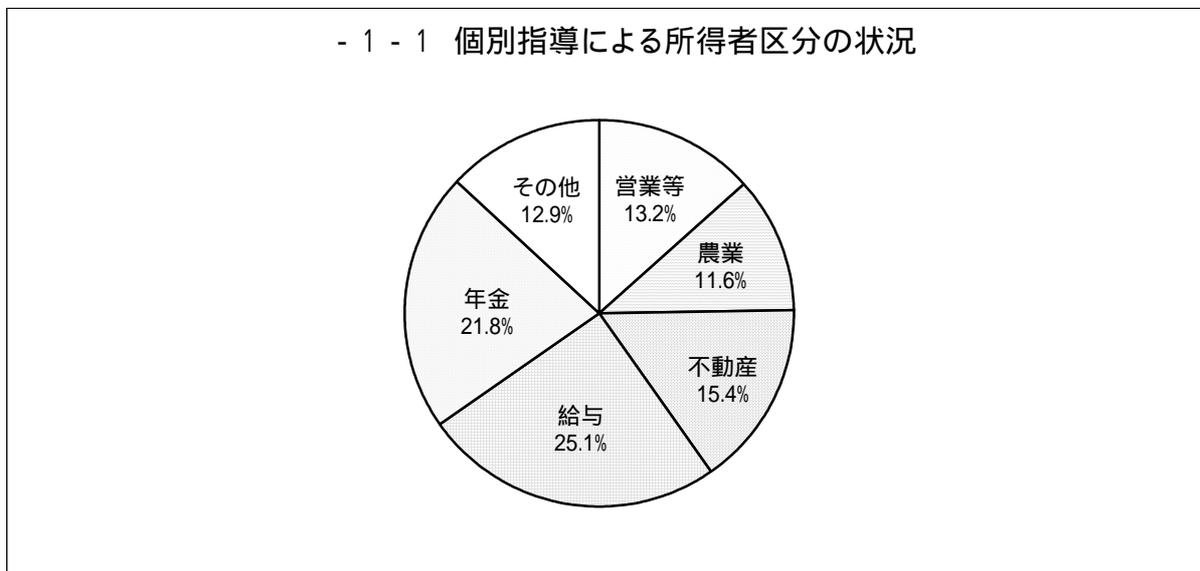
申告態様別の申告状況

1 個別指導

(1) 申告者全体の申告態様にも見られるように(32ページの図 - 1 - 1) 関東信越国税局管内における「個別指導」は、利用者全体の2%程度と、ごく少数である。

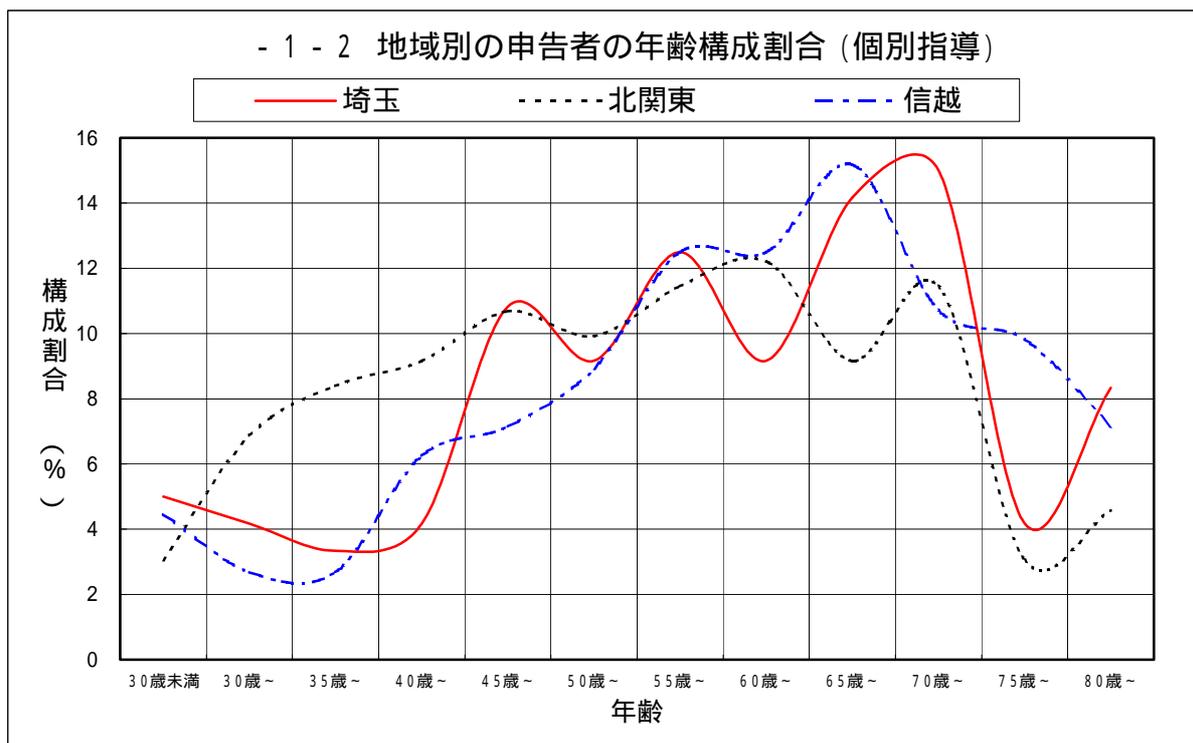
この「個別指導」の利用率が最も高かったのは給与所得者(25.1%)であり、「個別指導」を利用した者全体の約4分の1を占めている。以下、続いて、年金所得者(21.8%)、不動産所得者(15.4%)、営業等所得者(13.2%)、農業所得者(11.6%)の順となっている。

【図 - 1 - 1 個別指導による所得者区分の状況参照】



(2) 「個別指導」を利用して申告書を提出した者を地域別（年齢別）に見ると、埼玉及び信越地域は、年齢の上昇とともに利用率が高まる傾向が見られ、ほぼ70歳前後に、そのピークを迎えている。一方、北関東地域は、各年代とも10%前後と、ほぼ一定した利用率となっている。

【図 - 1 - 2 地域別の申告者の年齢構成割合（個別指導）参照】



(3) 「個別指導」を利用して申告書を提出した者を年齢別に見ると、最も利用率が高かった給与所得者では、30歳未満が60.0%、30歳～35歳未満が41.2%、35歳～40歳未満が72.2%と、これらの年代の申告者数が多いことを反映して比較的若い年代層に偏っている。

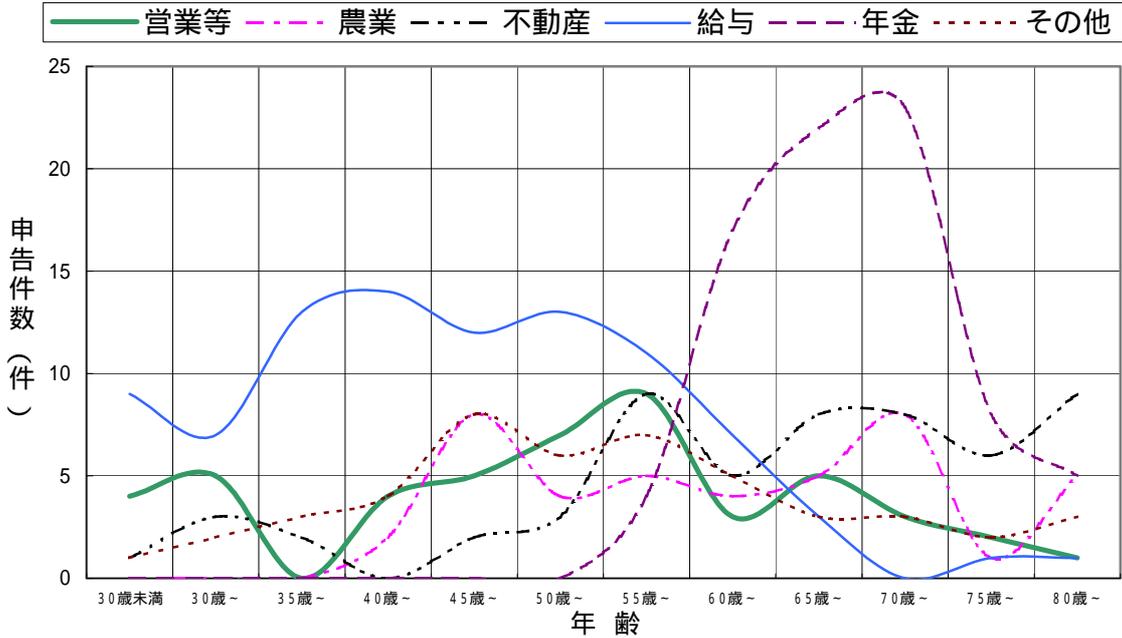
これと対照的に、次に利用率が高かった年金所得者の場合では、60歳～65歳以上が41.5%で、以後の年代でも申告者数の多さを反映して高い利用率を示しており、「個別指導」を受けている高年齢層の約半数近くは、年金所得者で占められていることが分かる。

また、営業等所得者では、30歳未満が26.7%、30歳～35歳未満が29.4%と若い年代での利用率が高く、次に50歳代が20%程度で高い利用率を示しているが、各年代によって利用率にバラツキがあり、まちまちである。

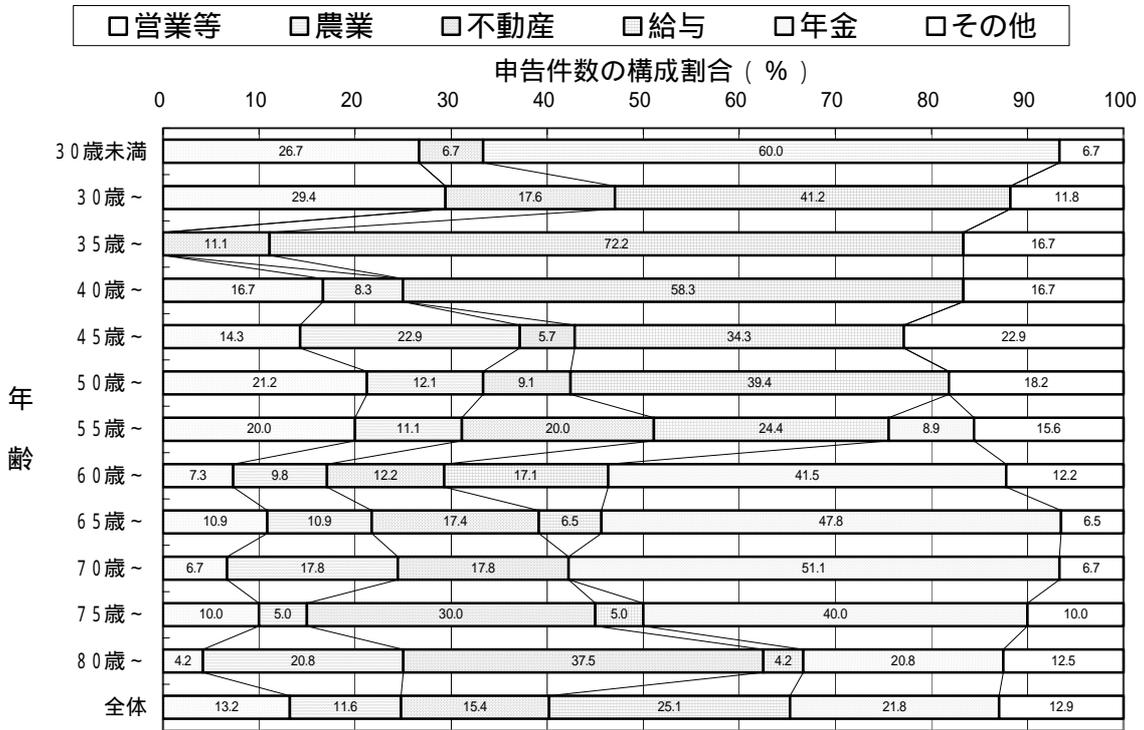
【図 - 1 - 3 年齢別の所得者区分の状況（個別指導） - 申告件数参照】

【図 - 1 - 4 年齢別の所得者区分の状況（個別指導） - 構成割合参照】

- 1 - 3 年齢別の所得者区分の状況 (個別指導) - 申告件数



- 1 - 4 年齢別の所得者区分の状況 (個別指導) - 構成割合



(4) 「個別指導」を利用して申告書を提出した者（全体）の構成は、申告納税額のある者が45.2%、還付申告者が36.1%、申告納税額のない者が18.7%となっている。

また、申告納税額のある者の割合は、不動産所得者が66.1%と最も高く、これに続いて、営業等所得者（54.2%）、農業所得者（47.6%）、年金所得者（40.5%）、給与所得者（27.5%）の順になっている。

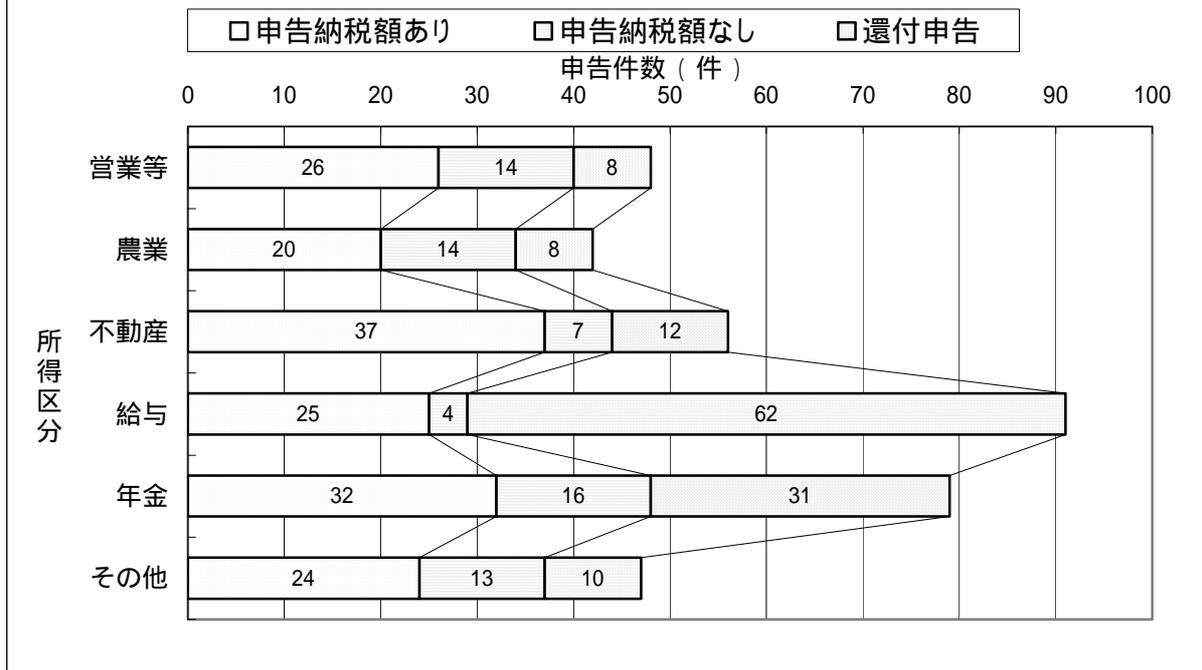
そして、最も「個別指導」の利用率が高かった給与所得者の場合、全体の7割近い68.1%の者が還付申告者であり、次順位の年金所得者も、その39.2%は還付申告者であった。

なお、申告納税額のない者では、農業所得者が33.3%で他の所得者よりもその割合が最も高く、次いで営業等所得者（29.2%）となっている。

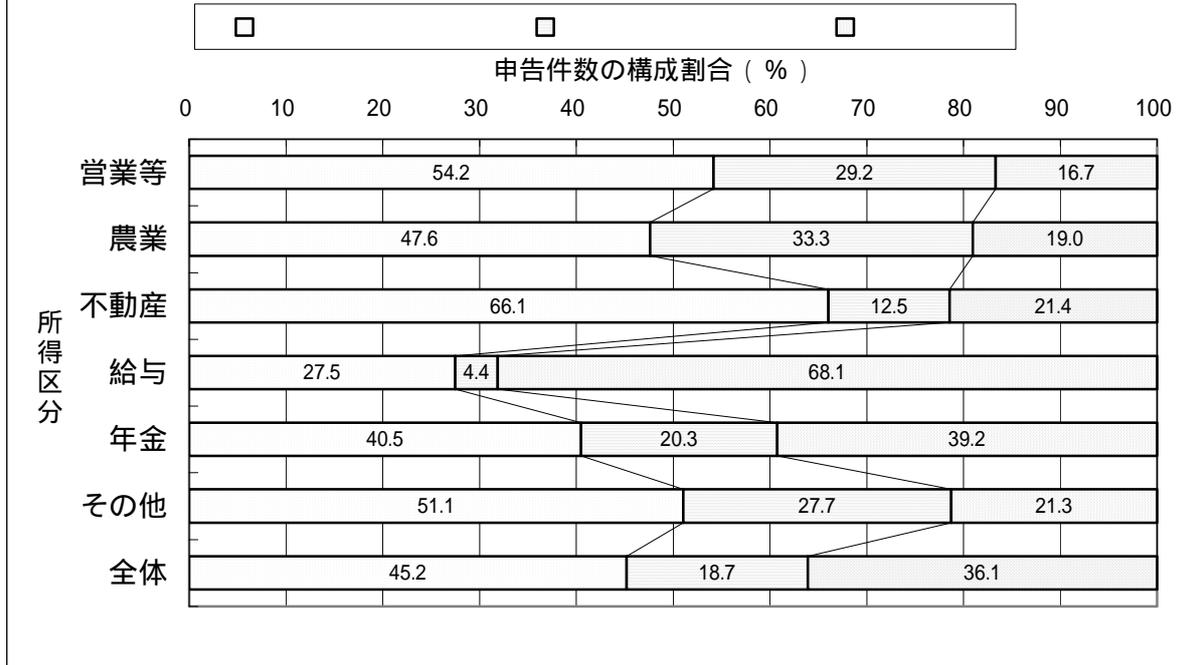
【図 - 1 - 5 所得者区分別の申告状況（個別指導） - 申告件数参照】

【図 - 1 - 6 所得者区分別の申告状況（個別指導） - 構成割合参照】

- 1 - 5 所得者区分別の申告状況 (個別指導) - 申告件数



- 1 - 6 所得者区分別の申告状況 (個別指導) - 構成割合

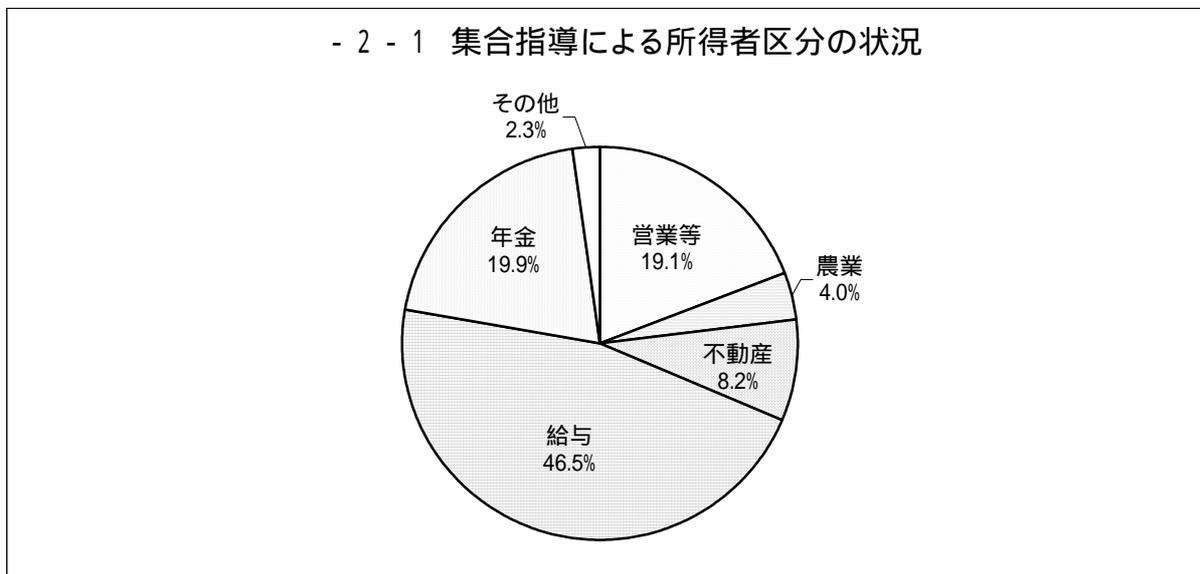


2 集合指導

(1) 確定申告者の自書作成が浸透してきたことや、タッチパネルによる確定申告書の作成が普及してきたため、1人の税務署員が複数の確定申告者と同時に対応して申告相談を行う方式の「集合指導」は、32ページの図 - 1 - 1でも見られるように、税務署の申告相談の中心的役割を占めている。この「集合指導」については、これから詳しく述べてみたい。

「集合指導」の利用率が最も高かったのは給与所得者(46.5%)で、「集合指導」を利用して申告した者全体のほぼ半数を占めている。これに続いて、年金所得者(19.9%)、営業等所得者(19.1%)、不動産所得者(8.2%)、農業所得者(4.0%)の順になっている。

【図 - 2 - 1 集合指導による所得者区分の状況参照】

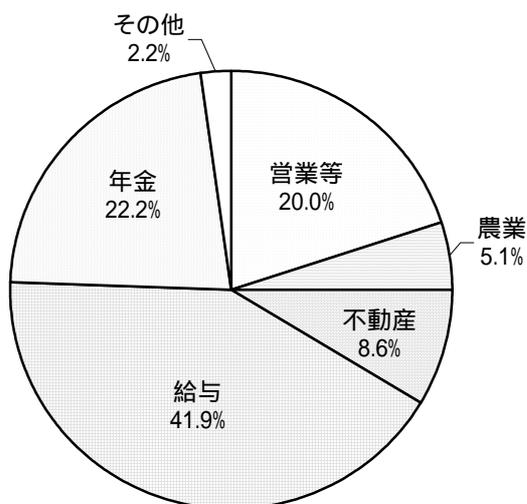


(2) これを男女別に比較してみたい。まず、男女別に利用率を見ると、「集合指導」利用者の最大グループである給与所得者は、男性が男性全体の41.9%、女性が女性全体の58.6%と、女性の方が約17%高い。その反面、年金所得者では男性が22.2%、女性が13.7%、農業所得者では男性が5.1%、女性が1.0%と、男性の方がかなり高くなっている。営業等所得者と不動産所得者についても男性の利用率が高いが、年金所得者や農業所得者ほど大きな差は男女間に認められなかった。

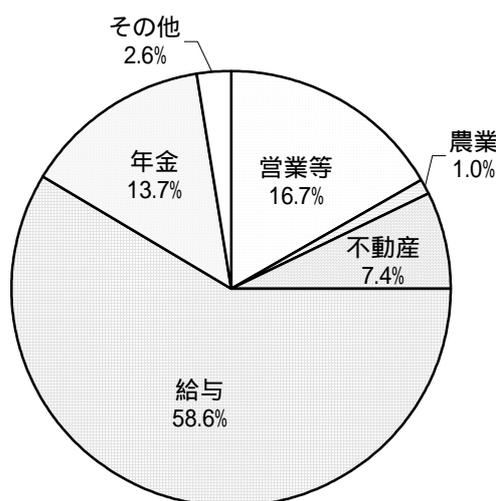
【図 - 2 - 2 集合指導による所得者区分の状況(男性)参照】

【図 - 2 - 3 集合指導による所得者区分の状況(女性)参照】

- 2 - 2 集合指導による所得者区分の状況（男性）



- 2 - 3 集合指導による所得者区分の状況（女性）



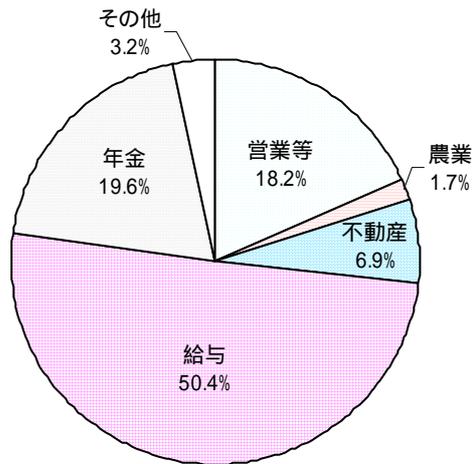
(3) また、地域別に見ると、埼玉では給与所得者の割合が最も高く、「集合指導」の利用者の半数に当たる50.4%を占めている。これに信越地域(46.2%)、北関東地域(41.0%)が続いている。埼玉と北関東地域との間に、10%近い差があることが目を引く。また、営業等所得者と年金所得者については、地域間に目立った格差は見られない。一方、不動産所得者と農業所得者を見ると、いずれも埼玉の割合が低く、北関東及び信越地域の方が高い。特に、農業については顕著で、埼玉が1.7%で最も低く、北関東(5.4%)、信越(6.8%)の順に高くなっている。

【図 - 2 - 4 集合指導による所得者区分の状況（埼玉）参照】

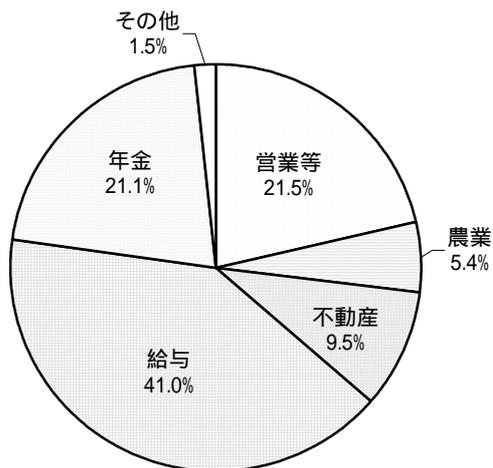
【図 - 2 - 5 集合指導による所得者区分の状況（北関東）参照】

【図 - 2 - 6 集合指導による所得者区分の状況（信越）参照】

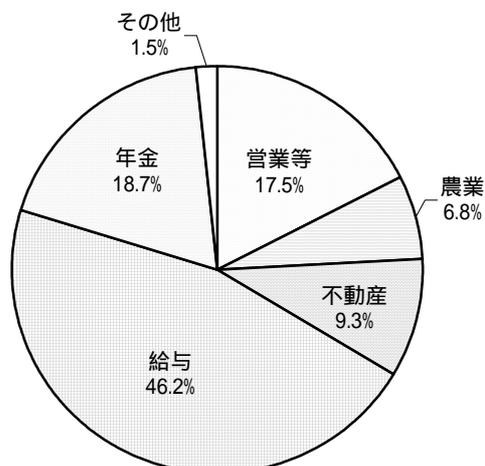
- 2 - 4 集合指導による所得者区分の状況（埼玉）



- 2 - 5 集合指導による所得者区分の状況（北関東）

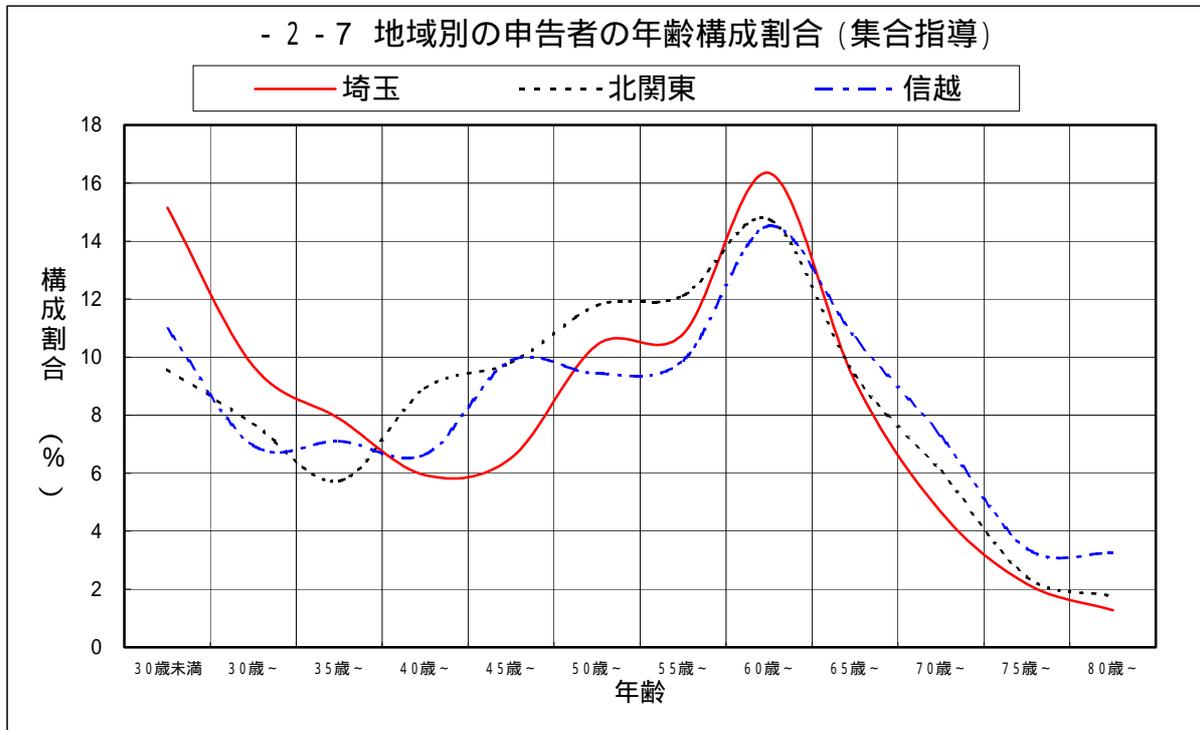


- 2 - 6 集合指導による所得者区分の状況（信越）



(4) 「集合指導」を利用して申告書を提出した者を地域別（年齢別）に見ると、三地域とも各年代においてほぼ似た傾向を示しているが、埼玉では、北関東・信越地域と比べて若い世代の利用者と60歳代の利用者が多い反面、40歳代の利用者は少なくなっている。

【図 - 2 - 7 地域別の申告者の年齢構成割合（集合指導）参照】



(5) 「集合指導」を利用して申告書を提出した者を年齢別に見ると、最も利用率が高かった給与所得者では、30歳未満では全体の87.2%と、その大部分を占めており、55歳～60歳未満でも「集合指導」のほぼ半数である47.3%を占めている。

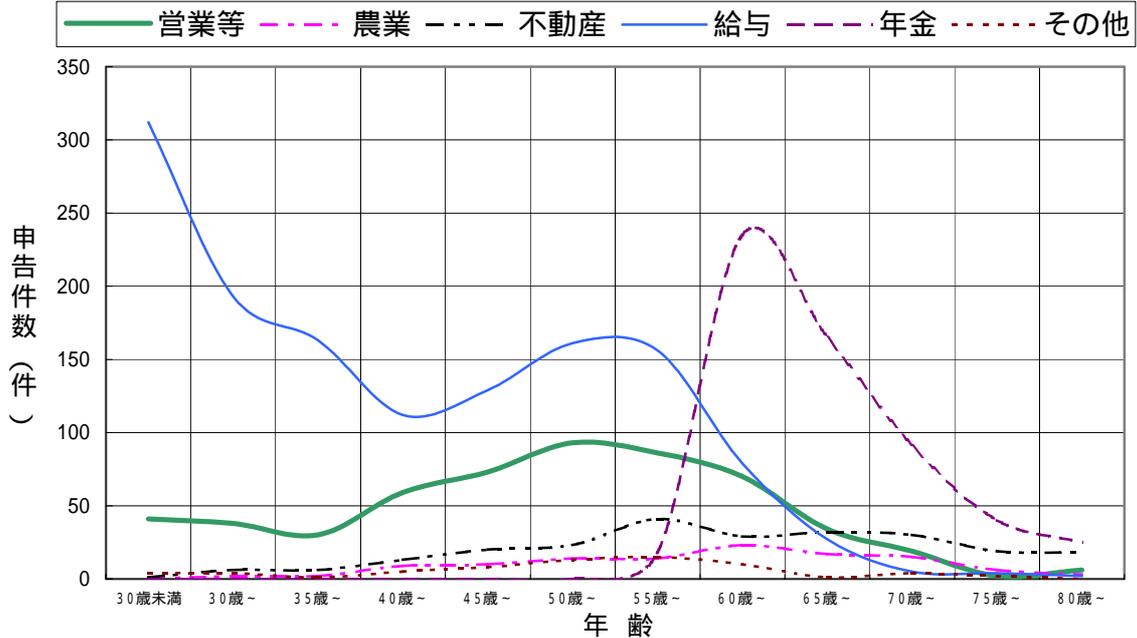
これと対照的に、次に利用率が高かった年金所得者の場合では、年金支給開始直後の60歳～65歳以上が52.7%となっている。以後の年代でも、申告者数の多さを反映して高い利用率を示しており、「個別指導」と同様、「集合指導」を受けている高年齢層の約半数以上の者は年金所得者で占められていることが分かる。

また、営業等所得者では、これも申告者数が多い世代である40歳代～50歳代が約3割近い利用率を示している。

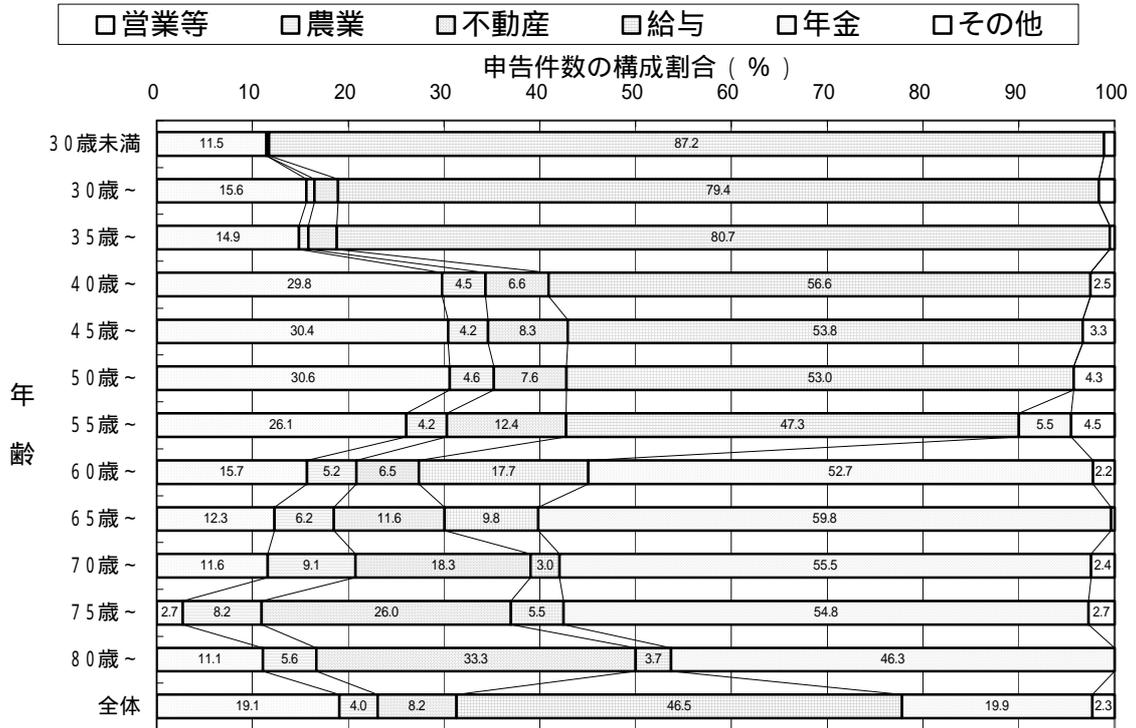
【図 - 2 - 8 年齢別の所得者区分の状況（集合指導） - 申告件数参照】

【図 - 2 - 9 年齢別の所得者区分の状況（集合指導） - 構成割合参照】

- 2 - 8 年齢別の所得者区分の状況 (集合指導) - 申告件数



- 2 - 9 年齢別の所得者区分の状況 (集合指導) - 構成割合



(6) これを、更に地域別に見てみたい。まず、営業等所得者について、埼玉の構成比のピークは55歳～60歳未満で31.3%、北関東地域は50歳～55歳未満で36.4%、信越地域は40歳～45歳未満で37.2%と、地方ほど構成比のピークは若くなる傾向が顕著に見られる。また、埼玉では、ピークの後、「集合指導」の利用者の構成比が急激に減少するのに対して、他の2地域は徐々に減少していく。農業所得者の場合、その申告件数の少なさを反映して、全体的な構成割合は低くなっているが、埼玉及び信越地域のピークは70歳～75歳未満で6.5%と19.1%、北関東地域は75歳～80歳未満で18.2%と、いずれの地域でも、「集合指導」に占める高齢の農業所得者の割合は高い。

不動産所得者について見ると、埼玉及び信越地域では75歳から80歳未満の者の構成比が30%以上となっているのに対して、北関東地域では10%台となっている。ただし、北関東地域では、40歳代からの構成割合が10%を超える年代が多く、ミドル層の「集合指導」利用者が多いのが特徴的である。

次に給与所得者については、三地域とも30歳未満の若年層から55歳～60歳未満まで、どの年齢階層をとっても、そのかなりの部分を占めているが、年齢の上昇とともに、構成比そのものは減少し、特に年金支給が本格化する60歳から65歳未満からは激減する。最後に、年金所得者について、「集合指導」に占める年金所得者の割合は、三地域ともほぼ同水準にあるが、高齢者に限ると、埼玉と北関東地域は信越地域よりかなり高くなっている。

【図 - 2 - 10 年齢別の所得者区分の状況（集合指導・埼玉） - 申告件数参照】

【図 - 2 - 11 年齢別の所得者区分の状況（集合指導・埼玉） - 構成割合参照】

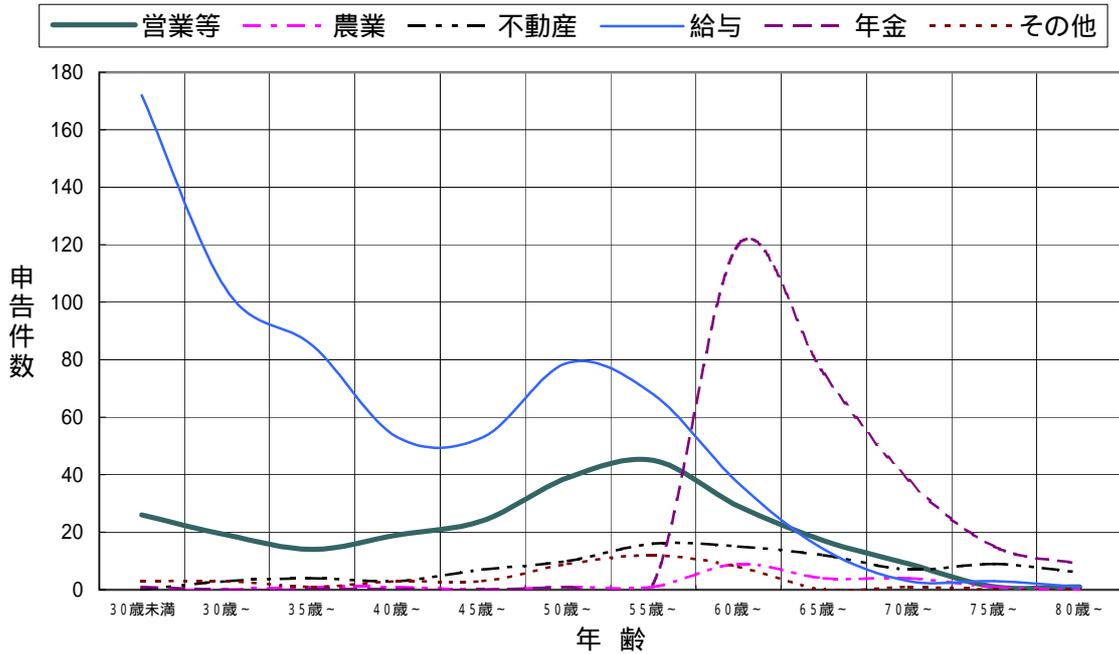
【図 - 2 - 12 年齢別の所得者区分の状況（集合指導・北関東） - 申告件数参照】

【図 - 2 - 13 年齢別の所得者区分の状況（集合指導・北関東） - 構成割合参照】

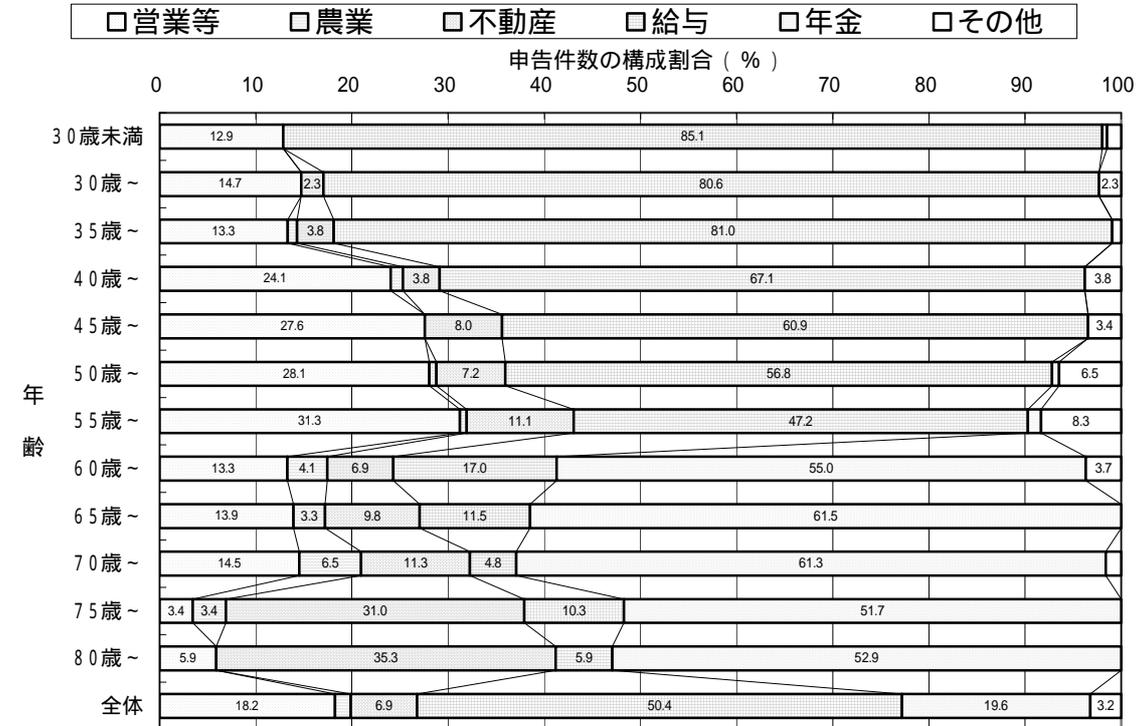
【図 - 2 - 14 年齢別の所得者区分の状況（集合指導・信越） - 申告件数参照】

【図 - 2 - 15 年齢別の所得者区分の状況（集合指導・信越） - 構成割合参照】

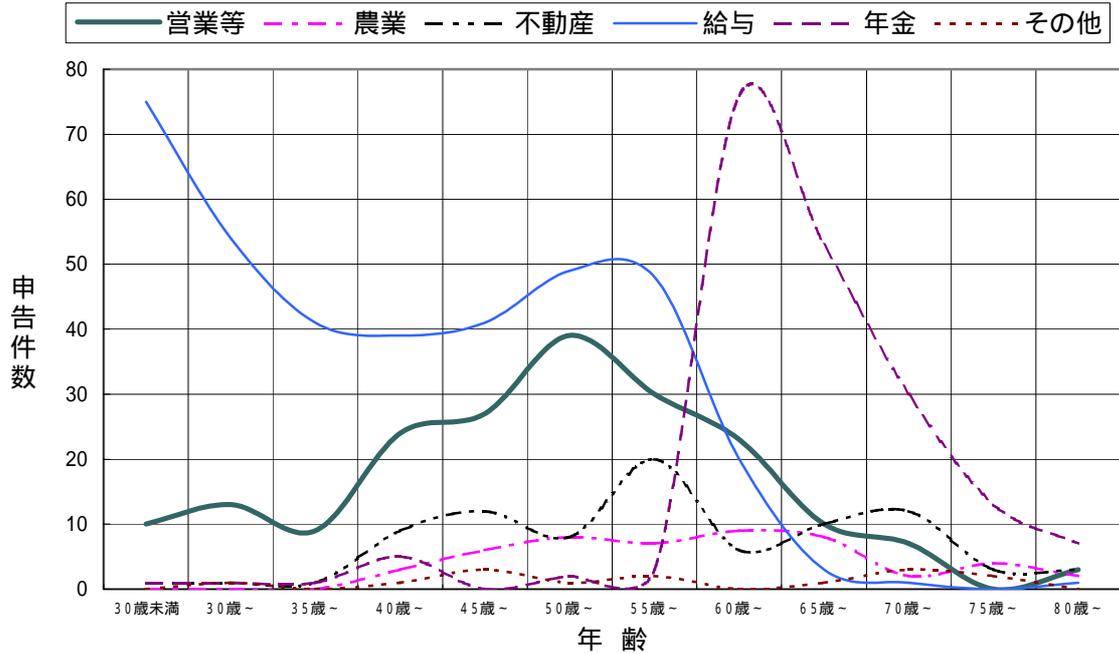
- 2 - 10 年齢別の所得者区分の状況 (集合指導・埼玉) - 申告件数



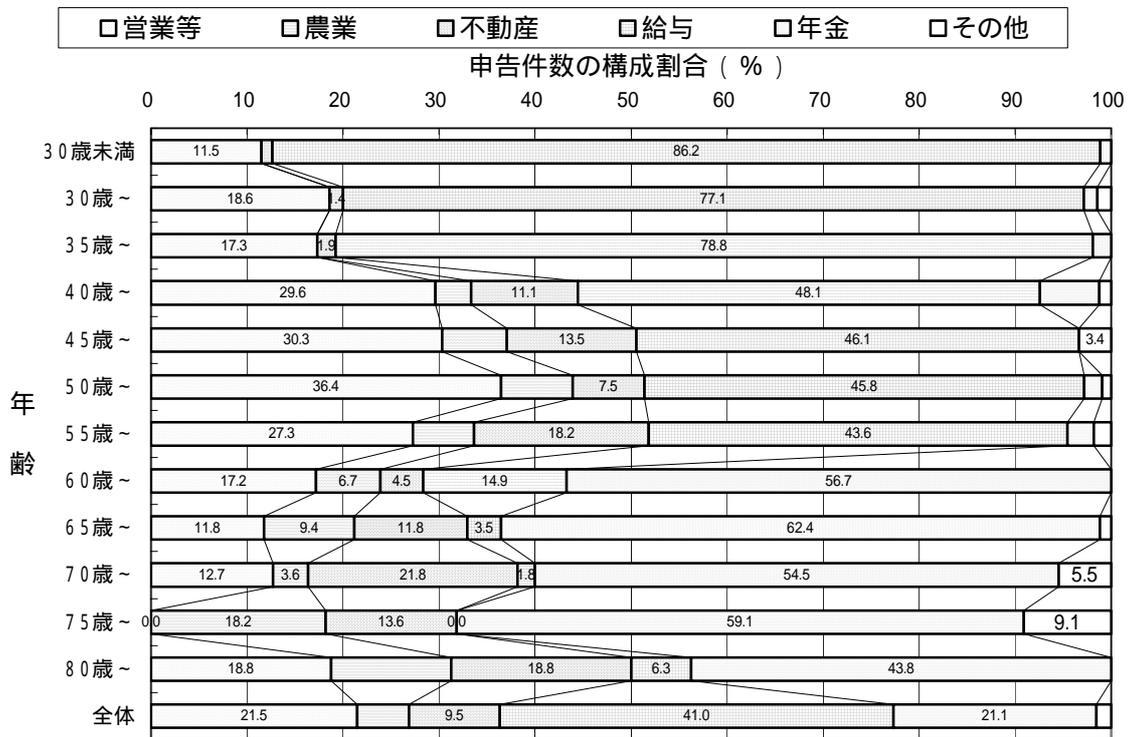
- 2 - 11 年齢別の所得者区分の状況 (集合指導・埼玉) - 構成割合



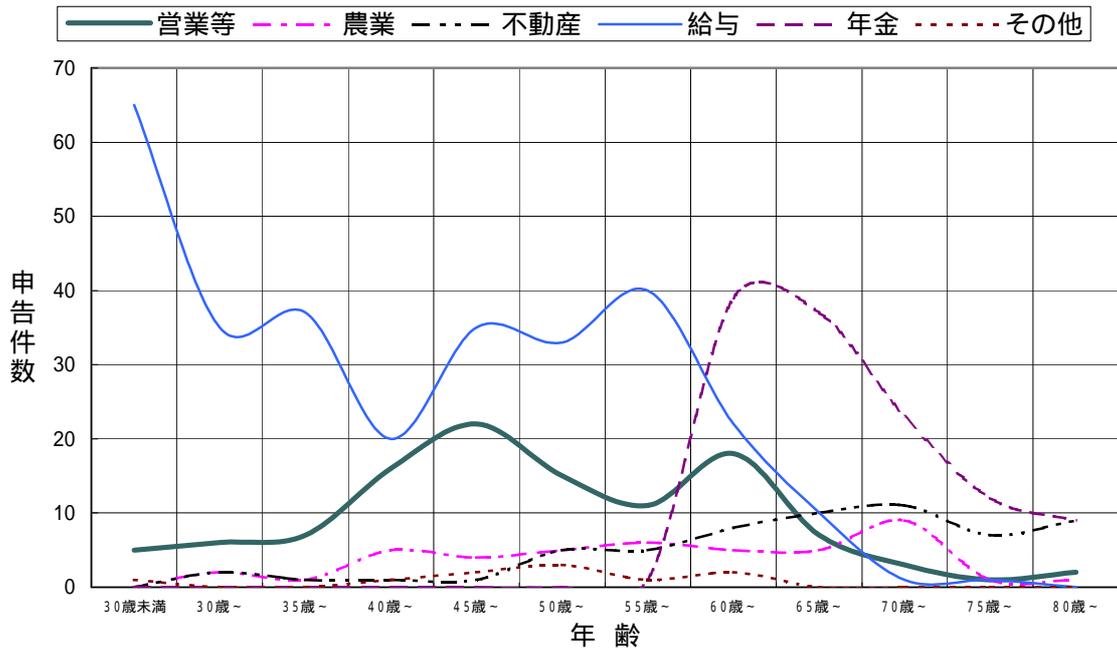
- 2 - 12 年齢別の所得者区分の状況 (集合指導・北関東) - 申告件数



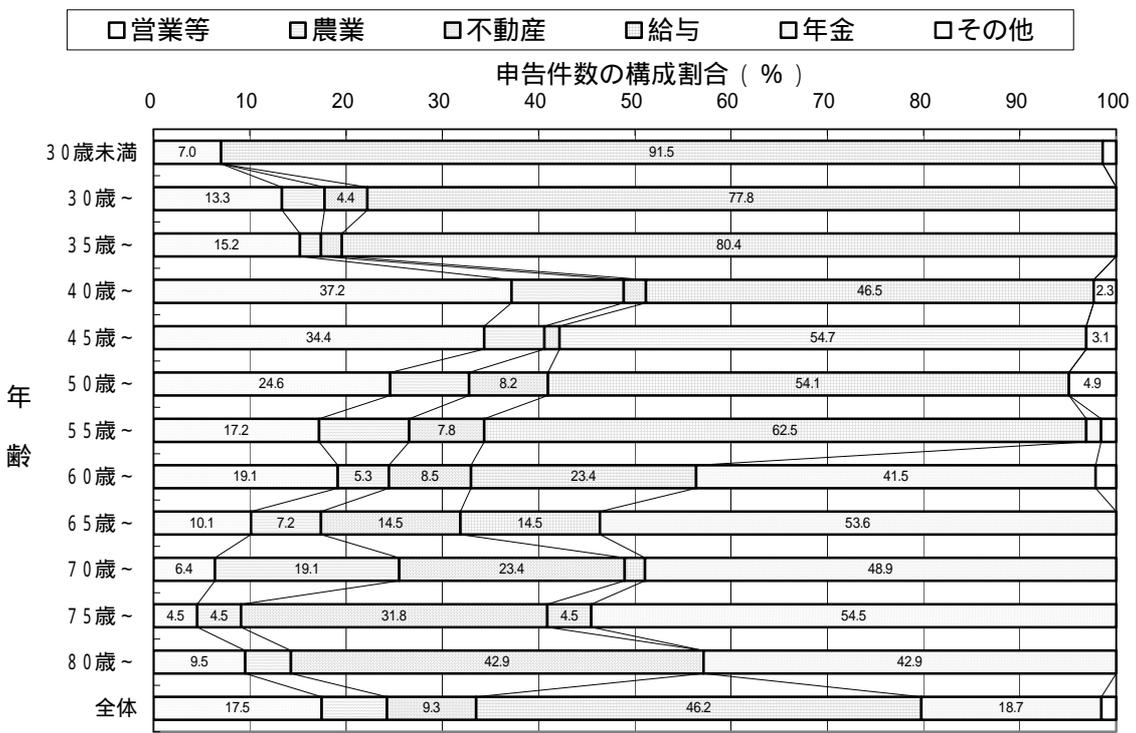
- 2 - 13 年齢別の所得者区分の状況 (集合指導・北関東) - 構成割合



- 2 - 14 年齢別の所得者区分の状況 (集合指導・信越) - 申告件数



- 2 - 15 年齢別の所得者区分の状況 (集合指導・信越) - 構成割合



(7) この「集合指導」を利用して確定申告書を提出した者は、全体では還付申告者が59.9%、申告納税額のある者が27.7%、申告納税額のない者が12.4%となっており、還付申告者が利用者全体の約6割を占めている。

そして、最も「集合指導」の利用率が高かった給与所得者の場合、その大部分に当たる87.1%が還付申告者であり、次順位の年金所得者も55.2%の者が還付申告者である。

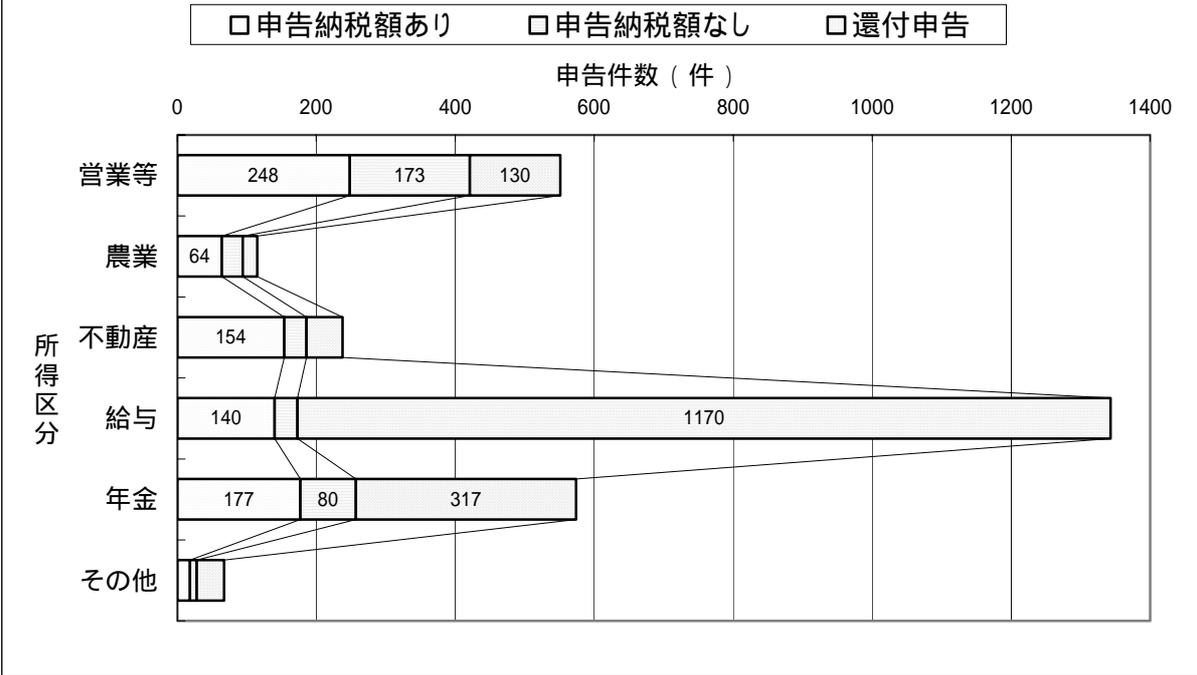
また、申告納税額のある者では、不動産所得者が64.7%で、他の所得者よりもその割合が最も高く、以下、農業所得者(55.7%)、営業等所得者(45.0%)、年金所得者(30.8%)、給与所得者(10.4%)の順になっている。

なお、申告納税額のない者では、営業等所得者31.4%で他の所得者よりもその割合が最も高く、次いで農業所得者(26.1%)となっている。

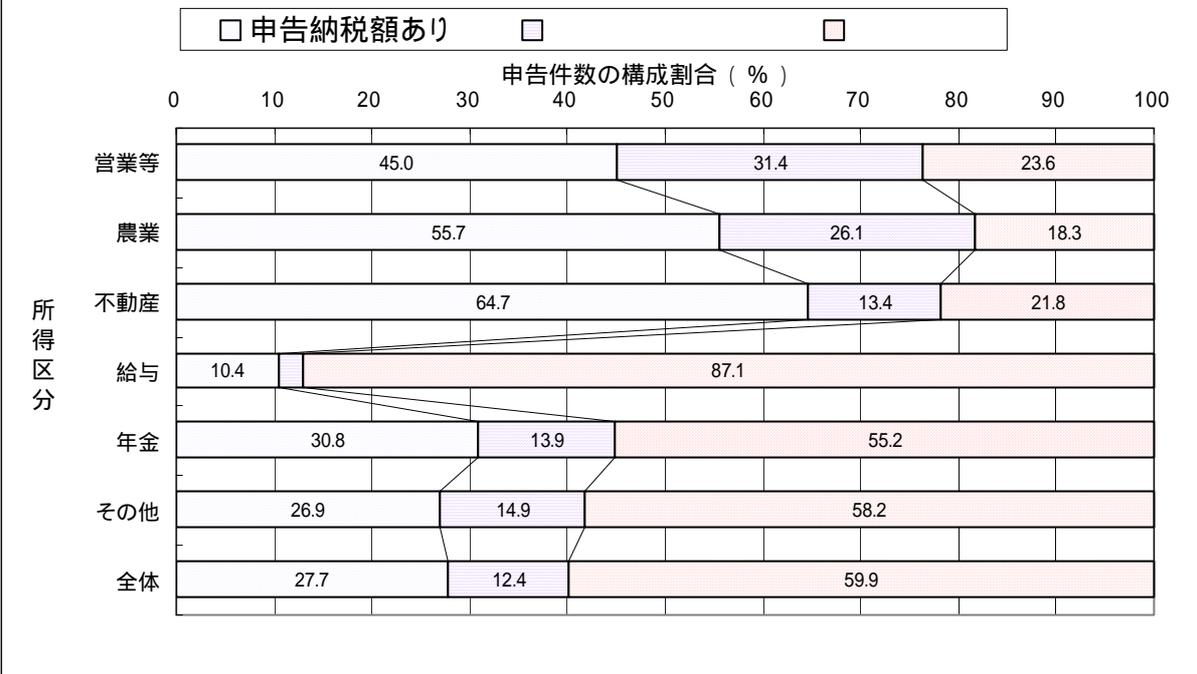
【図 - 2 - 16 所得者区分別の申告状況(集合指導) - 申告件数参照】

【図 - 2 - 17 所得者区分別の申告状況(集合指導) - 構成割合参照】

- 2 - 16 所得者区分別の申告状況 (集合指導) - 申告件数



- 2 - 17 所得者区分別の申告状況 (集合指導) - 構成割合



(8) これを更に地域別に見てみたい。ここでは、主に申告納税額のある者について検討したい。

まず、営業等所得者であるが、申告納税額のある者は、埼玉が39.5%で最も低く、北関東47.2%、信越53.1%というように、地方になるほど「集合指導」を利用した営業等所得者の中で、申告納税額のある者の割合が高くなる。

これとは対照的に農業所得者について申告納税額のある者は、埼玉が77.3%で最も高く、北関東59.2%、信越40.9%というように、地方ほど申告納税額のある者の割合が低くなる傾向が顕著に表れている。

不動産所得者で申告納税額のある者は、埼玉が63.0%、北関東69.8%、信越60.0%というように、各地域とも60%台であるが、北関東地域にやや高い傾向が見られる。

給与所得者で申告納税額のある者を見ると、埼玉が7.0%で最も低く、北関東12.6%、信越15.4%というように、地方になるほど申告納税額のある者の割合が高くなる傾向が伺える。一方、還付申告者については、埼玉が90.6%で最も高く、北関東85.5%、信越81.3%と、都市部ほど還付申告者の割合が高くなる傾向が伺える。

最後に、年金所得者で申告納税額のある者を見ると、埼玉が25.7%で最も低く、北関東37.5%、信越31.4%と、北関東地域の構成割合が最も高い。一方、還付申告者は、埼玉が58.6%で最も高く、以下、北関東52.6%、信越52.1%と続いており、都市部ほど還付申告割合が高くなる傾向が伺える。また、「集合指導」を利用した給与所得者及び年金所得者の半数以上が、還付申告者である。

【図 - 2 - 18 所得者区分別の申告状況（集合指導・埼玉） - 申告件数参照】

【図 - 2 - 19 所得者区分別の申告状況（集合指導・埼玉） - 構成割合参照】

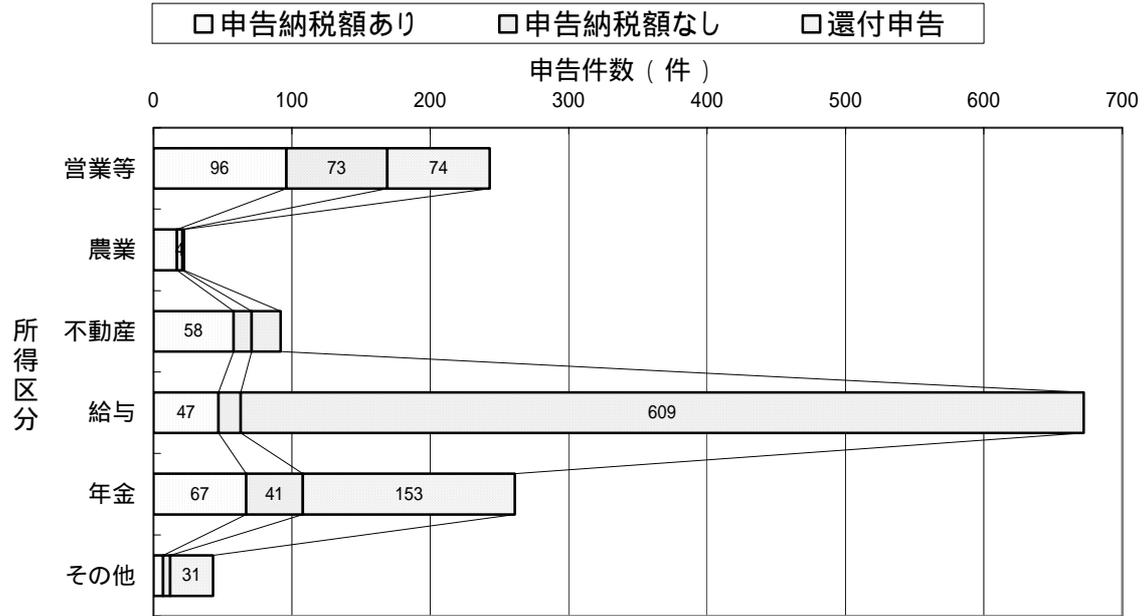
【図 - 2 - 20 所得者区分別の申告状況（集合指導・北関東） - 申告件数参照】

【図 - 2 - 21 所得者区分別の申告状況（集合指導・北関東） - 構成割合参照】

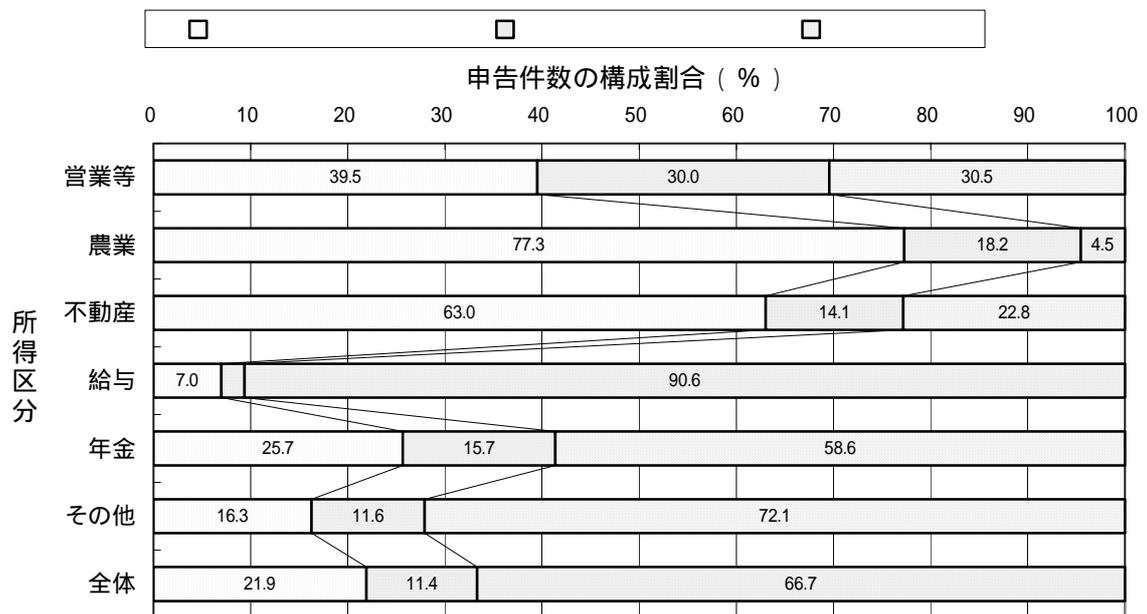
【図 - 2 - 22 所得者区分別の申告状況（集合指導・信越） - 申告件数参照】

【図 - 2 - 23 所得者区分別の申告状況（集合指導・信越） - 構成割合参照】

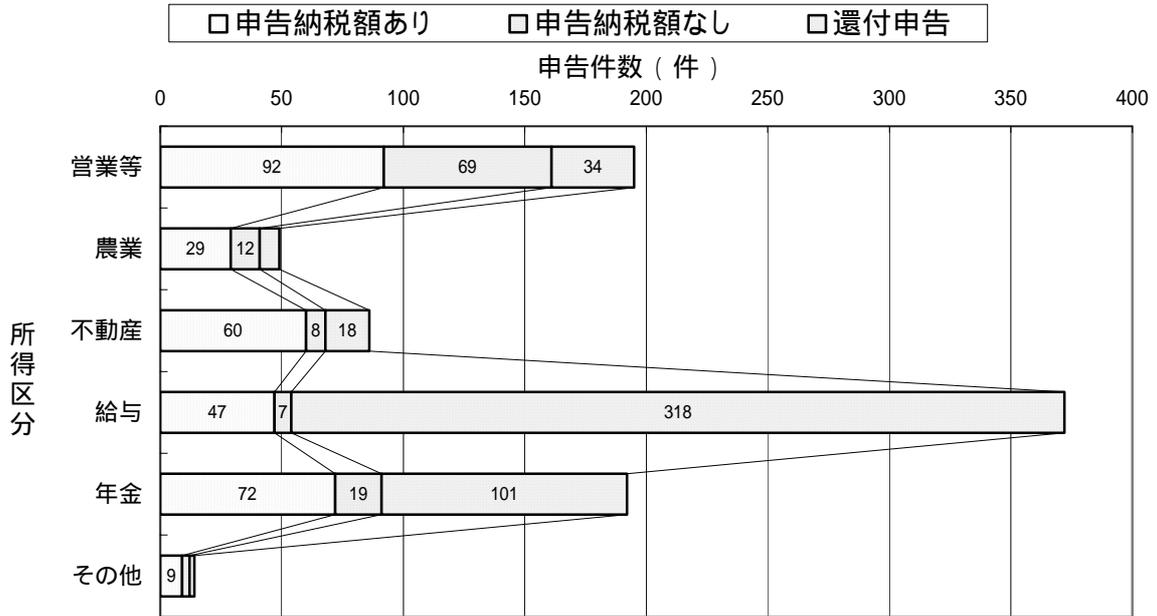
- 2 - 18 所得者区分別の申告状況 (集合指導・埼玉) - 申告件数



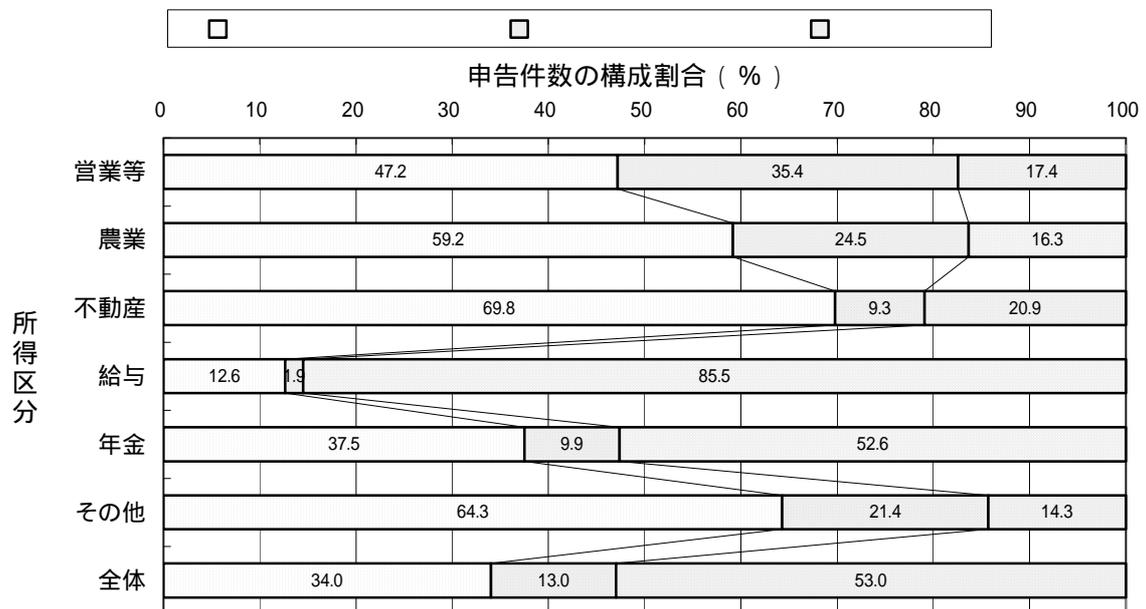
- 2 - 19 所得者区分別の申告状況 (集合指導・埼玉) - 構成割合



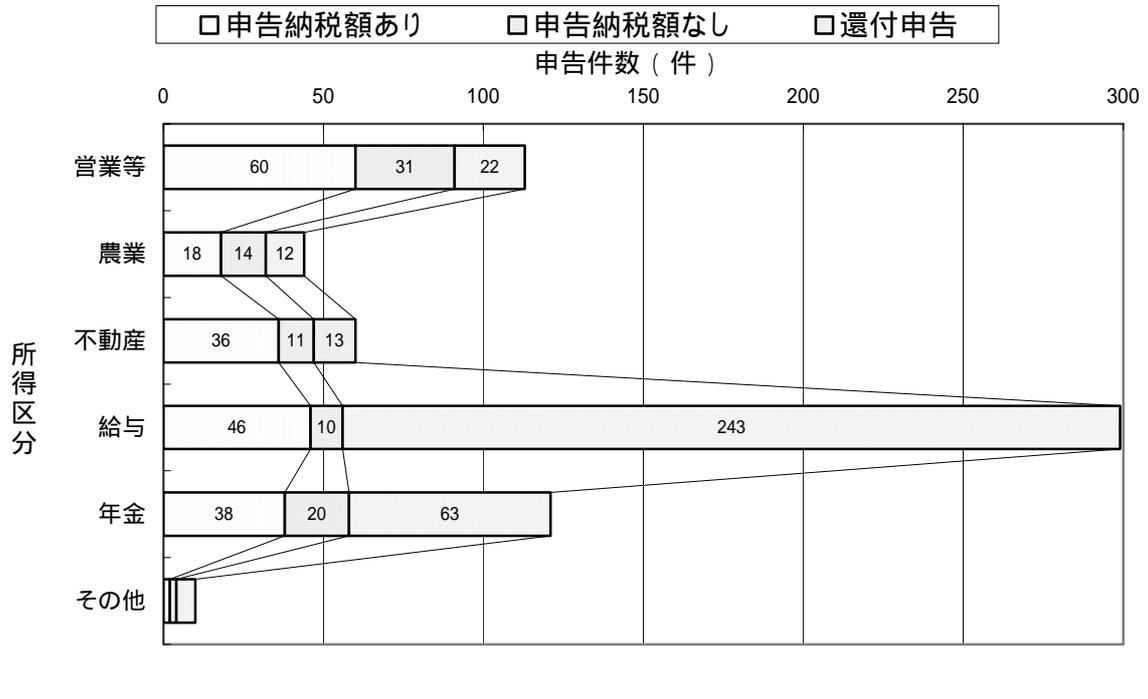
- 2 - 20 所得者区分別の申告状況 (集合指導・北関東) - 申告件数



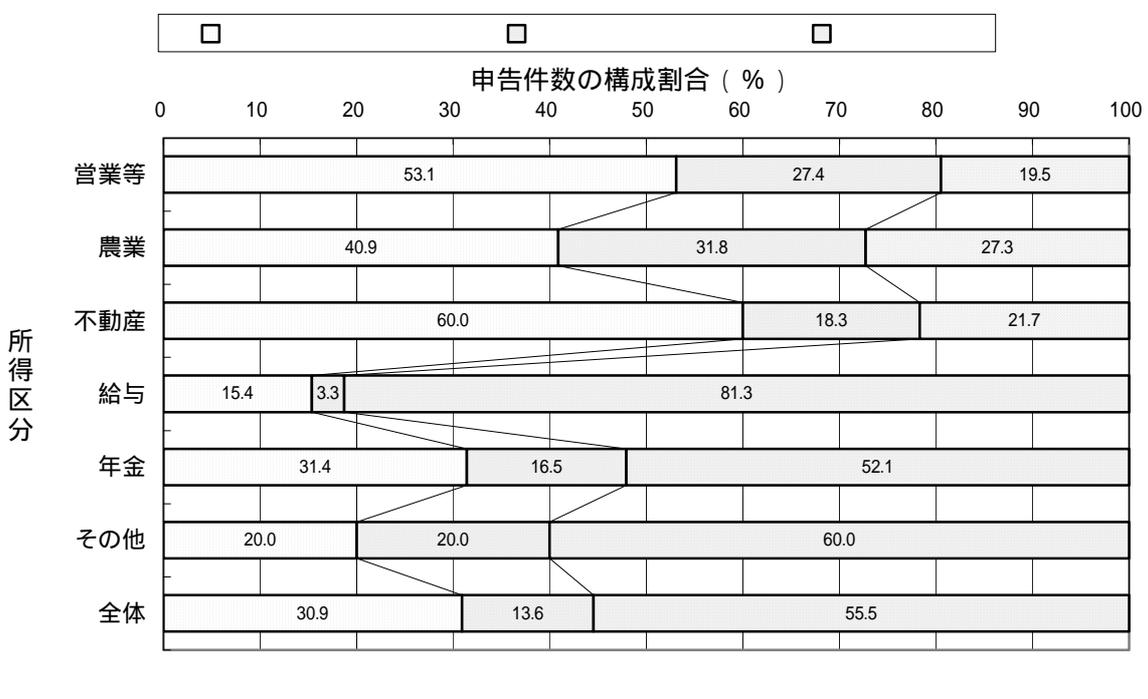
- 2 - 21 所得者区分別の申告状況 (集合指導・北関東) - 構成割合



- 2 - 22 所得者区分別の申告状況 (集合指導・信越) - 申告件数



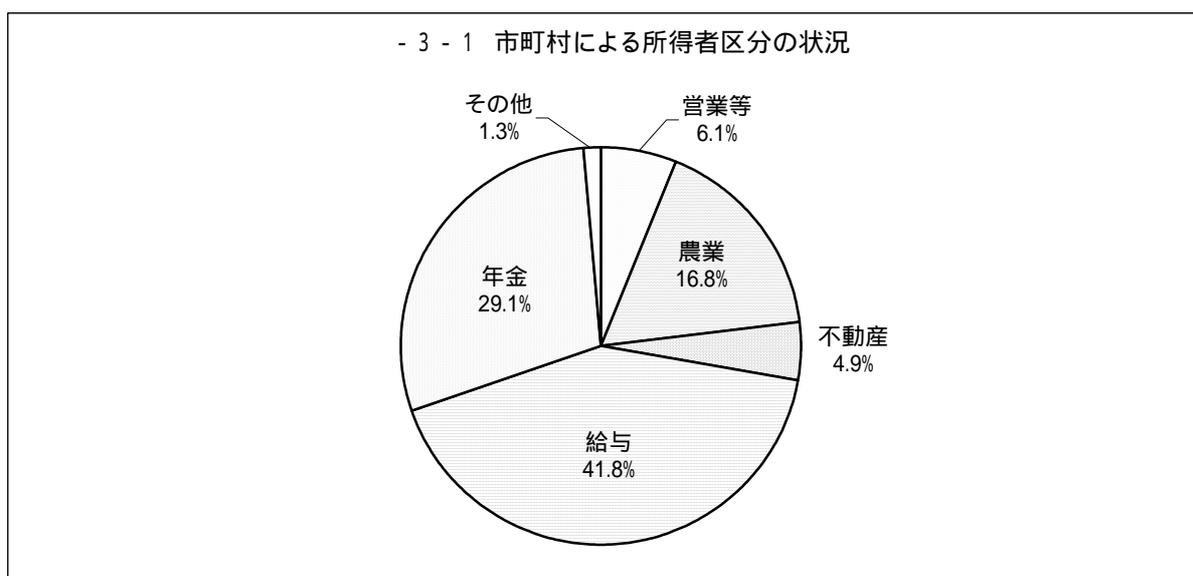
- 2 - 23 所得者区分別の申告状況 (集合指導・信越) - 構成割合



3 市町村

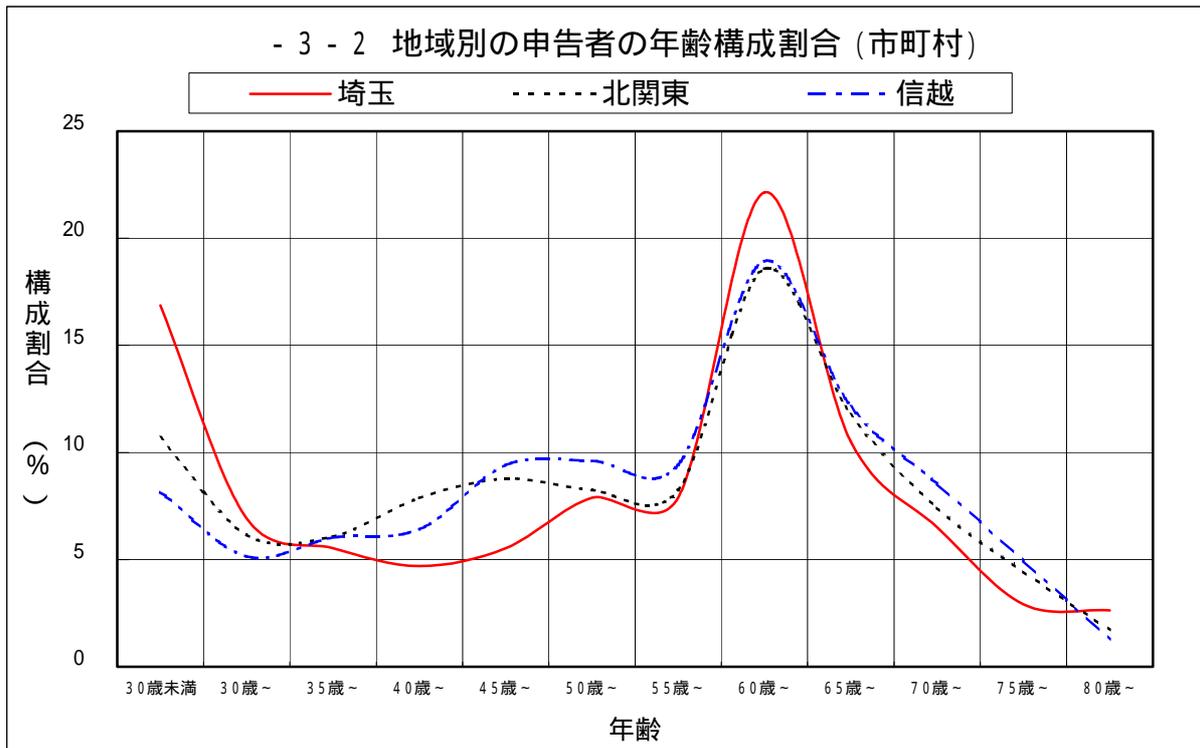
(1) 「市町村」の利用率が最も高かったのは給与所得者（41.8%）であり、「市町村」利用者全体の4割以上を占めている。以下、年金所得者（29.1%）、農業所得者（16.8%）、営業等所得者（6.1%）、不動産所得者（4.9%）の順となっている。これを「集合指導」と比較すると、営業等所得者のウェイトが低い反面、農業及び年金所得者のウェイトがかなり高くなっている。

【図 - 3 - 1 市町村による所得者区分の状況参照】



(2)「市町村」を利用して申告書を提出した者を地域別（年齢別）に見ると、「集合指導」と同様の傾向が見られる。すなわち、三地域とも各年代においてほぼ似た傾向を示しているが、埼玉では、北関東・信越地区と比べ若い世代の利用者と60歳代の利用者が多い反面、40歳代の利用者は少ない。

【図 - 3 - 2 地域別の申告者の年齢構成割合（市町村）参照】



(3) 「市町村」を利用して申告書を提出した者を年齢別に見ると、最も利用率が高かった給与所得者では、若い年代層からミドル層の申告者数が多いことを反映して、「個別指導」や「集合指導」の場合と同様、30歳未満(92.9%)から55歳~60歳未満(51.0%)の各年代まで、大部分を占めている。

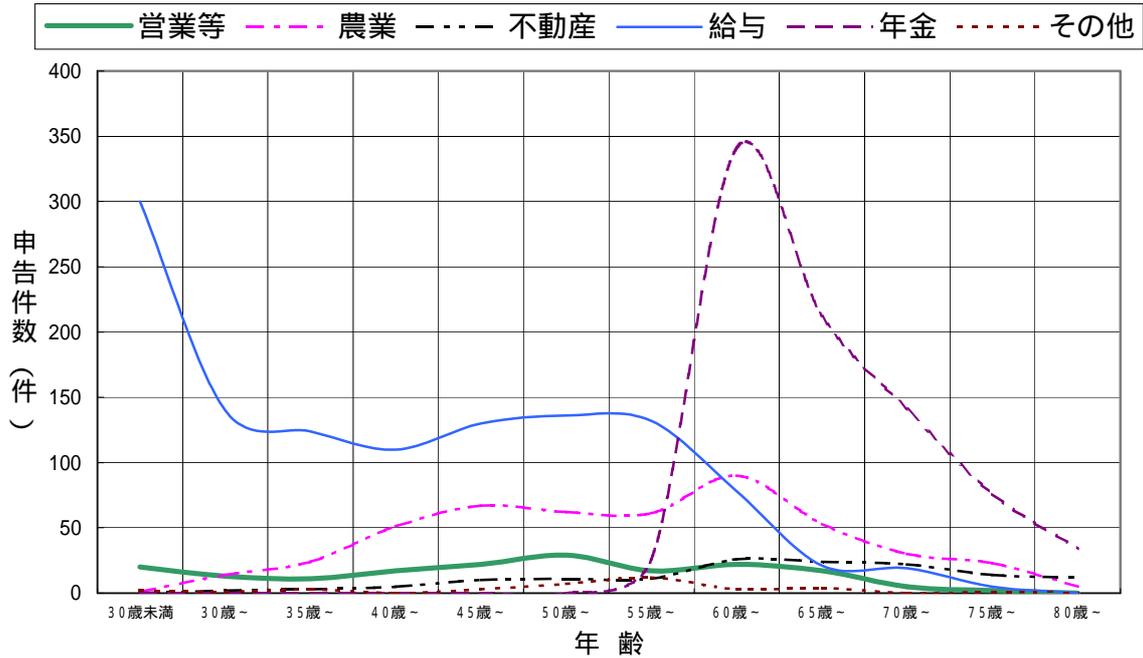
また、次に利用率が高かった年金所得者の場合では、60歳~65歳未満が60.9%と高い利用率を示しているほか、以後の年齢層でも同じように60%以上の高い利用率を示しているなど、「市町村」を利用している高年齢層の約半数以上の者は年金所得者で占められている。

更に、営業等所得者は、50歳~55歳未満が11.8%で最も高い利用率を示しており、各年代の中では40歳から50歳代の利用率が高い。

【図 - 3 - 3 年齢別の所得者区分の状況(市町村) - 申告件数参照】

【図 - 3 - 4 年齢別の所得者区分の状況(市町村) - 構成割合参照】

- 3 - 3 年齢別の所得者区分の状況 (市町村) - 申告件数



- 3 - 4 年齢別の所得者区分の状況 (市町村) - 構成割合



(4) 「市町村」を利用して申告書を提出した者（全体）は、還付申告者が69.7%、申告納税額のある者が24.0%、申告納税額のない者が6.3%となっており、還付申告者が全体の約7割を占め、「集合指導」より10%程度還付申告者のウェイトが高い。

そして、最も「市町村」の利用率が高かった給与所得者の場合、その大部分に当たる89.8%が還付申告者であり、次順位の年金所得者も、その69.4%が還付申告者である。

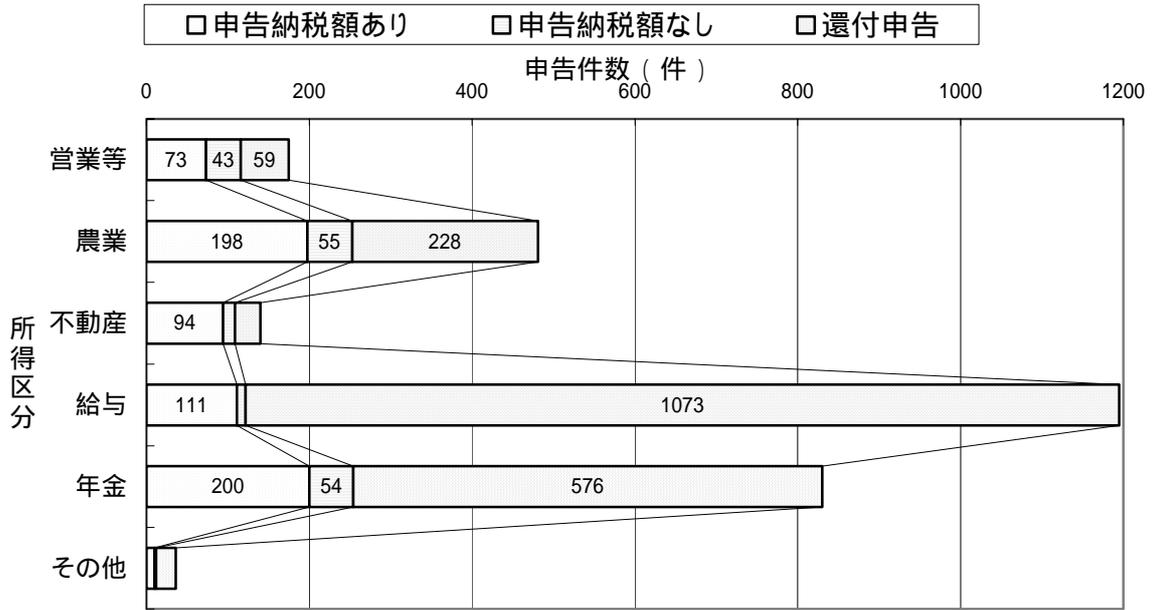
また、申告納税額のある者では、不動産所得者が67.1%で、他の所得者よりもその割合が最も高く、以下、営業等所得者（41.7%）、農業所得者（41.2%）、年金所得者（24.1%）、給与所得者（9.3%）の順になっている。

なお、申告納税額のない者では、営業等所得者が24.6%で他の所得者よりもその割合が最も高く、次いで農業所得者（11.4%）となっている。

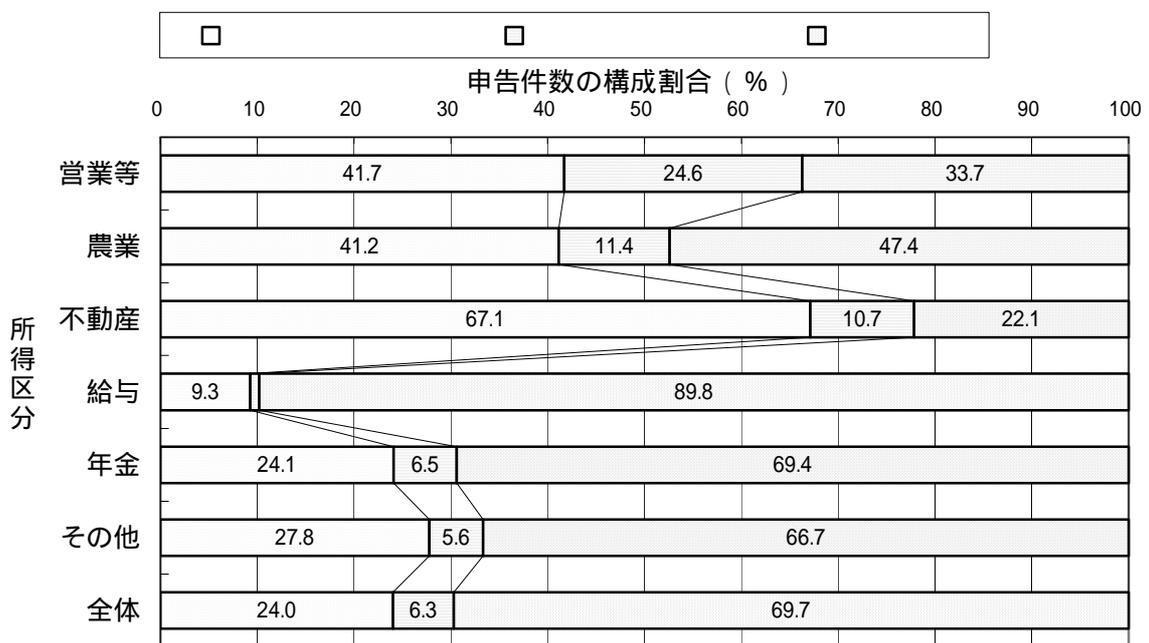
【図 - 3 - 5 所得者区分別の申告状況（市町村） - 申告件数参照】

【図 - 3 - 6 所得者区分別の申告状況（市町村） - 構成割合参照】

- 3 - 5 所得者区分別の申告状況 (市町村) - 申告件数



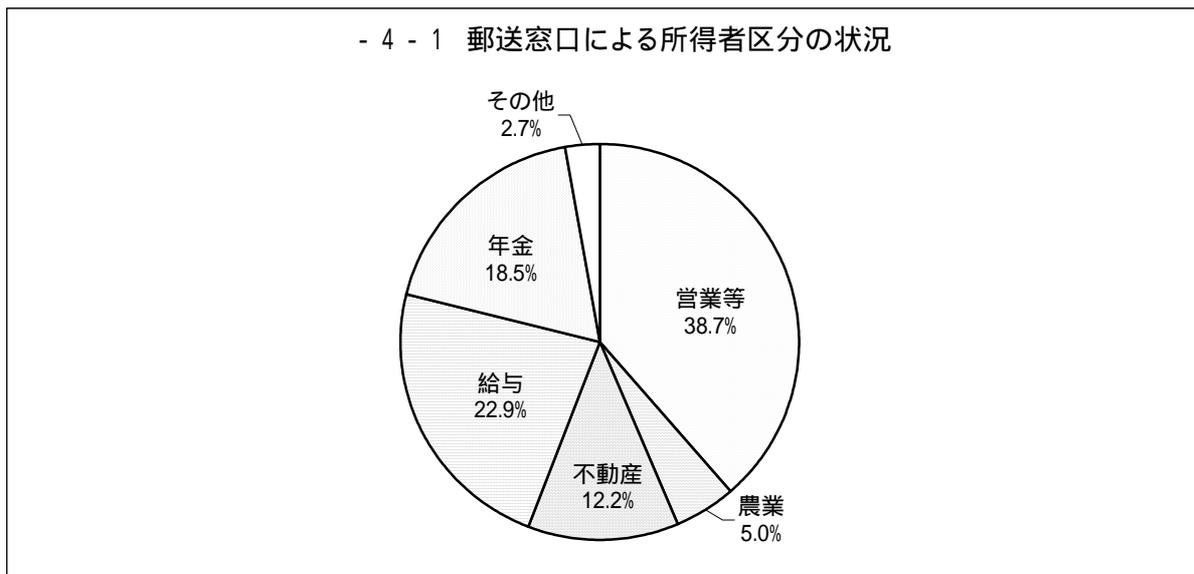
- 3 - 6 所得者区分別の申告状況 (市町村) - 構成割合



4 郵送窓口

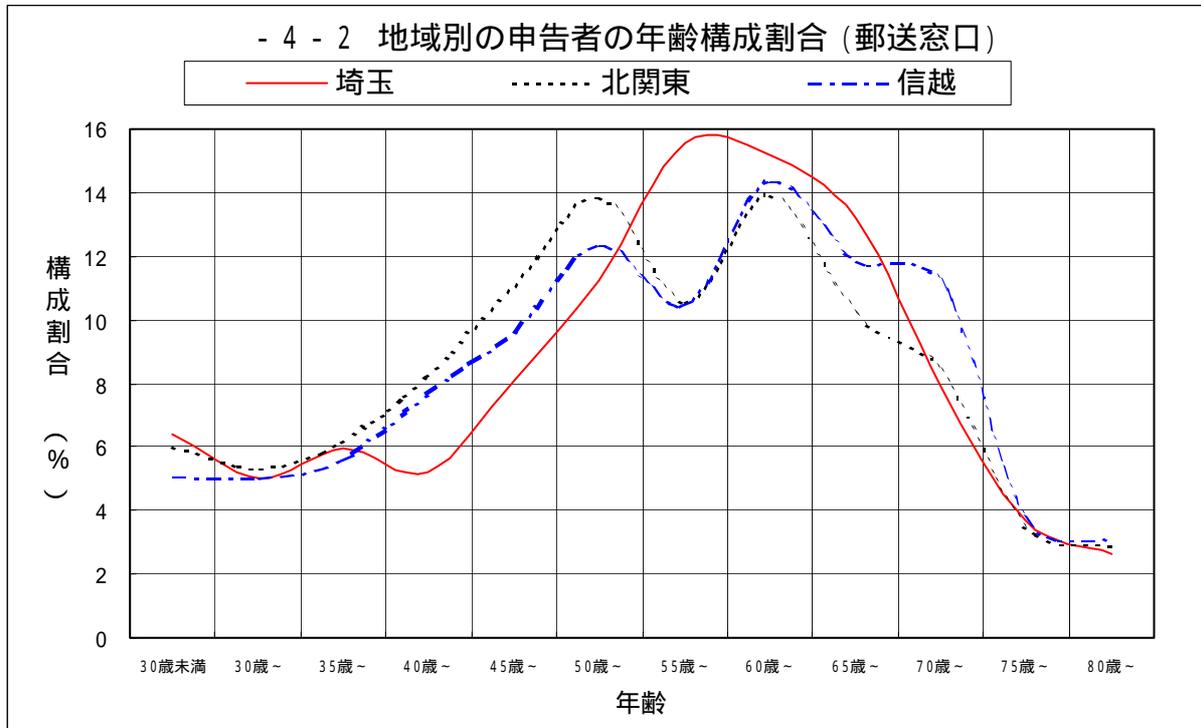
(1) 納税者自身が確定申告書を作成し、「郵送窓口」を利用して提出した割合が最も高かったのは営業等所得者（38.7%）であり、利用者全体の約4割を占めていることはかなり特徴的と言えよう。以下、給与所得者（22.9%）、年金所得者（18.5%）、不動産所得者（12.2%）、農業所得者（5.0%）の順となっている。

【図 - 4 - 1 郵送窓口による所得者区分の状況参照】



(2) 「郵送窓口」を利用して申告書を提出した者を地域別（年齢別）に見ると、55歳～60歳未満の利用者が、埼玉と北関東・信越地域とでは逆の動きを見せているほかは、三地域とも各年代を通じてほぼ似た傾向を示している。

【図 - 4 - 2 地域別の申告者の年齢構成割合（郵送窓口）参照】



(3) 「郵送窓口」を利用して申告書を提出した者を年齢別に見ると、最も利用率が高かった営業等所得者では、30歳代の若い年代から徐々に利用率が増加し、50歳代は54.6%と、全体の半分以上を占めている。これは、年代別の申告件数の多さとほぼ比例している。

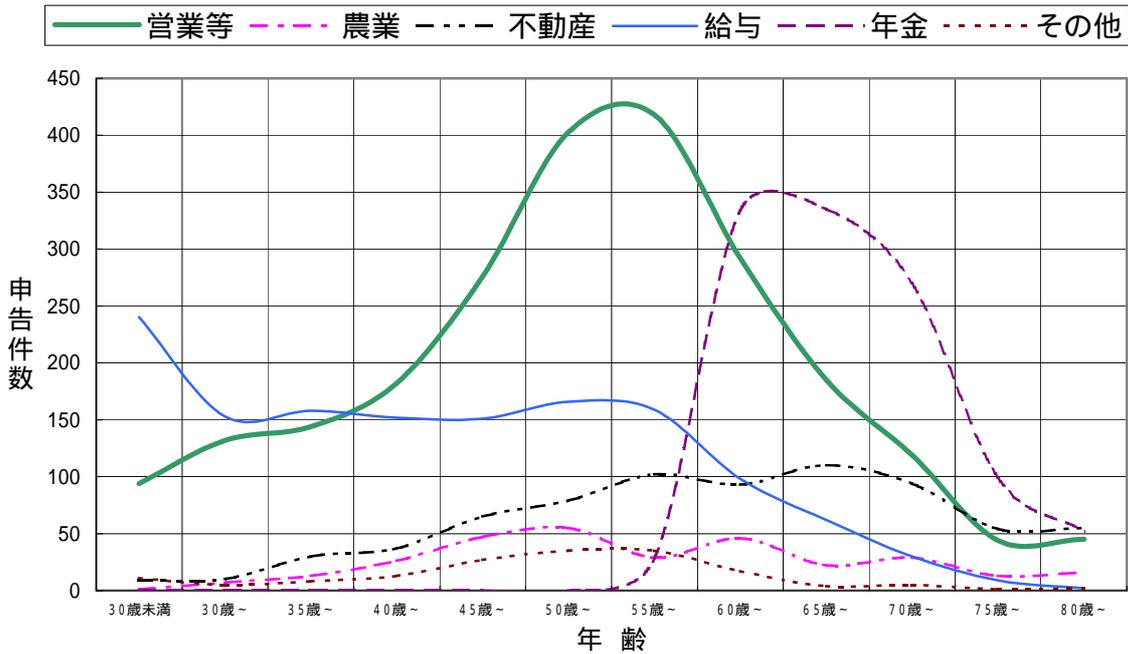
また、次に利用率が高かった給与所得者の場合は、30歳未満(67.6%)から55歳~60歳未満(20.6%)の年代まで、年齢の上昇とともに順次減少しており、これも年代別の申告者数の多さとほぼ比例している。

更に年金所得者の場合では、60歳~65歳以上が38.0%、以後80歳未満までの各年代では50%前後と、これら年代の申告者数の多さを反映して高い利用率を示しており、「郵送窓口」を利用している高年齢層の約半数近くの者は年金所得者で占められている。

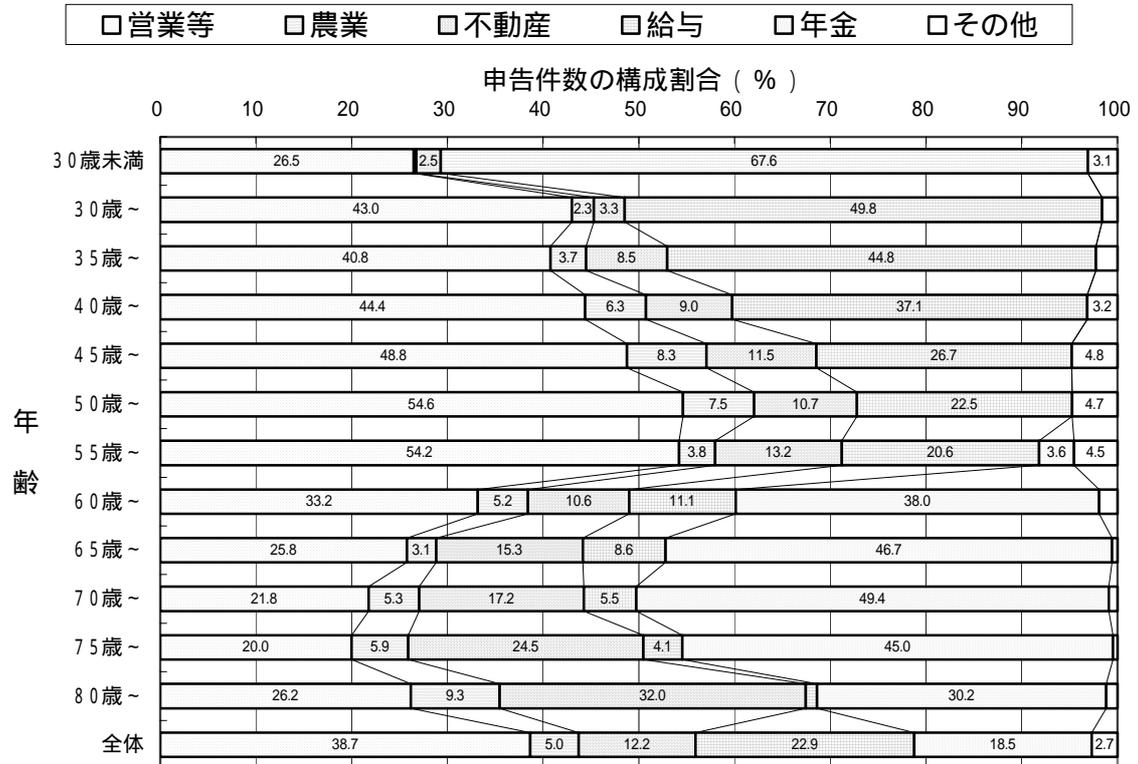
【図 - 4 - 3 年齢別の所得者区分の状況(郵送窓口) - 申告件数参照】

【図 - 4 - 4 年齢別の所得者区分の状況(郵送窓口) - 構成割合参照】

- 4 - 3 年齢別の所得者区分の状況 (郵送窓口) - 申告件数



- 4 - 4 年齢別の所得者区分の状況 (郵送窓口) - 構成割合



(4) この「郵送窓口」を利用して自ら申告書を提出した者（全体）は、還付申告者が39.3%、申告納税額のある者が41.5%、そして申告納税額のない者が19.1%となっている。

そして、「郵送窓口」を利用した給与所得者の場合、その8割近い77.9%が還付申告者であり、年金所得者にあつては、その約半数の47.2%が還付申告者である。

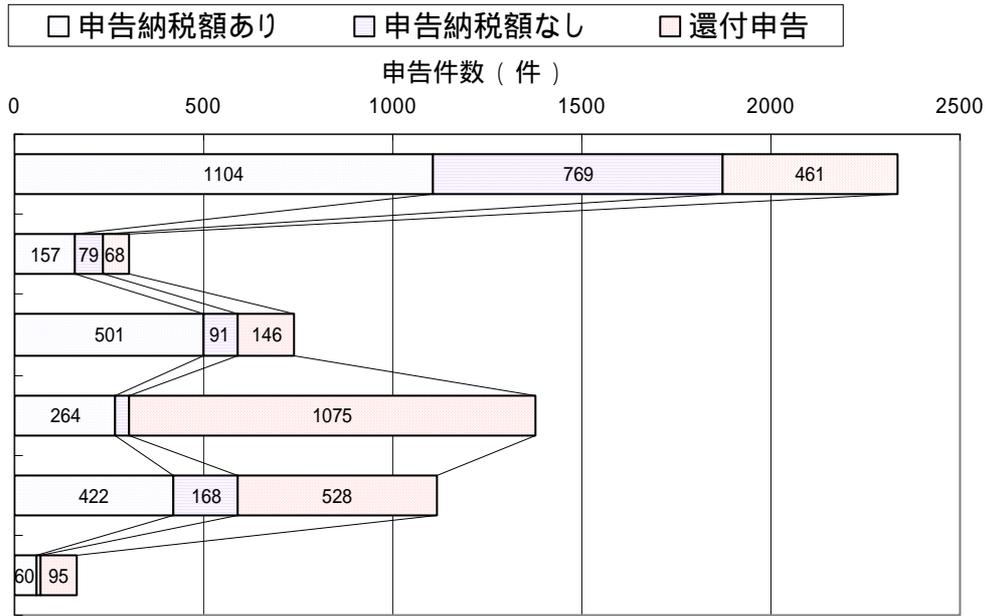
また、申告納税額のある者では、不動産所得者が67.9%で、他の所得者よりもその割合が最も高く、以下、農業所得者（51.6%）、営業等所得者（47.3%）、年金所得者（37.7%）、給与所得者（19.1%）の順になっている。

なお、申告納税額のない者では、営業等所得者が32.9%で、他の所得者よりもその割合が最も高く、次いで農業所得者（26.0%）の順となっている。

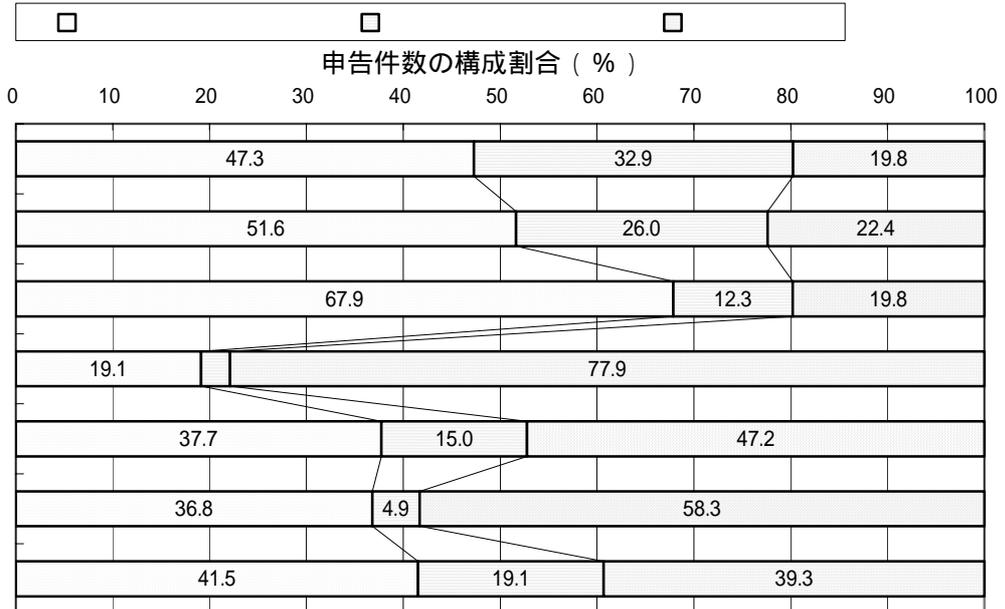
【図 - 4 - 5 所得者区分別の申告状況（郵送窓口） - 申告件数参照】

【図 - 4 - 6 所得者区分別の申告状況（郵送窓口） - 構成割合参照】

- 4 - 5 所得者区別の申告状況 (郵送窓口) - 申告件数



- 4 - 6 所得者区別の申告状況 (郵送窓口) - 構成割合

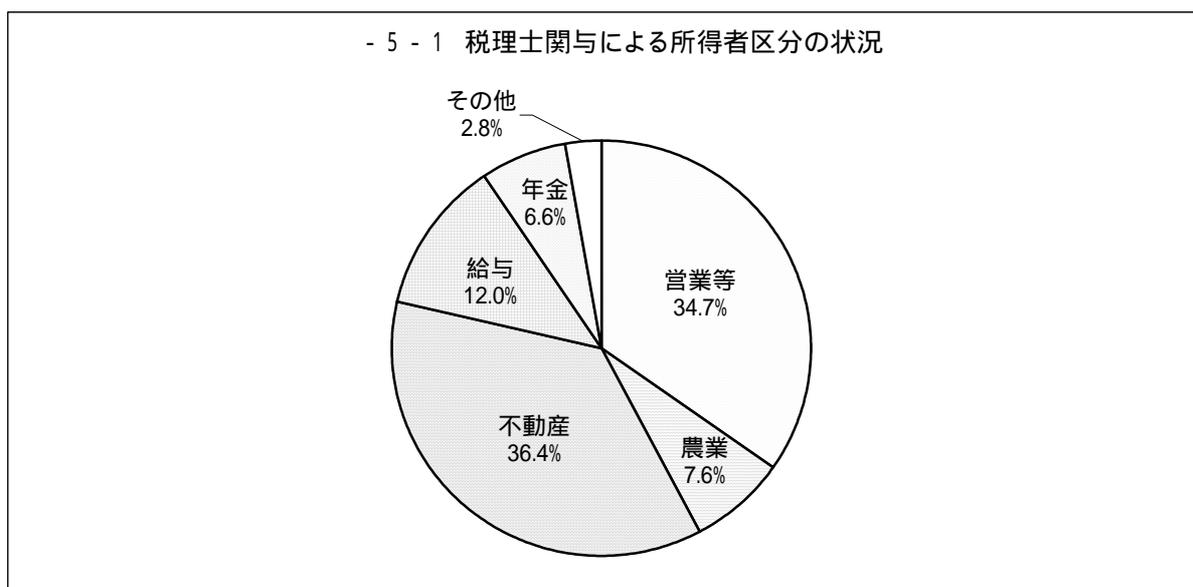


5 税理士関与

(1) 「税理士関与」の利用率が最も高かったのは不動産所得者(36.4%)であり、次いで営業等所得者(34.7%)となっており、ほぼ拮抗した利用率となっている。そして、これに農業所得者(7.6%)を加えた78.7%、すなわち税理士に依頼して申告書を提出している者の8割は、事業又は業務を営んでいる者で占められている。

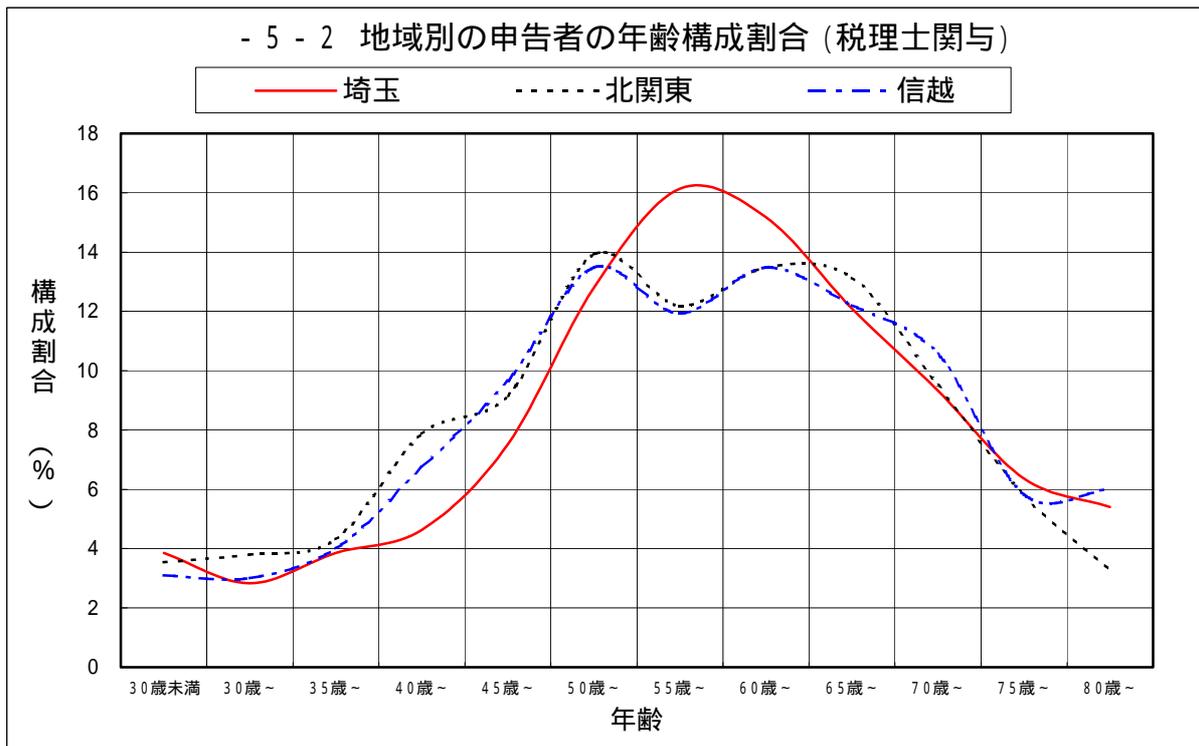
以下、給与所得者(12.0%)、年金所得者(6.6%)の順となっている。

【図 - 5 - 1 税理士関与による所得者区分の状況参照】



(2) 「税理士関与」で税理士を通じて申告書を提出した者を地域別(年齢別)に見ると、「郵送窓口」と同様に、三地域とも各年代においてほぼ似た傾向を示しているが、40歳代の利用者が埼玉で低いことと、55歳～60歳未満の利用者について、埼玉と北関東・信越地域とでは逆の動きを見せていることが特徴的である。

【図 - 5 - 2 地域別の申告者の年齢構成割合(税理士関与)参照】



(3) 「税理士関与」で税理士を通じて申告書を提出した者を年齢別に見ると、最も利用率が高かった不動産所得者では、30歳代の若い年代から始まり、親からの資産の相続が始まると考えられる40歳代後半に急激な伸びを見せ、80歳以上の年代に至るまで、高い水準が続く。更に、不動産所得者については、年代別の申告件数の推移とほぼ比例する形で、年齢の上昇に伴って「税理士関与」の利用率も上昇している。特に75歳以上の年代からは、50%以上の高い割合を占めている。

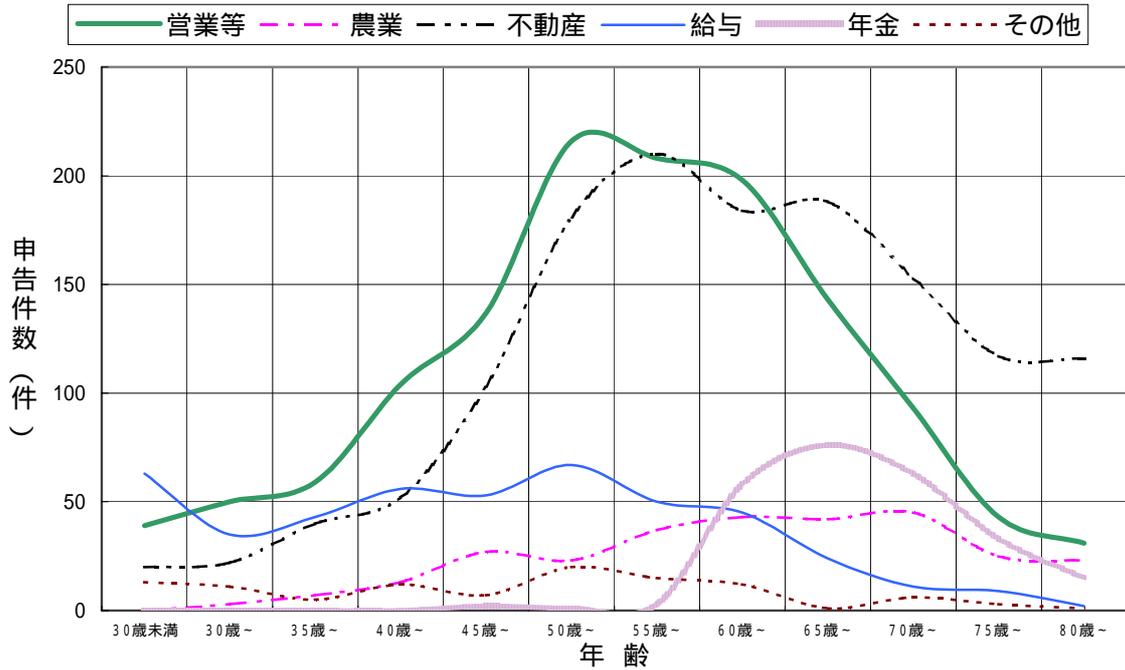
また、次に「税理士関与」の利用率が高かった営業等所得者では、30歳～35歳未満(41.3%)から60歳～65歳未満(36.7%)の年代までは利用率に大きな変動は見られず、一様に40%前後の高い割合を占めている。そして65歳以上の年代からは、年齢の上昇とともに、申告者数の減少にほぼ比例して利用率も減少している。

更に、給与所得者の場合、30歳未満が46.7%と申告者件数に比例してほぼ過半数を占める高い利用率を示しており、以後、年代の上昇とともに利用率も減少している。そして、年金受給年齢に達した60歳以上からは、給与所得者に代わって年金所得者の利用率が10%を超えるようになっている。

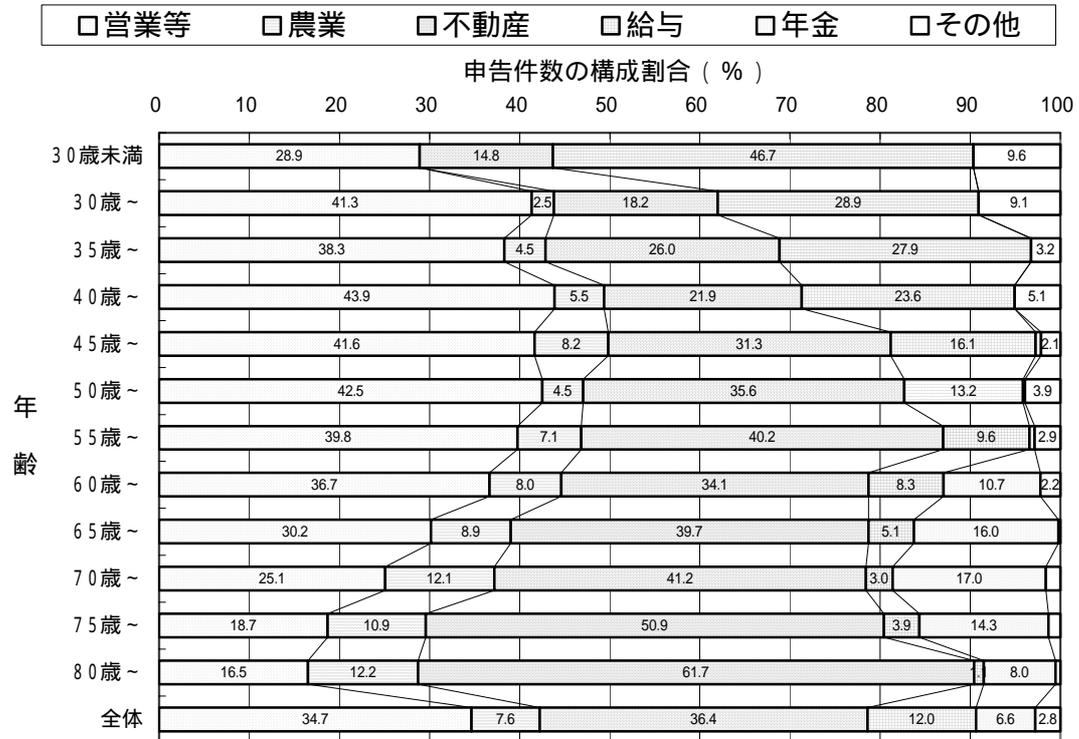
【図 - 5 - 3 年齢別の所得者区分の状況(税理士関与) - - 申告件数参照】

【図 - 5 - 4 年齢別の所得者区分の状況(税理士関与) - - 構成割合参照】

- 5 - 3 年齢別の所得者区分の状況 (税理士関与) - 申告件数



- 5 - 4 年齢別の所得者区分の状況 (税理士関与) - 構成割合



(4) 最後に、税理士を通じて申告書を提出した者（全体）のうち、申告納税額のある者は58.7%、還付申告者が22.5%、申告納税額のない者が18.7%となっており、申告納税額のある者のウェイトが「集合指導」や「郵送窓口」と比較すると、かなり高い。

「税理士関与」のうち申告納税額のある者では、不動産所得者が75.8%で最も高い割合を示しており、以下、農業所得者（70.5%）、年金所得者（53.0%）、営業等所得者（50.9%）、給与所得者（28.8%）の順になっている。

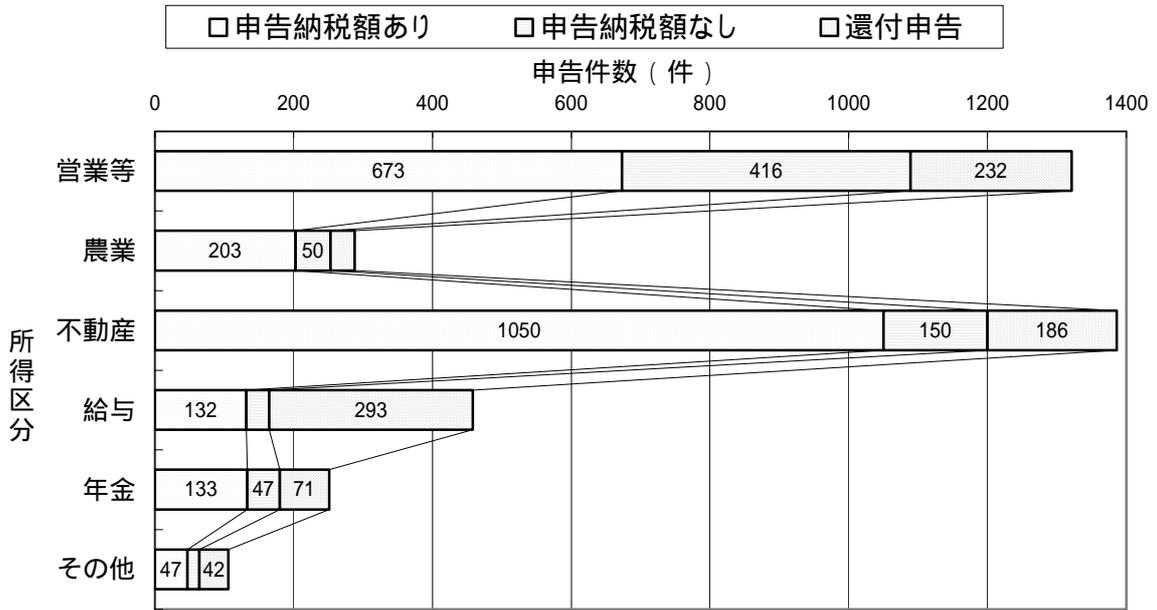
また、給与所得者の場合はその64.0%、年金所得者の場合はその28.3%が還付申告者である。

なお、申告納税額のない者では、営業等所得者が31.5%で他の所得者よりもその割合が最も高く、以下、年金所得者（18.7%）、農業所得者（17.4%）、不動産所得者（10.8%）、給与所得者（7.2%）の順となっている。

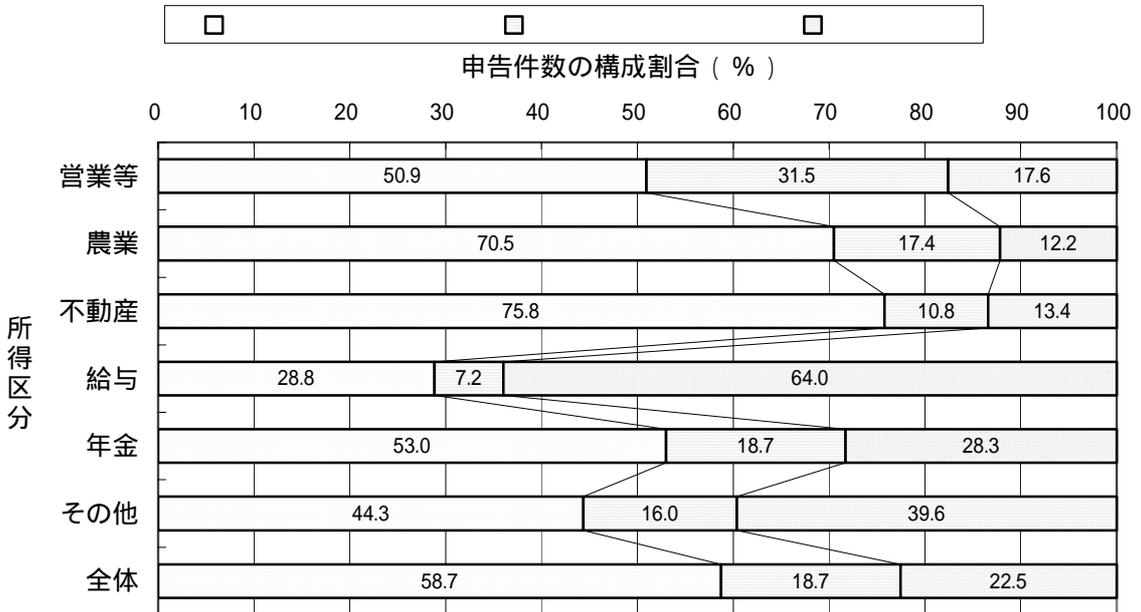
【図 - 5 - 5 所得者区分別の申告状況（税理士関与） - - 申告件数参照】

【図 - 5 - 6 所得者区分別の申告状況（税理士関与） - - 構成割合参照】

- 5 - 5 所得者区分別の申告状況 (税理士関与) - 申告件数



- 5 - 6 所得者区分別の申告状況 (税理士関与) - 構成割合



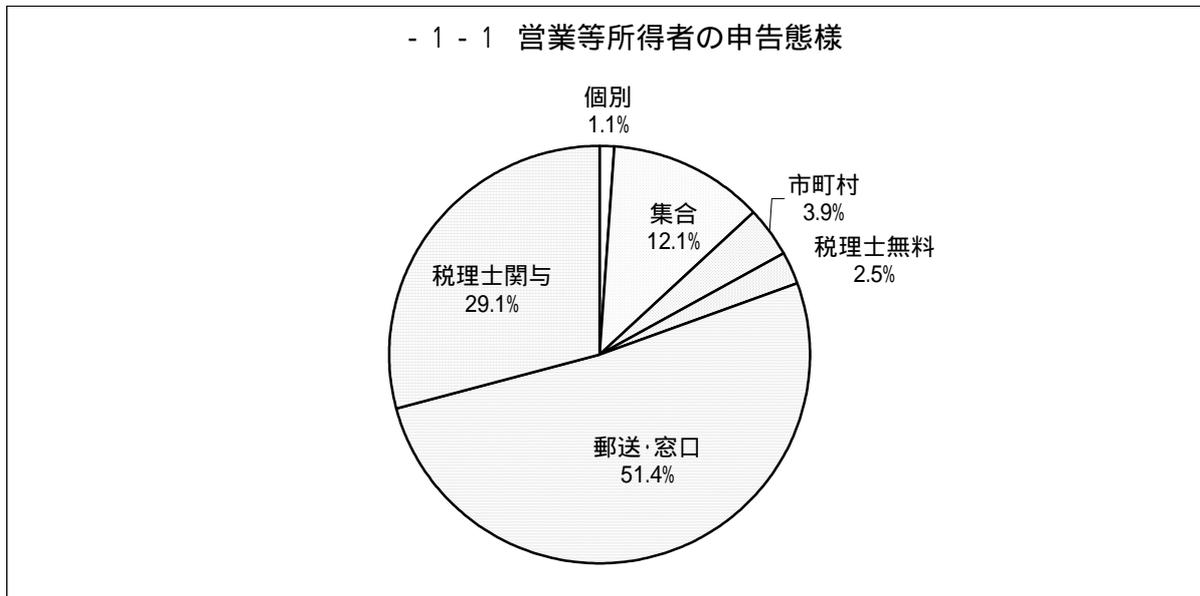
所得者区分別の申告態様

1 営業等所得者

(1) 営業等所得者の申告態様を見ると、「郵送窓口」の利用率が51.4%で最も高く、営業等所得者全体の半数以上を占めている。これに「税理士関与」の29.1%を加えた80.5%の者は、相談会場を利用することなく、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

以下、「集合指導」12.1%、「市町村」3.9%、「税理士無料」2.5%、「個別指導」1.1%の順で利用されている。これらの合計19.6%、すなわち営業等所得者のうち約2割の者は各種の相談会場を利用して申告書を提出していることとなる。

【図 - 1 - 1 営業等所得者の申告態様参照】



なお、営業等所得者の申告態様を地域別に細分化して見ると、

埼玉では、「個別指導」の利用率は0.9%、「集合指導」は13.5%、「市町村」は2.3%、「税理士無料」は0.9%で、合計17.6%の者が、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。

また、「郵送窓口」は54.1%、「税理士関与」は28.3%となっており、合わせて82.4%の者が、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

北関東地域では、「個別指導」の利用率は1.4%、「集合指導」は12.7%、「市町村」は4.8%、「税理士無料」は4.2%となっており、合計23.1%の者が、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。

また、「郵送窓口」は46.9%、「税理士関与」は29.9%となっており、合計76.8%の者が、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

信越地域では、「個別指導」の利用率は0.8%、「集合指導」は9.3%、「市町村」は5.0%、「税理士無料」は2.7%となっており、合計17.8%の者が、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。

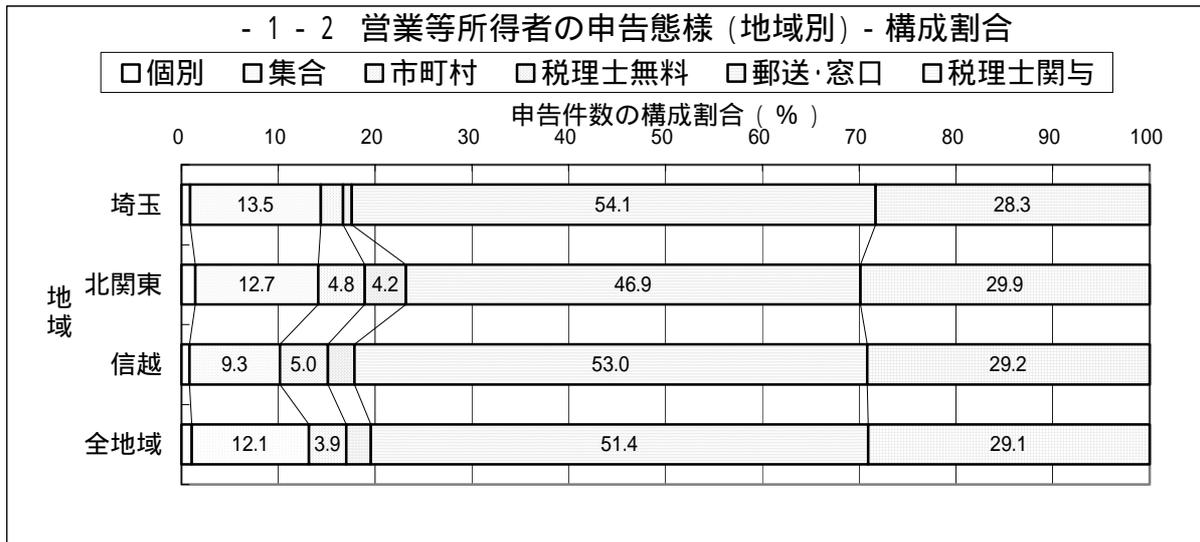
また、「郵送窓口」は53.0%、「税理士関与」は29.2%となっており、合計82.2%の者が、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

以上のとおり、4つの相談会場の利用率は、埼玉・北関東・信越地域ともそれぞれ同じように約2割程度であるが、これをそれぞれの会場ごとに対比して見ると、埼玉・北関東地域では、「個別指導」と「集合指導」会場の利用率が信越地域よりも高く、北関東・信越地域では「市町村」と「税理士無料」会場の利用率が埼玉よりも高い。

また、「郵送窓口」の利用率は、埼玉が54.1%、次いで信越地域が53.0%となっており、北関東地区だけが6~7%低くなっている。

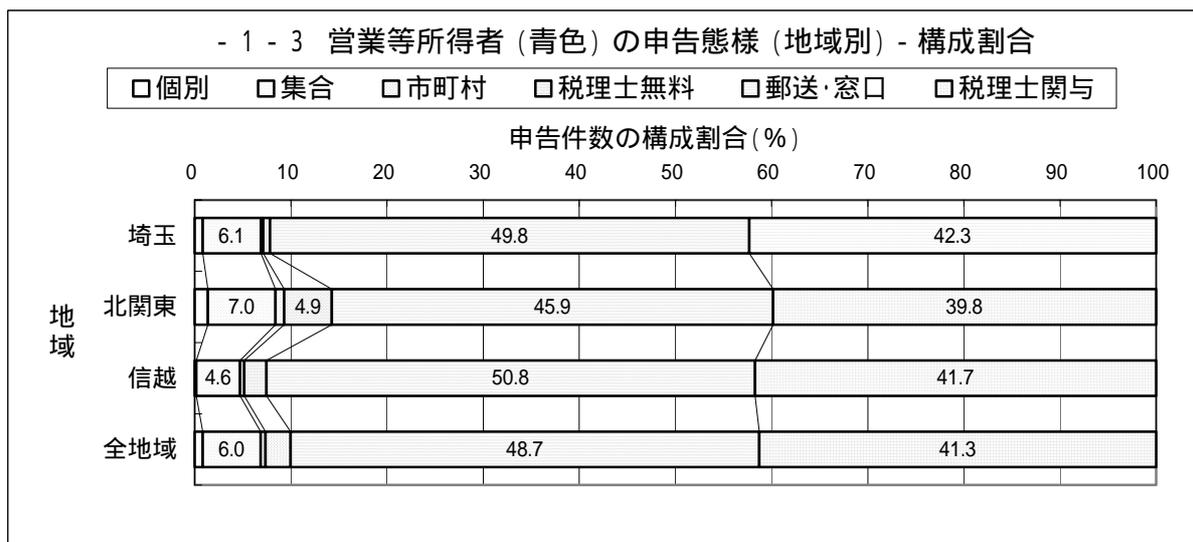
いずれにしても、各地域とも「郵送窓口」と「税理士関与」を合計すると、8割前後となることから、大部分の営業等所得者は、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出しているといえる。

【図 - 1 - 2 営業等所得者の申告態様（地域別） - 構成割合参照】



これを青色申告者に限って見ると、北関東地域での「個別指導」(1.4%)、「集合指導」(7.0%)、「市町村」(0.9%)、「税理士無料」(4.9%)の4相談会場を合計した利用率14.2%は、他の地域の4相談会場の利用率(埼玉は7.8%、信越地域は7.6%)と比較すると、約2倍になっている。そして、これと裏腹に、北関東地域では「郵送窓口」(45.9%)が他の地域と比較して4~5%程度低くなっている。

【図 - 1 - 3 営業等所得者(青色)の申告態様(地域別) - 構成割合参照】



(2) 営業等所得者の申告件数を年齢別に見ると、50歳~55歳未満の階層をピークとする、45歳から65歳未満までの年齢階層が中心をなしている。

こうした年齢階層が中心になっている営業等所得者について、更に年齢別に申告態様を見ると、「個別指導」を利用して申告書を提出した者は各年代とも1~2%と非常に少なく、また、「集合指導」を利用した者の利用率は、30歳未満の20.4%を最高に、以後、年齢の上昇とともに減少傾向をたどる。そして、65歳未満の各年代までは、10%を超える利用率を示している。

また、「郵送窓口」を利用して自ら申告書を提出している者は、60歳未満の各年代では40%後半~50%後半の利用率を示している。

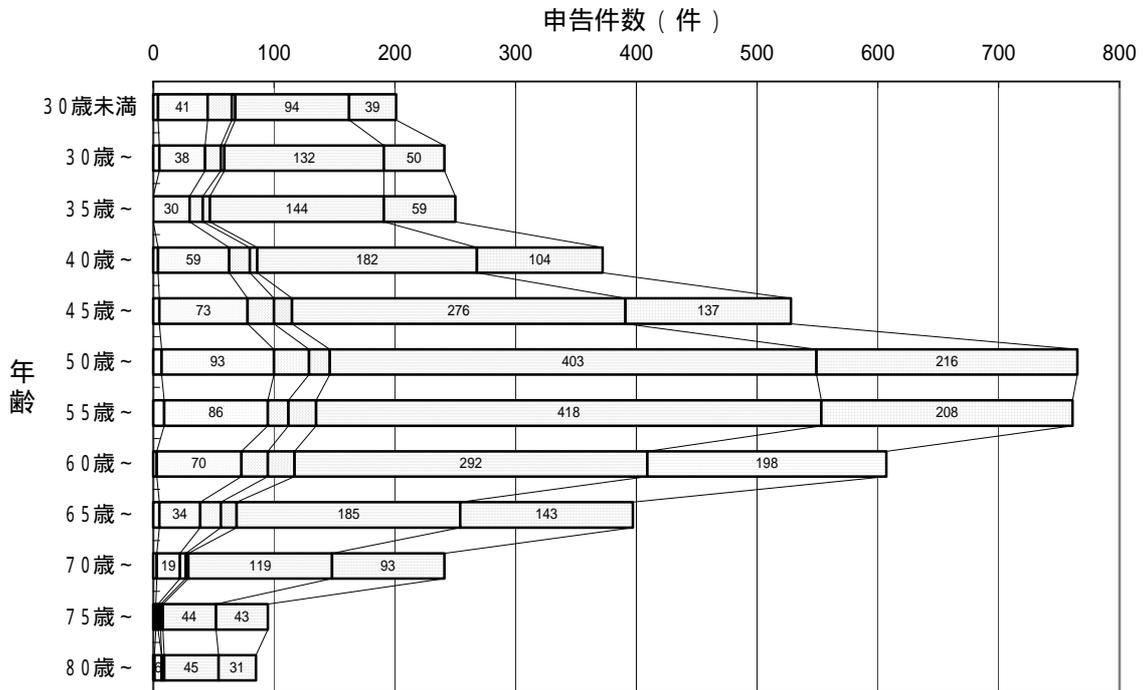
更に、「税理士関与」は、30歳未満の19.4%から75歳~80歳未満の45.3%のピークまで、年齢の上昇とともに多くなっている。

【図 - 1 - 4 年齢別の申告態様(営業等) - 申告件数参照】

【図 - 1 - 5 年齢別の申告態様(営業等) - 構成割合参照】

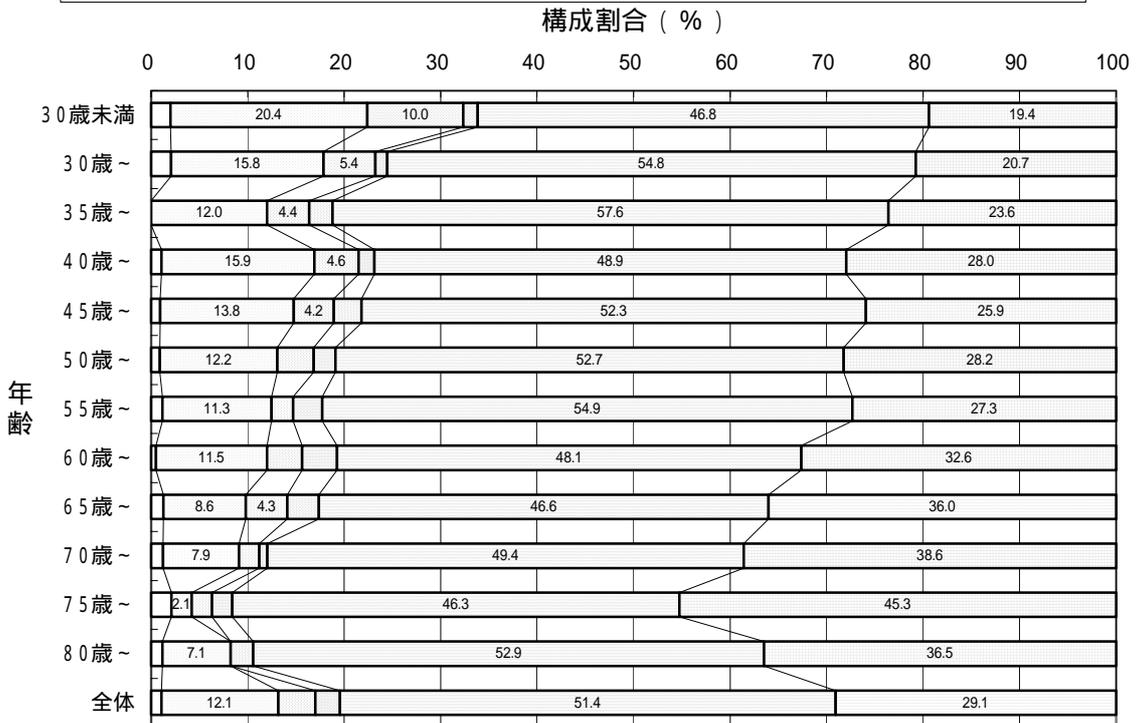
- 1 - 4 年齢別の申告態様 (営業等) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



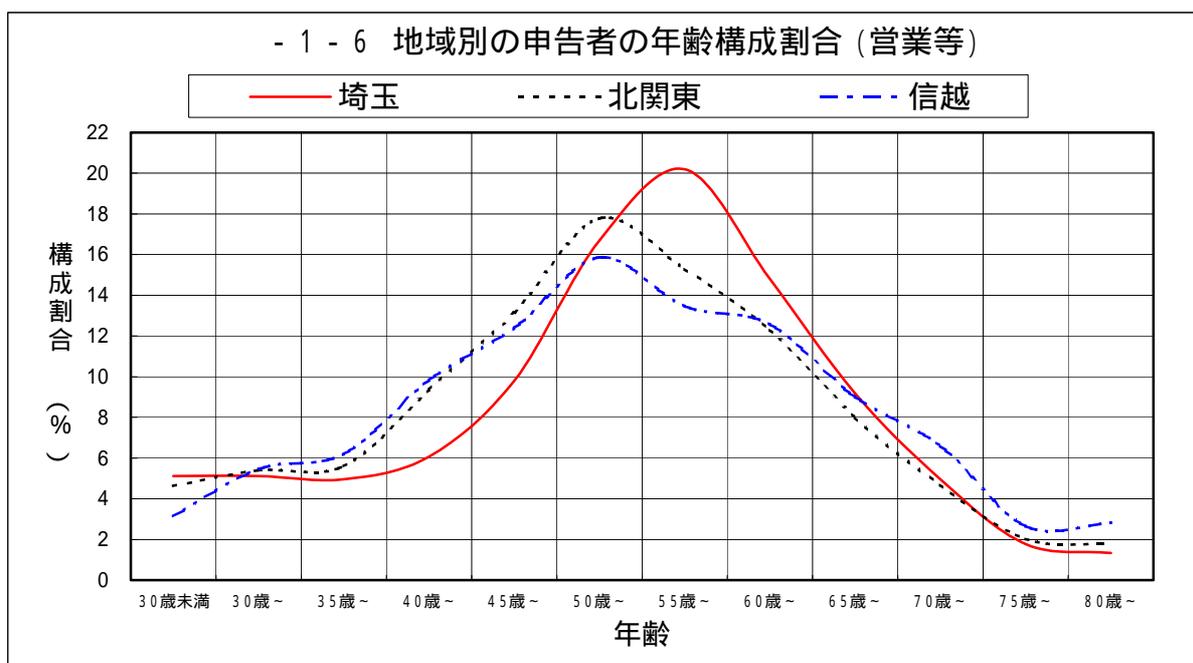
- 1 - 5 年齢別の申告態様 (営業等) - 構成割合

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



なお、営業等所得者の申告件数を、更に地域別に年齢構成割合で見ると、埼玉では、55歳～60歳未満をピークとした年齢構成になっている。それに対して、北関東・信越地域では50歳～55歳未満をピークとした年齢構成になっており、このことから、営業等所得者の減少が、埼玉より5歳ほど早く開始していることが伺える。

【図 - 1 - 6 地域別の申告者の年齢構成割合（営業等）参照】



そして、これを更に申告態様ごとに地域別で見ると、「集合指導」では埼玉の30歳未満が28.3%で最も利用率が高く、以後年齢の上昇とともに利用率が順次減少する傾向が明らかに見られるのに対し、北関東地域では30歳未満（14.1%）から60歳～65歳未満（12.2%）までの各年代について、ほぼ同じような利用率で推移している。ただし、信越地域では各年代にバラツキがあって、これといった特徴がつかめない。

また、北関東地域では、「市町村」と「税理士無料」双方を合わせた利用者が、どの年代でも一様に10%前後の利用率を示しており、他の地域には見られない特徴を示している。

【図 - 1 - 7 年齢別の申告態様（営業等・埼玉） - - 申告件数参照】

【図 - 1 - 8 年齢別の申告態様（営業等・埼玉） - - 構成割合参照】

【図 - 1 - 9 年齢別の申告態様（営業等・北関東） - - 申告件数参照】

【図 - 1 - 10 年齢別の申告態様（営業等・北関東） - - 構成割合参照】

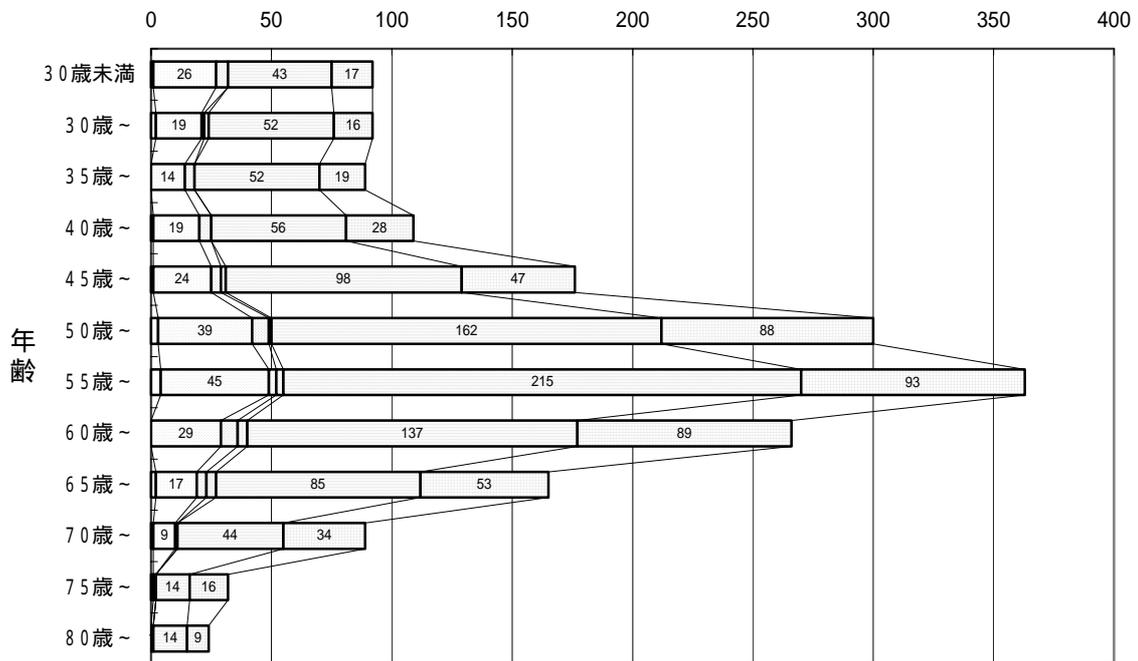
【図 - 1 - 11 年齢別の申告態様（営業等・信越） - - 申告件数参照】

【図 - 1 - 12 年齢別の申告態様（営業等・信越） - - 構成割合参照】

- 1 - 7 年齢別の申告態様 (営業等・埼玉) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与

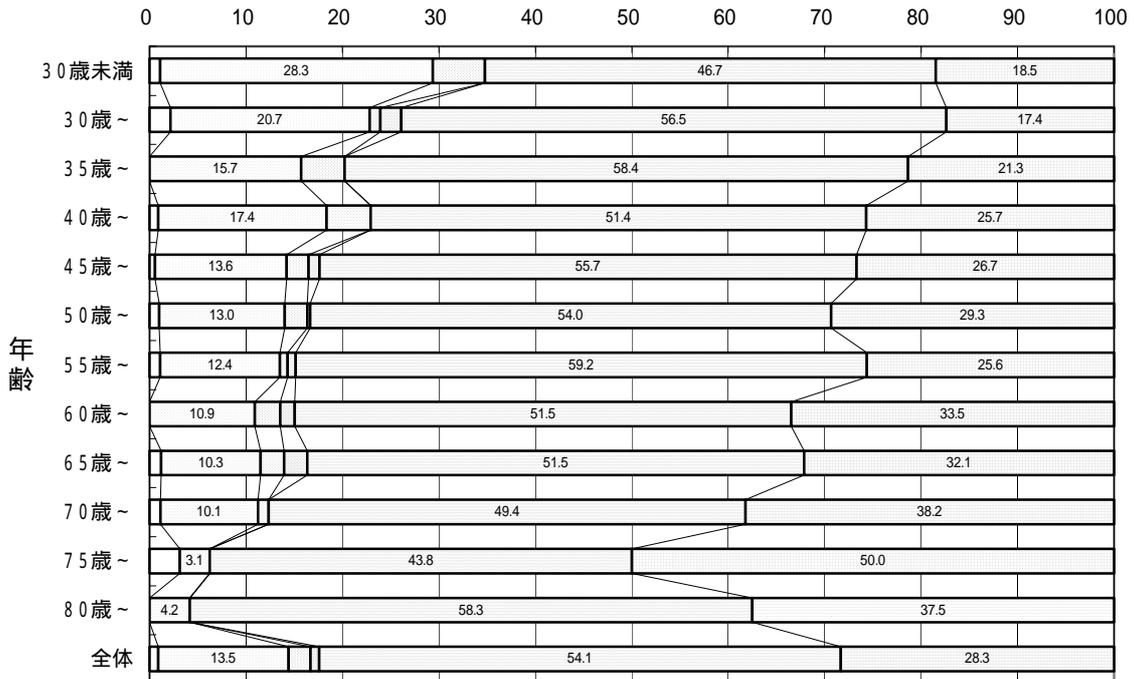
申告件数 (件)



- 1 - 8 年齢別の申告態様 (営業等・埼玉) - 構成割合

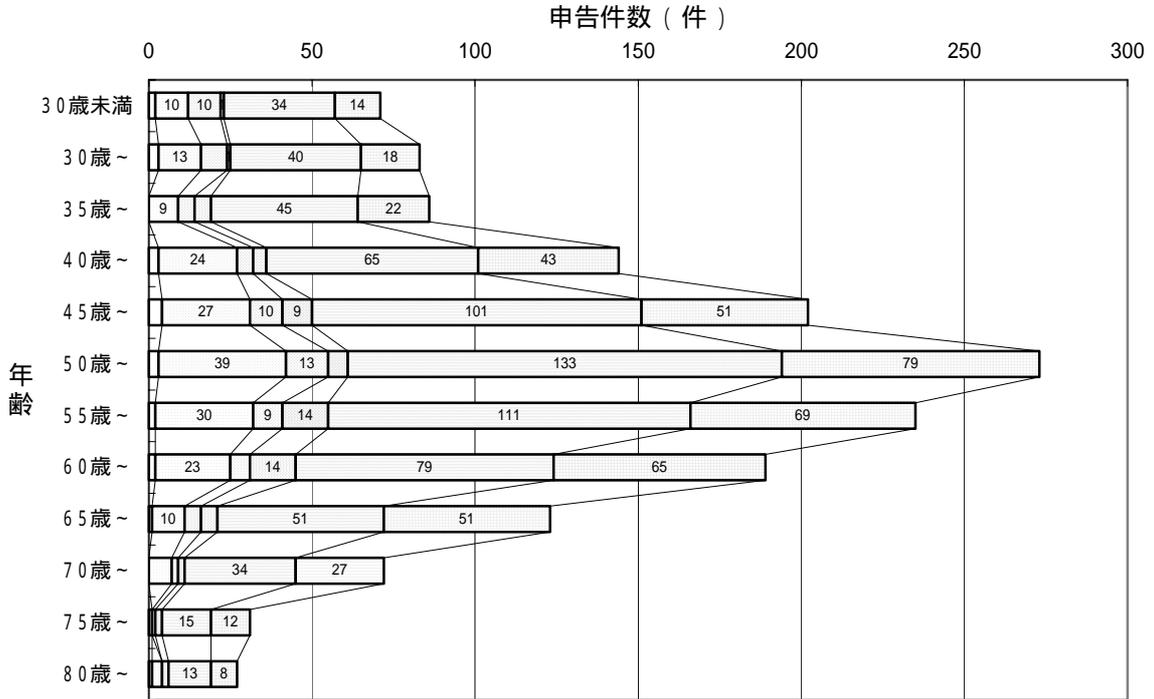
□個別 □ □ □ □ □

構成割合 (%)



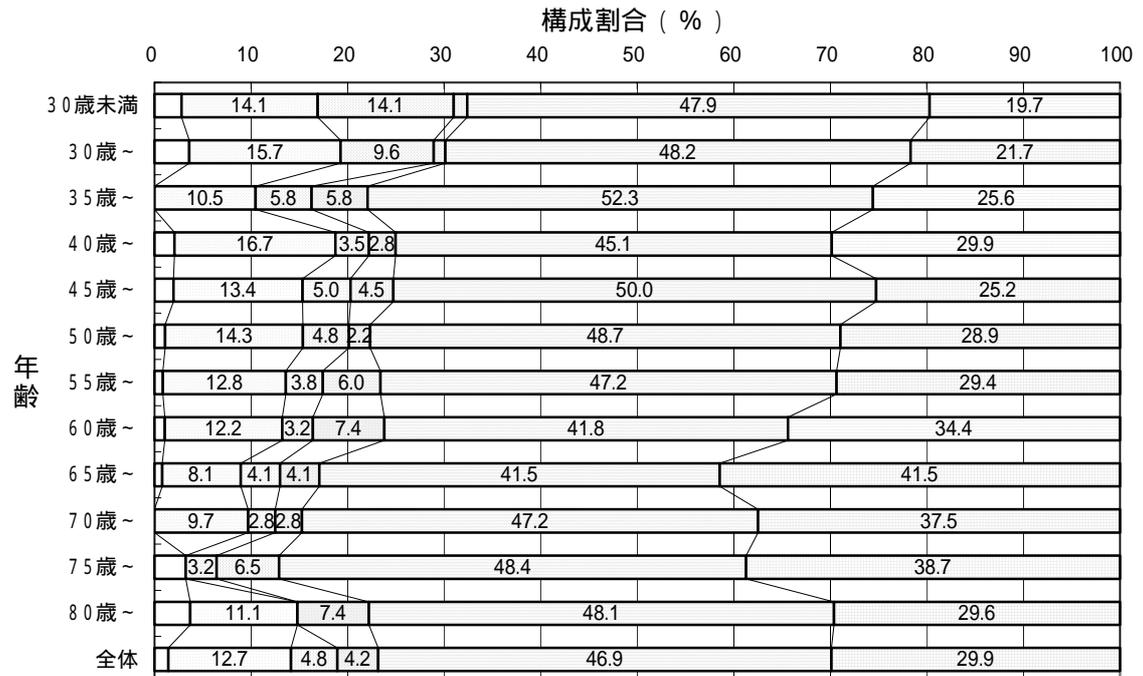
- 1 - 9 年齢別の申告態様 (営業等・北関東) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



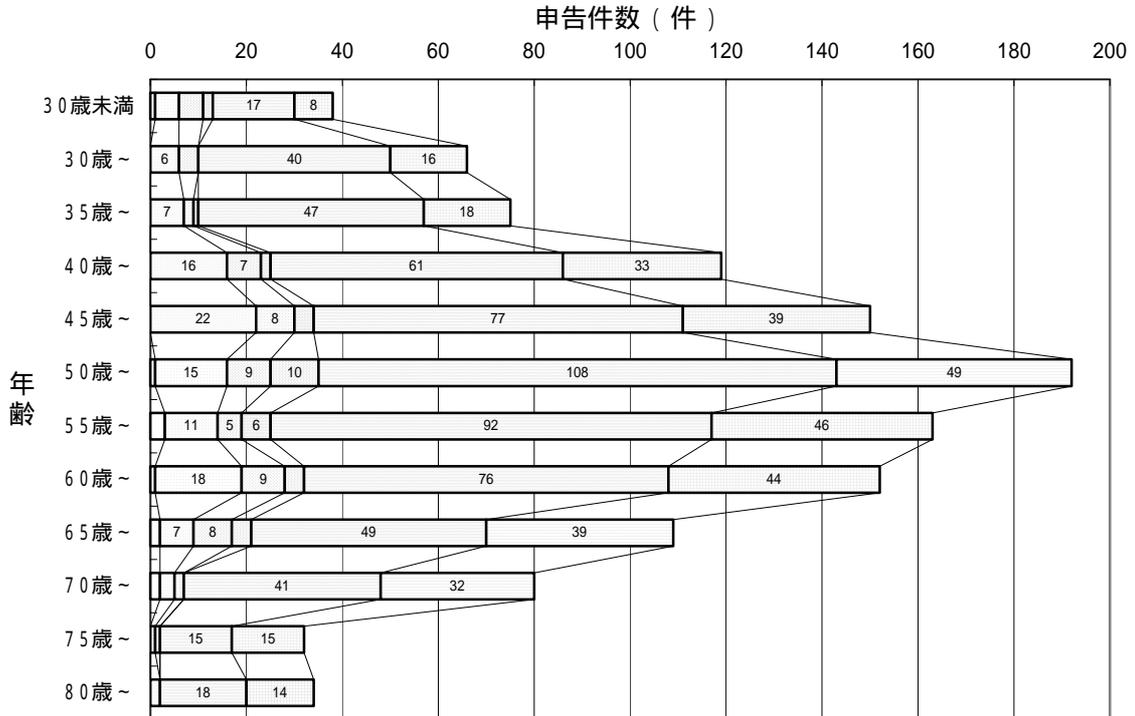
- 1 - 10 年齢別の申告態様 (営業等・北関東) - 構成割合

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



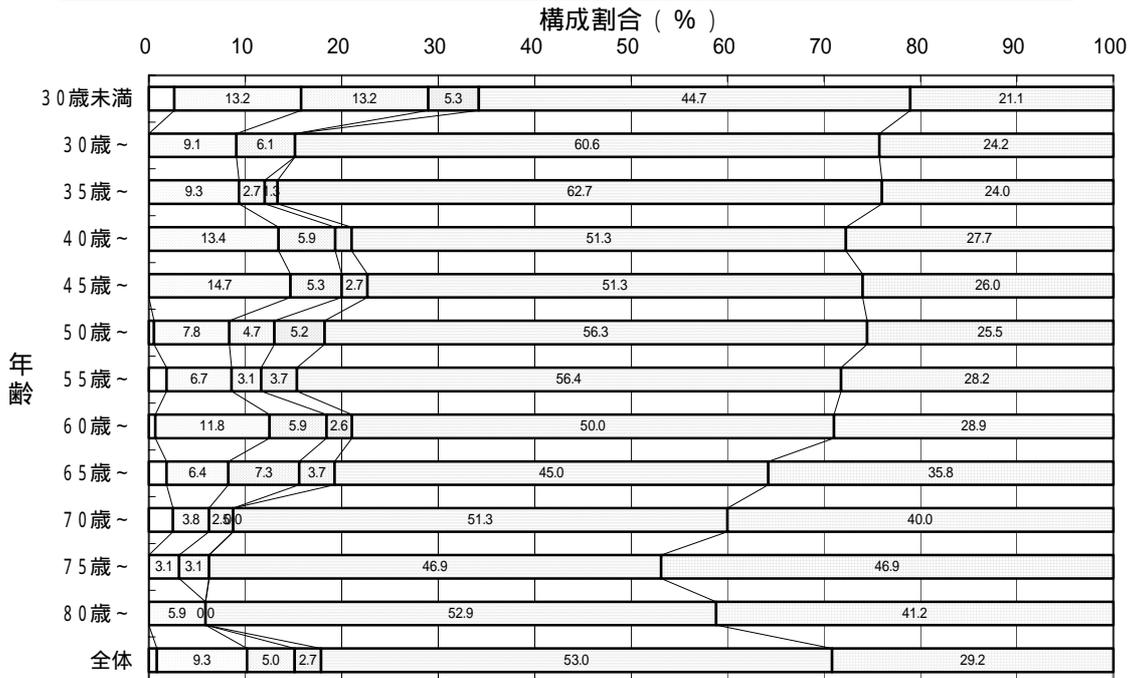
- 1 - 11 年齢別の申告態様 (営業等・信越) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



- 1 - 12 年齢別の申告態様 (営業等・信越) - 構成割合

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



(3) 営業等所得者の申告件数（年齢別）を青色申告者に絞って見てみると、55歳～60歳未満の階層をピークとする、50歳から65歳未満までの年齢階層が中心をなしている。

こういった年齢階層が中心になっている青色申告者について、更に年齢別に申告態様を見ると、「個別指導」では、30歳未満が5.7%で最も利用率が高いが、他の各年代では1%前後（むしろ利用の全くない0%の世代も多い）と一様に低い。

また、「集合指導」では35歳未満が14.3%と多いが、全体平均で6%程度と、各年代とも利用率は低い。

「郵送窓口」では、年代に関係なく利用率はほぼ40～50%前後で変動が少なく、「税理士関与」も年代に関係なく利用率はほぼ40%前後で変動が少ない。

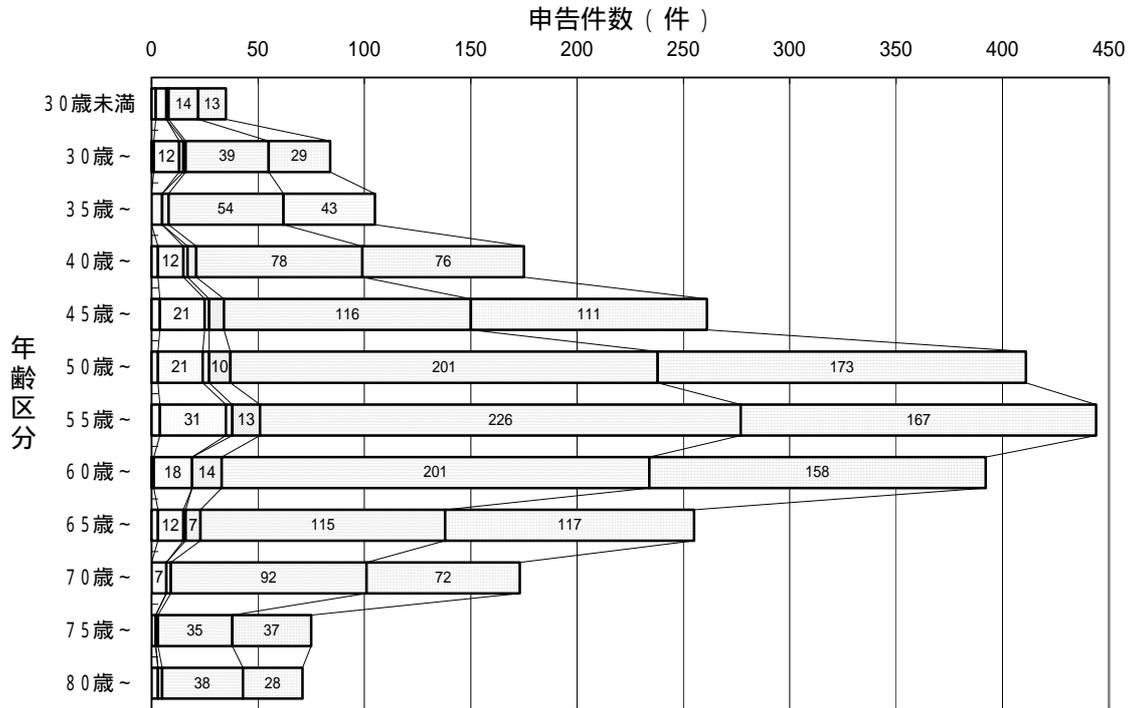
以上のように、営業等所得者で青色申告をしている者に限ると、そのほぼ9割が相談会場で申告書を提出していないことが分かる。

【図 - 1 - 13 青色申告者の年齢別申告態様（営業等） - 申告件数参照】

【図 - 1 - 14 青色申告者の年齢別申告態様（営業等） - 構成割合参照】

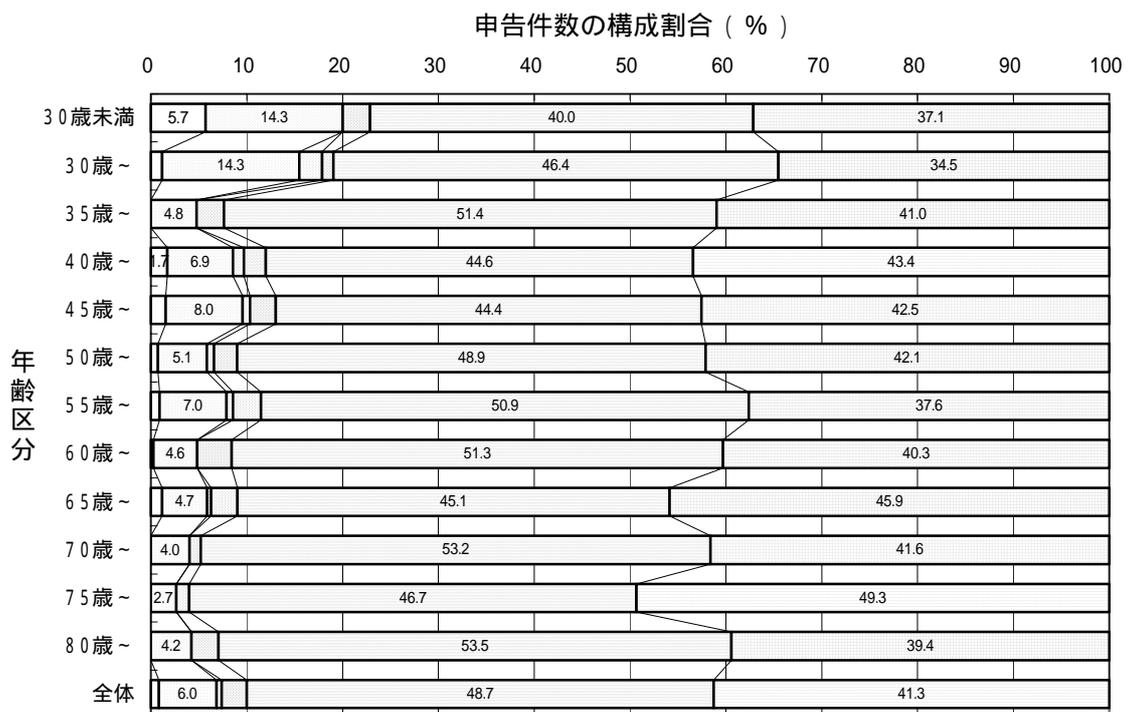
- 1 - 13 青色申告者の年齢別申告態様 (営業等) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



- 1 - 14 青色申告者の年齢別申告態様 (営業等) - 構成割合

□個別 □ □ □ □ □



(4) 次に、営業等所得者の申告件数（年齢別）を白色申告者に絞って見ると、50歳～55歳未満の階層をピークとする、45歳から60歳未満までの年齢階層が中心をなしているが、青色申告者と違って30歳代の若い年代の者も多い。

こういった年齢階層が中心になっている白色申告者について、更に年齢別に申告態様を見ると、「個別指導」の利用率は、70歳未満の各年代が1～2%程度と少ないのに対して、70歳～75歳未満4.4%、75歳～80歳未満10.0%、80歳以上7.1%と高齢者の利用率が高い。

「集合指導」では、75歳～80歳未満（0%）を除いた各年代が、ほぼ15%から20数%の利用率を示している。

また、「市町村」では、30歳未満が12.0%と最も高い利用率を示している。以下、50歳～55歳未満の年代までほぼ7%台で推移し、55歳～60歳未満で4.4%に減少した後、その後の年代では10%台の利用率を示している。

更に、「郵送窓口」を見ると、30歳から60歳未満の各年代では、ほぼ50%～60%前後の利用率を示しているのに対して、30歳未満及び60歳以上の年齢層では40%～50%と、10%程度低くなっている。全体的には、約半数の者が「郵送窓口」により申告書を提出していることが分かる。

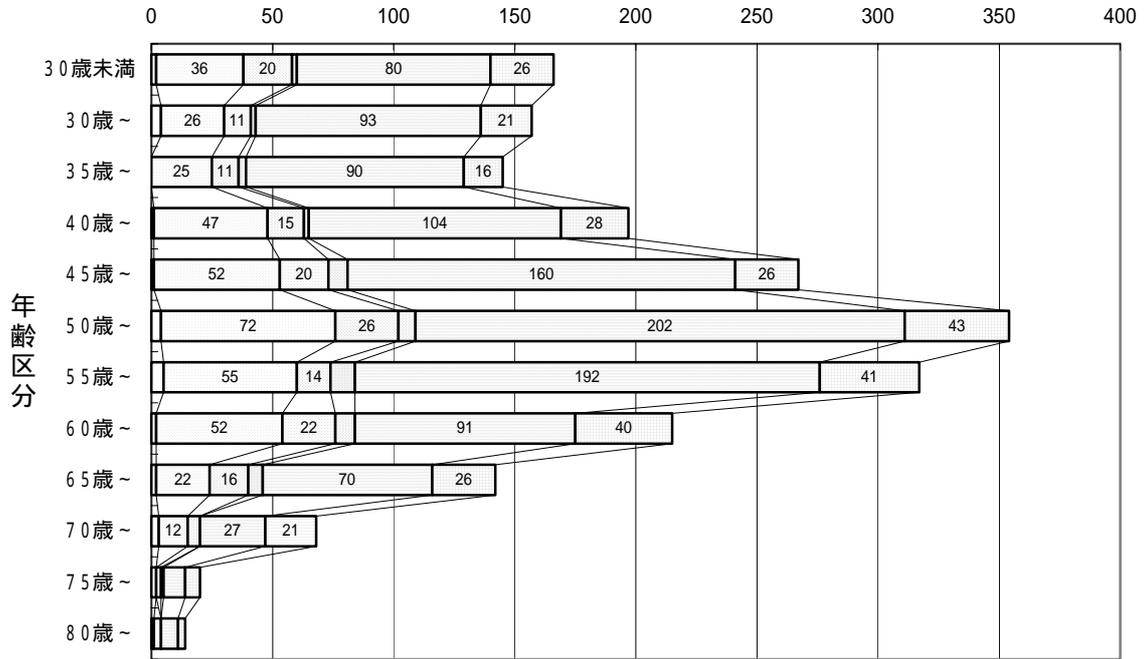
【図 - 1 - 15 白色申告者の年齢別申告態様（営業等） - 申告件数参照】

【図 - 1 - 16 白色申告者の年齢別申告態様（営業等） - 構成割合参照】

- 1 - 15 白色申告者の年齢別申告態様 (営業等) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与

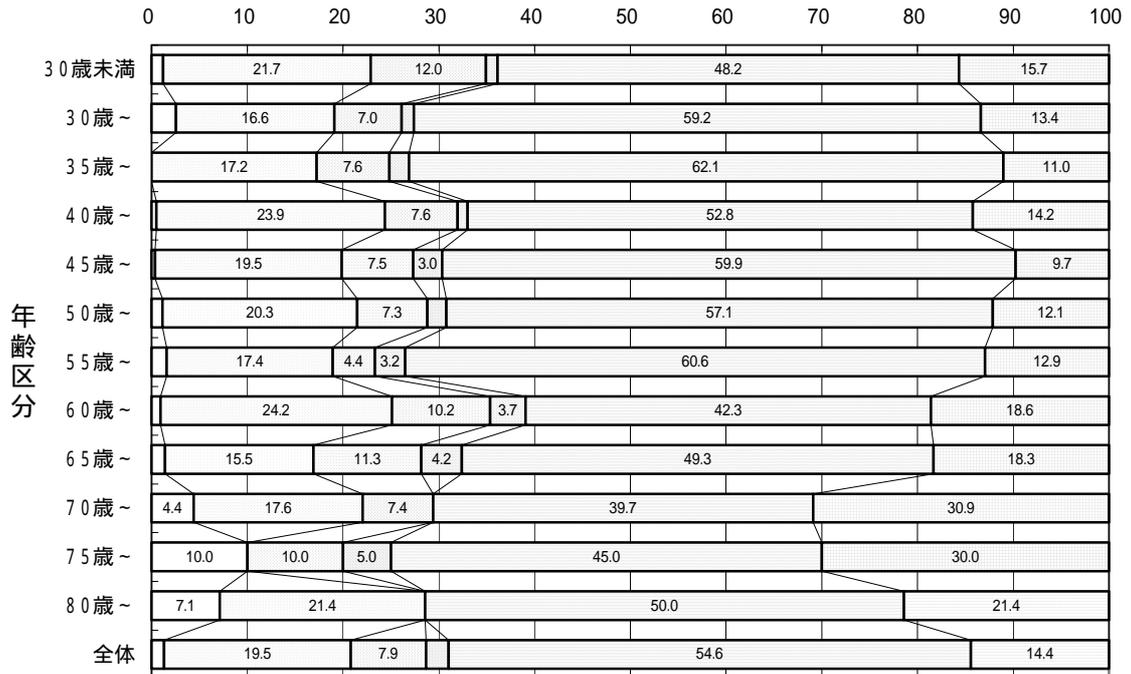
申告件数 (件)



- 1 - 16 白色申告者の年齢別申告態様 (営業等) - 構成割合

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与

申告件数の構成割合 (%)



(5) 営業等所得者のうち、申告納税額のある者（全体）は48.0%、申告納税額のない者は32.1%、還付申告者は19.9%となっている。

また、営業等所得者で申告納税額のある者を申告態様別に見ると、その構成割合は、申告態様にかかわらず40～50%を占めており、特段の変動は認められない。

しかし、これを地域別に眺めてみると、埼玉では、「市町村」及び「税理士無料」の利用者が、他の申告態様よりかなり低いことが目立つ。

逆に、申告納税額のない者（全体）も、「税理士無料」が37.7%と最も高い割合を示しているほかは、申告態様による特段の変動は認められず、ほぼ25～30%前後を占めている。また、これを地域別に眺めてみると、北関東地域では「市町村」の割合が12.2%と低い反面、「税理士無料」が44.6%と高率になっている。

なお、個人の申告納税額のない者と、法人で申告納税額のないものとは、意味合いが異なる部分も多く、両者を単純に比較することはできないが、関東信越国税局管内の資本金1億円未満の中小法人に限って、平成11年度の確定申告について見ると、法人税の申告納税額がないものは70%を超えており、個人とはかなり対照的な姿が表れている。

更に、営業等所得者で還付申告者（全体）は、「市町村」利用者が33.7%と最も高い割合を示しており、以下、「集合指導」23.6%、「郵送窓口」19.8%、「税理士関与」17.6%、「個別指導」16.7%、「税理士無料」11.4%の順になっている。そして、これを地域別に眺めてみると、「市町村」については埼玉が56.1%、北関東地域が32.4%、信越地域が20.0%というように、都市部ほど還付申告者の割合が高まる傾向が見られる。

【図 - 1 - 17 申告態様別の申告状況（営業等） - - 申告件数参照】

【図 - 1 - 18 申告態様別の申告状況（営業等） - - 構成割合参照】

【図 - 1 - 19 申告態様別の申告状況（営業等・埼玉） - - 申告件数参照】

【図 - 1 - 20 申告態様別の申告状況（営業等・埼玉） - - 構成割合参照】

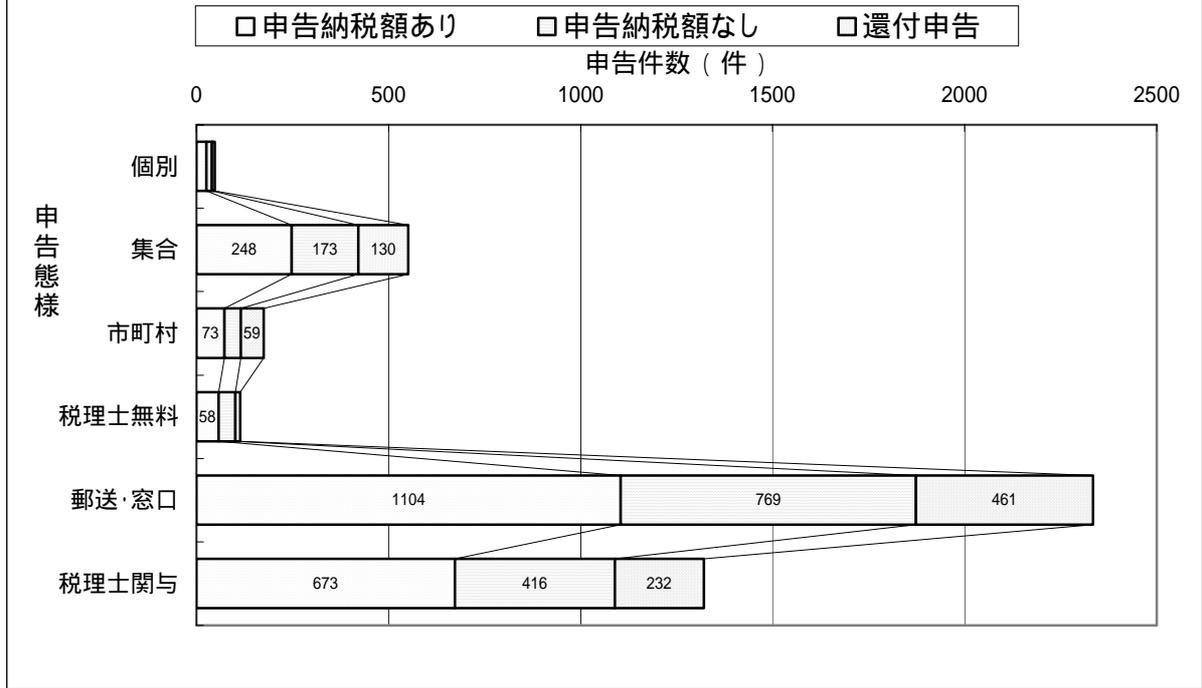
【図 - 1 - 21 申告態様別の申告状況（営業等・北関東） - - 申告件数参照】

【図 - 1 - 22 申告態様別の申告状況（営業等・北関東） - - 構成割合参照】

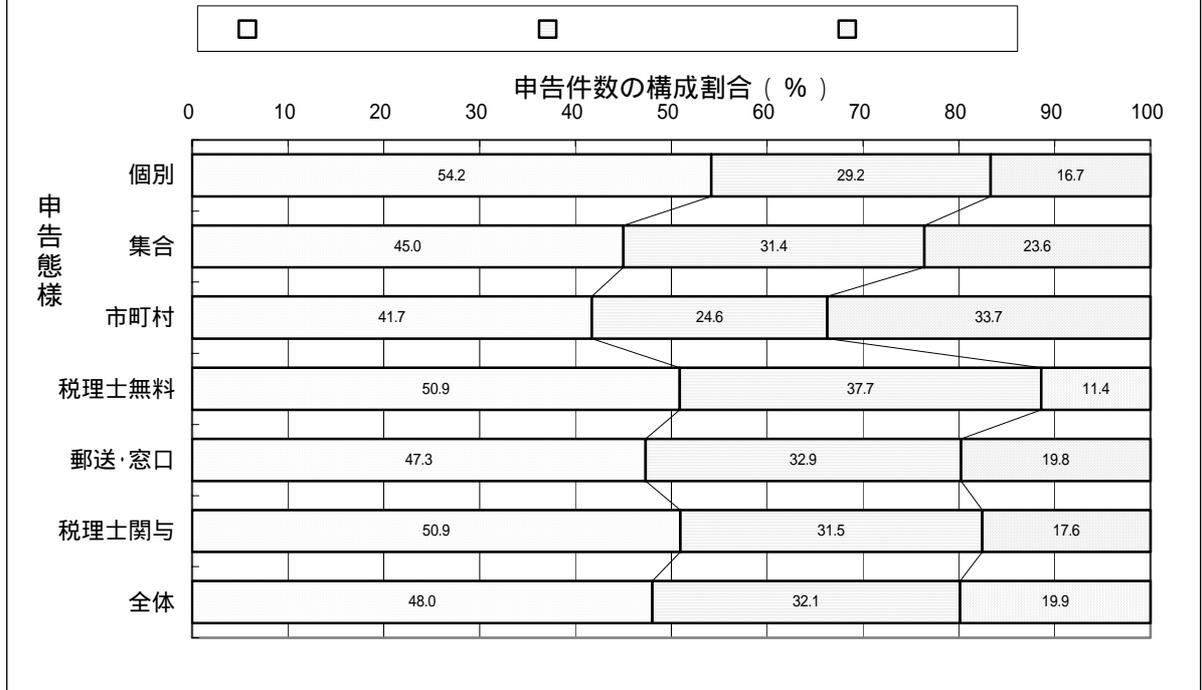
【図 - 1 - 23 申告態様別の申告状況（営業等・信越） - - 申告件数参照】

【図 - 1 - 24 申告態様別の申告状況（営業等・信越） - - 構成割合参照】

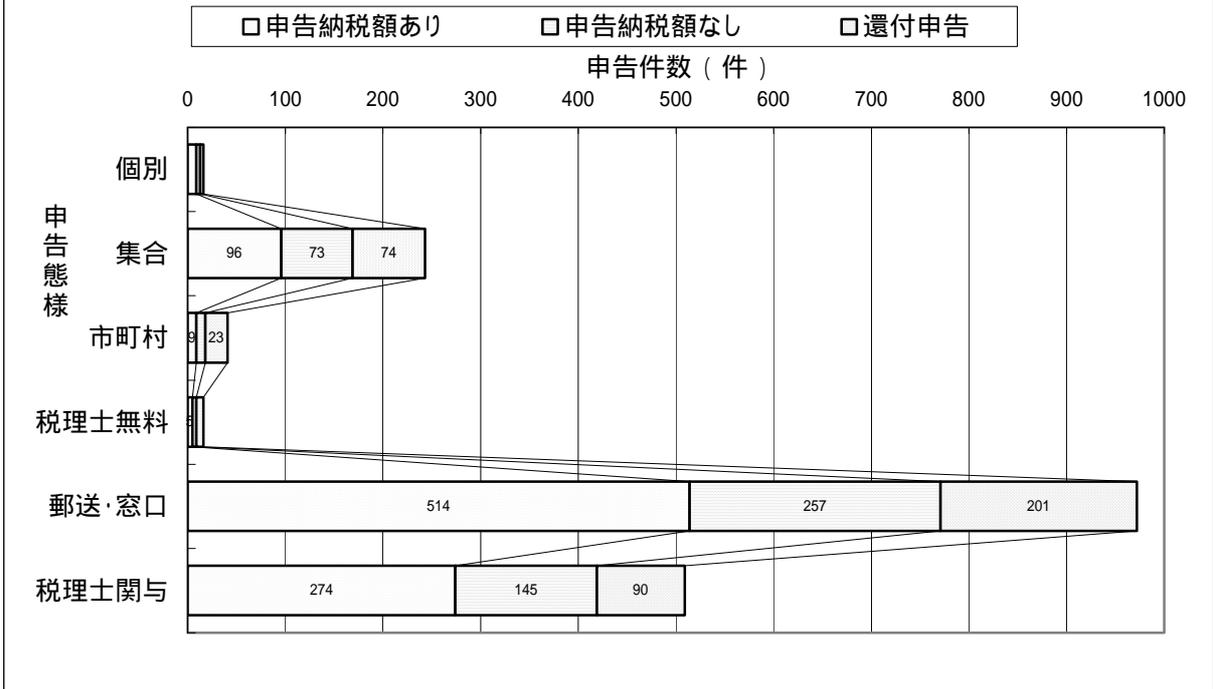
- 1 - 17 申告態様別の申告状況 (営業等) - 申告件数



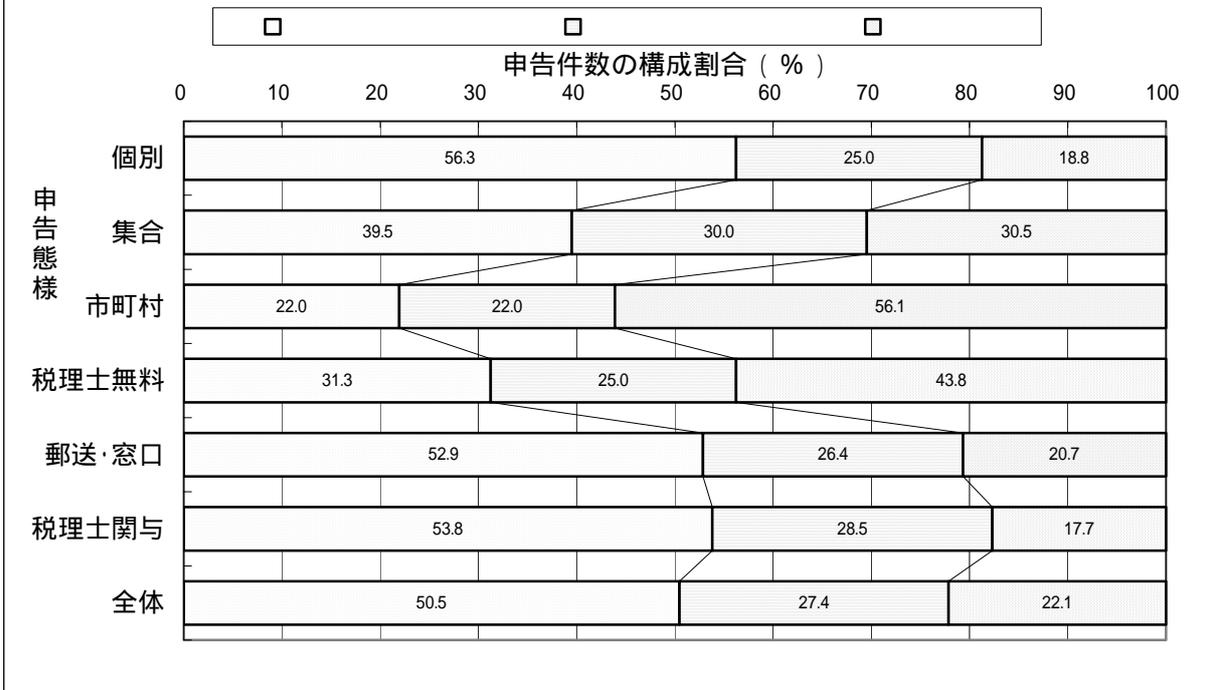
- 1 - 18 申告態様別の申告状況 (営業等) - 構成割合

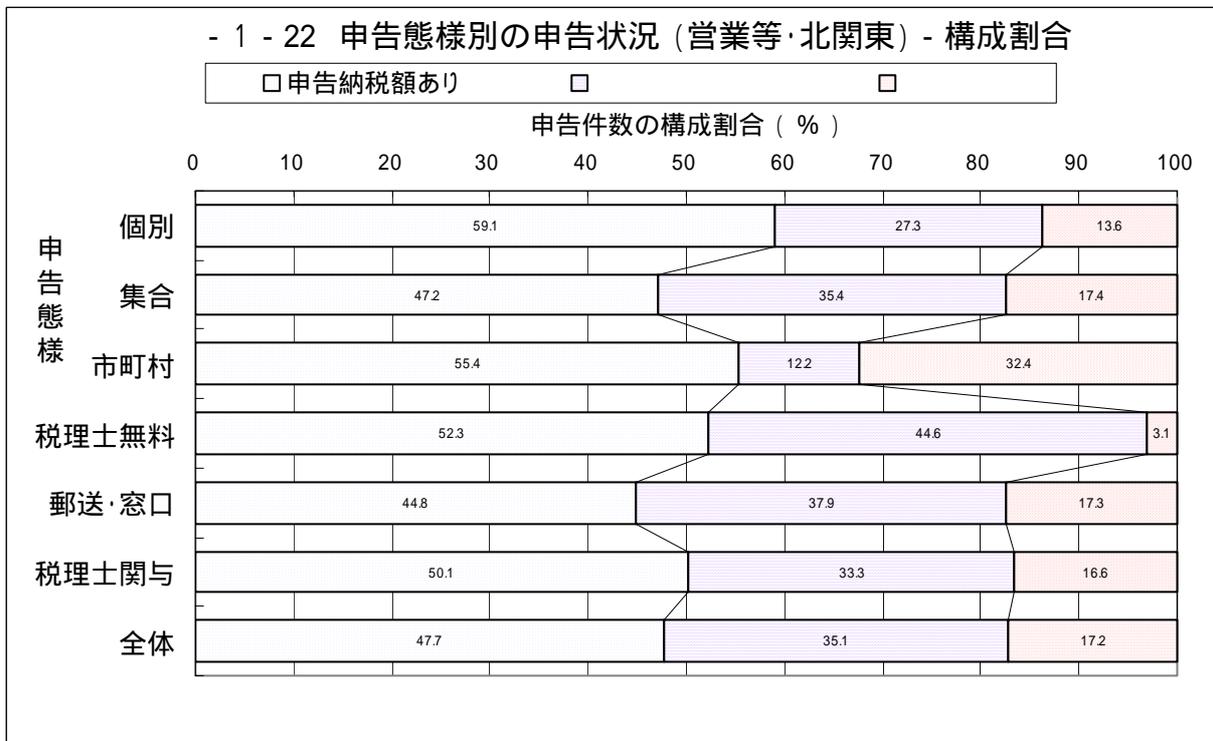
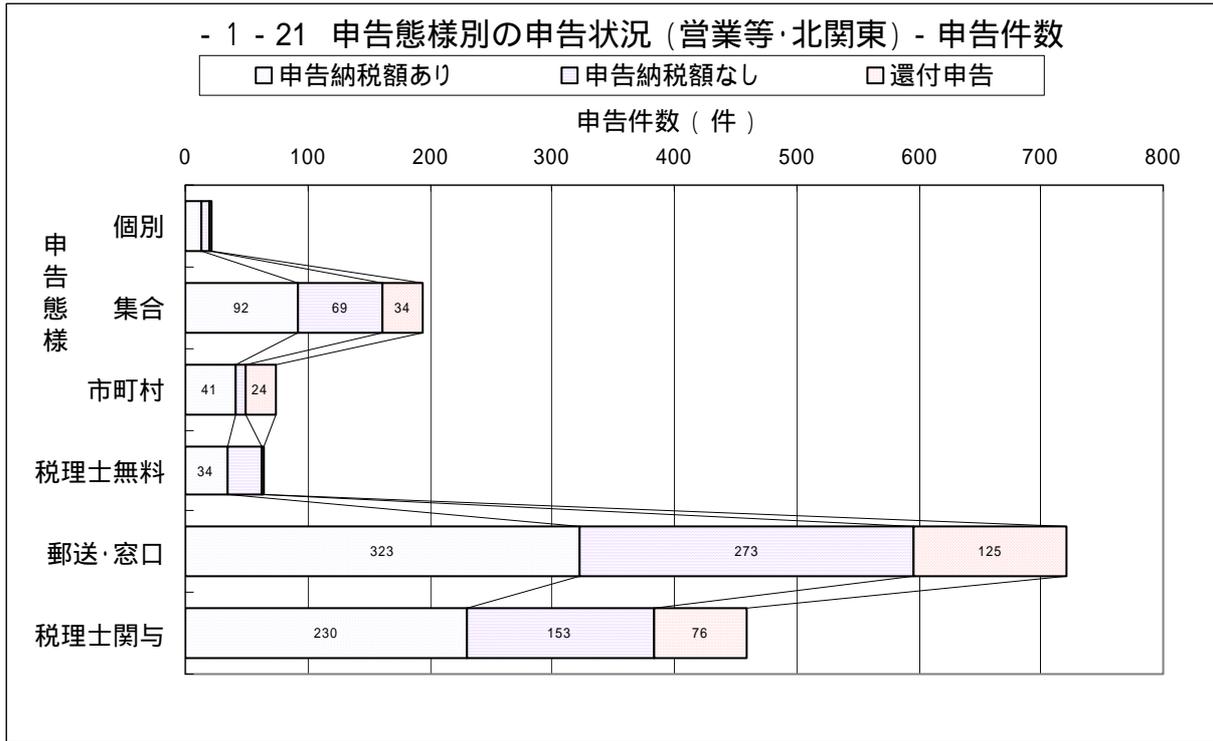


- 1 - 19 申告態様別の申告状況（営業等・埼玉） - 申告件数

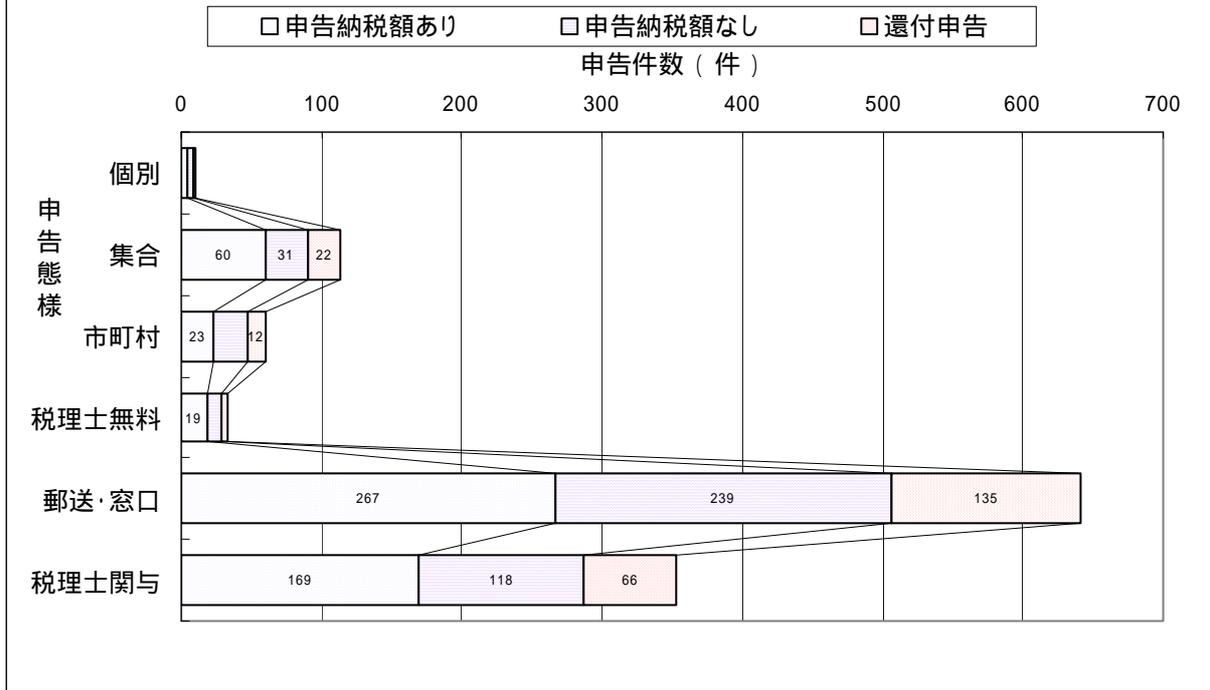


- 1 - 20 申告態様別の申告状況（営業等・埼玉） - 構成割合

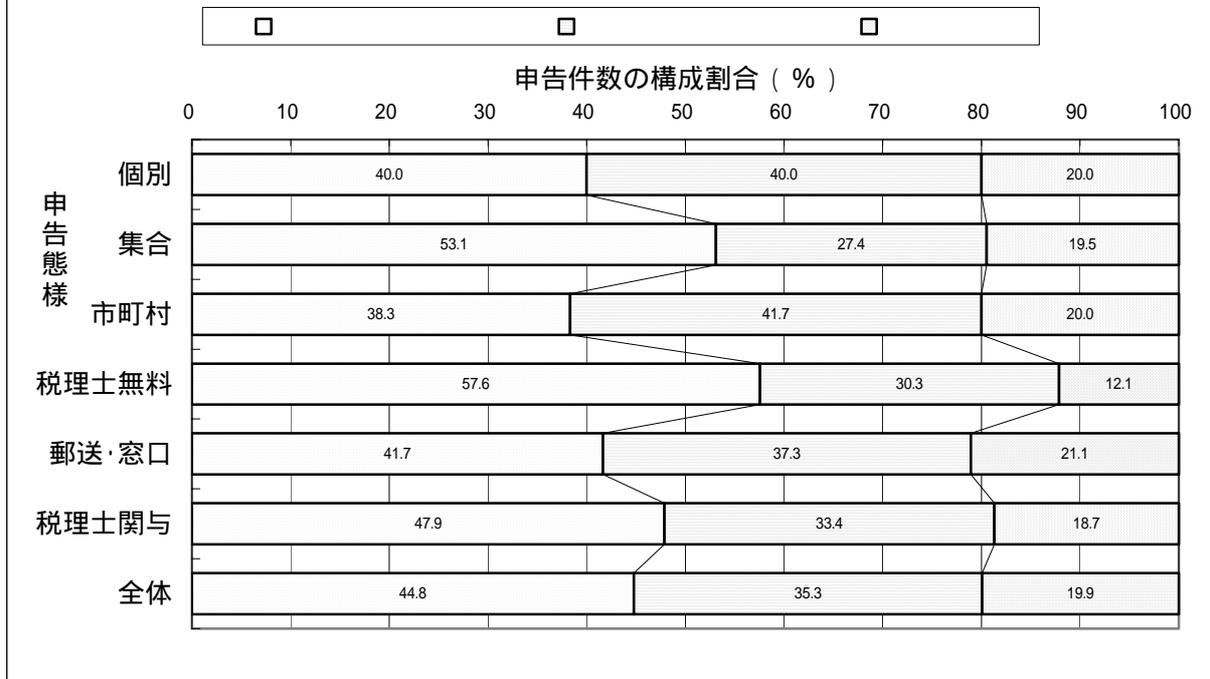




- 1 - 23 申告態様別の申告状況 (営業等・信越) - 申告件数



- 1 - 24 申告態様別の申告状況 (営業等・信越) - 構成割合

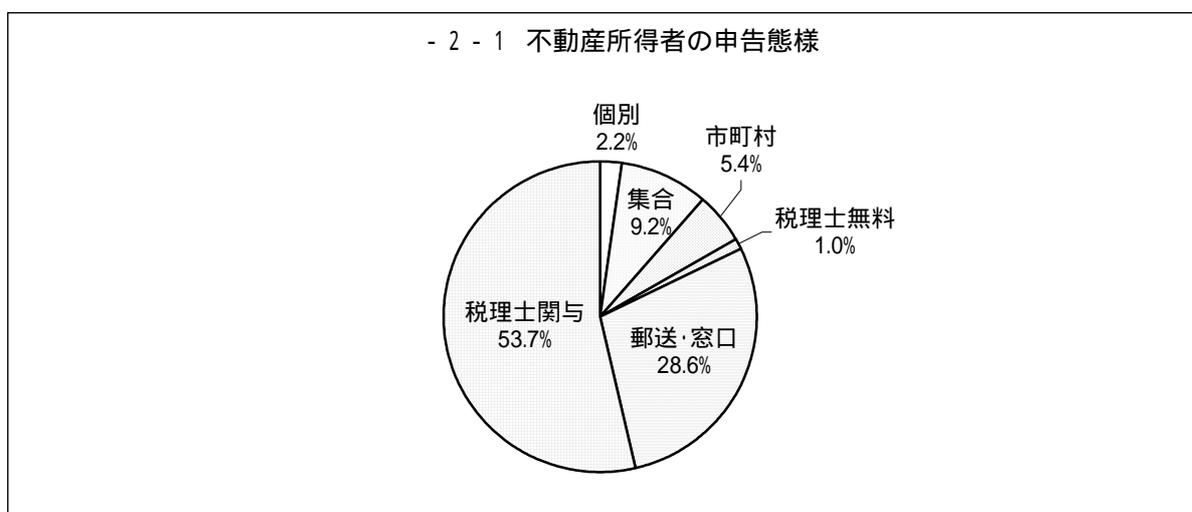


2 不動産所得者

(1) 不動産所得者の申告態様を見ると、「税理士関与」の利用率が53.7%で最も高く、全体の半数以上を占めている。これに「郵送窓口」の28.6%を加えた82.3%の者は、相談会場を利用することなく、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

また、「個別指導」は2.2%、「集合指導」は9.2%、「市町村」は5.4%、「税理士無料」は1.0%となっており、合わせて17.8%の者は、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。

【図 - 2 - 1 不動産所得者の申告態様参照】



なお、不動産所得者の申告態様を地域別に細分化してみると、

埼玉では、「個別指導」の利用率は1.6%、「集合指導」は8.4%、「市町村」は2.3%、「税理士無料」は0.5%となっており、合計12.8%の者が、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。

また、「郵送窓口」は30.3%、「税理士関与」は56.8%となっており、合計87.1%の者が、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

北関東地域では、「個別指導」の利用率は2.7%、「集合指導」は11.5%、「市町村」は9.1%、「税理士無料」は1.9%となっており、合計25.2%の者が、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。

また、「郵送窓口」は28.5%、「税理士関与」は46.4%となっており、合計74.9%の者が、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

信越地域では、「個別指導」の利用率は2.4%、「集合指導」は8.1%、「市町村」は6.4%、「税理士無料」は0.7%となっており、合計17.6%の者が、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。

また、「郵送窓口」は26.1%、「税理士関与」は56.3%となっており、合計82.4%の者が、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

以上のとおり、4つの相談会場の利用率は北関東地域が25.2%で最も高く、埼玉の約2倍、信越地域の約1.4倍となっており、北関東地域では、特に「集合指導」と「市町村」の利用率が高い。

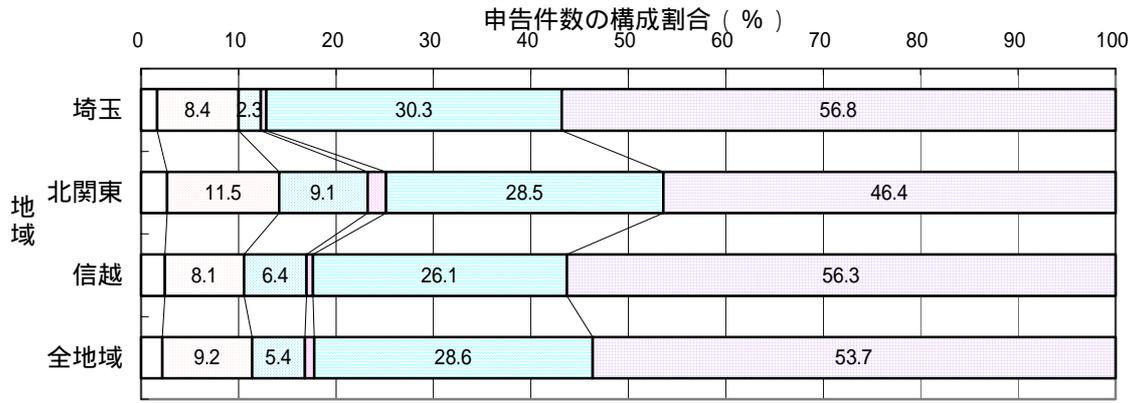
また、「郵送窓口」の利用率は埼玉が30.3%で最も高く、北関東・信越地域よりも約2～4%程度利用率が高くなっている。

更に、「税理士関与」では埼玉が56.8%で最も高く、北関東地域とは約1割程度の開きが見られる。

【図 - 2 - 2 不動産所得者の申告態様（地域別） - - 構成割合参照】

- 2 - 2 不動産所得者の申告態様 (地域別) - 構成割合

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



(2) 不動産所得者の申告件数を年齢別に見ると、55歳～60歳未満をピークとする50歳から75歳未満までの高年齢階層が中心をなしている。

こういった高年齢階層が中心になっている不動産所得者について更に年齢別に申告態様を見ると、「個別指導」を利用して申告書を提出した者は、30歳～35歳未満の利用率が7.0%で最も高く、40歳～45歳未満の利用率は0%で最も低くなっているなど、45歳未満の比較的若い年代の利用率にはバラツキがあるのに対し、45歳以上からはほぼ各年代とも1～3%程度の利用率を示している。

また、「集合指導」を利用した者は、30歳未満が3.2%で最も利用率が低く、30歳～35歳未満が14.0%で「個別指導」の場合と同様に最も高い利用率を示しており、以後の各年代ではほぼ7%～12%台の範囲内でバラツキの少ない利用率を示している。

更に、「郵送窓口」を利用して自ら申告書を提出した者は、各年代ともほぼ20%から30%台の範囲で一様の利用率を示しており、年代によるバラツキが少ない。また、「税理士関与」は、30歳未満と50歳～55歳未満の年代が60%以上の高い利用率を示し、他の年代もほぼ50%以上の利用率を示していることで、不動産所得者の場合、各年代ともほぼ半数以上は「税理士関与」となっている。

なお、不動産所得者の申告件数を更に地域別に年齢構成割合で見ると、埼玉では55歳～60歳未満をピークとした年齢構成になっているのに対し、北関東地域では、55歳～60歳未満及び65歳～70歳未満をピークとした年齢構成、また、信越地域では50歳～55歳未満及び65歳～70歳未満をピークとした年齢構成にそれぞれなっている。

【図 - 2 - 3 年齢別の申告態様（不動産） - - 申告件数参照】

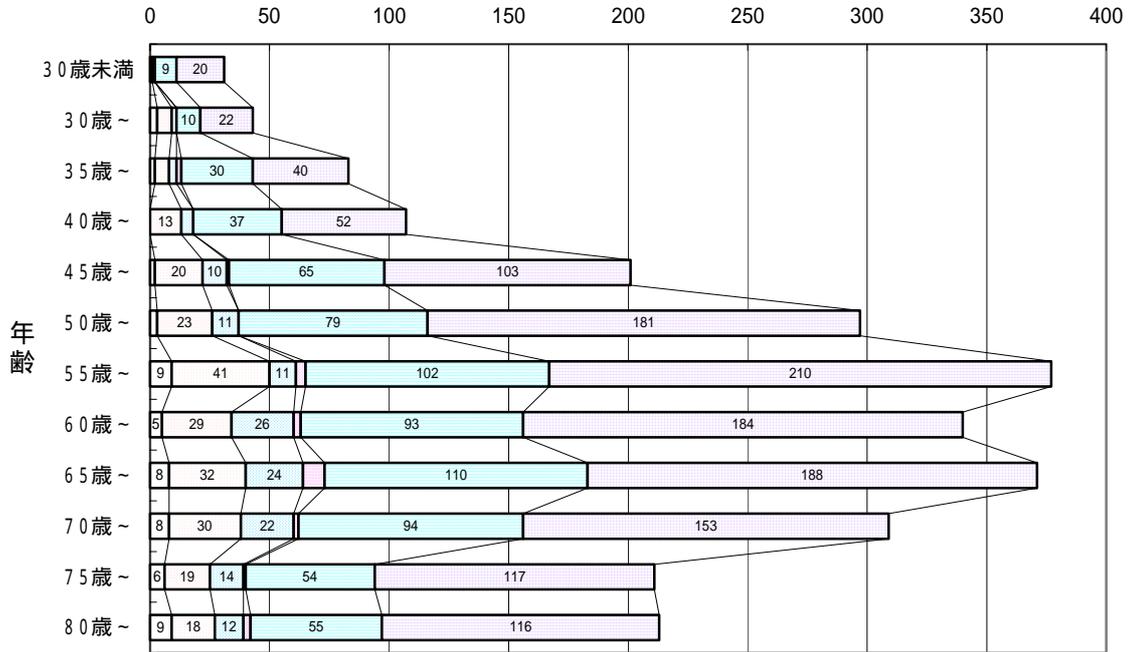
【図 - 2 - 4 年齢別の申告態様（不動産） - - 構成割合参照】

【図 - 2 - 5 地域別の申告者の年齢構成割合（不動産）参照】

- 2 - 3 年齢別の申告態様 (不動産) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与

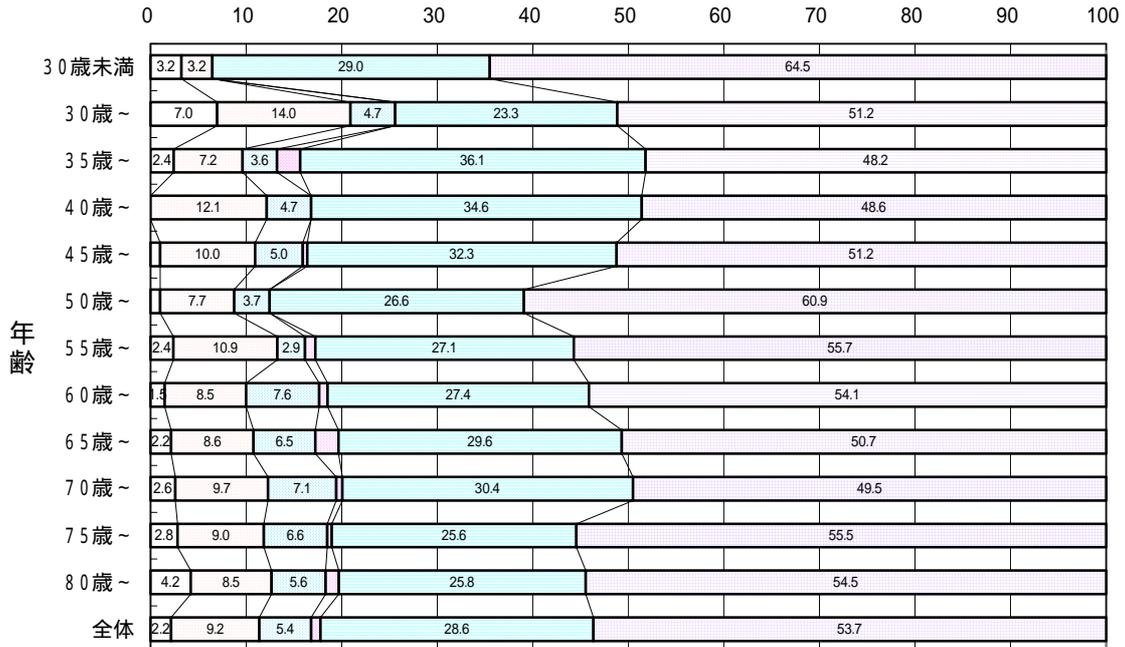
申告件数 (件)

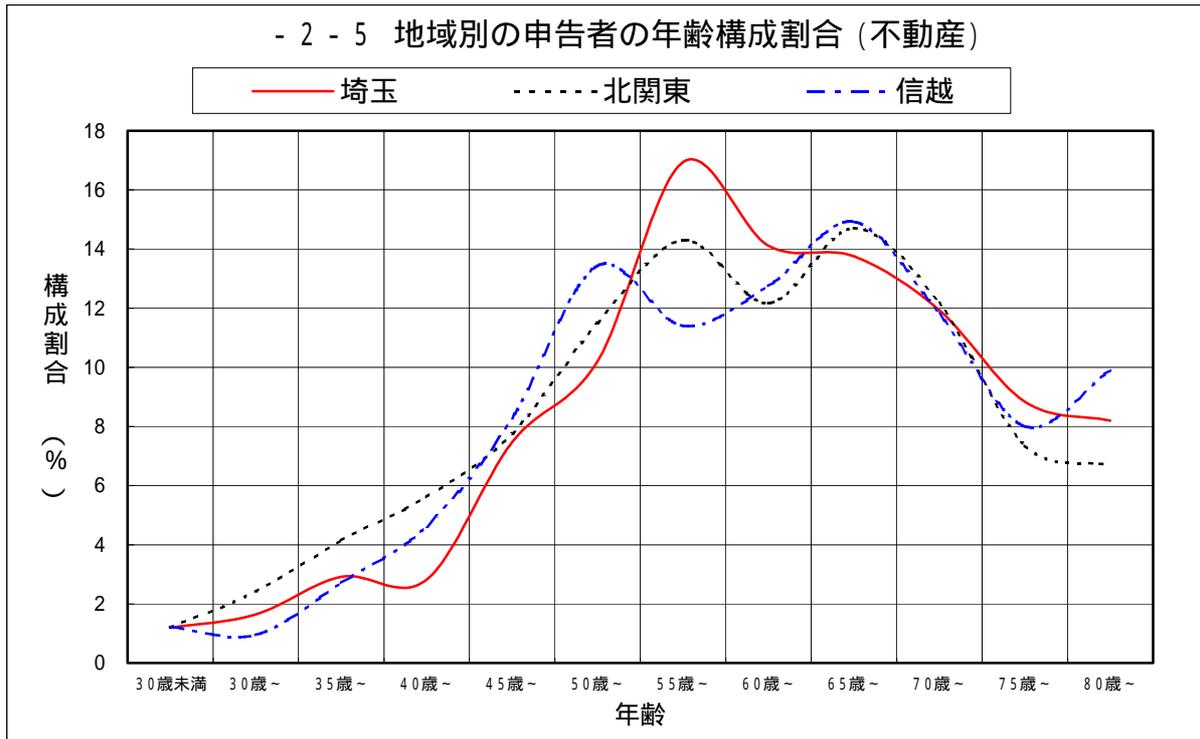


- 2 - 4 年齢別の申告態様 (不動産) - 構成割合

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与

構成割合 (%)





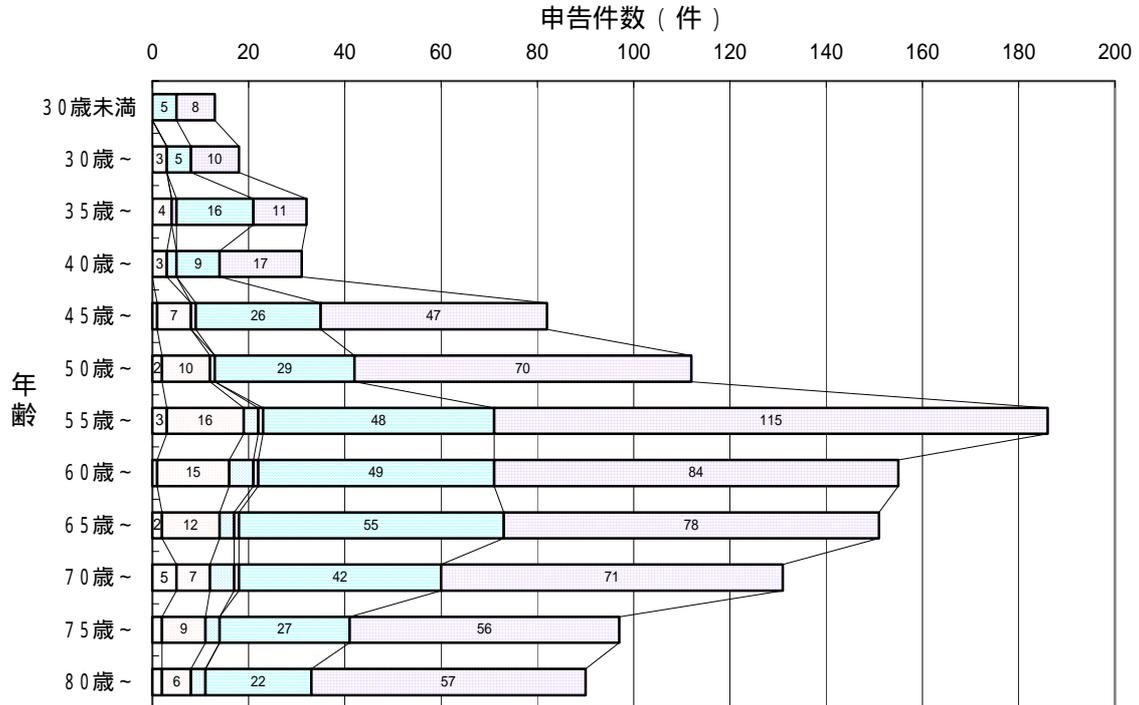
そして、これを更に申告態様ごとに地域別で見ると、埼玉では、30歳以上の各年齢階層で「個別指導」、「集合指導」、「市町村」及び「税理士無料」を合計した4相談会場の利用率が、10数%台でほぼ一定しているのに対し、北関東地域ではこれが年代によって10数%から30数%台の範囲で大きく分散しており、バラツキが著しい。また、信越地域でも数%から40数%台の範囲で同様のバラツキが見られるものの、35歳から60歳未満までの年代ではこれが10%以内に留まり、60歳以上の年代から20数%台に急増して、以後の年代でもそのままの高い利用率を示している点で特徴が見られる。

更に、「税理士関与」について、埼玉と信越地域はおおむね60%台の利用率で、ほぼ同様の傾向が見られるのに対して、北関東地域では10%程度低くなっているほか、年代別の利用率の変化も若干大きい。

- 【図 - 2 - 6 年齢別の申告態様（不動産・埼玉） - - 申告件数参照】
- 【図 - 2 - 7 年齢別の申告態様（不動産・埼玉） - - 構成割合参照】
- 【図 - 2 - 8 年齢別の申告態様（不動産・北関東） - - 申告件数参照】
- 【図 - 2 - 9 年齢別の申告態様（不動産・北関東） - - 構成割合参照】
- 【図 - 2 - 10 年齢別の申告態様（不動産・信越） - - 申告件数参照】
- 【図 - 2 - 11 年齢別の申告態様（不動産・信越） - - 構成割合参照】

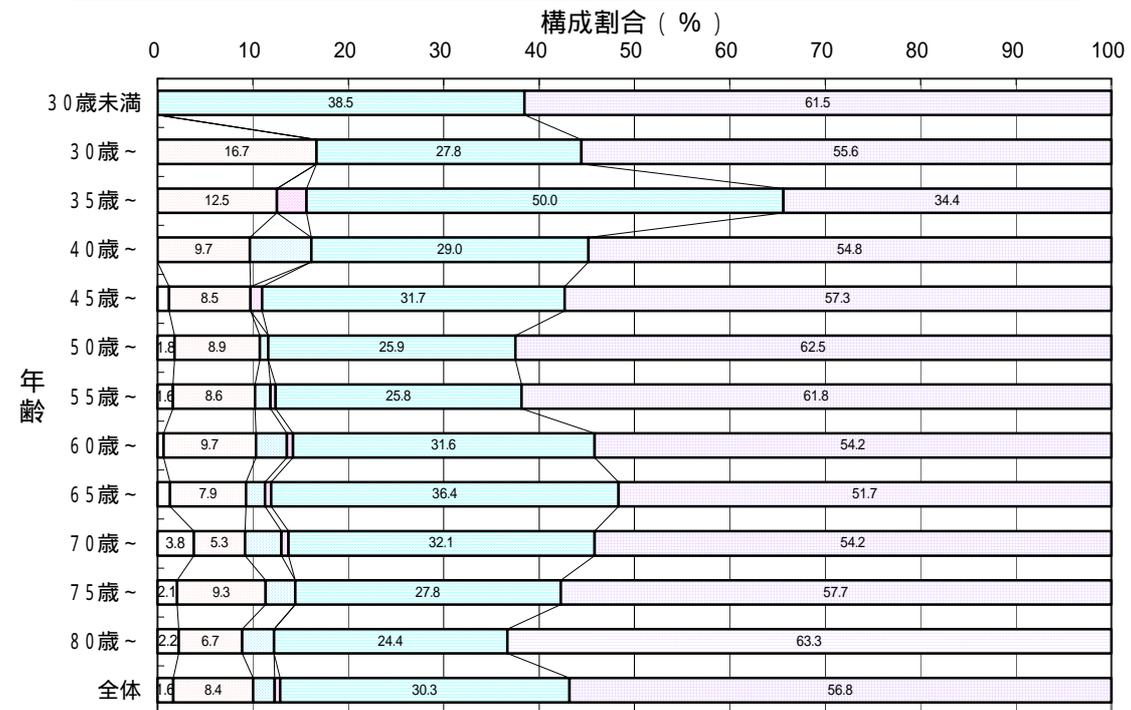
- 2 - 6 年齢別の申告態様 (不動産・埼玉) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



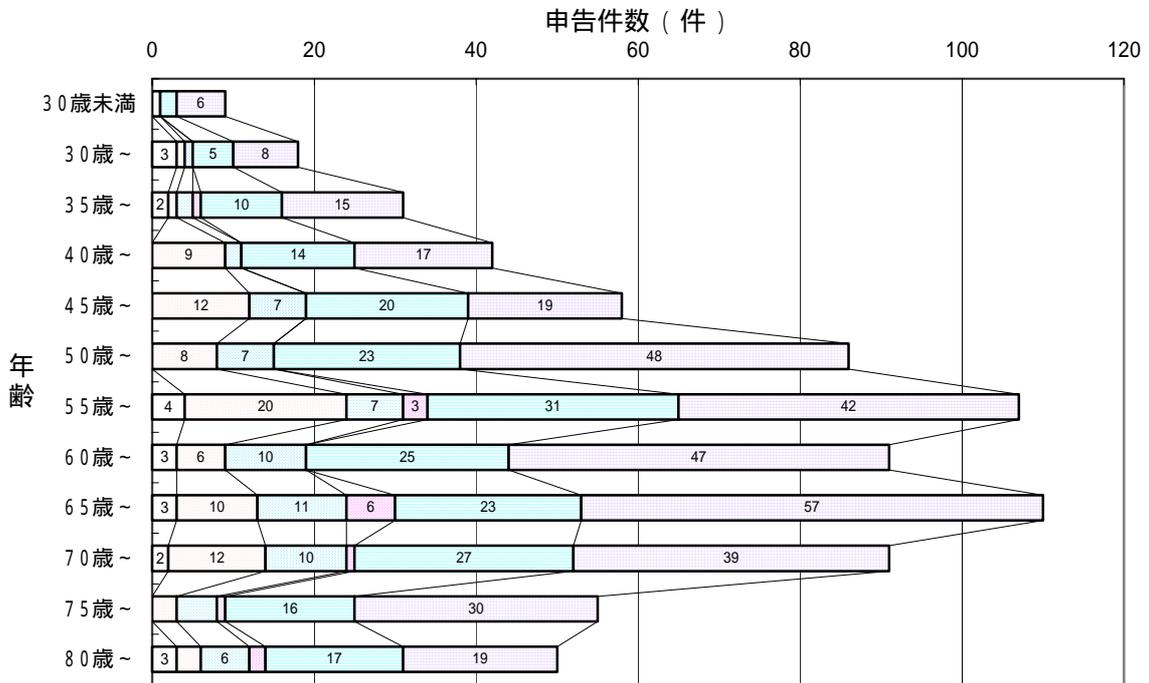
- 2 - 7 年齢別の申告態様 (不動産・埼玉) - 構成割合

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



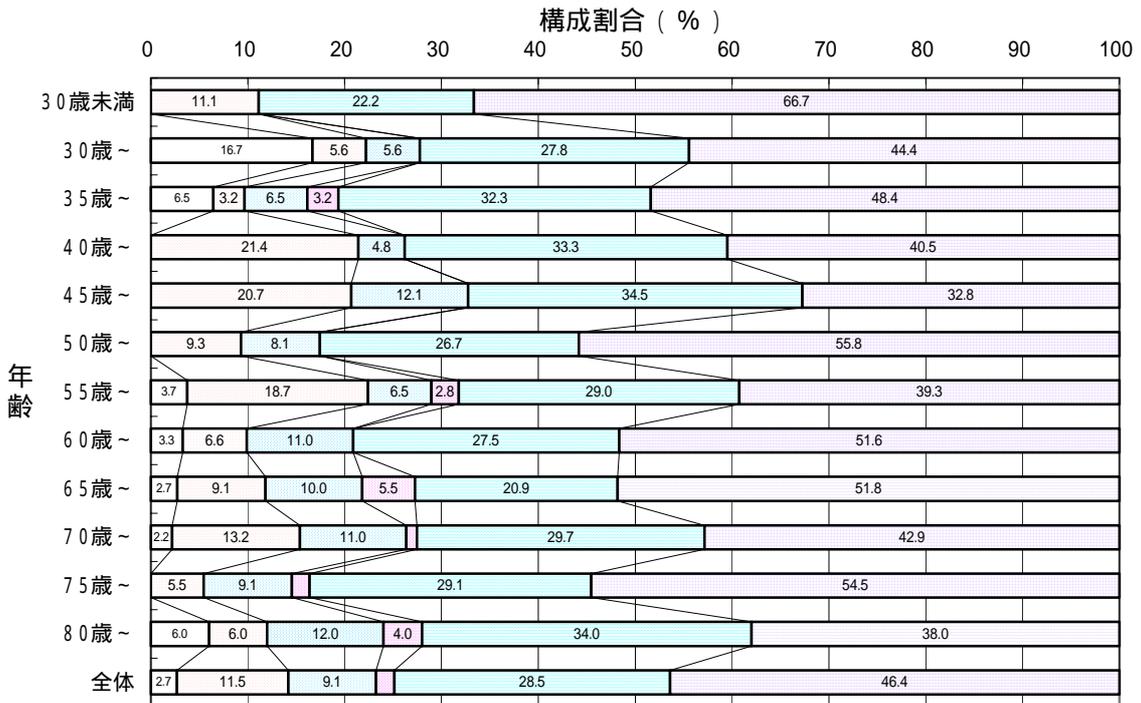
- 2 - 8 年齢別の申告態様（不動産・北関東） - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



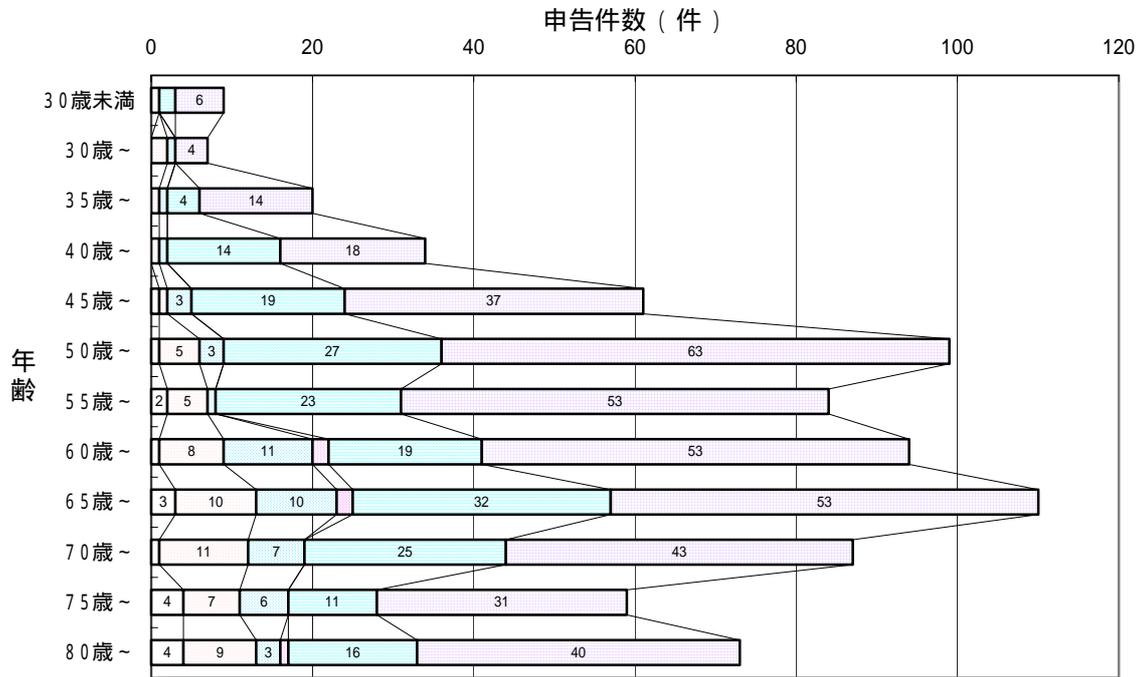
- 2 - 9 年齢別の申告態様（不動産・北関東） - 構成割合

□個別 □ □ □ □ □



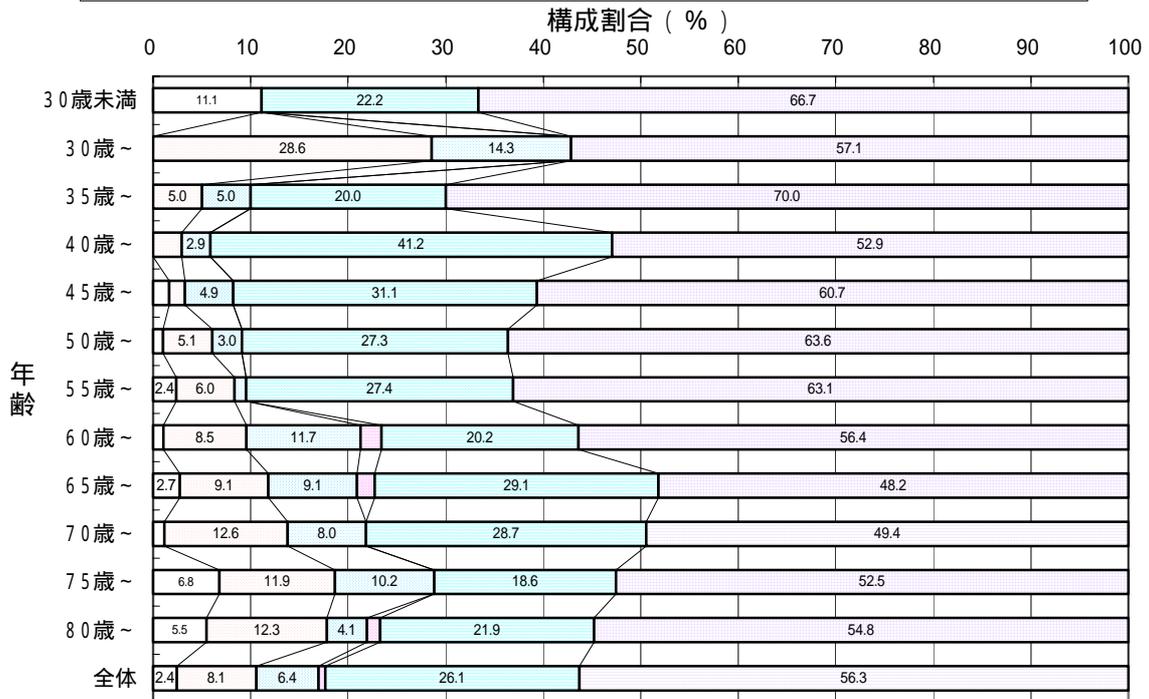
- 2 - 10 年齢別の申告態様（不動産・信越） - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



- 2 - 11 年齢別の申告態様（不動産・信越） - 構成割合

□個別 □ □ □ □ □



(3) 不動産所得者の申告件数（年齢別）を更に青色申告者に絞ってみると、65歳～70歳未満の階層をピークとする50歳から75歳未満までの年齢階層が中心をなしている。

こういった年齢階層が中心になっている青色申告者について、更に年齢別に申告態様を見ると、30歳～35歳未満では、「個別指導」が21.4%、「集合指導」が14.3%と極端に利用率が高いものの、以後の各年代ではこれが数%に留まっている。

これは、「税理士関与」が35歳～40歳未満から65.0%と急増し、特に40歳～45歳未満の80.8%をピークに、各年代とも税理士への依頼が圧倒的に多いことから、その分「個別指導」と「集合指導」の利用が減少しているものと考えられる。

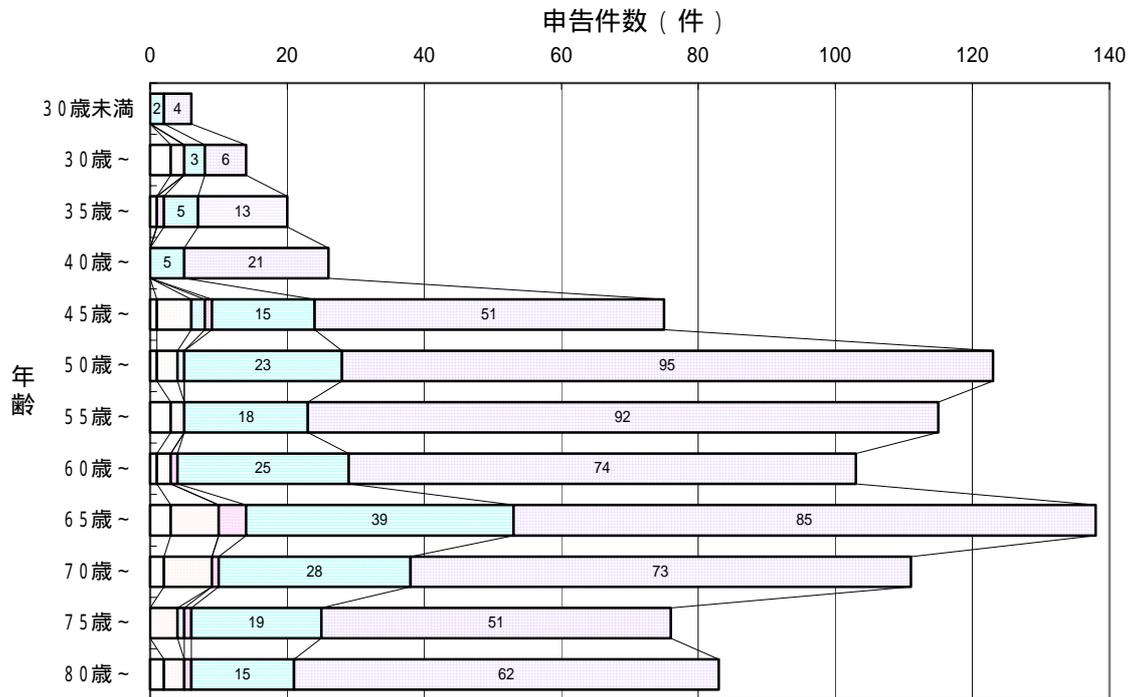
一方、「郵送窓口」は30歳未満が33.3%で最も利用率が高く、55歳～60歳未満が15.7%で最も利用率が低くなっているが、他の年代ではほぼ2割前後の利用率を示している。

【図 - 2 - 12 青色申告者の年齢別申告態様（不動産） - 申告件数参照】

【図 - 2 - 13 青色申告者の年齢別申告態様（不動産） - 構成割合参照】

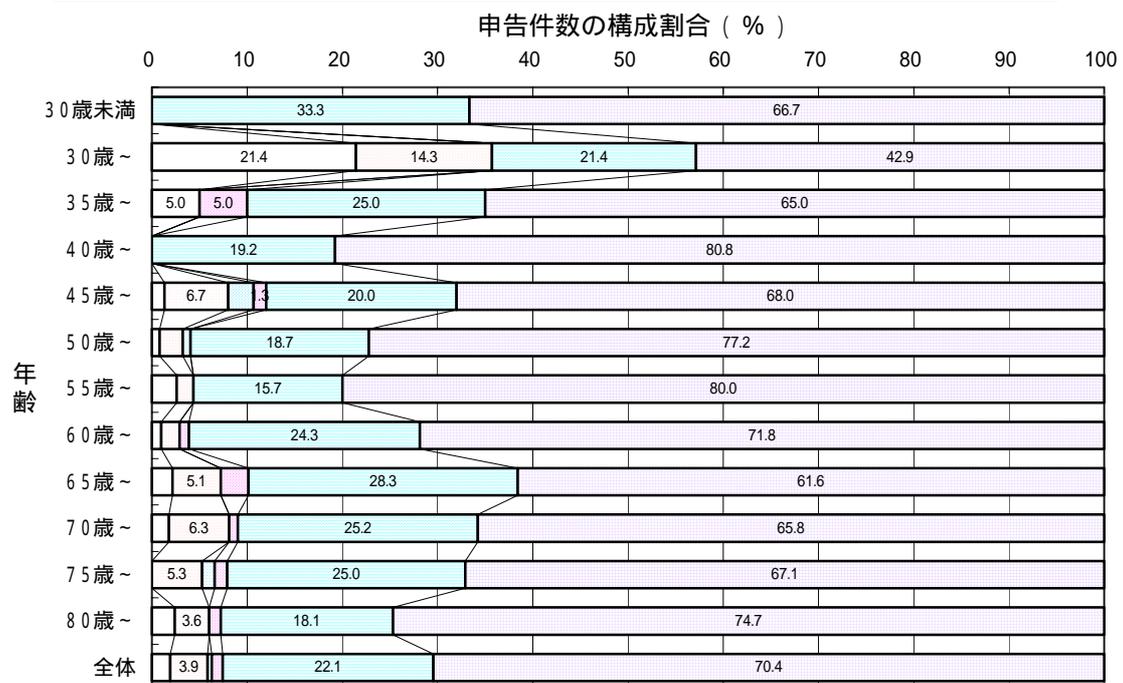
- 2 - 12 青色申告者の年齢別申告態様 (不動産) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



- 2 - 13 青色申告者の年齢別申告態様 (不動産) - 構成割合

□個別 □ □ □ □ □



(4) 不動産所得者で申告納税額のある者は71.7%、還付申告者は16.6%、申告納税額のない者は11.7%となっている。

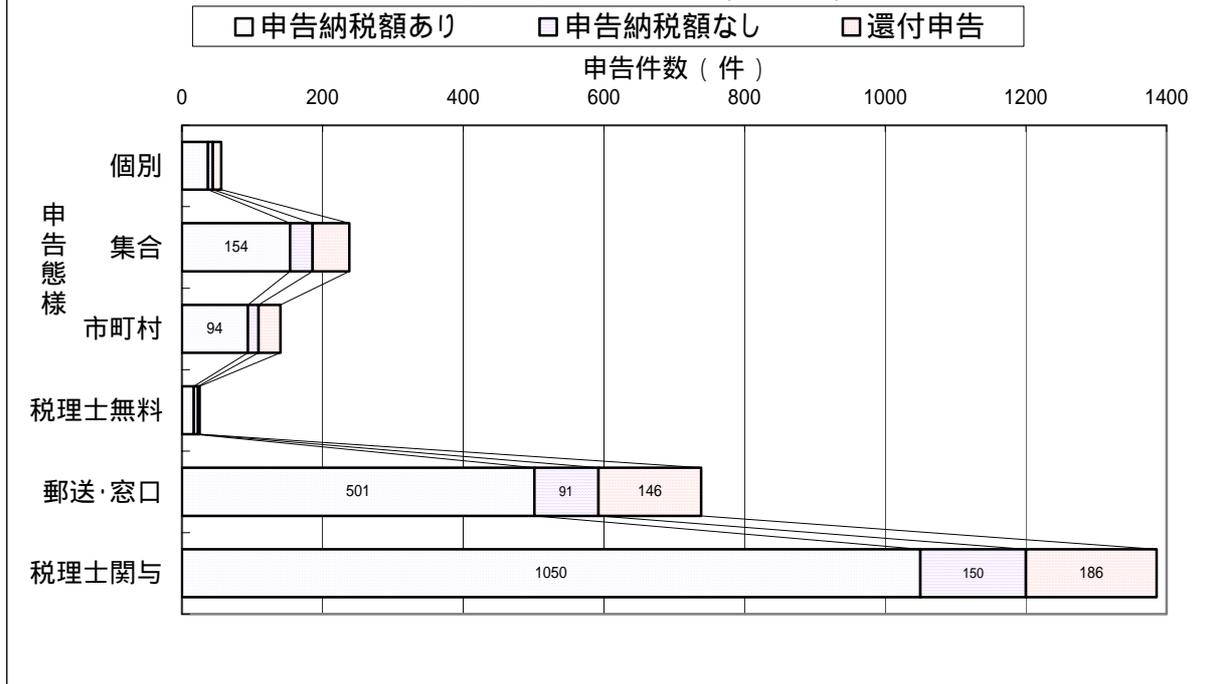
また、不動産所得者で申告納税額のある者は、その申告態様にかかわらず65～75%前後の高い割合を占めており、申告態様による特段の変動は認められない。逆に、申告納税額のない者については、「税理士無料」が24.0%で最も高い割合を示しているほかは、ほぼ10%前後にとどまっており、これも申告態様による特段の変動は認められない。

更に、不動産所得者で還付申告者は、「市町村」利用者が22.1%と最も高い割合を示しており、以下、「集合指導」21.8%、「個別指導」21.4%、「郵送窓口」19.8%、「税理士関与」13.4%、「税理士無料」8.0%の順となっている。

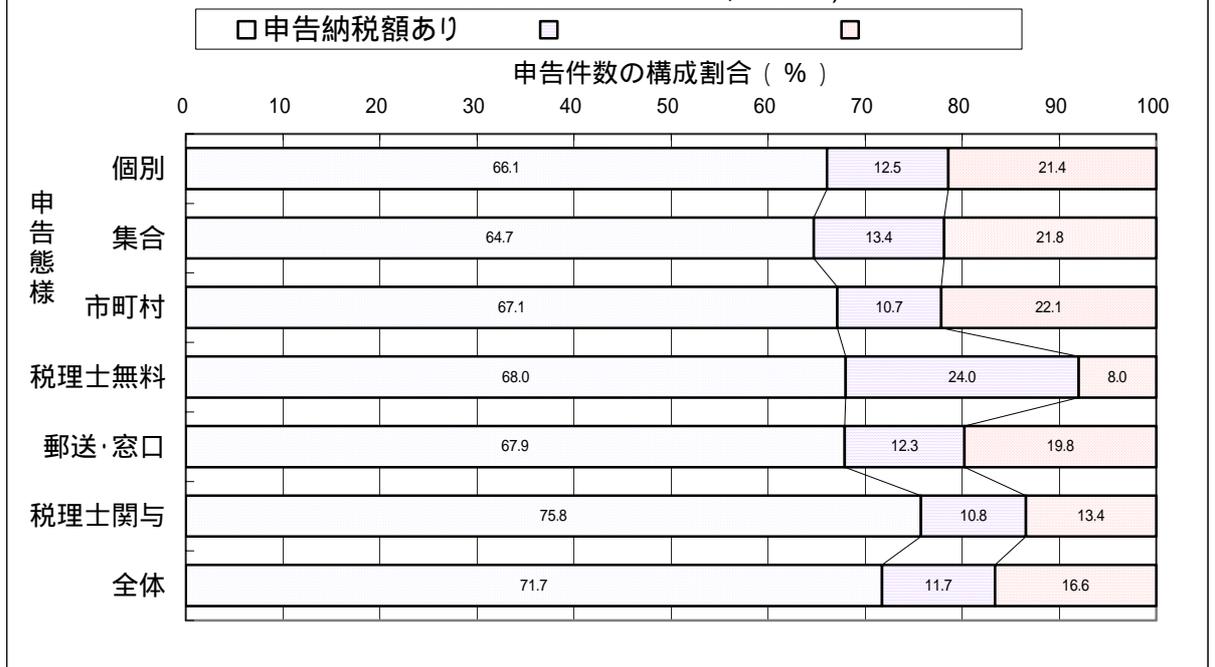
【図 - 2 - 14 申告態様別の申告状況（不動産） - - 申告件数参照】

【図 - 2 - 15 申告態様別の申告状況（不動産） - - 構成割合参照】

- 2 - 14 申告態様別の申告状況 (不動産) - 申告件数



- 2 - 15 申告態様別の申告状況 (不動産) - 構成割合

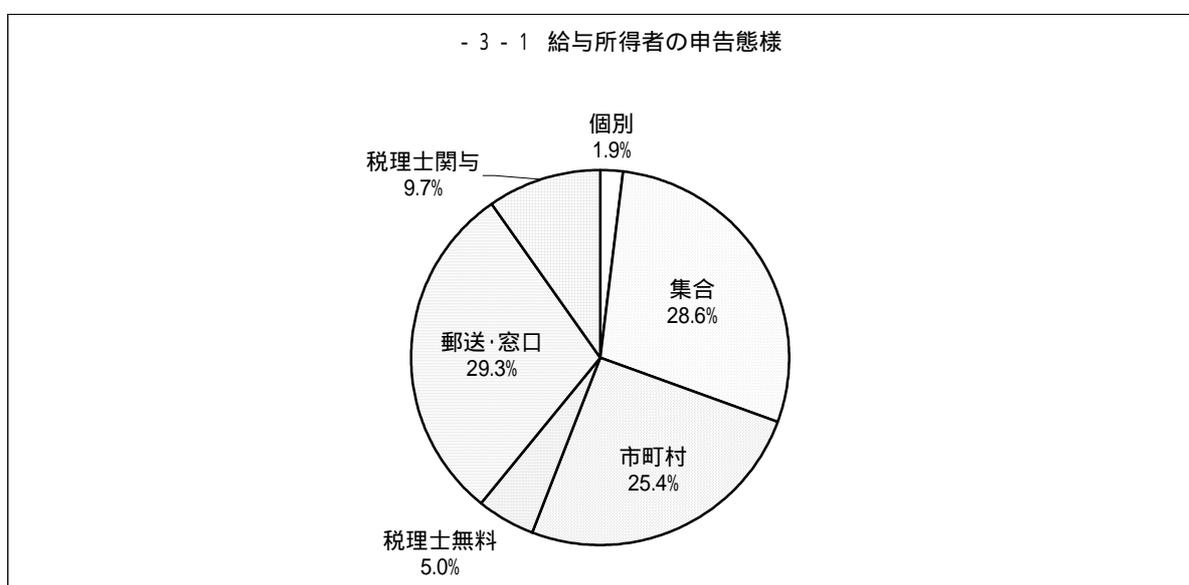


3 給与所得者

(1) 給与所得者は、5ページに掲載した表のように、標本申告者件数の28.3%を占めており、申告者の中では最大のグループとなっている。そして、この給与所得者の申告態様を見ると、「集合指導」の利用率が28.6%で、全体の約3割を占めている。これに「市町村」の25.4%、「税理士無料」の5.0%、「個別指導」の1.9%を加えた60.9%の者が、これらの相談会場を利用している。

一方、「郵送窓口」の利用率は29.3%であり、これに「税理士関与」の9.7%を加えた39.0%の者は、相談会場を利用することなく、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

【図 - 3 - 1 給与所得者の申告態様参照】



なお、給与所得者の申告態様を地域別に細分化して見ると、

埼玉では、「個別指導」の利用率は1.7%、「集合指導」36.3%、「市町村」19.4%、「税理士無料」3.0%で、合わせて60.4%の者が、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。

また、「郵送窓口」29.9%、「税理士関与」9.7%で、合わせて39.6%の者が、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

北関東地域では、「個別指導」の利用率は2.3%、「集合指導」26.6%、「市町村」30.5%、「税理士無料」5.3%で、合わせて64.7%の者が、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。

また、「郵送窓口」25.0%、「税理士関与」10.2%で、合計35.2%の者が、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

信越地域では、「個別指導」の利用率は1.9%、「集合指導」20.5%、「市町村」

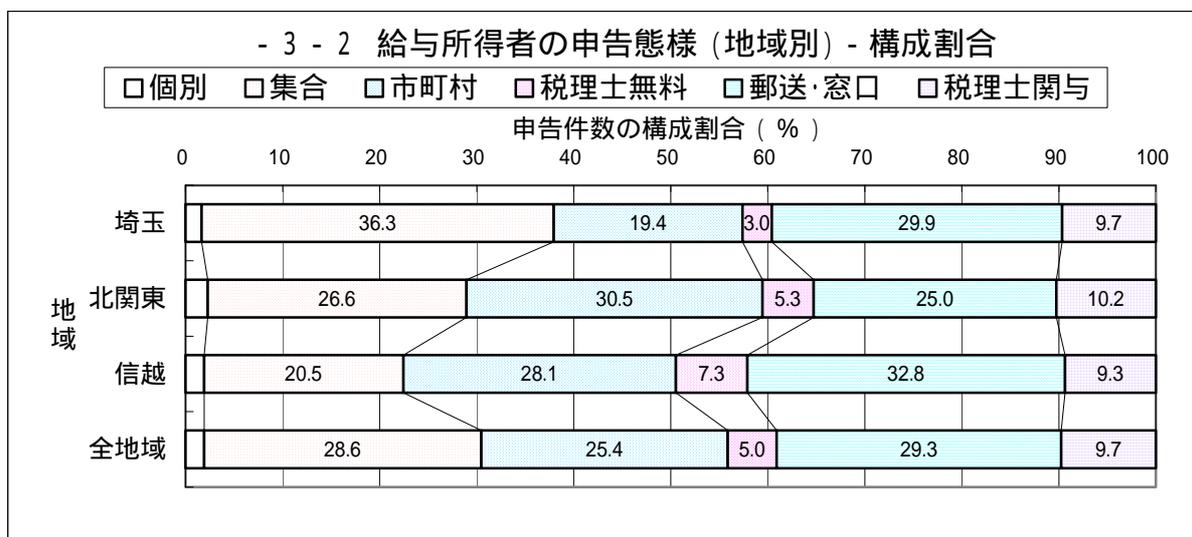
28.1%、「税理士無料」7.3%で、合わせて57.8%の者が、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。

また、「郵送窓口」32.8%、「税理士関与」9.3%で、合わせて42.1%の者が、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

以上のとおり、4つの相談会場の利用率は、埼玉・北関東・信越地域ともそれぞれ約6割程度であるが、これをそれぞれの会場ごとに対比してみると、埼玉では、「集合指導」の利用率が他の地域よりも約10～15%程度高いのに対し、北関東・信越地域では、「市町村」の利用率が埼玉よりも約10%前後高い。

また、「郵送窓口」及び「税理士関与」の利用率は、北関東地域が35.2%（郵送窓口25.0%、税理士関与10.2%）で、他の地域よりも約4～7%低くなっている。

【図 - 3 - 2 給与所得者の申告態様（地域別） - 構成割合参照】



(2) 給与所得者の申告件数を年齢別に見ると、30歳未満が最も多く、以後30歳～60歳未満の年代までほぼ同程度の申告者数を示しており、65歳以上は急減している。こういった年齢階層が中心の給与所得者について、更に年齢別に申告態様を見ると、「集合指導」では40歳未満の各年代で30%以上、また、40歳以上65歳未満の各年代で20数%と、約4分の1以上の利用率を示しているが、65歳以上からは利用率が急減している。

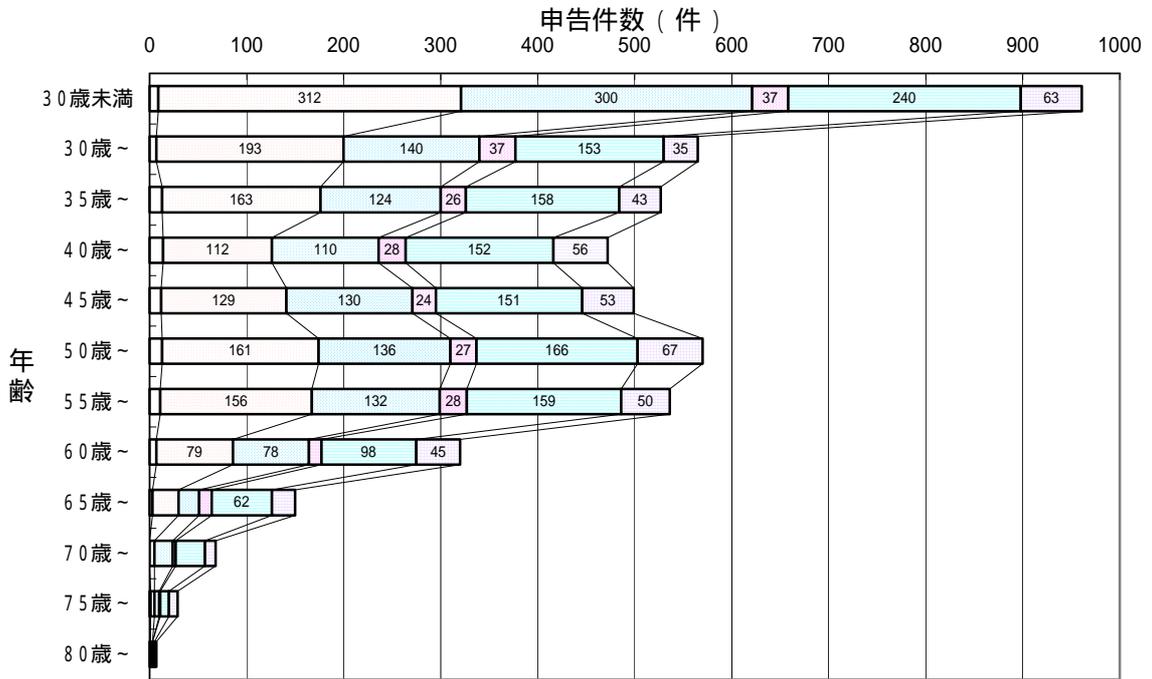
また、「市町村」を利用した者は、30歳未満(31.2%)、65歳～70歳未満(14.0%)及び75歳～80歳未満(17.2%)を除く各年代では、それぞれ全体平均の利用率(25.4%)にほぼ近い利用率を示している。

【図 - 3 - 3 年齢別の申告態様(給与) - 申告件数参照】

【図 - 3 - 4 年齢別の申告態様(給与) - 構成割合参照】

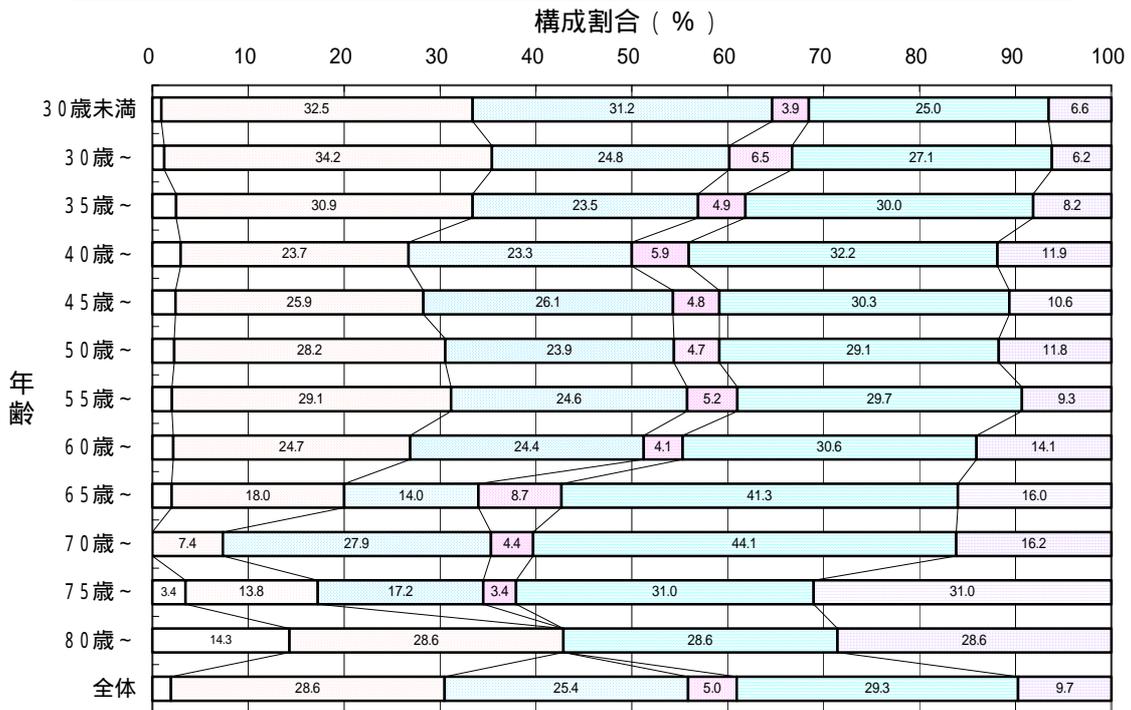
- 3 - 3 年齢別の申告態様 (給与) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



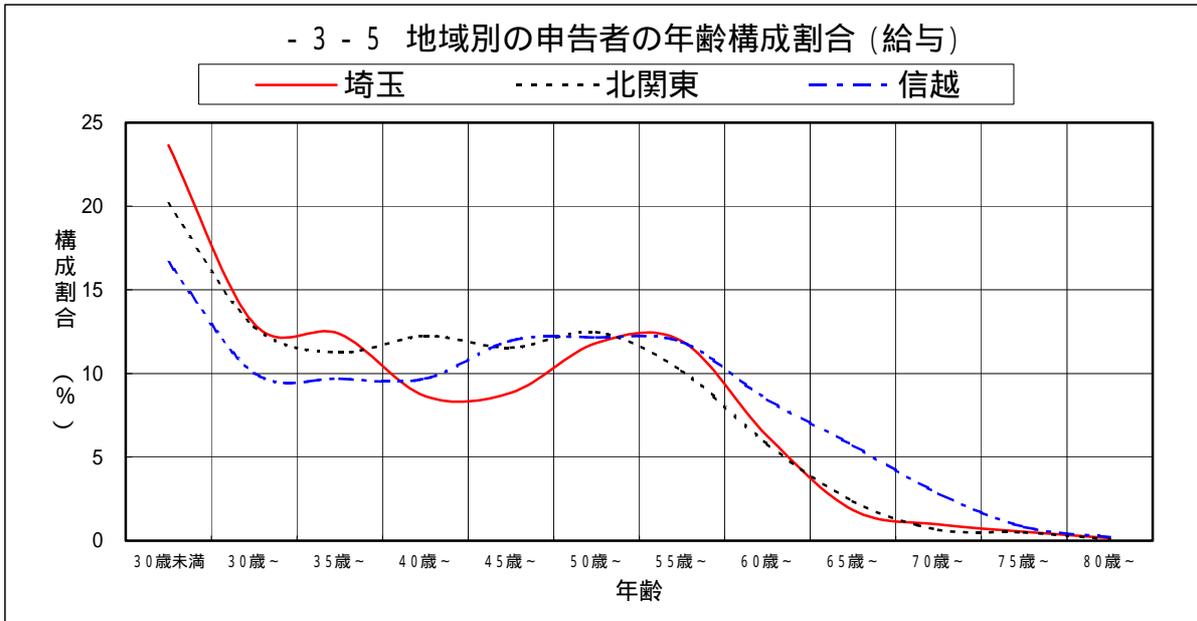
- 3 - 4 年齢別の申告態様 (給与) - 構成割合

□個別 □ □ □ □ □



なお、給与所得者の申告件数を更に地域別に年齢構成割合で見ると、埼玉で40歳代の申告者が他の地域よりも少ないだけで、三地域とも30歳未満をピークとして以後年齢の上昇とともに減少し、定年を迎えた60歳代から、更に急減するという、ほぼ同じ傾向を示している。ただし、信越地区の傾向は、他の地域より全般に緩やかである。

【図 - 3 - 5 地域別の申告者の年齢構成割合（給与）参照】



そして、これを更に申告態様ごとに地域別に見ると、「集合指導」では、埼玉が70歳～75歳未満（16.7%）の年代を除いて、各年代ともほぼ30%から40%の利用率を示しているのに対し、北関東地域では、65歳未満までの各年代でほぼ20%から30%の利用率を示し、65歳以上の年代で約10%台に極減している。

また、信越地区でも「集合指導」では65歳以上の各年代で利用率が12.0%若しくはそれ以下に減少している点では北関東地域と似ているが、65歳未満までの各年代において利用率に10%台から20%半ばの範囲でバラツキが認められる。

利用率が高かった北関東・信越地域の「市町村」についてみると、65歳未満の各年代で一様に20%から30%台の利用率を示している。

【図 - 3 - 6 年齢別の申告態様（給与・埼玉） - - 申告件数参照】

【図 - 3 - 7 年齢別の申告態様（給与・埼玉） - - 構成割合参照】

【図 - 3 - 8 年齢別の申告態様（給与・北関東） - - 申告件数参照】

【図 - 3 - 9 年齢別の申告態様（給与・北関東） - - 構成割合参照】

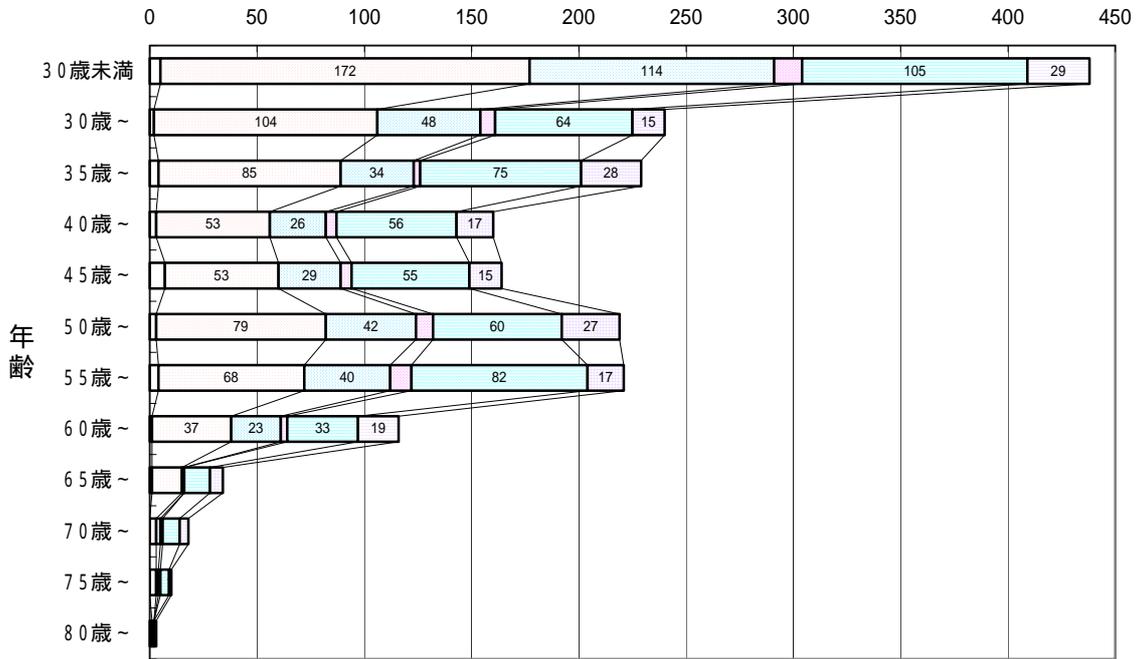
【図 - 3 - 10 年齢別の申告態様（給与・信越） - - 申告件数参照】

【図 - 3 - 11 年齢別の申告態様（給与・信越） - - 構成割合参照】

- 3 - 6 年齢別の申告態様 (給与・埼玉) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与

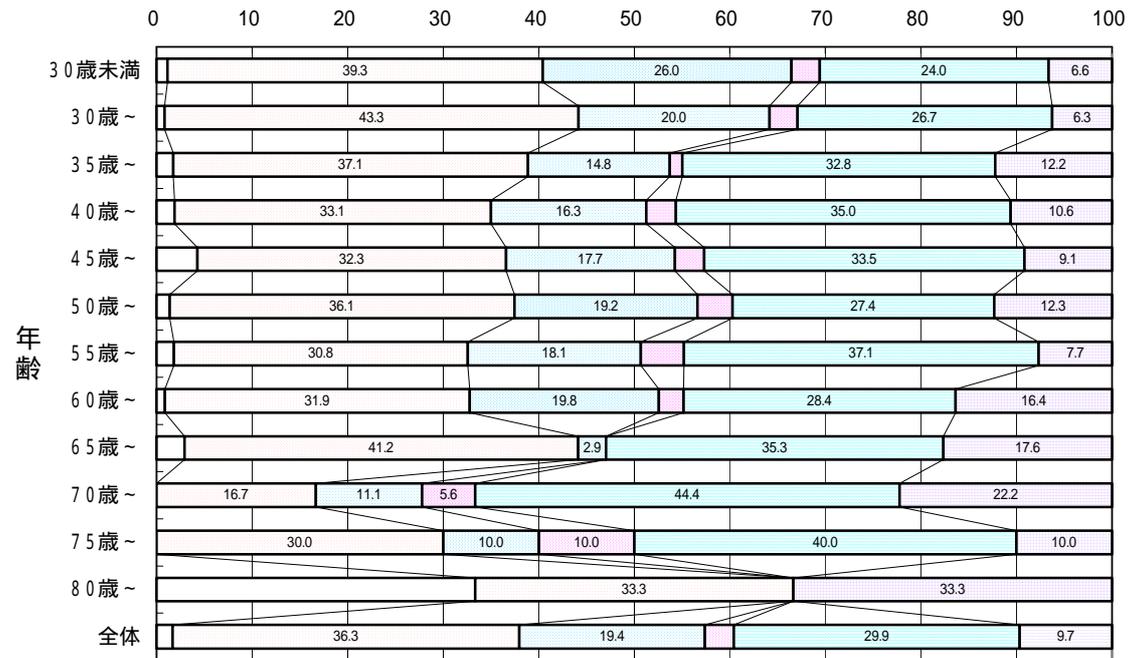
申告件数 (件)



- 3 - 7 年齢別の申告態様 (給与・埼玉) - 構成割合

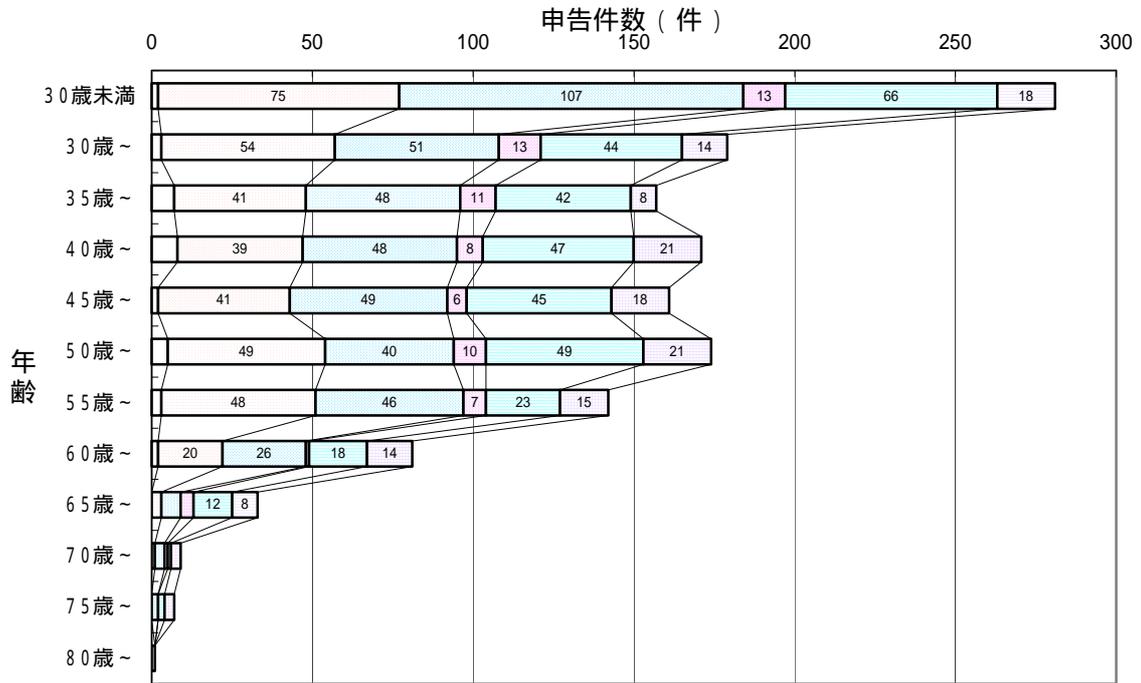
□個別 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与

構成割合 (%)



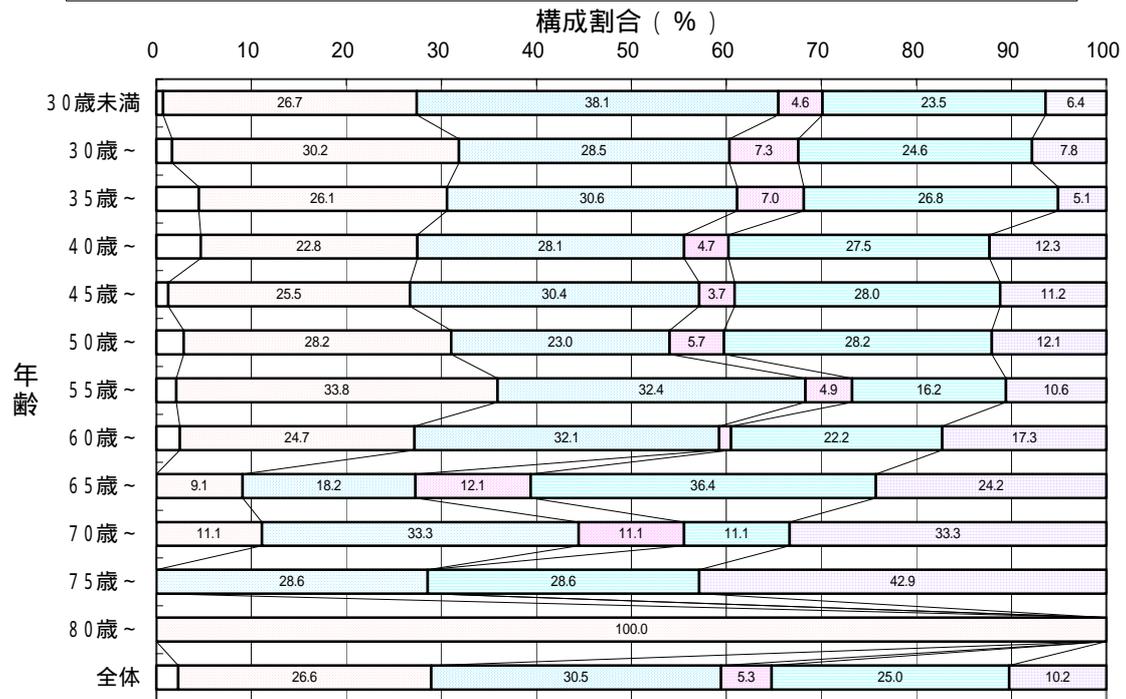
- 3 - 8 年齢別の申告態様 (給与・北関東) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



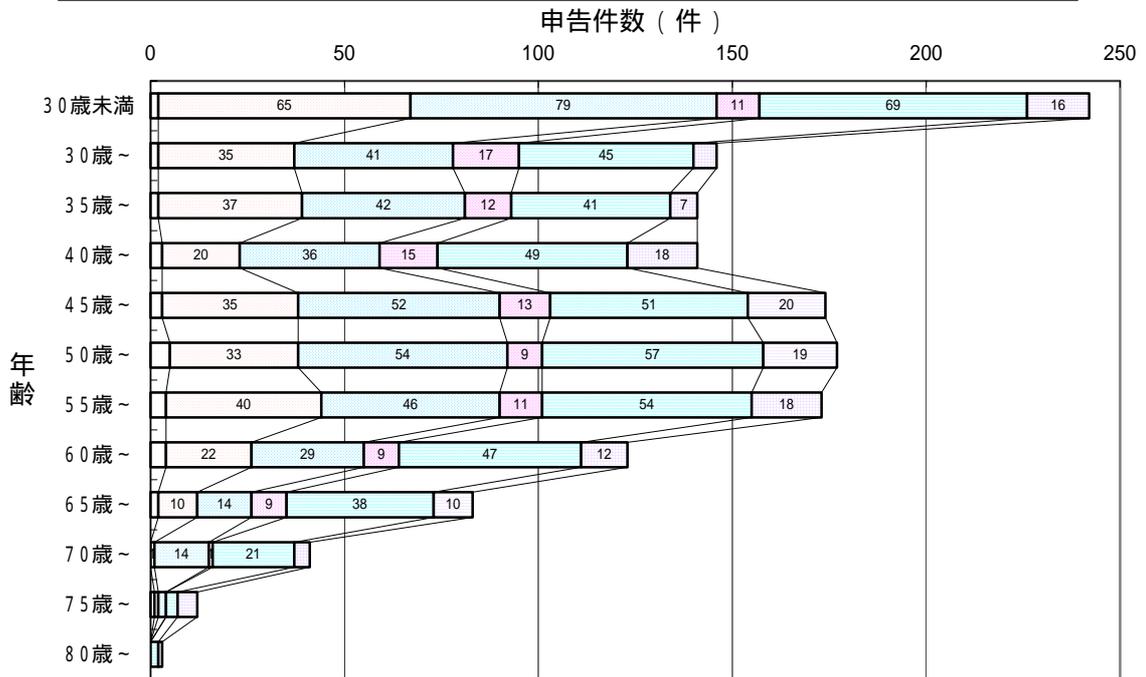
- 3 - 9 年齢別の申告態様 (給与・北関東) - 構成割合

□個別 □ □ □ □ □ □



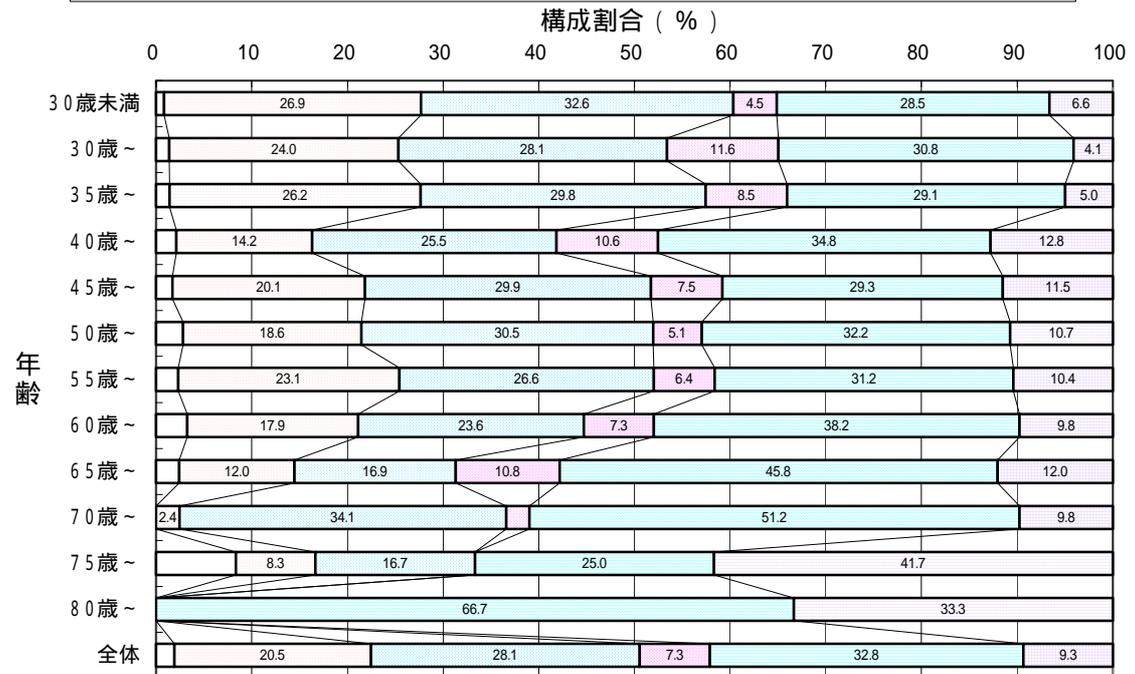
- 3 - 10 年齢別の申告態様 (給与・信越) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



- 3 - 11 年齢別の申告態様 (給与・信越) - 構成割合

□個別 □ □ □ □ □



(3) 給与所得者では、還付申告者が圧倒的に多く、「税理士無料」の会場を利用した者の91.6%を筆頭に、「市町村」89.8%、「集合指導」87.1%、「郵送窓口」77.9%、「個別指導」68.1%とそれぞれ高い割合を示しており、全体では82.7%が還付申告者となっている。

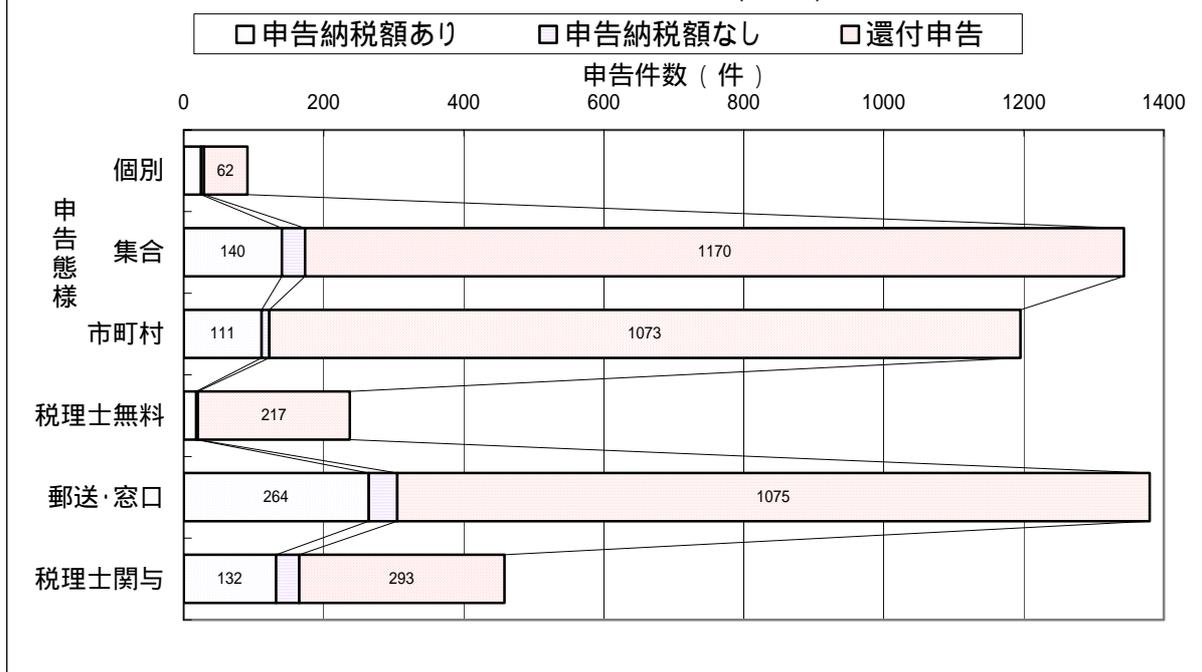
また、給与所得者で申告納税額のある者は、「税理士関与」が28.8%、「個別指導」を利用した者が27.5%と比較的高いだけで、他は格段に低くなり、全体では14.7%しかない。

なお、給与所得者で申告納税額のない者は、全体で2.6%と大変低く、「税理士関与」の7.2%が目立つ程度で、申告態様による特段の変動は認められない。

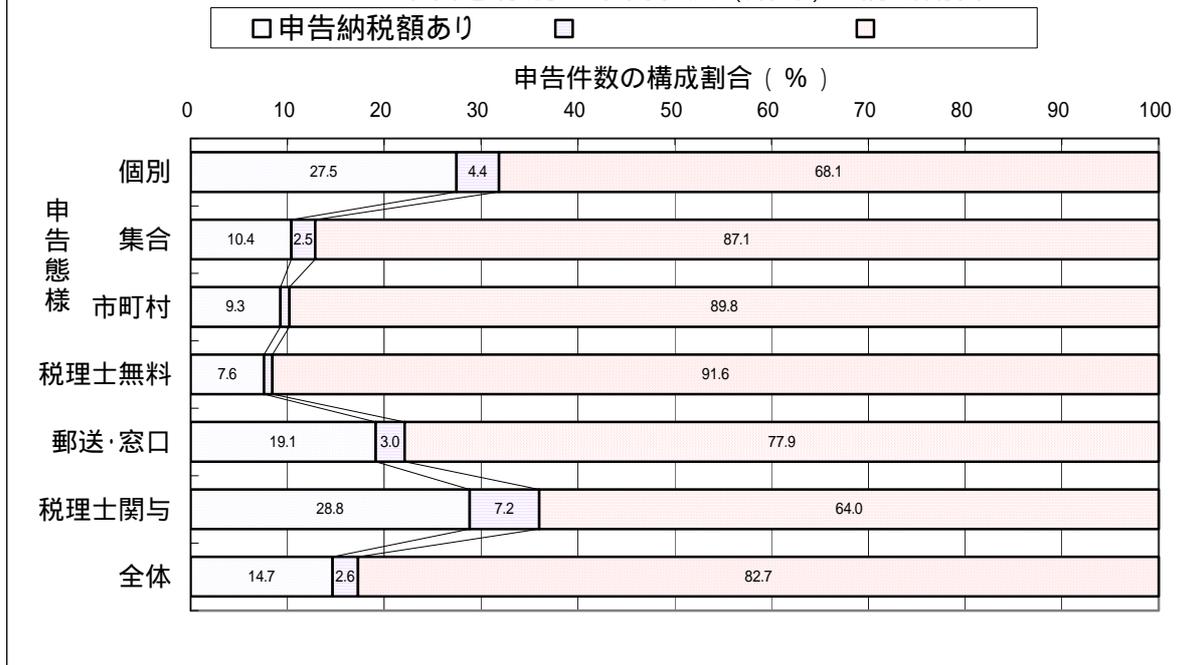
【図 - 3 - 12 申告態様別の申告状況（給与） - - 申告件数参照】

【図 - 3 - 13 申告態様別の申告状況（給与） - - 構成割合参照】

- 3 - 12 申告態様別の申告状況 (給与) - 申告件数



- 3 - 13 申告態様別の申告状況 (給与) - 構成割合



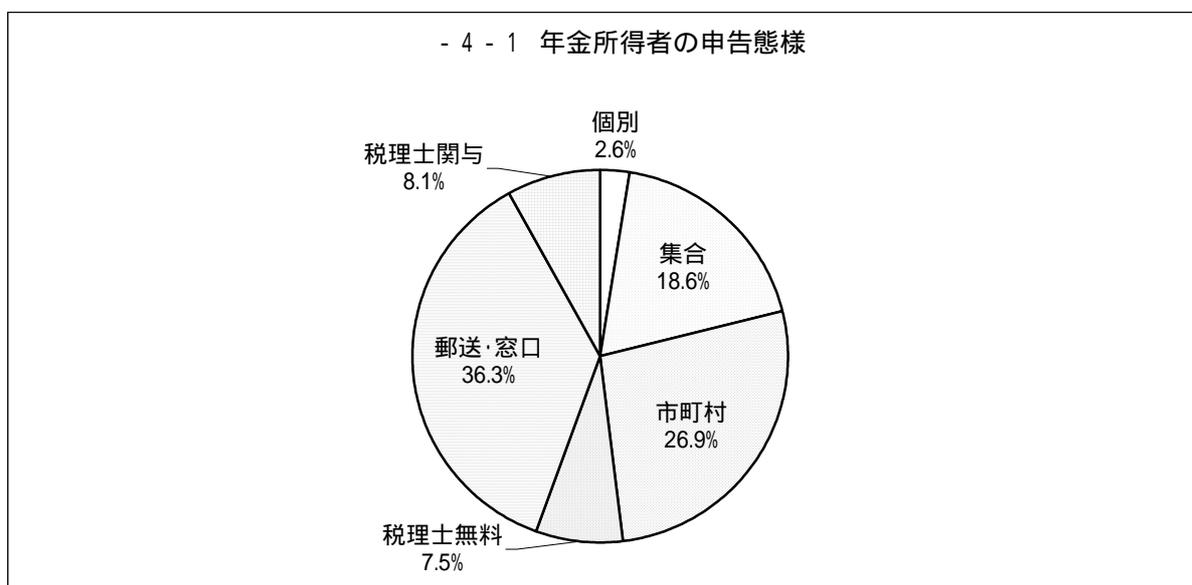
4 年金所得者

(1) 年金所得者の申告態様を見ると、「郵送窓口」の利用率が36.3%で最も高くなっており、全体の3分の1強を占めている。これに「税理士関与」の8.1%を加えた44.4%の者は、相談会場を利用することなく、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

以下、「市町村」26.9%、「集合指導」18.6%、「税理士無料」7.5%、「個別指導」2.6%の順で利用されており、これらを合計した55.6%の者は、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。

以上のとおり、申告書の提出に際して相談会場の利用者の方が多いのは給与所得者の場合と同じである。

【図 - 4 - 1 年金所得者の申告態様参照】



なお、年金所得者の申告態様を地域別に細分化してみると、

埼玉では、「個別指導」の利用率が2.5%、「集合指導」23.0%、「市町村」22.1%、「税理士無料」5.5%で、合わせて53.1%の者が、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。

また、「郵送窓口」39.7%、「税理士関与」7.2%で、合わせて46.9%の者が、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

北関東地域では、「個別指導」の利用率が2.8%、「集合指導」18.4%、「市町村」32.0%、「税理士無料」7.7%で、合わせて60.9%の者が、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。

また、「郵送窓口」30.3%、「税理士関与」8.8%で、合わせて39.1%の者が、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

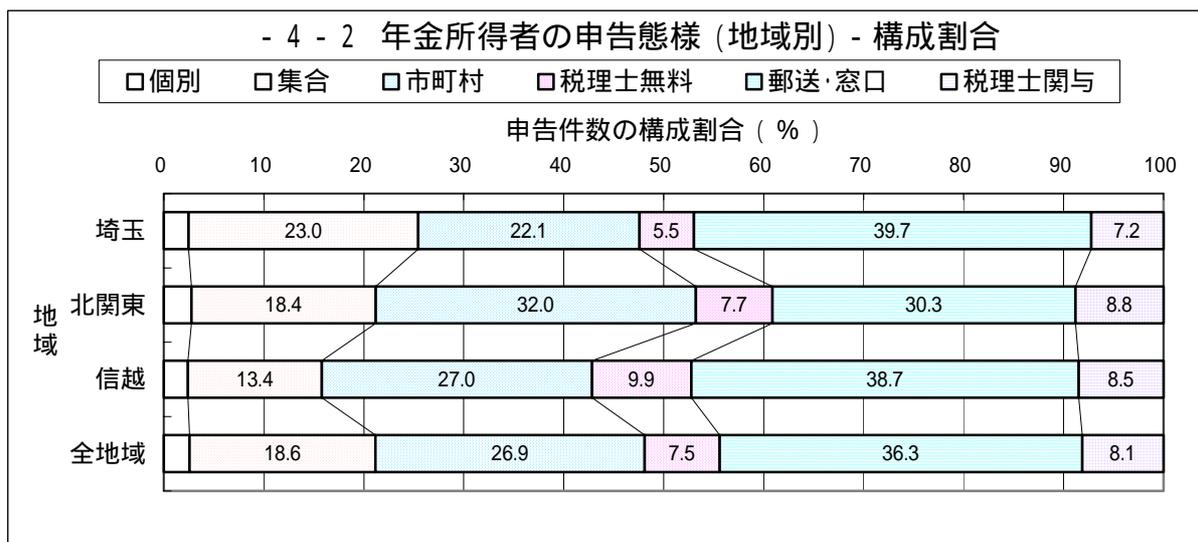
信越地域では、「個別指導」の利用率が2.4%、「集合指導」13.4%、「市町村」27.0%、「税理士無料」9.9%で、合わせて52.7%の者が、これらの相談会場を利用して申告書を提出している。

また、「郵送窓口」38.7%、「税理士関与」8.5%で、合わせて47.2%の者が、自らあるいは税理士を通じて申告書を提出している。

以上のとおり、4つの相談会場の利用率は、埼玉・信越地域が5割程度であるのに対し、北関東地域では約6割で、1割程度高い利用率を示している。これをそれぞれの会場ごとに対比してみると、地域ごとにバラツキが認められるが、埼玉では他の地域と比較して「集合指導」(23.0%)の利用率が高く、これに対し、北関東地域では「市町村」(32.0%)の利用率が高く、これに対し、北関東地域では「市町村」(32.0%)の利用率が他の地域に比較して高い。

また、「郵送窓口」及び「税理士関与」の利用率は、北関東地域が他の地域よりも相談会場の利用率が高くなっているのと裏腹の関係で約1割程度低くなっている。

【図 - 4 - 2 年金所得者の申告態様（地域別） - 構成割合参照】



(2) 年金所得者の申告件数を年齢別に見ると、年金受給年齢に達した60歳から65歳未満が最も多く、以後年齢の上昇とともに減少している。

こういった年齢階層が中心の年金所得者について、更に年齢別に申告態様を見ると、最も利用率が高い「郵送窓口」では、70歳～75歳未満の42.5%をピークに各年代とも30%以上の利用率を示している。

また、「個別指導」、「集合指導」、「市町村」及び「税理士無料」での相談会場全体の利用率をそれぞれ年齢別に見ると、65歳未満の利用率が60%を超えており、特に同年代の「集合指導」と「市町村」の利用率が高い。

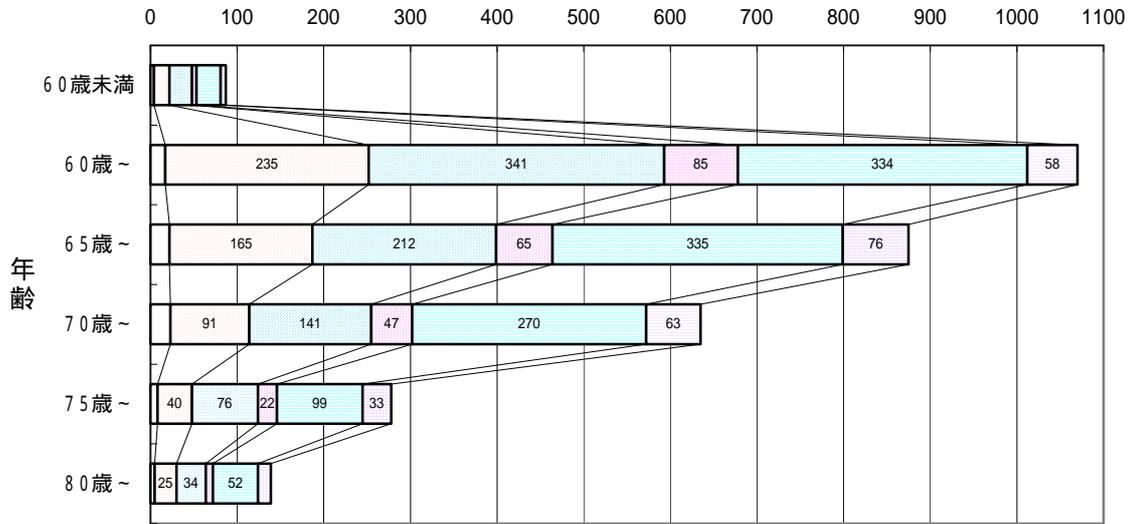
【図 - 4 - 3 年齢別の申告態様（年金） - 申告件数参照】

【図 - 4 - 4 年齢別の申告態様（年金） - 構成割合参照】

- 4 - 3 年齢別の申告態様 (年金) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与

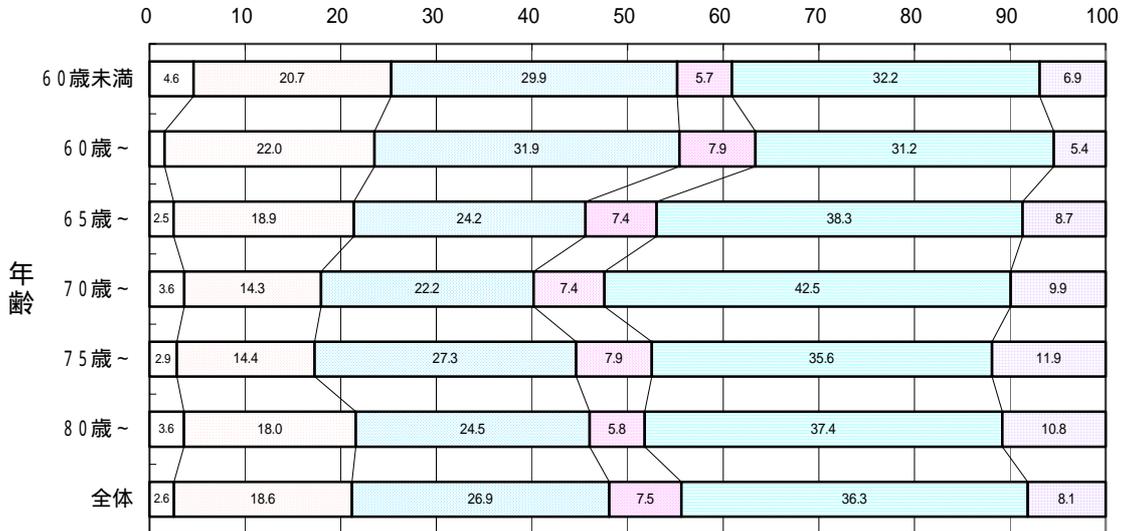
申告件数 (件)



- 4 - 4 年齢別の申告態様 (年金) - 構成割合

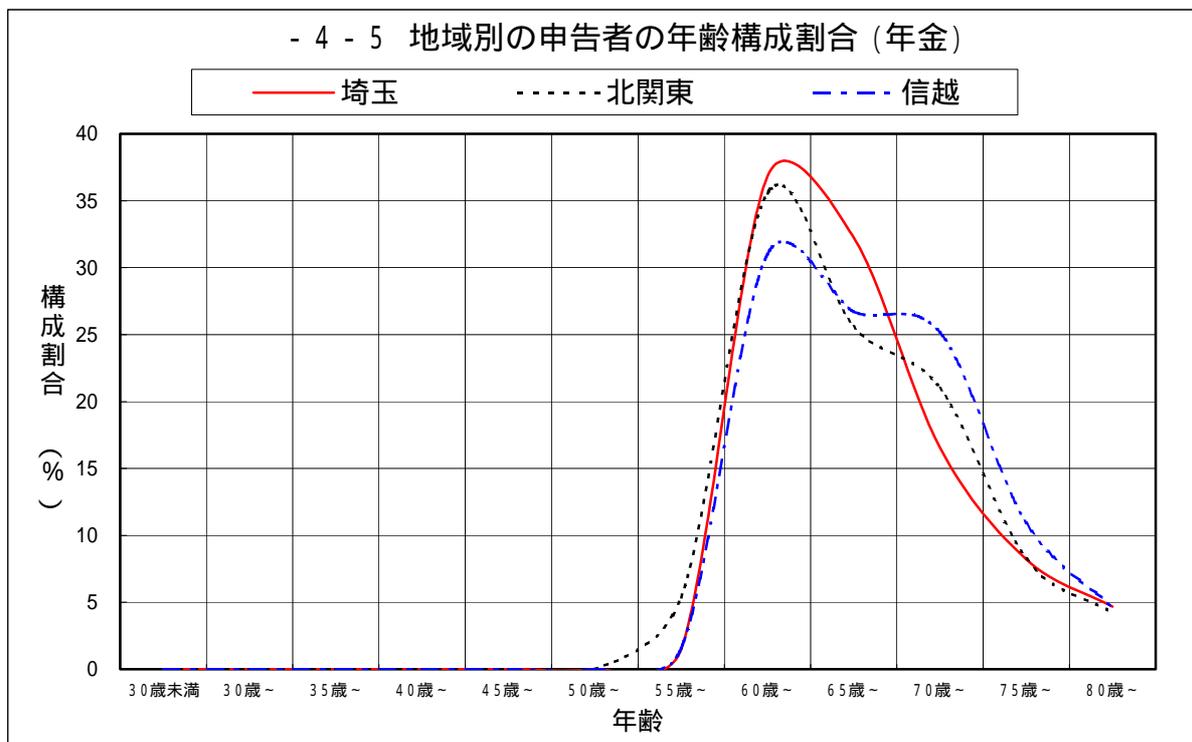
□個別 □ □ □ □ □

申告件数の構成割合 (%)



なお、年金所得者の申告件数を更に地域別に年齢構成割合で見ると、三地域とも 60歳から65歳未満をピークとして、以後年齢の上昇とともに急減するという傾向を示しているが、減少の程度にはかなり地域差がある。

【図 - 4 - 5 地域別の申告者の年齢構成割合（年金）参照】



そして、これを更に申告態様ごとに地域別に見ると、「集合指導」では、埼玉が他の地域と比較して各年代とも利用率が高く、また、北関東地域では、「市町村」の利用率が他の地域と比較して各年代とも高くなっているが、「個別指導」、「集合指導」、「市町村」及び「税理士無料」の4つの相談会場の合計を見てみると、北関東地域が70歳~75歳未満（52.9%）を除いて各年代で6割を超えており、全体的には他の地域よりも1割程度高い利用率を示している。

【図 - 4 - 6 年齢別の申告態様（年金・埼玉） - - 申告件数参照】

【図 - 4 - 7 年齢別の申告態様（年金・埼玉） - - 構成割合参照】

【図 - 4 - 8 年齢別の申告態様（年金・北関東） - - 申告件数参照】

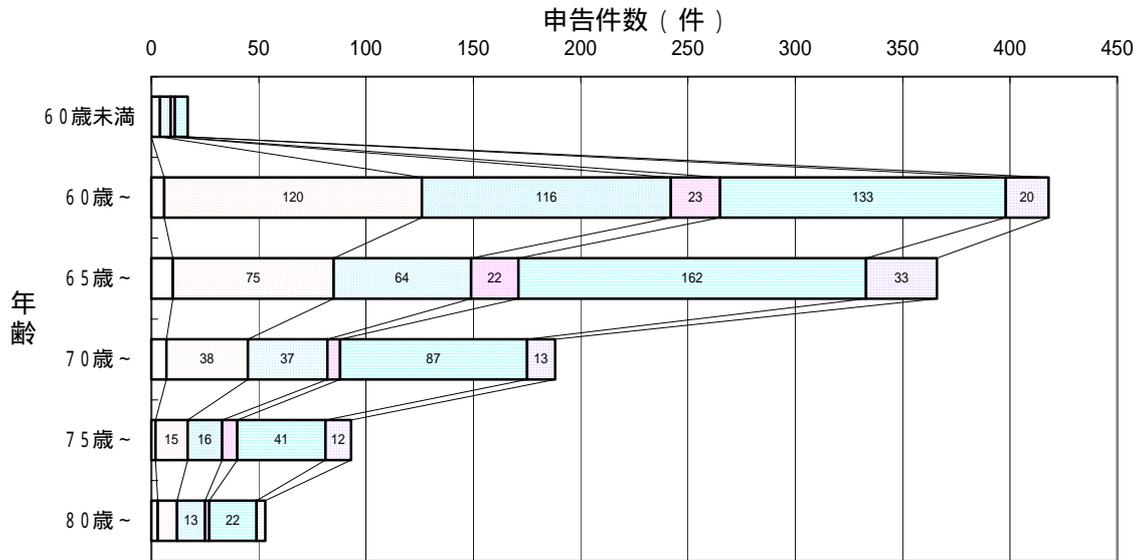
【図 - 4 - 9 年齢別の申告態様（年金・北関東） - - 構成割合参照】

【図 - 4 - 10 年齢別の申告態様（年金・信越） - - 申告件数参照】

【図 - 4 - 11 年齢別の申告態様（年金・信越） - - 構成割合参照】

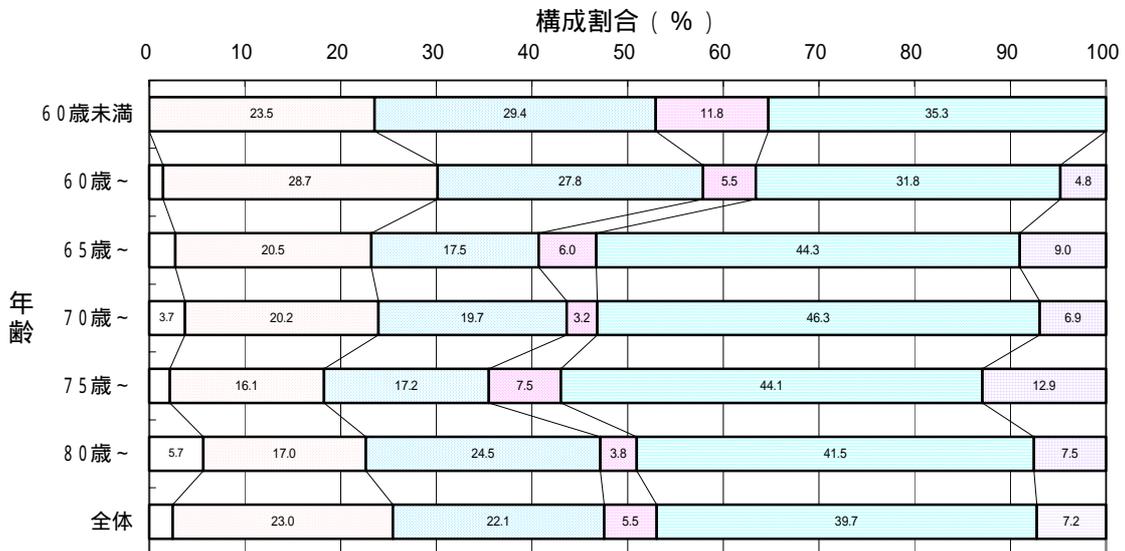
- 4 - 6 年齢別の申告態様 (年金・埼玉) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



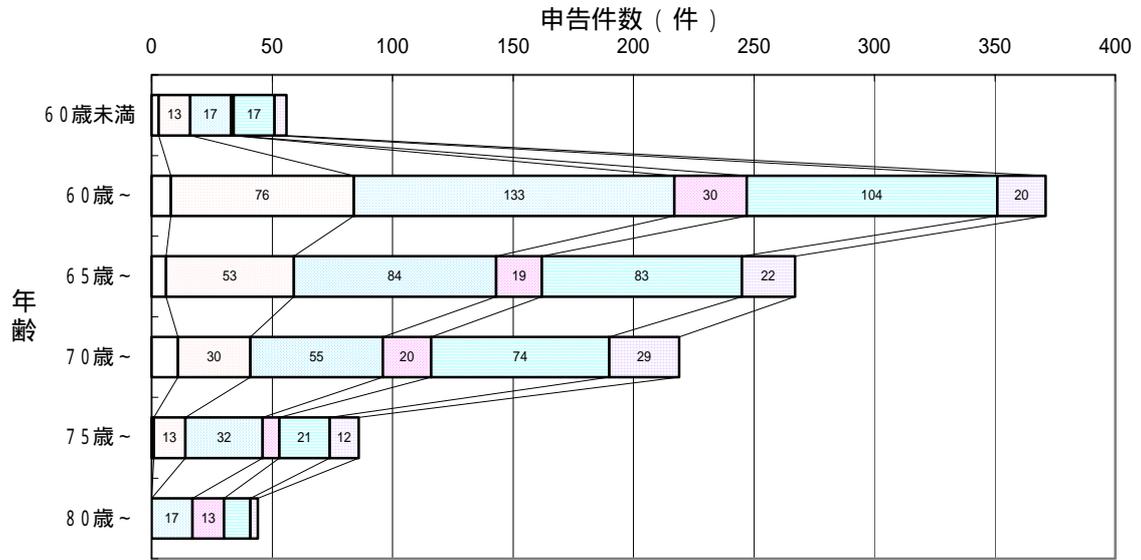
- 4 - 7 年齢別の申告態様 (年金・埼玉) - 構成割合

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



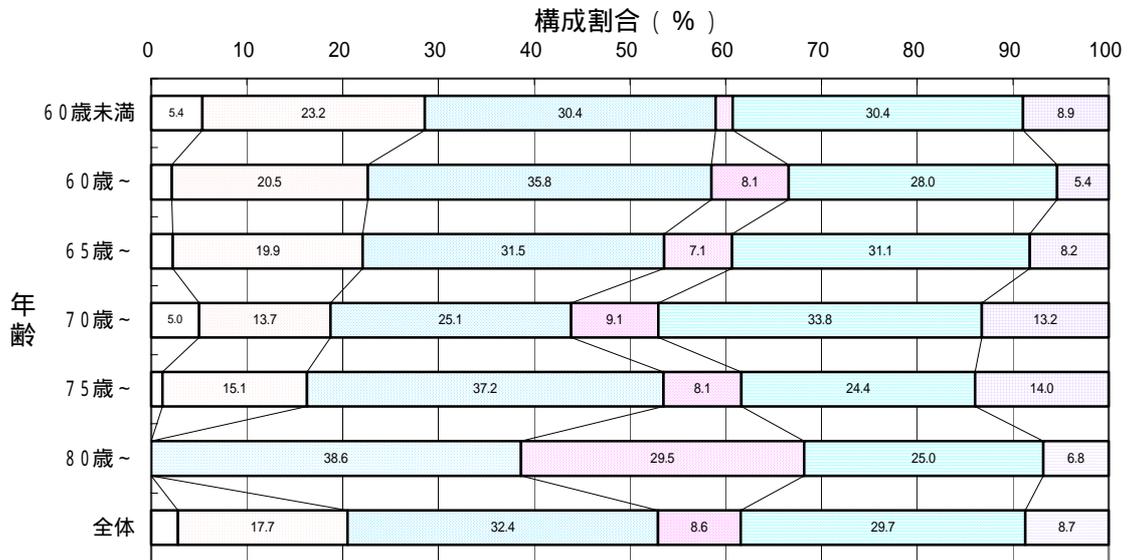
- 4 - 8 年齢別の申告態様 (年金・北関東) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



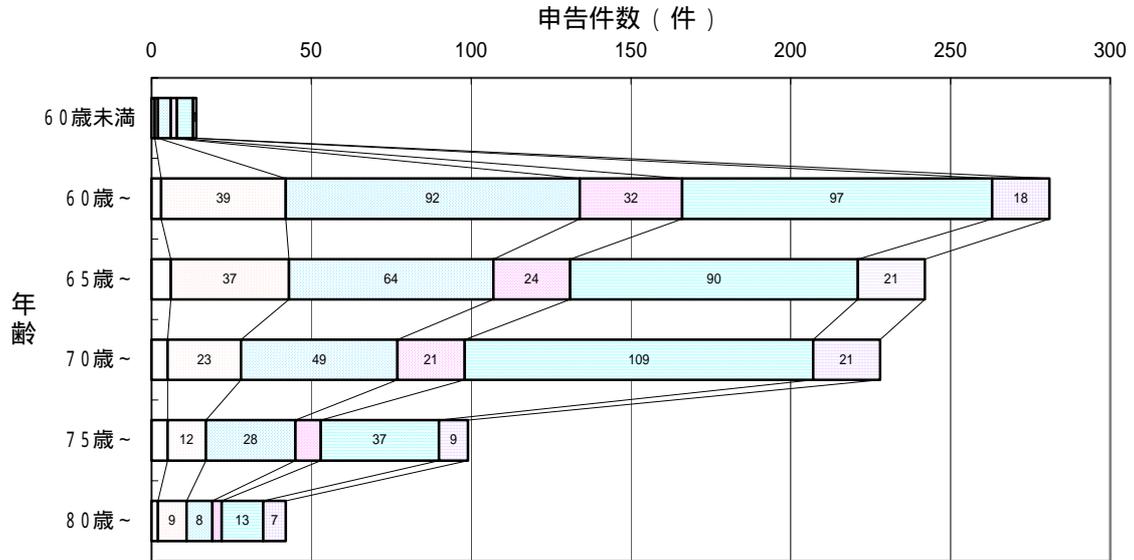
- 4 - 9 年齢別の申告態様 (年金・北関東) - 構成割合

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



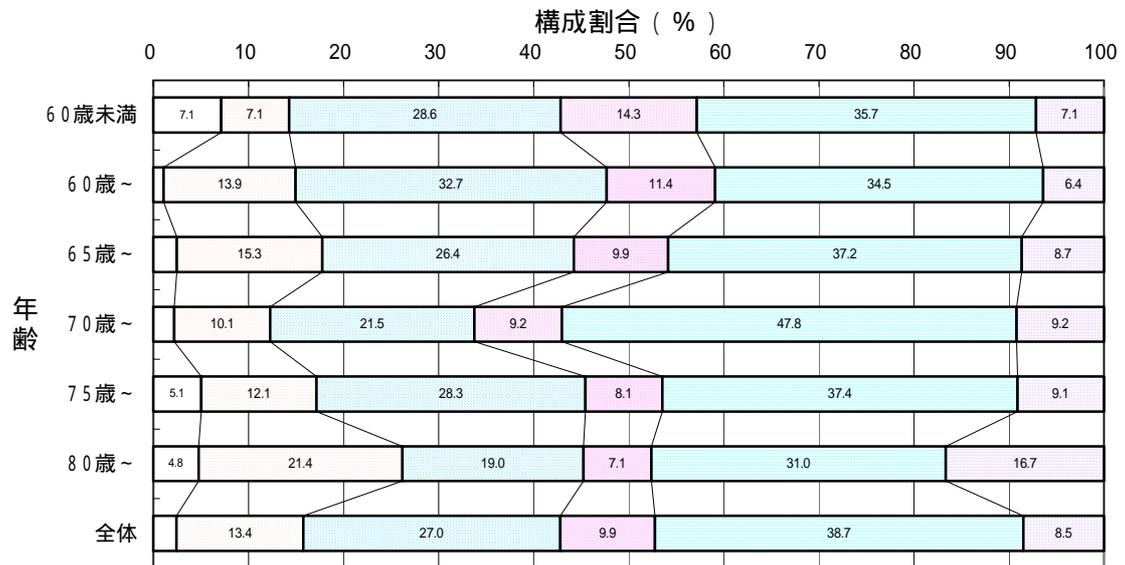
- 4 - 10 年齢別の申告態様 (年金・信越) - 申告件数

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



- 4 - 11 年齢別の申告態様 (年金・信越) - 構成割合

□個別 □集合 □市町村 □税理士無料 □郵送・窓口 □税理士関与



(3) 年金所得者では、給与所得者と同様に還付申告者が多く、「市町村」を利用した者の69.4%を筆頭に、「税理士無料」62.5%、「集合指導」55.2%と、それぞれ高い割合を示しており、全体では54.1%を占めている。

また、年金所得者のうち申告納税額のある者は、「税理士関与」が53.0%で最も高くなっており、以下、「個別指導」40.5%、「郵送窓口」37.7%、「集合指導」30.8%、「市町村」24.1%の順になっており、全体では32.9%を占めている。この全体比率は、給与所得者の場合の比率14.7%のほぼ2.5倍となっている(122ページ3の(3))。

なお、年金所得者で申告納税額のない者は、「個別指導」の20.3%が最も高くなっており、以下、「税理士関与」18.7%、「税理士無料」15.5%、「郵送窓口」15.0%、「集合指導」13.9%の順になっており、全体では13.0%を占めている。

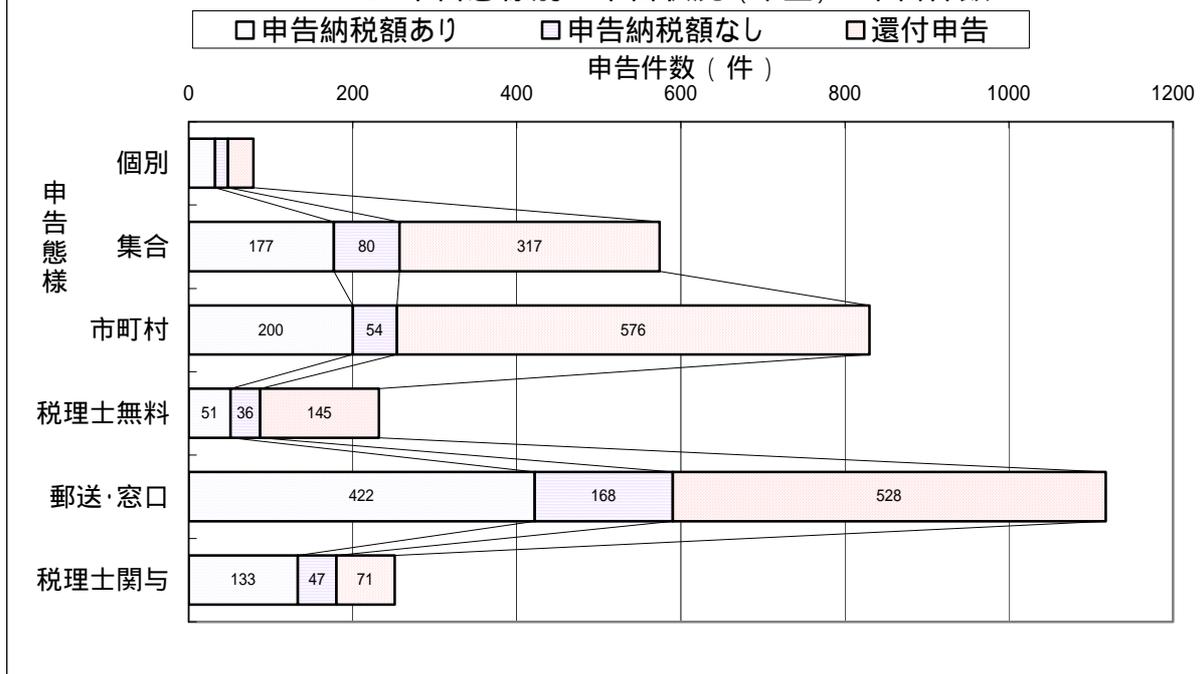
【図 - 4 - 12 申告態様別の申告状況(年金) - - 申告件数参照】

【図 - 4 - 13 申告態様別の申告状況(年金) - - 構成割合参照】

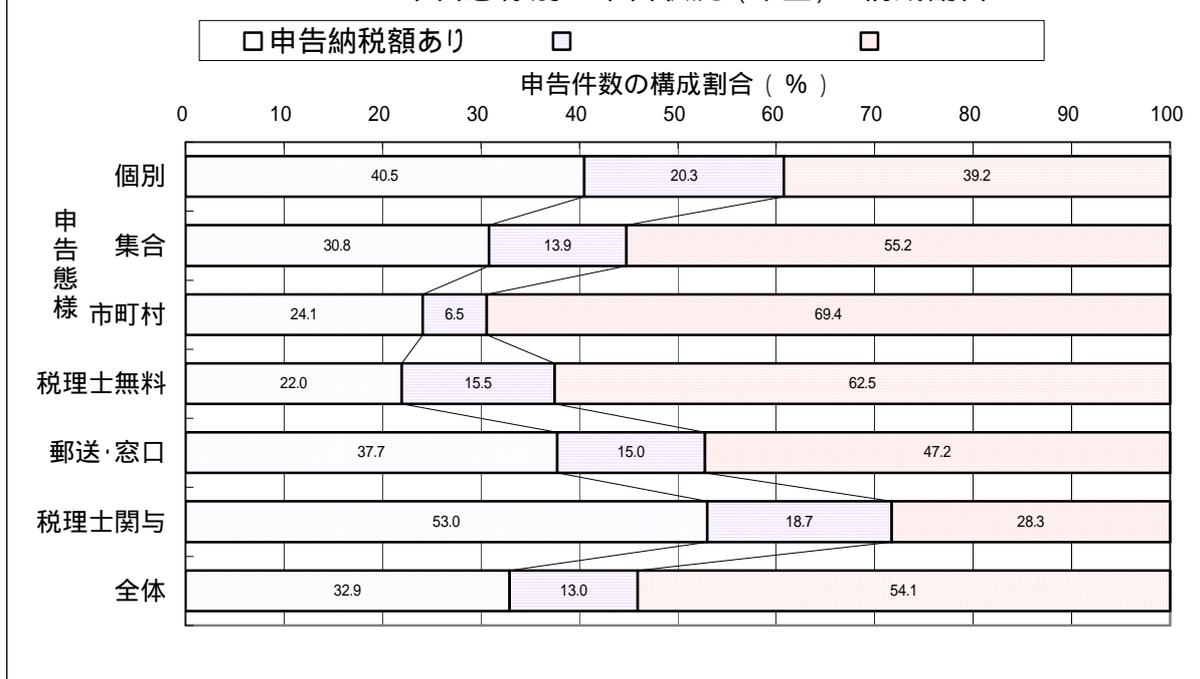
(参考) 所得者区分別利用順位

	個別	集合	郵送・窓口	市町村	税理士関与
営業等所得者					
農業所得者					
不動産所得者					
給与所得者					
年金所得者					

- 4 - 12 申告態様別の申告状況 (年金) - 申告件数



- 4 - 13 申告態様別の申告状況 (年金) - 構成割合



申告書の提出時期

1 全体的な申告書の提出状況

(1) 総論

所得税の確定申告書は、確定申告の全期間を通じて均等に提出されてくるわけではない。税務署の申告相談会場が超過密状態になる時期もあれば、まばらな状態の時もある。曜日や日々の天候、そして時間帯によっても変わると言われている。これから、本稿の締めくくりとして、確定申告書の提出時期別の状況、言い換えれば申告相談会場の繁閑の状況について、抽出されたデータを基に平成11年分所得税の確定申告書の提出ぶりを見てみたい。

まず、平成11年分の所得税の確定申告について、図 - 1 - 1 から全体的な申告状況の概要を、提出時期別に見ることとする。それによると、提出件数はわずかだが、年明け早々の1月初め頃から確定申告書の提出が始まり、前年分の源泉徴収票の交付が給与等の支払先から行われる平成12年1月末になると、給与所得者や年金所得者から申告書（ほとんどが還付申告書）の提出が徐々に増え始める。そして、確定申告期に入った2月16日（水）以降は、営業等所得者を中心に申告書の提出が増加するものの、2月25日（金）までの前半の期間、申告書の提出は大きな変動もなく、ほぼ一定水準、もしくは若干減り気味で推移する。2月28日（月）から3月9日（木）までの中盤ないしは後半の期間は、日によって提出件数に変動があるが増え続ける。そして、3月10日（金）以降の終盤になると、最終日に向かって申告書の提出が急激に増加し、特に確定申告最終日である3月15日（水）は、営業等所得者、不動産所得者、給与所得者ともに申告件数が突出して多く、税務署をはじめとした各地の申告相談会場は大混雑の様相を呈する。

【図 - 1 - 1 申告書の提出時期（全体：所得者区分別） - - 収受件数参照】

(2) 所得者区分別の概要

図 - 1 - 2 から、提出日ごとに所得者区分別の構成割合で見ると、

営業等所得者の場合、確定申告開始日から最終日に向かって徐々に増加し、特に終盤に近づくと、ウェイトが急速に高まる。

不動産所得者の場合、確定申告期間前の提出はほとんどなく、また、期間中も1～2割前後の安定した提出割合となっている。

給与所得者の場合、平成12年1月27日（木）までは7割以上を占めており、以後最終日まで大きな変動はなく、3割前後を占めている。

年金所得者の場合、源泉徴収票の交付直後に当たる1月末には、一気に5割以上を占め、以後最終日に向かって急速に減少する傾向を示している。

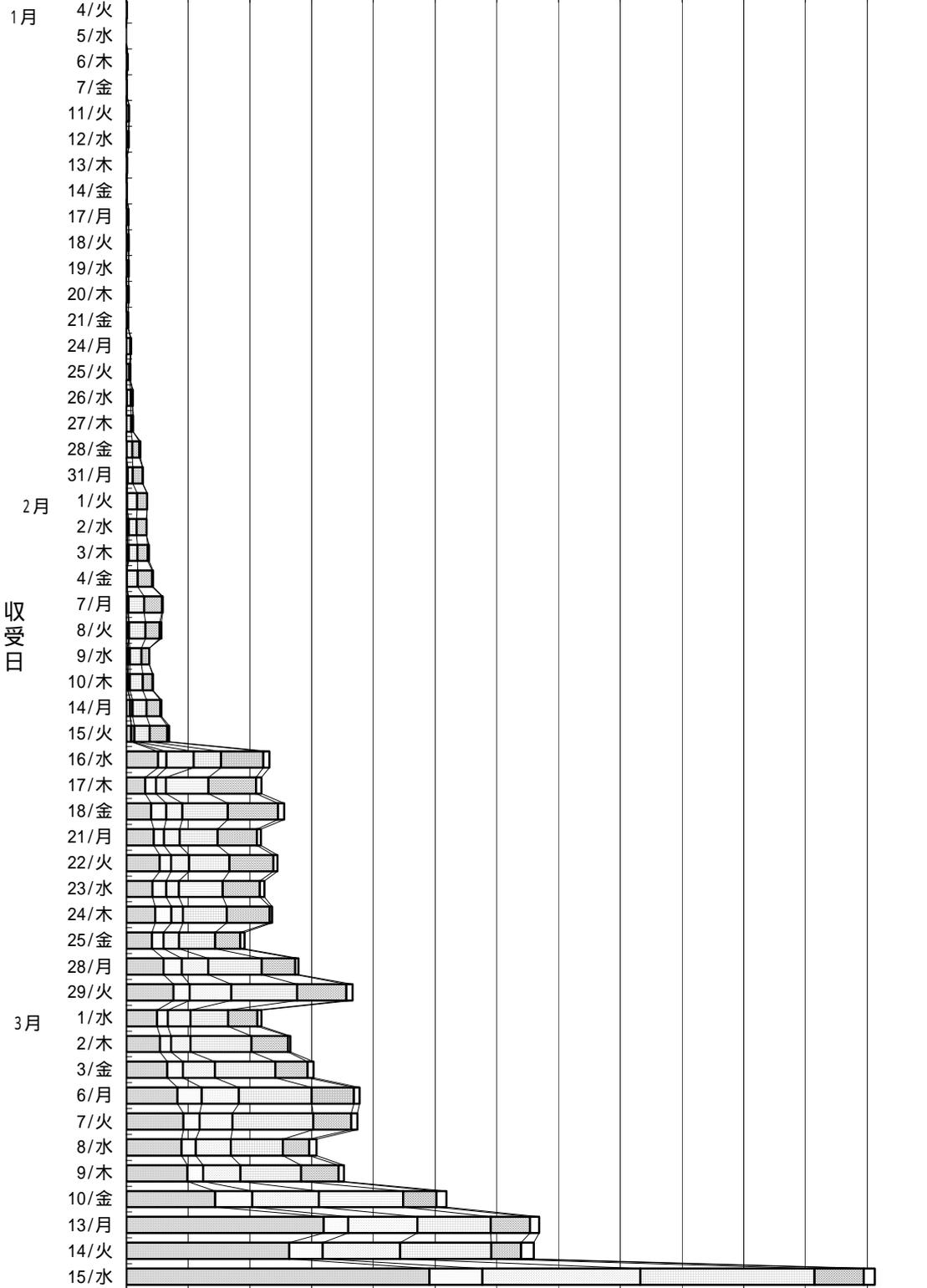
【図 - 1 - 2 申告書の提出時期（全体：所得者区分別） - - 構成割合参照】

- 1 - 1 申告書の提出時期 (全体:所得者区分別) - 収受件数

□営業等 □農業 □不動産 □給与 □年金 □その他

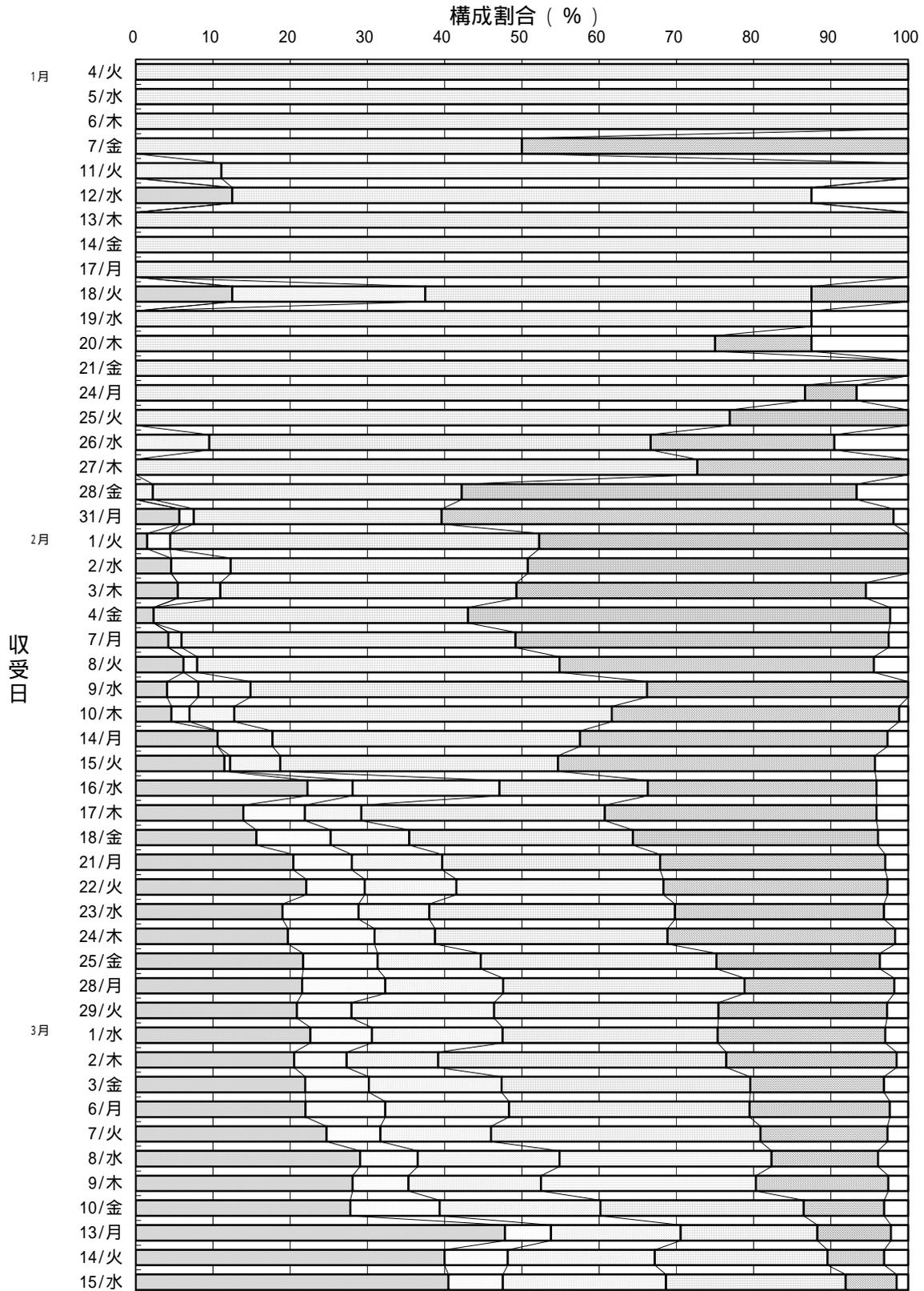
申告件数 (件)

0 200 400 600 800 1000 1200 1400 1600 1800 2000 2200 2400 2600



- 1 - 2 申告書の提出時期 (全体:所得者区分別) - 構成割合

□営業等 □農業 □不動産 □給与 □年金 □その他



(3) 男女別の概要

今回は、男女別の申告書提出状況について見てみたい。図 - 1 - 3 は、平成 12 年 3 月 15 日までに平成 11 年分の所得税の確定申告書の提出があったものについて、收受日ごとの申告書提出件数の構成比（男性 12,481 件、女性 4,137 件を分母とした、男女別・收受日別のパーセンテージ）を男女別にグラフ化したものである。これまで本稿の随所で触れてきたように、所得者区分別の申告割合や申告態様等、確定申告のほとんどの項目で男女間にいろいろな違いが観察された。しかし、この図 - 1 - 3 を見ると、こと確定申告書の提出時期に関しては、意外にも男女間に全くと言ってよいほど差異が認められない。これもまた、特筆すべき特色と言えよう。

ただし、女性の場合、給与所得者が全体の 40.2% を占めていることを反映して、提出日ごとに占める給与所得者のウェイトは高く、日々、満遍なく提出されている。特に、1 月 27 日頃まではほとんどが給与所得者で占められている。

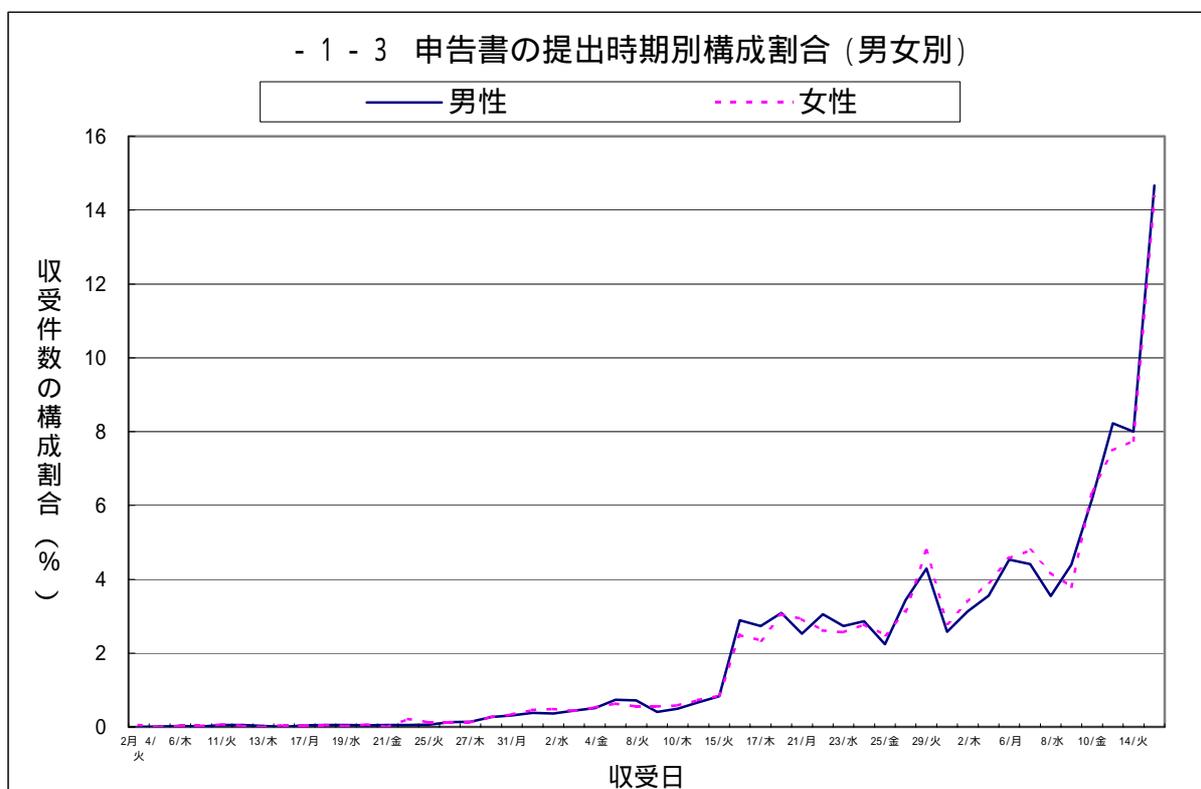
【 - 1 - 3 申告書の提出時期別構成割合（男女別） - - 参照】

【 - 1 - 4 申告書の提出時期（男性：所得者区分別） - - 申告件数参照】

【 - 1 - 5 申告書の提出時期（男性：所得者区分別） - - 構成割合参照】

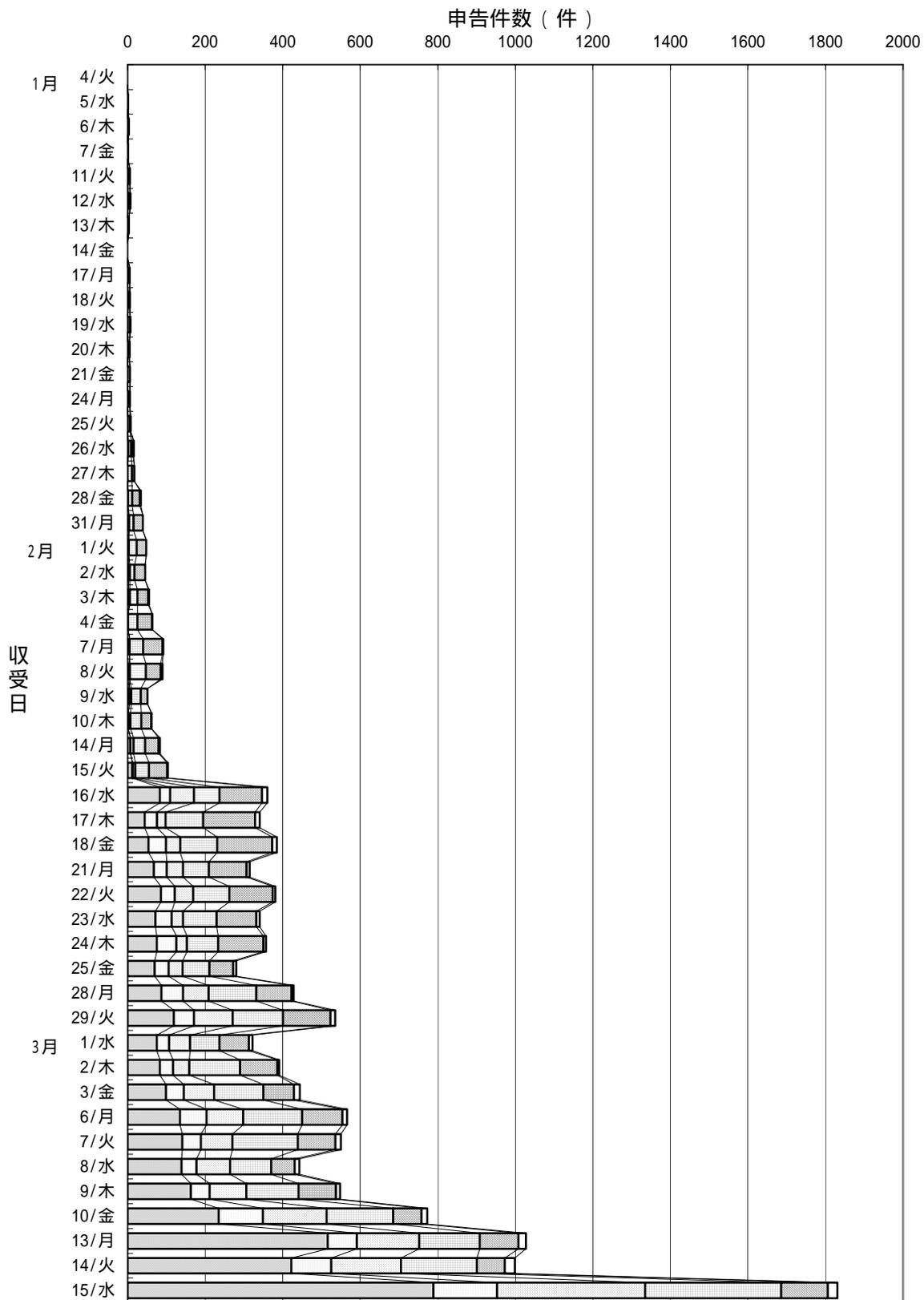
【 - 1 - 6 申告書の提出時期（女性：所得者区分別） - - 申告件数参照】

【 - 1 - 7 申告書の提出時期（女性：所得者区分別） - - 構成割合参照】

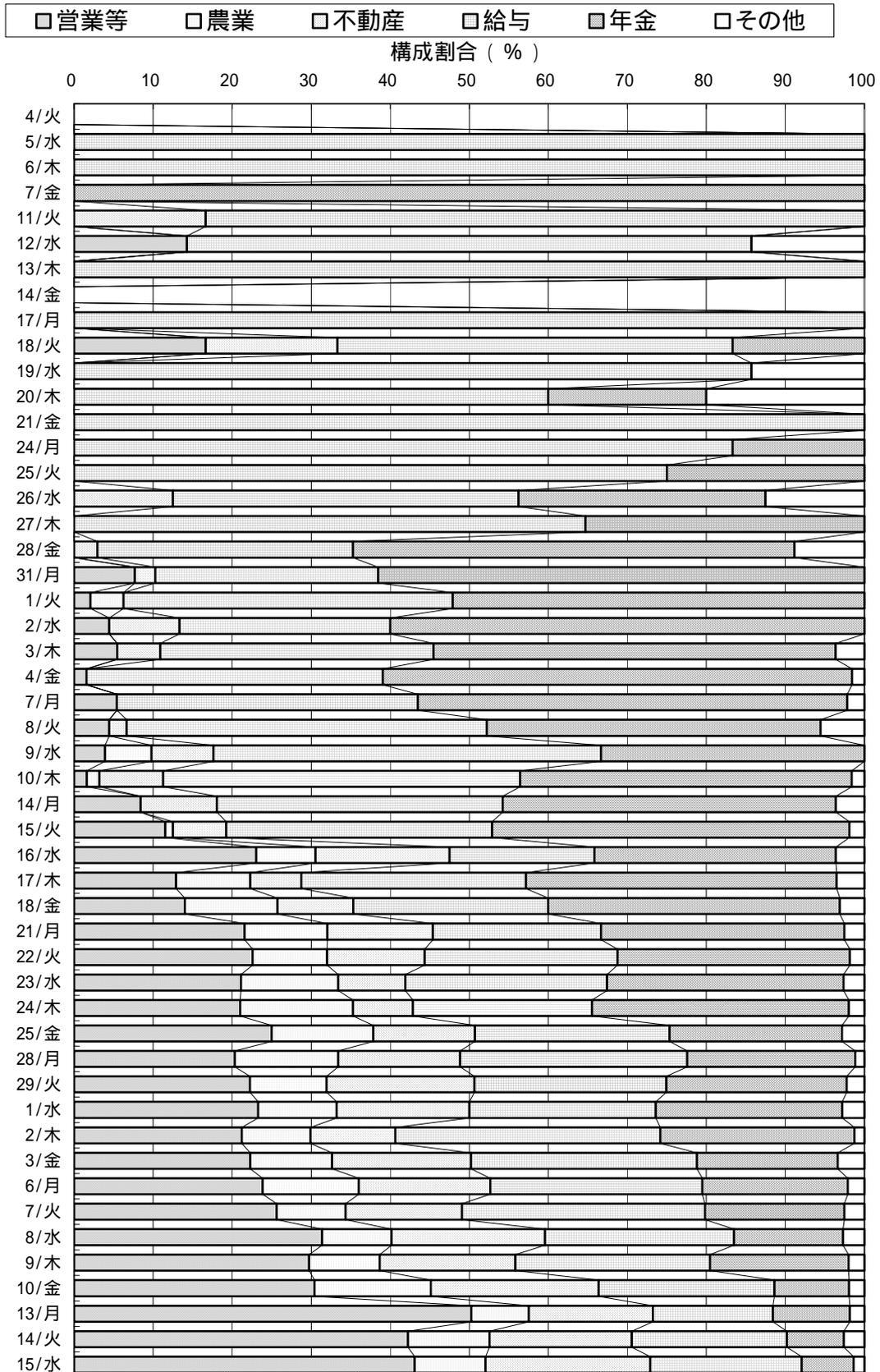


- 1 - 4 申告書の提出時期 (男性:所得者区分別) - 申告件数

□営業等 □農業 □不動産 □給与 □年金 □その他

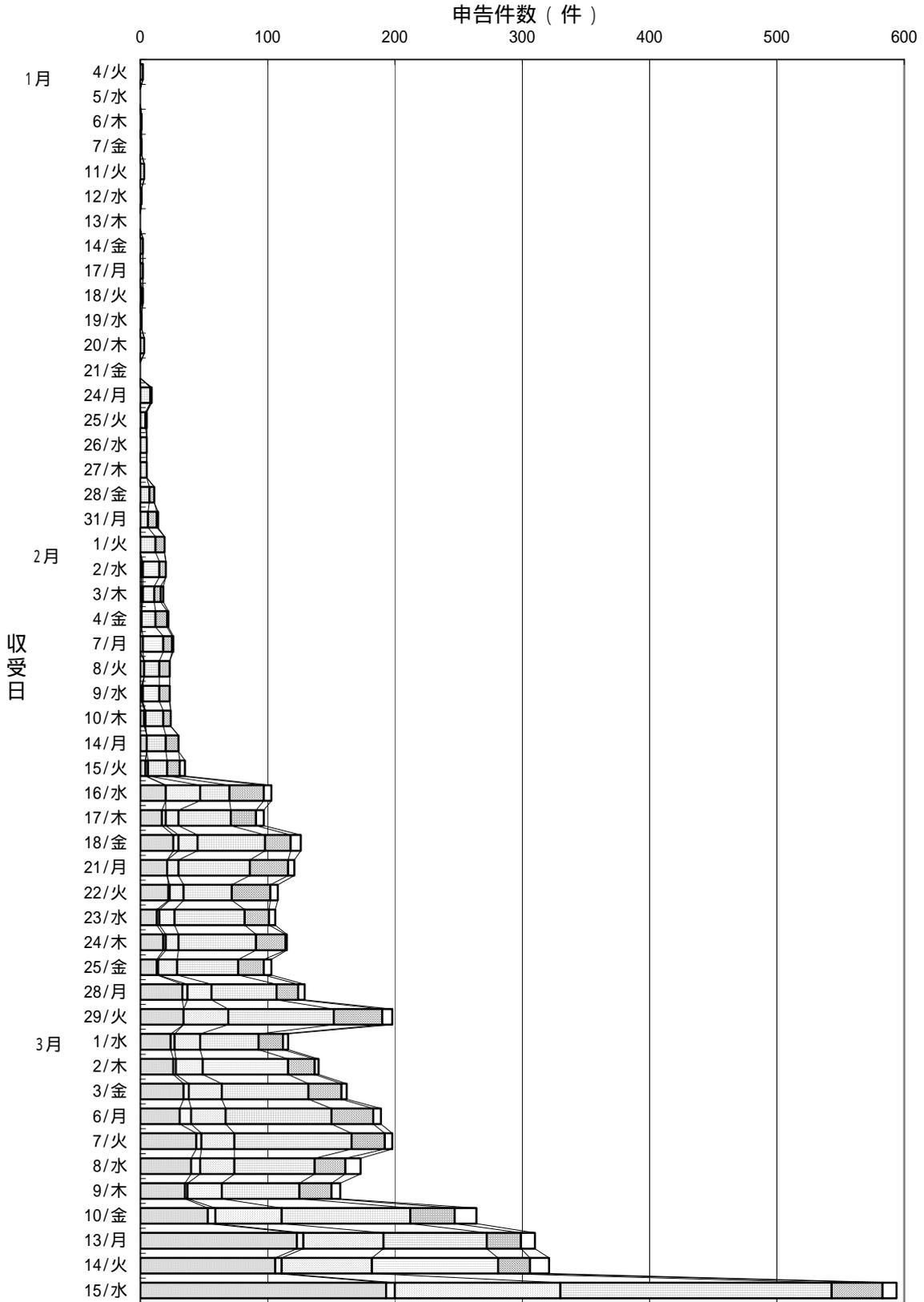


- 1 - 5 申告書の提出時期 (男性:所得者区分別) - 構成割合



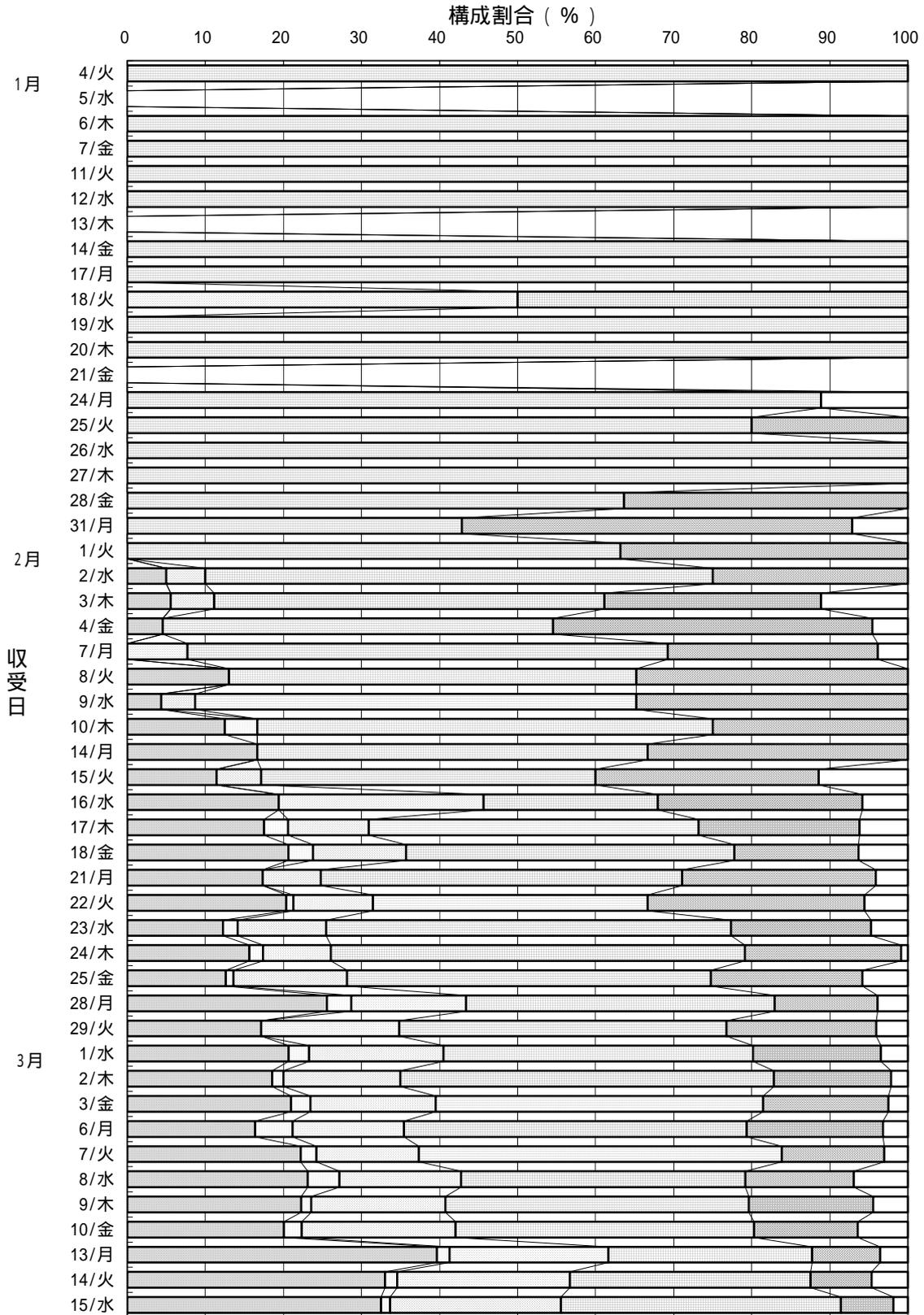
- 1 - 6 申告書の提出時期 (女性:所得者区分別) - 申告件数

□営業等 □農業 □不動産 □給与 □年金 □その他



- 1 - 7 申告書の提出時期 (女性:所得者区分別) - 構成割合

□営業等 □農業 □不動産 □給与 □年金 □その他

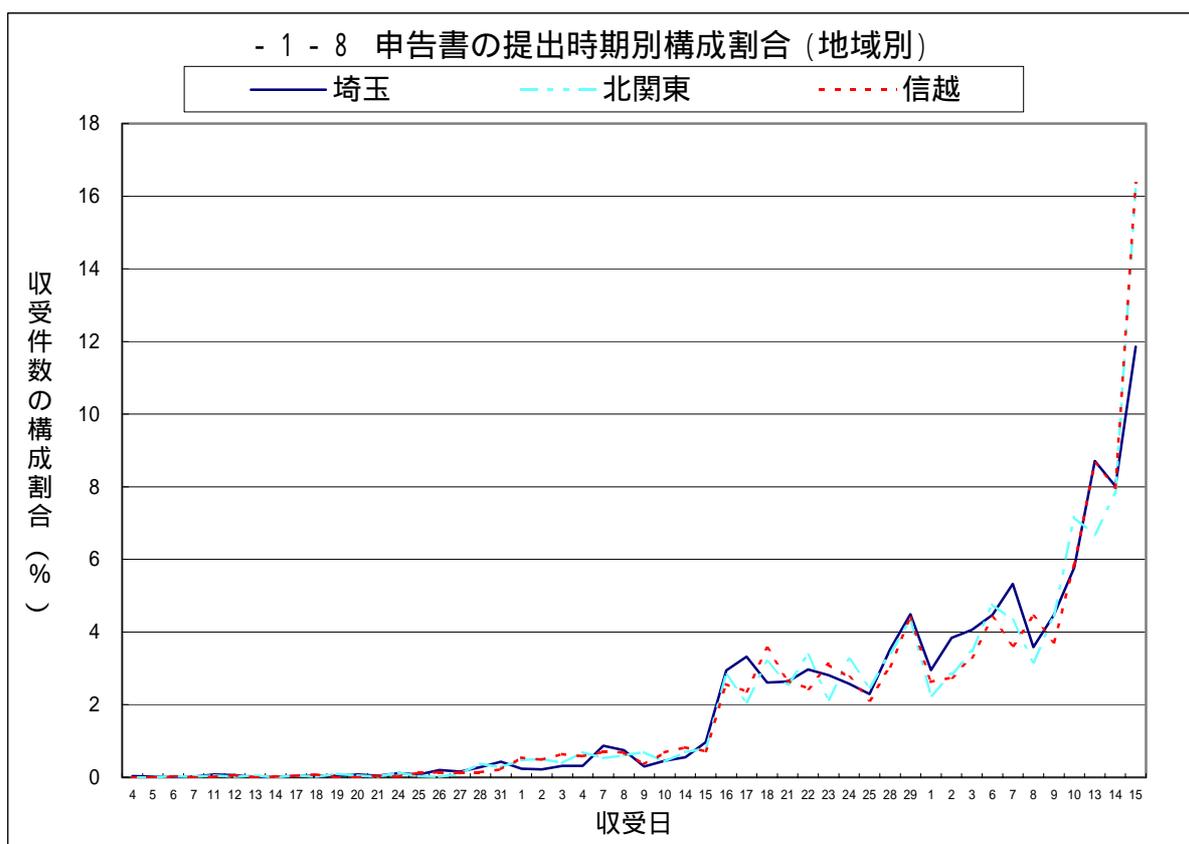


(3) 地域別の概要

次に、地域別の申告書提出状況について見てみたい。図 - 1 - 8 は、平成 12 年 3 月 15 日までに平成 11 年分の所得税の確定申告書の提出があったものについて、提出日ごとの收受件数の構成比（埼玉 6,325 件、北関東 5,306 件、信越 4,987 件を分母とした、地域別・收受日別のパーセンテージ）を、各地域別にグラフ化したものである。

この図 - 1 - 8 を見ると、確定申告期前の 2 月 15 日（火）までの間の申告書の提出状況は、日によって差はあるものの、埼玉が北関東及び信越地域より若干低調である。確定申告期に入った 2 月 16 日（水）から 2 月 25 日（金）までの間は、日によって地域間の申告書提出状況にかなり変動が見られ、特に信越地域については、日々の提出割合の変動が著しい。また、3 月に入ると、7 日（火）までの 5 日間は、埼玉の提出水準が北関東及び信越地域より 1 ~ 2 % 上回っており、こうした影響が最終日の 15 日（水）の收受割合、すなわち、埼玉が全收受件数の 11.9 % であったのに対して、北関東地域が 16.2 %、信越地域が 16.4 % というように、かなり大きな差となって現れている。

【 - 1 - 8 申告書の提出時期別構成割合（地域別） - - 参照】



2 確定申告書の提出時期

(1) 提出時期別申告状況

平成11年分の所得税の確定申告書の提出日を、確定申告期間前、確定申告開始日の平成12年2月16日（水）から折返し日である2月29日（火）まで（実10日間）、折返し日翌日の3月1日（水）から確定申告期終盤間際の3月10日（金）まで（実8日間）及び確定申告期終盤の3月13日（月）から15日（水）まで（実3日間）の4つの期間に分けて、いろいろな視点から眺めてみたい。

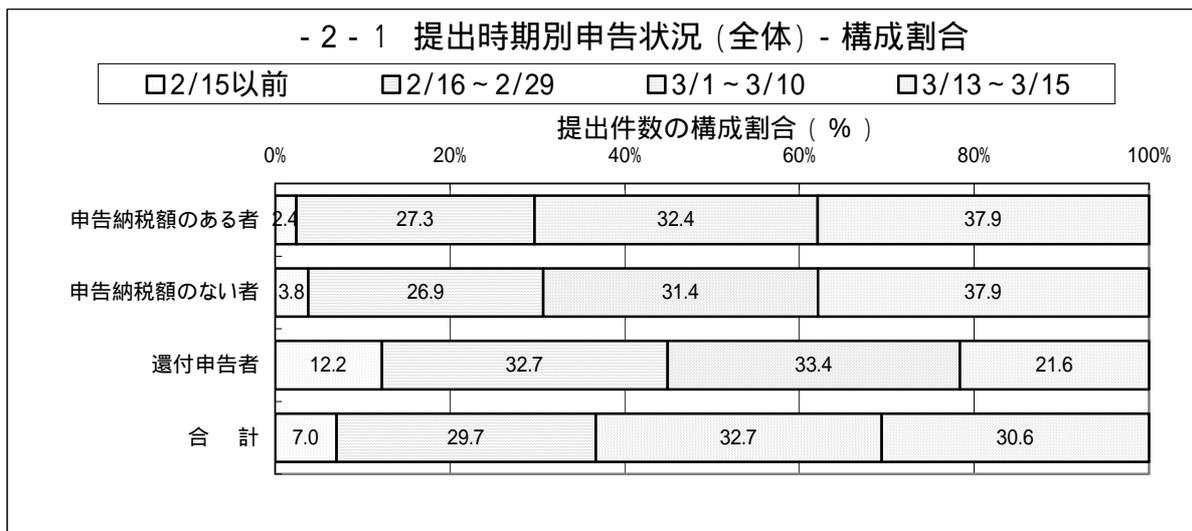
まず、これを申告納税額の有無等別に見ると、全体では、の確定申告期間前の提出者は7.0%、確定申告期間開始後は、の期間の提出者が29.7%、の期間の提出者が32.7%、の期間の提出者が30.6%となっており、確定申告期間前を除いた上記3つの期間で、ほぼ3分の1ずつの提出があったことが分かる。

しかしながら、申告納税額のある者・ない者とも、の期間については提出者が37.9%となっている。同じ時期の還付申告者の提出割合が21.6%であることと比較すると、16%程度提出が遅くなっていることから明らかなように、特に申告納税額のある者・ない者が、最終期に集中している。

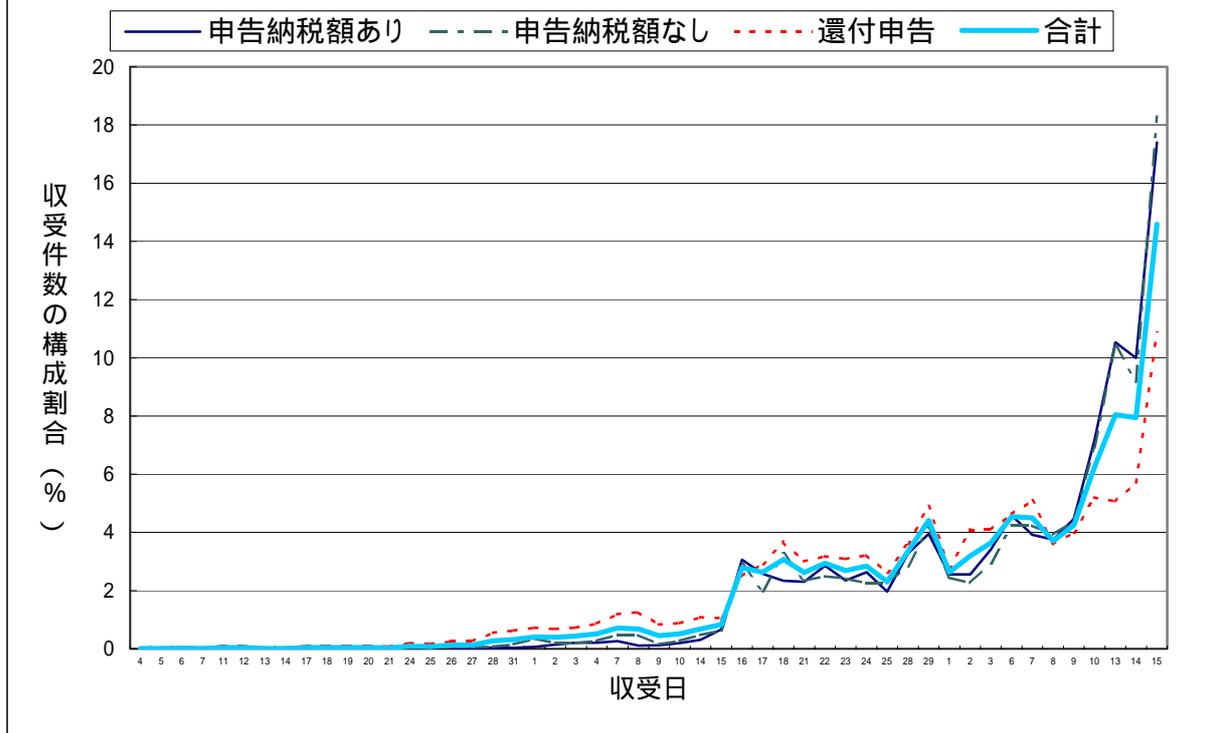
なお、4つに分類した期間の提出割合（全体）を土・日曜を除く実日数で割って、1日当たりに換算して見ると、の期間では3.0%及びの期間では4.1%であるのに対し、の終盤の期間では10.2%と及びの期間の2～3倍以上の過密状態になっている。

【図 - 2 - 1 提出時期別申告状況（全体） - 構成割合参照】

【図 - 2 - 2 申告書の提出時期別構成割合（所得区分別）参照】



- 2 - 2 申告書の提出時期別構成割合（所得区分別）

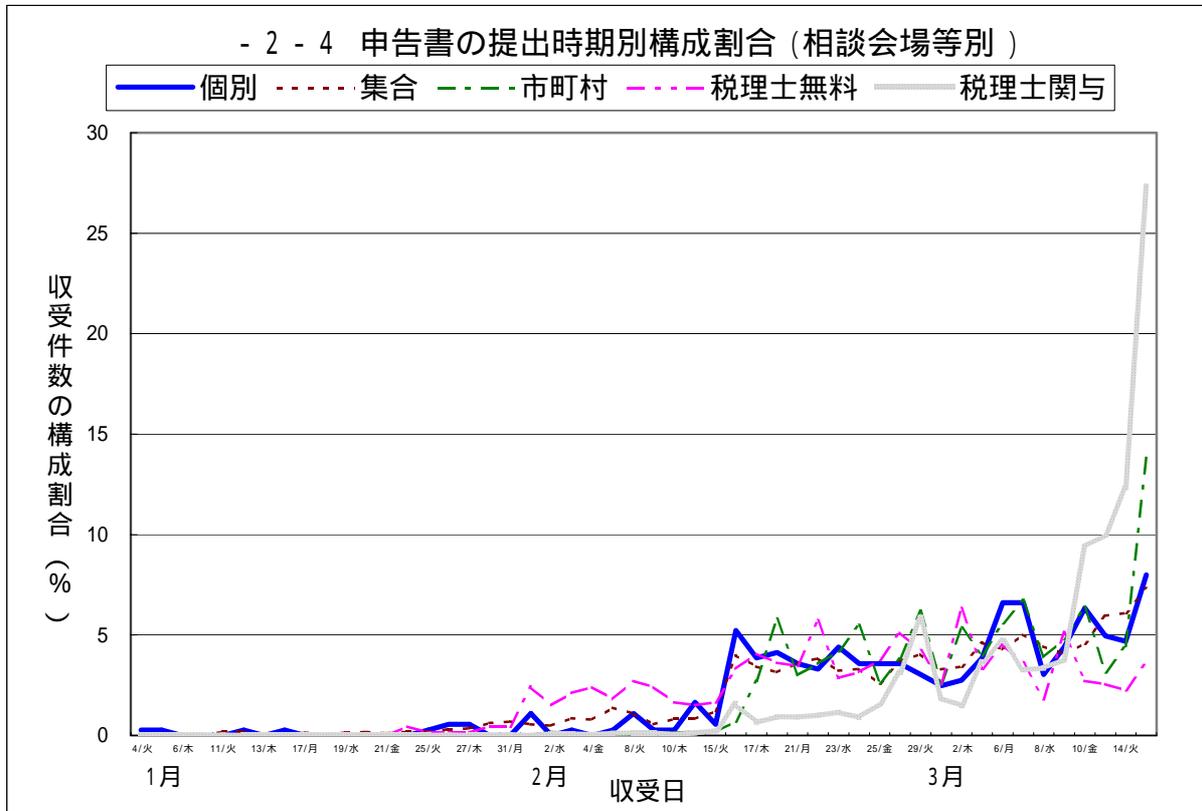
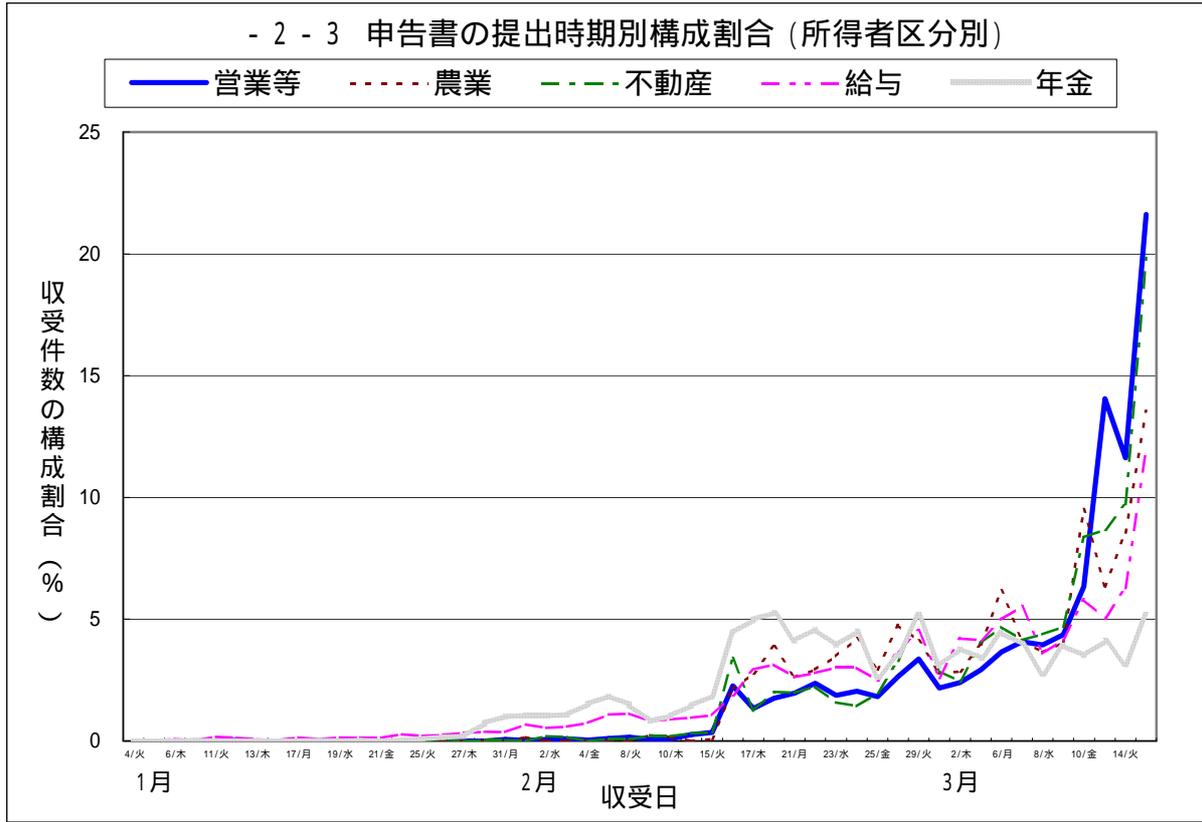


次に、図 - 2 - 3 から所得者区分別に提出日の構成割合で見ることとする。先程も述べたように、営業等所得者、不動産所得者、給与所得者ともに申告期終盤の3日間に集中しており、現役をリタイヤした者が多い年金所得者だけが、多少の変動はあるものの、日々安定した提出状況を示していることは興味深い。

更に図 - 2 - 4 から相談会場等の別に提出日の構成割合で見ると、「個別指導」、「集合指導」、「市町村」、「税理士無料」とも、確定申告期間中は毎日ほぼ5%前後の利用率で、会場間に大きな変動は見られないが（「市町村」については最終日のみ利用率が高い。）、「税理士関与」については、申告期終盤の3日間に集中しており、特に最終日の提出割合は飛び抜けて高くなっている。

【図 - 2 - 3 申告書の提出時期別構成割合（所得者区分別）参照】

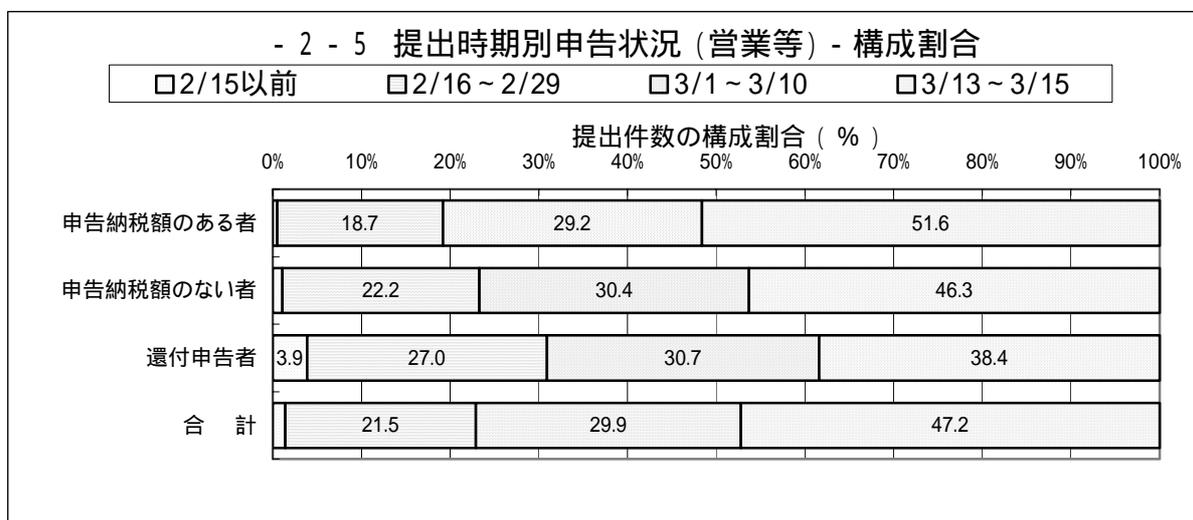
【図 - 2 - 4 申告書の提出時期別構成割合（相談会場等別）参照】



(2) 所得者別に見た提出時期

申告書の提出日を、前記(1) (1 4 3 ページ) と同様、確定申告期間前、確定申告開始日の平成 1 2 年 2 月 1 6 日から折返し日である 2 月 2 9 日まで、折返し日翌日の 3 月 1 日から確定申告期終盤間際の 3 月 1 0 日まで及び 確定申告期終盤の 3 月 1 3 日から 1 5 日までの 4 つの期間に分け、これを所得者区分別及び申告納税額の有無等別に見ると、
 営業等所得者の場合、 の終盤の期間での提出が全体では 4 7 . 2 % とほぼ過半数に達しており、申告の出足が極めて遅いことが分かる。特に、申告納税額のある者の提出は 5 1 . 6 % で他の所得者と比較しても圧倒的に遅い。

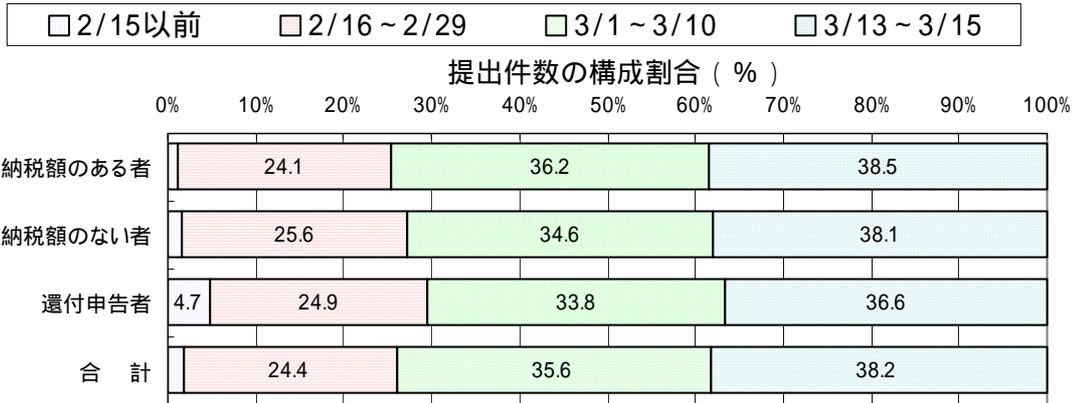
【 - 2 - 5 提出時期別申告状況 (営業等) - 構成割合参照】



不動産所得者の場合、全体では の期間の提出者は 2 4 . 4 %、 の期間の提出者は 3 5 . 6 %、 の期間の提出者は 3 8 . 2 % となっており、これらの提出割合は、申告納税額のある者・ない者、還付申告者ともに大きな変動はなく、4 割近くの者が の終盤になって申告書の提出を行っている。

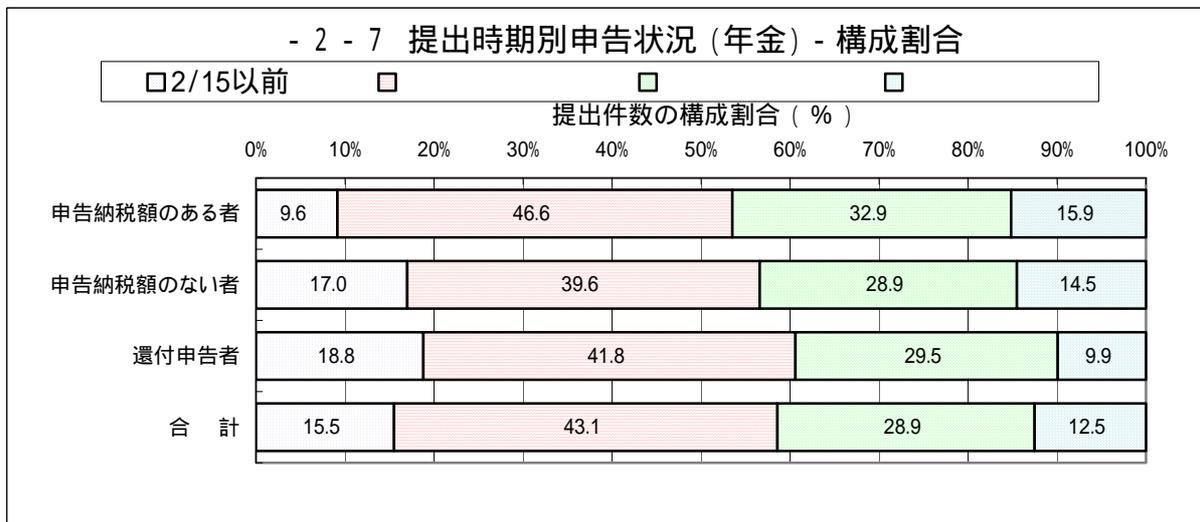
【 - 2 - 6 提出時期別申告状況 (不動産) - 構成割合参照】

- 2 - 6 提出時期別申告状況（不動産） - 構成割合



年金所得者の場合、全体では の確定申告期間前の提出者は 15.5%、確定申告期間開始後については、 の期間の提出者が 43.1%、 の期間の提出者が 28.9%、 の期間の提出者が 12.5% となっており、他の所得者と比較して早い時期での提出者が多いのが特徴的である。特に、還付申告者にあつては の確定申告期間前の提出者が 18.8% と、ほぼ 2 割に達している。

【 - 2 - 7 提出時期別申告状況（年金） - 構成割合参照】



3 申告納税額のある者

申告納税額のある者の申告書は、件数はわずかであるが法定申告期間前の1月の最終週頃から日々提出されており、確定申告期に入った2月16日(水)から3月9日(木)までの期間では、日々の提出件数に多少の大小はあるものの全体として大きな変動は見られない。そして、3月10日(金)以降から急激に増加し、特に確定申告期最終日である3月15日(水)の提出件数が突出して多い。

申告納税額のある者を所得者区分(構成割合)で見ると、確定申告期前から確定申告期間中の第一週ぐらいまでは年金所得者の占める割合が圧倒的に高く、営業等所得者は、逆に確定申告期開始日から最終日に向かって徐々に増加し、後半ほどウェイトが高くなっている。

不動産所得者や給与所得者の場合には、確定申告期中において特段の変化は見られない。

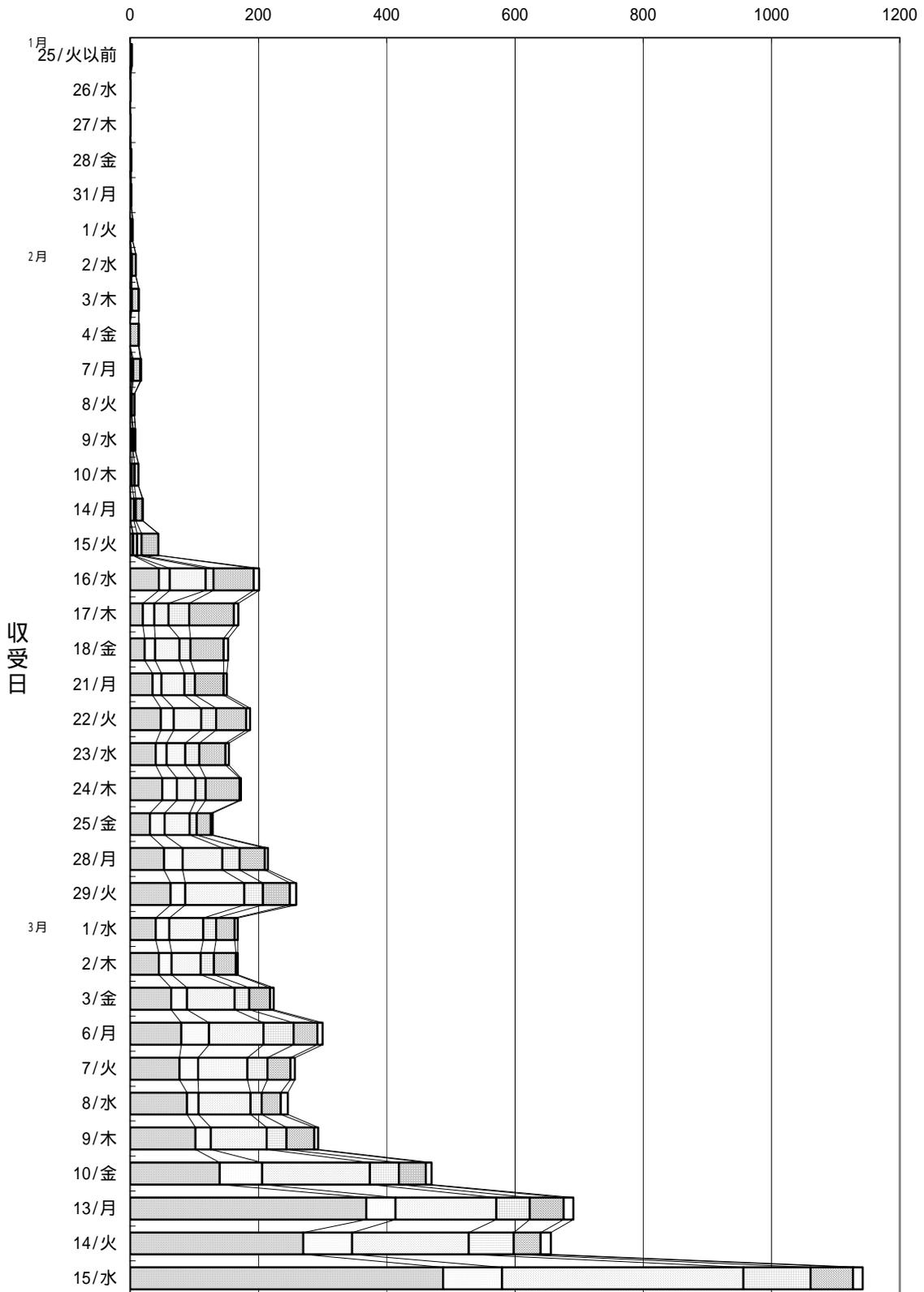
【図 - 3 - 1 申告納税額のある者の提出時期(所得者区分別) - - 収受件数参照】

【図 - 3 - 2 申告納税額のある者の提出時期(所得者区分別) - - 構成割合参照】

- 3 - 1 申告納税額のある者の提出時期 (所得者区分別) - 収受件数

□ 営業等 □ 農業 □ 不動産 □ 給与 □ 年金 □ その他

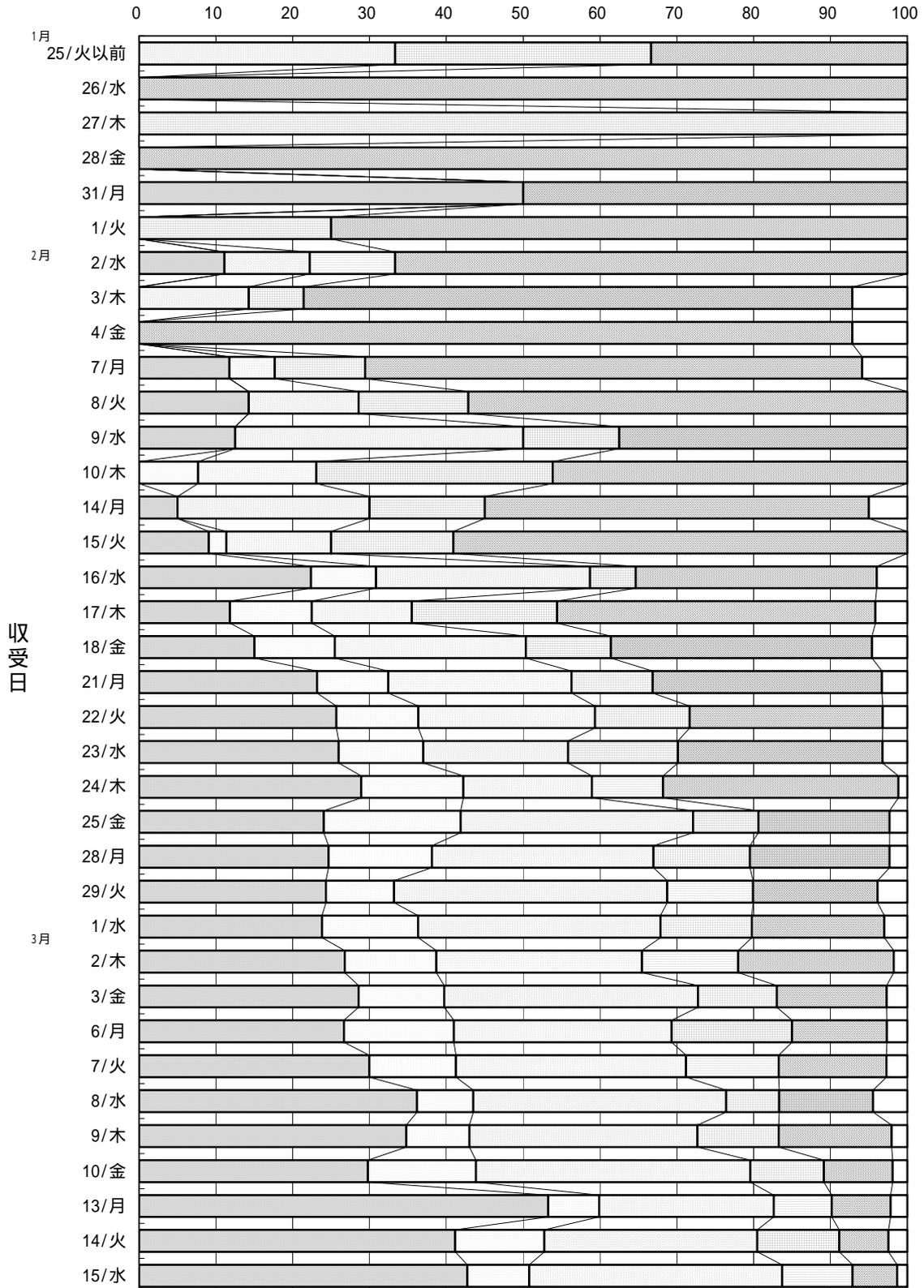
収受件数 (件)



- 3 - 2 申告納税額のある者の提出時期 (所得者区分別) - 構成割合

□営業等 □農業 □不動産 □給与 □年金 □その他

收受件数の構成割合 (%)



4 申告納税額のない者

申告納税額のない者は、申告納税額のある者と提出状況が極めて酷似しており、その申告書は、件数はわずかであるが、法定申告期間前の1月の最終週頃から日々提出されており、確定申告期に入った2月16日(水)から3月9日(木)までの期間では、日々の提出件数に多少の大小はあるものの全体として大きな変動は見られず、3月10日(金)以降から急激に増加し、特に確定申告期最終日3月15日(水)の提出件数は突出している。

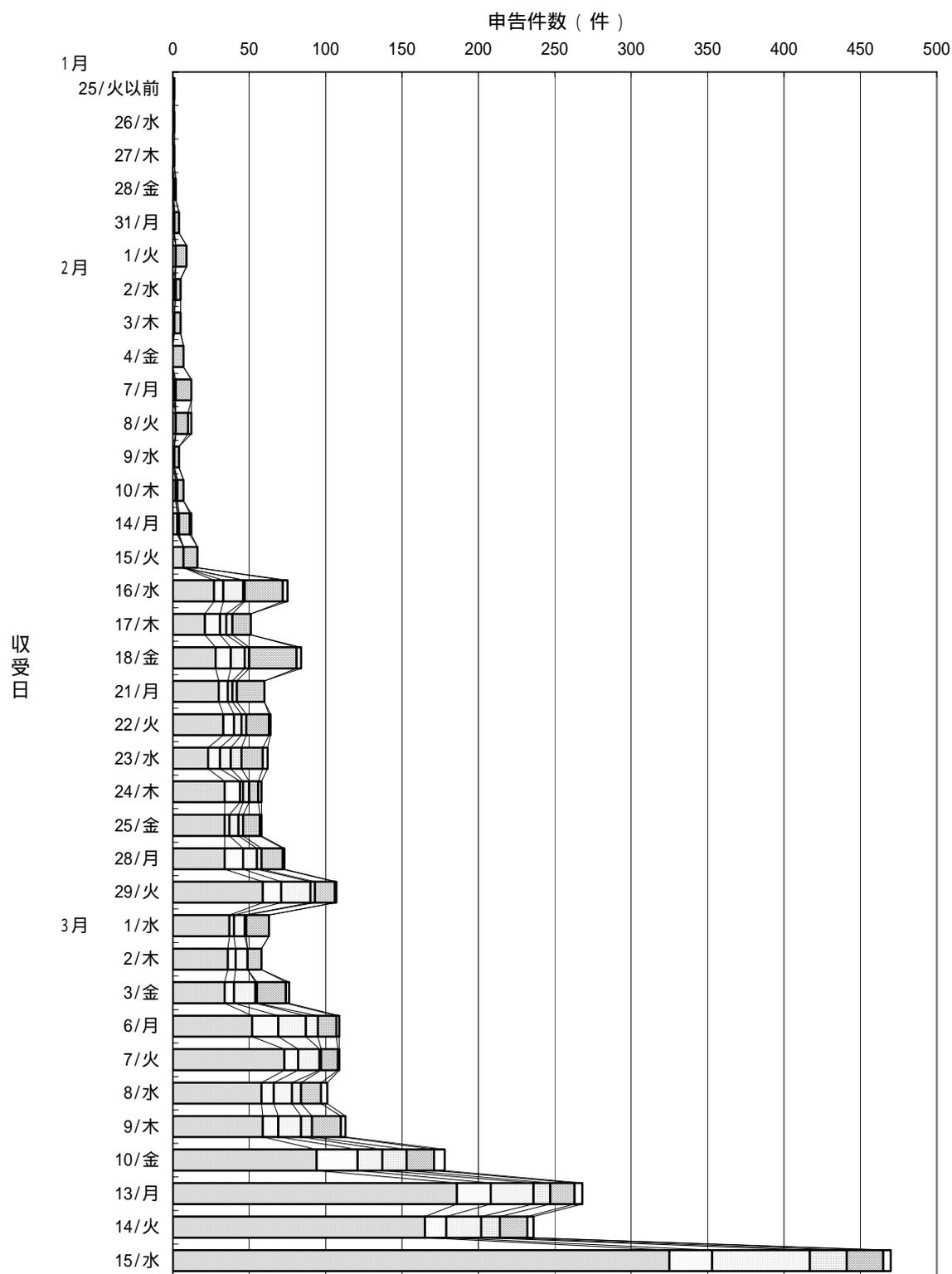
申告納税額のない者の所得者区分を見ると、営業等所得者と年金所得者とでその大半を占めている。また、確定申告期に入った2月16日(水)から確定申告期最終日の3月15日(水)までは営業等所得者が右肩上がりで徐々に増加しており、確定申告期前では年金所得者がほとんどを占めている。

【図 - 4 - 1 申告納税額のない者の提出時期(所得者区分別) - - 申告件数参照】

【図 - 4 - 2 申告納税額のない者の提出時期(所得者区分別) - - 構成割合参照】

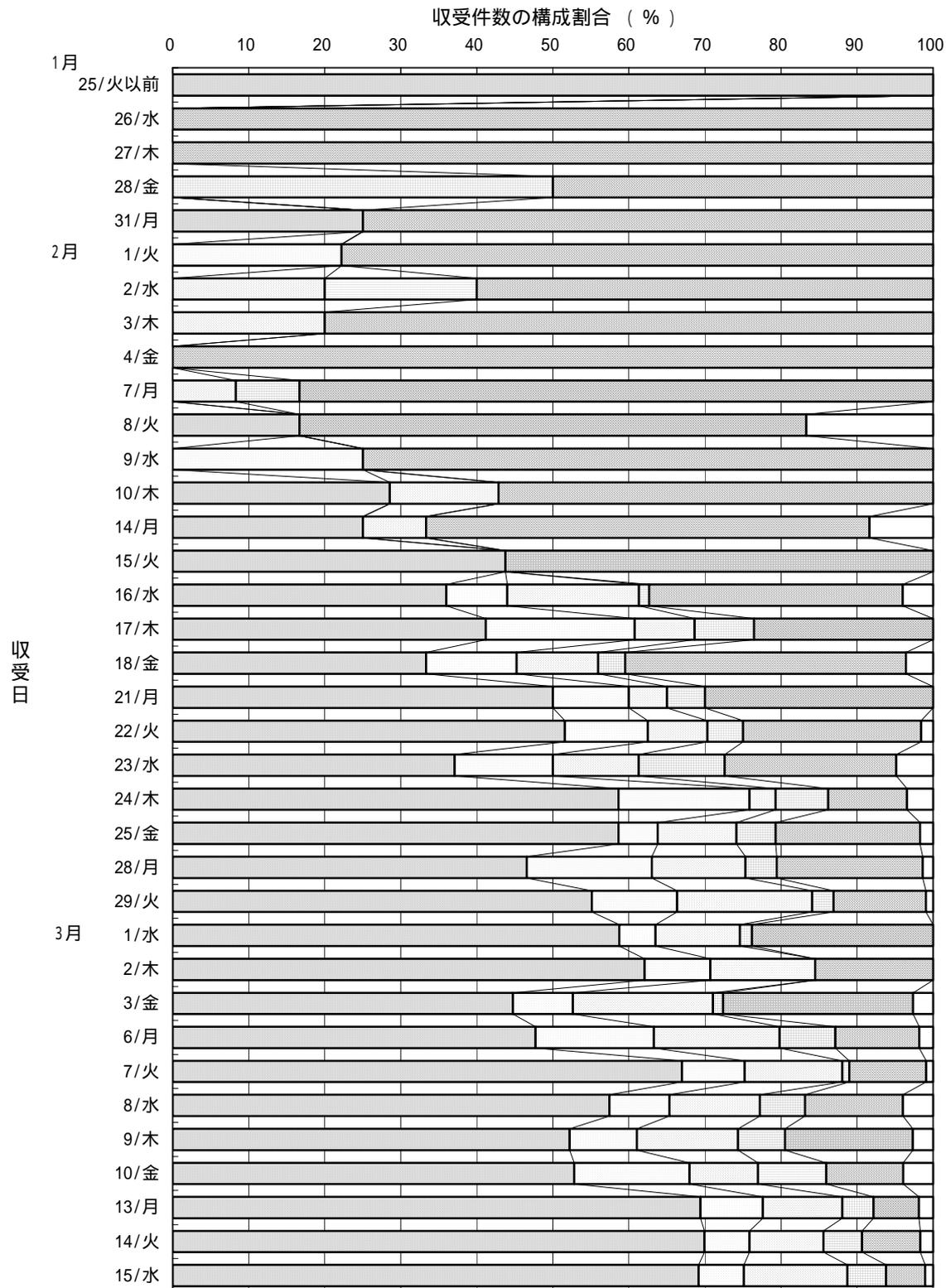
- 4 - 1 申告納税額のない者の提出時期(所得者区分別) - 申告件数

□営業等 □農業 □不動産 □給与 □年金 □その他



- 4 - 2 申告納税額のない者の提出時期 (所得者区分別) - 構成割合

□営業等 □農業 □不動産 □給与 □年金 □その他



5 還付申告者

還付申告者の申告書は、広報の効果もあって、件数は少ないものの1月始め頃から提出が始まり、所得税の源泉徴収票が給与及び年金等の支給先から交付される1月末から、以後確定申告期に入る前の2月15日(火)まで、徐々に提出件数が多くなる。そして、確定申告期に入った2月16日(水)以後は、日々一進一退を繰り返しながらも、右肩上がりに確定申告期最終日まで提出件数が増加している。特に、確定申告期最終日3月15日(水)の提出件数は、申告納税額がある者・ない者ほどではないが、突出して多い。

更に、還付申告書の提出事由別構成割合(1件の還付申告書に複数の提出事由がある場合は、複数併記としたため実件数とは異なる。)を見ると、1月24日(月)を境にして最終日まで、配当、医療費、住宅借入金、中途退職及び年調未済とも、日々大きな変動がなく、満遍なくこれらの還付申告書が提出されていることが伺える。

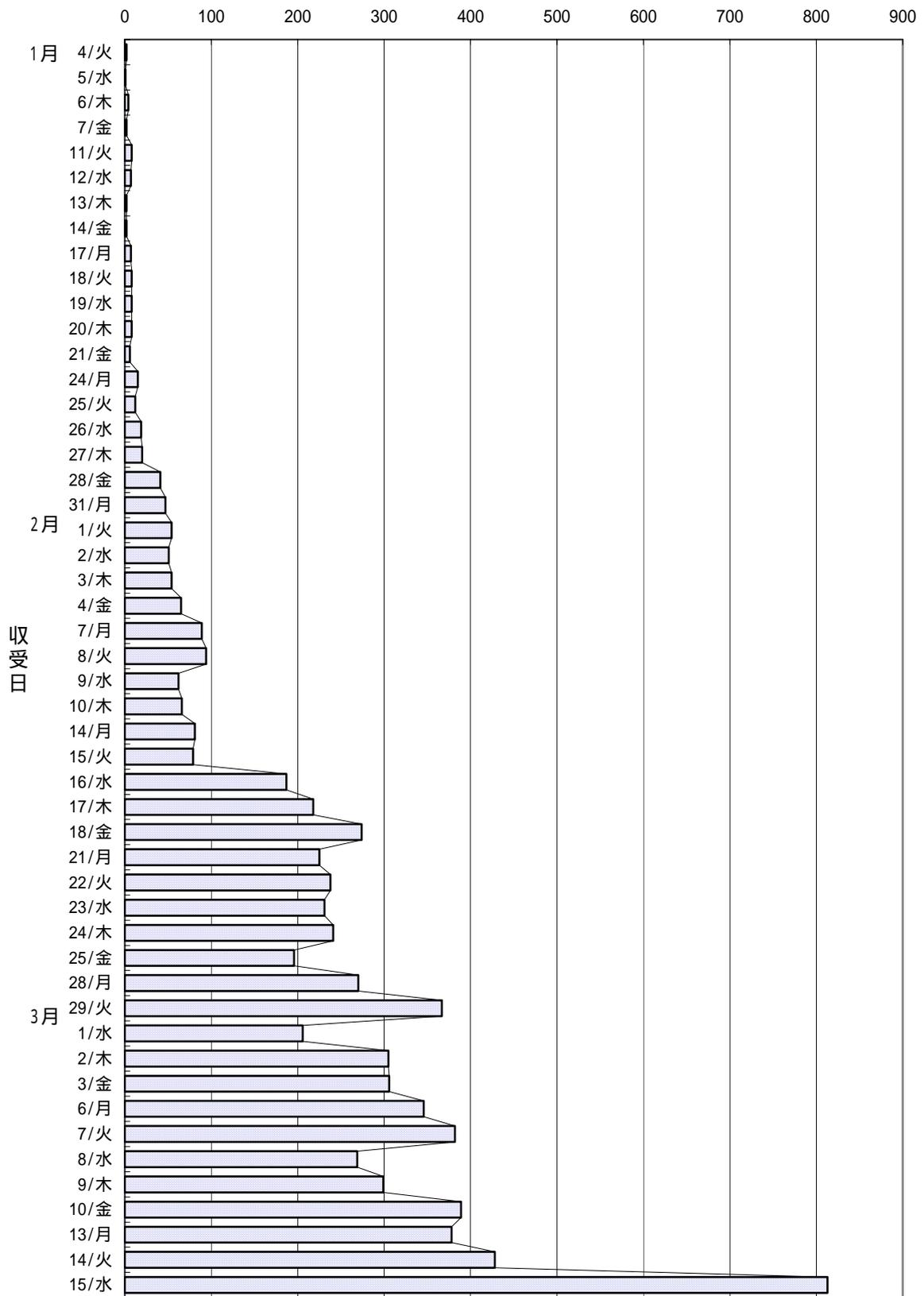
逆に、1月24日(月)より前の早期に提出された還付申告書は、件数が少ないこともあり、年調未済者や中途退職者の占める割合の高い日がある。

【図 - 5 - 1 還付申告者の提出時期 - - 申告件数参照】

【図 - 5 - 2 還付申告者の提出時期(還付申告事由別) - - 構成割合参照】

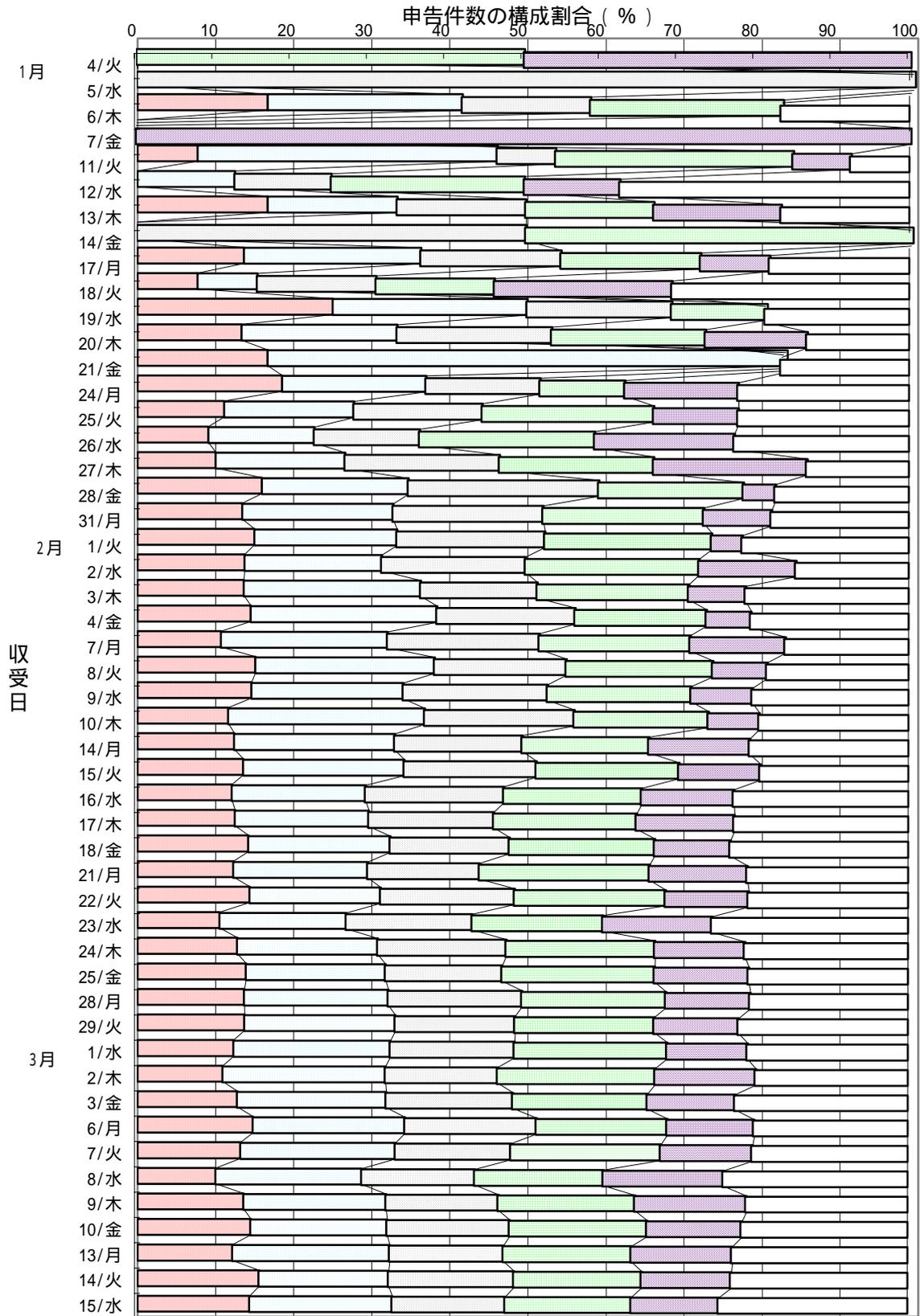
- 5 - 1 還付申告者の提出時期 - 申告件数

申告件数 (件)

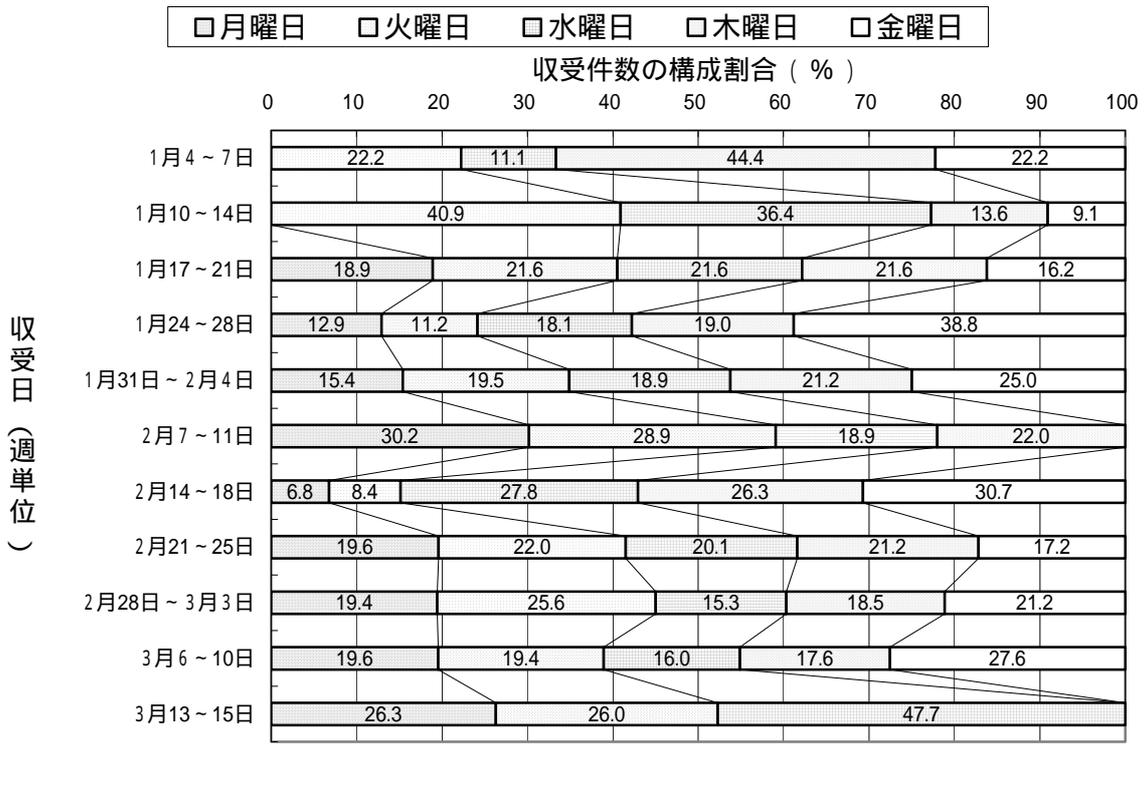


- 5 - 2 還付申告者の提出時期 (還付申告事由別) - 構成割合

□ 配当 □ 医療費 □ 住宅借入金 □ 中途退職 □ 年調未済 □ その他



- 6 - 2 提出件数の曜日別の状況 (全体) - 構成割合

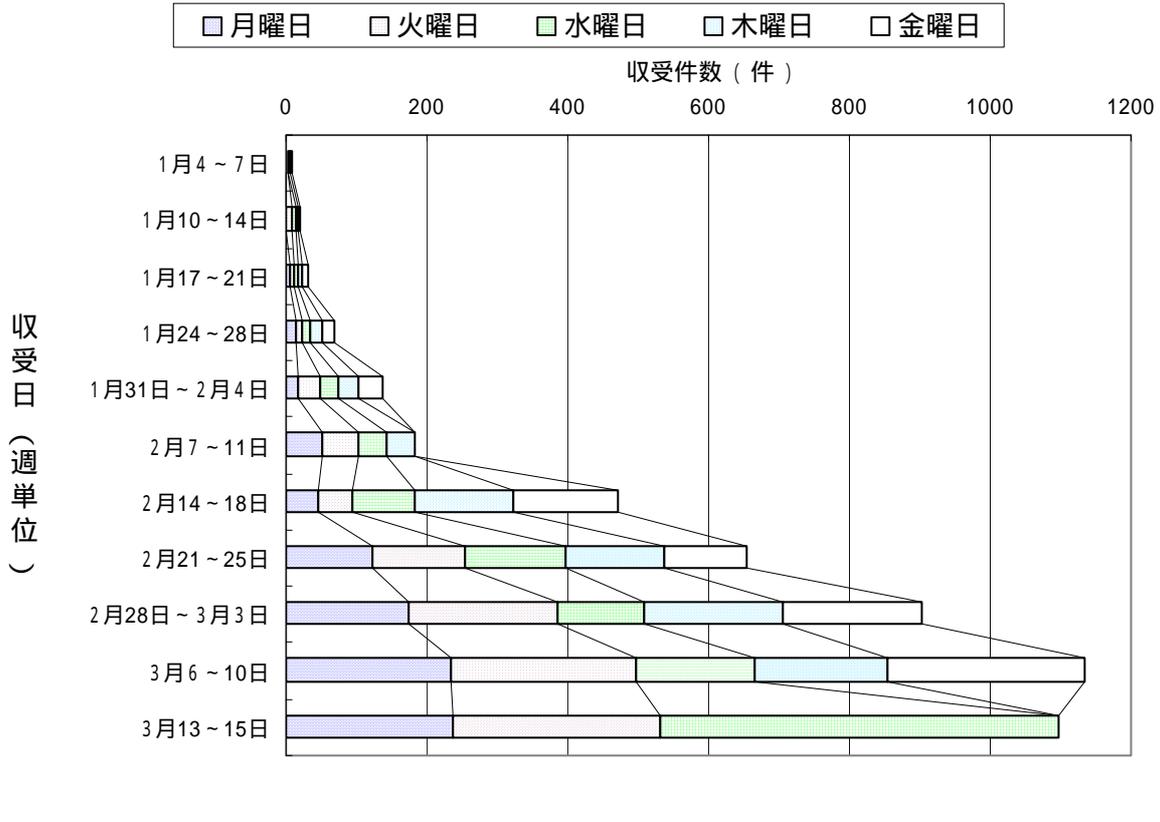


なお、以上の曜日別の状況を特に給与所得者に絞ってみると、確定申告期前の各週では曜日によって提出割合にバラツキがあって、これといった特徴が見られない。確定申告期間中の2月21日の週からは、これも最終の3日間は特別として、どの曜日も提出割合に大きな変動は見られず、給与所得者の場合、勤務時間に拘束される者が多いとはいえ、曜日には左右されずに申告者が提出されている。

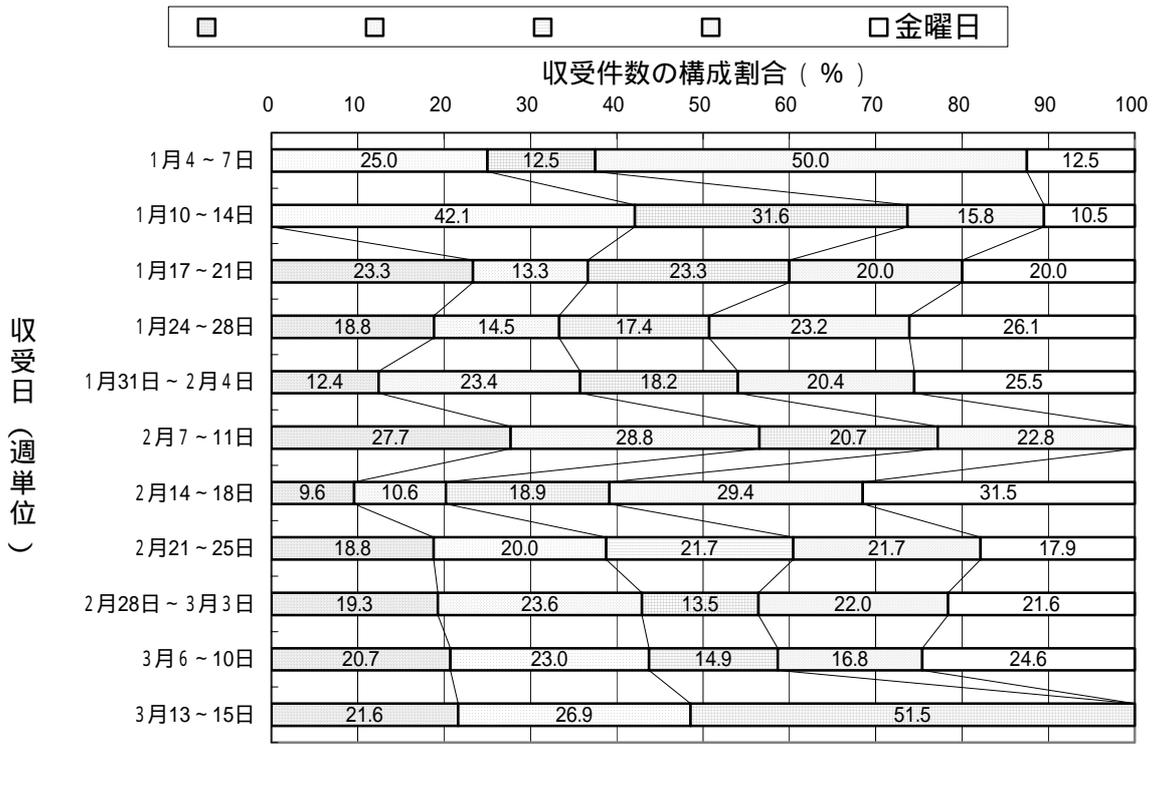
【図 - 6 - 3 提出件数の曜日別の状況 (給与所得者) 参照】

【図 - 6 - 4 提出件数の曜日別の状況 (給与所得者) - 構成割合参照】

- 6 - 3 提出件数の曜日別の状況 (給与所得者)



- 6 - 4 提出件数の曜日別の状況 (給与所得者) - 構成割合



あとがき

以上述べたように、本研究では、確定申告書提出状況の標本調査から得られた情報を基に、確定申告期における納税者の様々な行動態様について、その全体的な特徴が浮き彫りになるよう、表やグラフの作成を通じて分析を試みた。

そこから見える特徴的な点については、過去において観念的にしか理解できなかったものがグラフや数値として現れるなど、具体的事実として理解できたものも少なくないと思う。

本研究が、多少なりとも、確定申告の実務に携わる方々にとって参考になれば幸いである。

なお、今後、全国的にK S Kシステムが導入され、これを駆使した新たな分析も可能になるのではないかと考えられるが、この点については後の研究に譲りたいと思う。

終わりに、この研究に従事した職員及び標本調査に協力した税務署名は、次のとおりである。多忙な中、標本調査に協力いただいた各税務署、そして、確定申告の鳥瞰図作成という、これまで例を見ないテーマの研究について、ご理解とご指導をいただいた金子宏税務大学校顧問及び客員教授の各先生方、そして国税庁課税部個人課税課に対して、深甚なる謝意を表する次第である。

1 担当者（所属は平成13年12月1日現在のものである。）

< 所 属 >		< 氏 名 >	
税務大学校	研究部	部長	諸岡 健一
税務大学校	研究部 研究セクション	教授	藤山 隆雄
		教育官	藤巻 一男
金沢国税局	富山税務署	署長	久島 巖
関東信越国税局	総務部 総務課	主任（研究科）	渡邊 孝一
	人事第一課	課長補佐	瀧澤 隆
	課税第一部 個人課税課	情報技術専門官	竹田 勝哉
		審理係長	井澤 和彦
		監理第五係長	西原 信一郎
		実査官	小島 淳夫
	大宮税務署 総務課	課長	阿部 務
	朝霞税務署 個人課税第二部門	調査官	佐々木 弘勝
	新潟税務署 総務課	会計係長	渡邊 健
	派遣監督評価官室	監督評価官補	竹田 富雄

2 標本調査への協力署

< 県 名 >

< 署 名 >

埼 玉	朝霞、大宮、川口、西川口、川越、所沢、東松山、春日部
茨 城	水戸、日立、土浦
栃 木	宇都宮、栃木、足利、佐野
群 馬	伊勢崎、高崎、藤岡、中之条、沼田、館林
長 野	長野、上田、諏訪、伊那、松本
新 潟	新潟、新発田、巻、三条、長岡、柏崎、糸魚川